

令和４年度 第２回野田市児童福祉審議会

日 時 令和４年１０月２８日（金）
午後２時３０分から
場 所 保健センター３階 大会議室

次 第

１ 開 会

２ 市長あいさつ

３ 会長あいさつ

４ 議 題

(1) 第１回野田市児童福祉審議会 書面審議結果について（報告） …資料１

(2) 野田市エンゼルプラン第５期計画（野田市子ども子育て支援事業計画第２期計画）
の中間見直しについて（諮問）
〔野田市エンゼルプラン第５期計画（野田市子ども子育て支援事業計画第２期計画）
中間見直し素案について〕 …資料２

５ その他

６ 閉 会

議題1 会長の選任について	
承認の可否	承認 20 人 非承認 0 人
意 見	回 答
なし	

議題2 野田市エンゼルプラン第5期計画の進捗状況について	
意 見	回 答
○渡辺委員 事業番号 2, 3 保育所等の整備 就学前人口がここ5年間で150人程度少なくなっている認識です。今後の長期的な人口推計を鑑み、過剰な保育所等の整備にならないよう、既存施設の定員変更や弾力受入れなどで対応をしていただけるよう御配慮願います。 事業番号 18, 63 保育所における子育て支援活動 野田市は近隣市町村と比較し、いわゆる0号児(0-2歳児に保育要件を満たさない家庭)の割合が多いと認識しております。当該家庭から見ると、保育所・保育園はあまり意識が無く、3歳になれば幼稚園を選択される方も多いことから、私立幼稚園での児童に対するサポートもご検討いただければと思います。国の方でも一番目に届きにくい、0号児のフォローをどのように進めていくかを検討(マイ保育園制度、産後レスパイトケア等)しているところですので、野田市においてもすべての子育て家庭に支援が行き届くようにご検討いただければ幸いです。	(保育課) 就学前人口は減少傾向ですが、保育需要は増加傾向となっております。施設整備、既存施設の弾力受入れ、あっせん等を含む利用調整により、4月の待機児童は2年連続でゼロを達成しておりますが、例年年度末にかけて待機児童と保留者が増加していく傾向があり、また年度当初においても保留者が発生していることから継続的な保育需要が見込まれ、保育ニーズの増加による保育の受け皿整備が必要となっております。 市では、年度末まで保留者をゼロとすることを目標としてきましたが、保留者を分析した結果、「単願による申込み」、「転園希望」、「通園可能園があるが希望しない」で保留者全体の8割を占め、その他は「求職活動をしていない」「復職する意思が無い」「市外からの希望者」であることから、緊急の必要性は低いことを確認しました。保留者解消は困難であり、また保育の必要性の高い待機児童についても、年度末までの解消を目標とした場合は、過剰な整備となることから、方針を転換し、今後は必要性の高い待機児童の解消に優先的に取り組むと同時に、年度末にかけて増加していく待機児童を減らすこと、特に年度の前半(9月まで)においては待機児童を発生させないように取り組んでまいります。

	また、3歳以上の児童については、保育所や認定こども園だけではなく幼稚園の利用も選択できることから、幼児教育需要に応じた受け皿も必要となります。その中でも、発達上の支援を要する児童が増加傾向にあることから、市としても私立幼稚園を含め一丸となってインクルーシブ教育を推進する必要があると考えており、令和4年10月から私立幼稚園にも支援を要する園児を受け入れるために加配した職員の人件費等の補助制度を創設しました。今後も、市の子ども達の将来を第一に、野田地区私立幼稚園協会と協議を重ねて連携を図ってまいります。 貴委員から情報提供いただきました「マイ保育園制度」につきましては、近隣市（市川市・我孫子市）でも導入されている例がありますが、限られた保育士数で実施されている現状と待機児童対策とのバランス等も考慮しながら今後の導入について検討をする必要があると考えております。 また、市では平成17年4月1日より育児不安や、育児ストレスを抱える保護者に対し、ご自宅に訪問員が訪問し、家事援助や育児指導を行う「養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）」を実施しており、この事業の中で出産後おおむね1年以内の母親が育児ストレス等によって、子育てに対して不安や孤独感等を抱えている家庭を対象としております。 なお、産後レスパイトケア事業については、国でも検討段階であるため、今後の国の動向を注視してまいります。 さらに、0～2歳児の保育要件を満たさない家庭も含め、すべての子育て家庭に支援が行き届くよう、既存施設を活用した子育て支援を展開できるよう、検討してまいりたいと思います。
--	---

○渡辺委員 事業番号 6, 48 公立幼稚園の機能充実 民業圧迫にご配慮いただいておりますが、引き続きご理解のほどよろしく願いいたします。	(学校教育課) 市の行政運営について、あくまでも「民間でできることは民間で」という基本的な考え方を継続し、民業圧迫にならないよう配慮してまいります。
○菊地委員 幼稚園の預かり保育について、公立で行っていない理由を民業圧迫としているが公立幼稚園であるべきサービスを民営に責任転嫁する考えは間違っている。市民が望むサービスを行うことが公立の務めである。保育士の残業等の問題もあると思うが必要なサービスを公立に求める。	(学校教育課) 市の行政運営については、あくまでも「民間でできることは民間で」という基本的な考え方があります。 公立幼稚園において預かり保育事業に新たに参入することは、民業圧迫にもなりかねなく、実施する考えはありません。
○渡辺委員 事業番号 79 他 児童発達支援・放課後デイサービスについて 市内の事業者では満員で受け入れることができず、市外の事業所を利用する方もいらっしゃいます。年々、支援が必要なお子さまが増える傾向にありますので、市内でのサービスが受給できる体制確保もご検討いただきたく存じます。(流山市ですと、施設整備に補助があると聞いております。)	(障がい者支援課) サービスの利用については、市内外に問わず、個々の障がいの特性に応じた事業所を選んで利用していただいております。 令和4年3月末現在、市内の児童発達支援事業所は、19 事業所全体で利用率は 52.9%、放課後等ディサービス事業所は、21 事業所全体で利用率は 80.2%となっております。 市内の障がい児通所事業者等と連携を図りながら、ニーズに応じたサービスの提供に努めてまいります。
○小笠原委員 事業番号 159 障がい児教育の推進について 特別支援学級に在籍する児童は様々な特性があり、教員、指導員共に専門的な知識を持ち、それを実践できなければ学級崩壊が起きやすいと推測します。特別な支援が必要で在籍しているはずが、配慮が不足し「小人数制学級」となっている学校もあるのではないのでしょうか？ R3 実績に「要望があった学校を訪問した」とありますが、要望がない学	(指導課) 毎年5月～6月に、指導課が市内全ての小中学校を訪問し、就学相談を受けた通常学級及び特別支援学級に在籍する新1年生のフォローアップを行っております。またその際、他学年において気になる児童・生徒についても学校と情報を共有し、観察・助言を行うと共に、その後も継続的に学校訪問を行っております。 特別支援学級担任につきましては、新任担当者研修及び教育課程研修会、教育相談研修会を通して、専門性の向

校へも専門の方を定期的に派遣し特別支援学級の安定した学級運営ができるよう授業の視察や教員への指導・相談など行える体制を整える必要があると感じます。	上に努めております。また、要望のあった学校への専門家チーム派遣の他に、千葉県立野田特別支援学校の先生に、専門的な視点から授業の視察や教員への指導・相談を行っていただく「巡回相談」という体制を整えております。
---	---

議題 3 野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第4次改訂版の進捗状況について	
意 見	回 答
○渡辺委員 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」に対して、意見がございます。特別扶養児童手当受給世帯には自動的に10万円が受給できる制度設計となっておりますが、昨今に家庭環境が変更し、一人親になるなど（家計急変世帯）に対しての周知をもう少ししていただけると、よりひとり親家庭などの支援につながるのではないかと考えております。 他市町村では、各教育・保育施設等にポスターを置き配布するなどして、普及を図っていると聞いておりますので、ご検討いただければ幸いです。	（児童家庭課） 「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金」として、低所得の子育て世帯に対し、児童1人あたり5万円を給付しています。 事業の周知について、児童扶養手当の受給者や窓口に来庁された方等、市が把握できる方については、郵送等により個別に周知していますが、家計急変等により支給の対象となる方については、把握することができませんので、主に市ホームページで周知をしています。なお、ポスター掲示はありませんが、市報に複数回掲載しお知らせするとともに、SNS（ライン、ツイッター、フェイスブック）を活用するなどして周知に努めています。 なお、チラシを保育所、幼稚園、学童保育所、子ども館に配架しました。
○渡辺委員 他市を聞くと、進学塾の費用の補助などがあるが、野田市はないので検討してほしい。	（児童家庭課） 市では、中学生と小学3年生を対象に、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めることを目的に無料で学習支援を行う「子ども未来教室」を開催するなど市独自の学習支援を実施していますので、現状では、進学塾の費用の補助は考えていません。

○渡辺委員 (知人が) 昨年、ひとり親家庭となったが、民生委員の方の名刺をいただただけで、ひとり親に関する情報をあまりいただけていない。	(児童家庭課) 民生委員児童委員、主任児童委員については、地域における相談相手として様々な活動をする中で、ひとり親の方が希望される場合は関係機関につなぐなど見守り等を行っています。 ひとり親に関する情報については、手続きに来庁された際、母子・父子自立支援員や婦人相談員が面談し、ひとり親に関する情報を説明させていただくとともに個々の状況を聞き取り必要な案内を行い、状況によっては継続的に相談支援を行うようにしています。 新たにひとり親家庭になった世帯や支援が必要な世帯については、母子・父子自立支援員と主任児童委員が家庭訪問を行い情報提供や相談等の支援をしています。 また、市ホームページや市報などにより、ひとり親家庭に限らず広く子育てに関する情報を発信しています。 なお、ご指摘いただきましたことがないよう、研修等を強化してまいります。
○渡辺委員 (知人が) 離婚をする際に、児童家庭課に相談に行った際の相談スペースがあまりにオープンすぎる。隣の方の情報も筒抜けの状態なので、もう少し個人情報・プライバシーに配慮いただきたい。	(児童家庭課) 児童家庭課のカウンターで申請の受付や相談等の業務を行っています。が、相談内容により、個別の相談スペースを利用するなどプライバシーに配慮して相談を行うようにしてまいります。
○菊地委員 コロナにより様々な問題がある中、プランなどとてもがんばっていると思います。情報等をさらに周知するために保健所等が行っている LINE 等の情報ツールなどの活用を更に進めていって欲しい。	(児童家庭課) 情報の周知については、市ホームページや市報への掲載、SNS（ライン、ツイッター、フェイスブック）を活用するなど情報の発信に努めています。 特に、市ホームページ内の「にじいろ Navi」により、ひとり親家庭に限らず子育てに関する支援情報を提供しており、「にじいろ Navi」の最新情報をラインでも発信しています。

議題 4 保育施設の確認にかかる利用定員の変更・設定について	
意 見	回 答
○渡辺委員 令和5年4月開園の「(仮称) コビープリスクールつつみの」では、新たに18名の1号認定が行われる。少子化が急激に進行する中では、保育所や認定こども園だけでなく、幼稚園も含めた幼児教育・保育全体として捉えて計画を進めていただきたい。	(保育課) ご指摘のとおり、幼児教育・保育全体として捉えて計画を進めていくことが重要と考えております。このため、これまで市長部局が保育所及び認定こども園、教育委員会が幼稚園を所管していたため、連携が不十分であった部分を改め、令和5年度より、市長部局の健康子ども部保育課(名称変更予定)において、全体を捉えて計画を進めてまいります。
○菊地委員 保育の質の確保も考えながら保育の定員数を考えていってほしい。概ね対応人数に関しきちんと対応している印象を受けた。	(保育課) 保育士や幼稚園教諭等の確保策をはじめ、教育保育の質の向上を図る取組を進めてまいります。
○福井委員 利用者に沿った定員の見直しは賛同します。	(保育課) ご意見ありがとうございます。引き続き、適正な定員の見直しを進めてまいります。

その他 自由意見等
○菊地委員 のだしこども館の交通の問題、まめバス等をこのこども館前に通してあげてほしいと考えています。すぐには難しいとは思いますが、気軽に車のない家族にも利用できる利便性を上げてほしいです。 (企画調整課) 現在、まめバスでこども館へ行くためには、少し離れている「野田貝塚」または「桜の里2丁目」停留所を利用していただくこととなりますが、令和6年の新運行計画の開始に向けて、ルート変更やダイヤ改正等の見直しを進めているところです。ご意見にありましたように移動に不便を感じている方もいらっしゃることから、こども館前へのまめバスの運行を周辺の道路状況、他のルートとのバランス等を考えながら検討を進めてまいります。 今後もまめバスの運行に御理解と御協力をお願いいたします。

○山田委員

対面の審議会では、資料を配布した上、審議委員を前にして資料の要点をかいつまんで説明していただきますが、書面議決になると資料が配布されるだけとなっています。これでは見逃してはいけないポイントがわかりにくいです（特に資料2、資料3）。

書面議決という方式になっても同じように内容のポイントをまとめたものを別に作成するなり工夫があると審議も質の高いものになると思います。

コロナ禍でも私達が同じ熱量で取り組んでいることを市民のみなさんに理解していただけるよう努力を押しましことこそが私たちの使命なのではないでしょうか。

（児童家庭課）

資料の内容が分かるような説明を添付させていただくなど、審議のポイントが明確に判断できるような工夫をさせていただきます。

○渡辺委員

近隣市町村の動向をみると、書面決議から Zoom 開催に切り替えが進んでいます。各有識者の方が集まる会ですので、書面だけの一方的なものではなく、会議形式のリアルで双方向の議論ができる形もご検討いただければ幸いです。

（児童家庭課）

近隣市町村での実施状況も踏まえ実施については改めて検討してまいります。

○福井委員

コロナ感染の為、中止を余儀なくされた事業が多く見受けられました。課題が多いと思いますが可能な範囲で実施できるよう願います。

（児童家庭課）

事業の実施については、感染対策を徹底し、可能な範囲で事業を実施してまいります。

○縄田委員

少子化、人口減少の課題にはやはり子育て支援が大切だと資料を見て考えさせられました。多くの事業が地域の宝（子ども）の成長を支えていることをさらに意識していくことが必要と思います。

（児童家庭課）

少子高齢化による人口減少社会において、子供たちへの支援は、野田市の未来への投資ですので、子育て支援を重要施策の一つとして取組んでまいります。

○縄田委員

児童センターの内覧をさせていただきました。子どもたち、市民から親しまれる施設になるのではないかと期待しています。

（児童家庭課）

子供たちや保護者から親しまれる施設になるよう、利用者からのご意見や

ご要望等を聞かせていただき、常に改善に取り組み魅力ある施設運営を目指します。

○渡辺委員

近隣の各市町村の動向をみると、子ども・子育てに関する計画が市の今後の成長戦略に大きく資するものであると感じております。野田市に子育て家庭を誘致していくうえで、当審議会で何か練ることができないか議論させていただければと存じます。

新参加者ですので会の運営所作などもわからずご迷惑をおかけすることも多いかとは思いますが、何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

(児童家庭課)

子育て支援施策は、将来の野田市発展のため非常に重要な施策の一つです。子育て世帯が住みたくなるような魅力ある街になるようご協力をお願いします。

エンゼルプラン第5期計画（子ども子育て支援事業計画第2期計画）中間見直しについて

1 見直しの必要性

令和2年3月に、『子どもが未来に希望を持ち「元気に明るく家族とともに笑顔で暮らせるまち」野田』を基本理念とし、令和2年度から令和6年度を計画期間とした野田市エンゼルプラン第5期計画を策定しました。

当該計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村事業計画」として、野田市子ども・子育て支援事業計画第2期計画を包含しています。

「市町村事業計画」については、国の定める基本的な指針において、「教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策」及び「地域子育て支援事業の量の見込みと確保対策」について、計画期間の中間年を目安に計画と実績に10%以上乖離がある場合は原則見直しを行います。10%以上乖離していない事業についても、「量の見込み」を大きく変動させる要因等がある場合は必要に応じて見直しを行います。「量の見込み」の見直しに伴い、提供体制を確保できるよう必要に応じて「確保の内容」についても見直します。

なお、令和元年10月から幼児教育・保育等の無償化が実施されましたが、計画策定時は、教育・保育施設の確保予測が的確に見込めなかったことから、見直しの中で整理します。

また、野田市の子育て支援施策の総合的な基本指針であるエンゼルプラン第5期計画についても、令和2年度以降に新たに取組んだ事業や事業内容が拡充等された事業を追加し、令和2年度以降に廃止となった事業については、廃止した経緯等の理由を示します。

実績値が示されている事業については、令和3年度までの実績に時点修正するとともに事業内容についても時点修正を踏まえて見直しを行います。

2 中間見直し内容

（1）教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策の見直し

令和元年10月から幼児教育・保育等の無償化が実施されましたが、計画策定時は、教育・保育施設の確保予測が的確に見込めなかったことから、実績と今後の推計をもとに、関連する総論の第3章から第5章について見直しを行います。

(2) 地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策の見直し

実績と今後の推計をもとに、関連する総論の第3章から第5章について見直しを行います。

(3) 各論（個別事業）の見直し

令和2年度以降に新たに取り組んだ事業及び事業内容が拡充等された事業を追加し、令和2年度以降に廃止となった事業については、廃止した経緯等の理由を示します。

また、実績値が示されている事業については、令和3年度までの実績に時点修正するとともに事業内容についても時点修正を踏まえて見直しを行います。

3 中間見直し案

別紙野田市エンゼルプラン第5期計画[野田市子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）]中間見直し（素案）

野田市エンゼルプラン 第5期計画
[野田市子ども・子育て支援事業計画(第2期計画)]
中間見直し(素案)

令和5年 月

野田市

野田市エンゼルプラン第5期計画の中間見直しに当たって

令和5年 月

野田市長 鈴木 有

目 次

■総 論

第1章 エンゼルプランの概要

1 国・県・市の取組状況.....	1
2 プラン策定の趣旨・位置付け	8
3 プランの計画期間	9
4 プランの対象.....	9
5 プランの推進体制	10

第2章 子どもと子育てをめぐる現状

1 少子化の動向	11
2 家族構成の動向	13
3 就労の動向	16
4 子どもを取り巻く環境の動向	18

第3章 子育て支援の環境

1 子育てに関する意向調査の結果	19
2 子育て支援サービスの提供と利用の動向	25

第4章 基本理念と基本目標

1 プランの基本理念	33
2 プランの考え方	34
3 プランの基本目標	35
4 本プランの施策の主なポイントと新たな取組について	37
5 施策の整理について	43

第5章 サービス供給の事業量と確保量

1 子ども・子育て支援制度について	44
2 事業計画における区域設定の考え方	45
3 教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策	46
4 地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策	51
5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保について	62
6 新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画	63
7 子どもの貧困対策の位置付け	65
8 前計画の基本目標の実績	67

■各 論

第1章 施策の体系.....	68
第2章 基本目標1における施策・事業内容	
1 幼児期における学校教育及び保育の充実.....	69
2 地域における子育て支援の充実.....	81
3 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進.....	146
4 子育てを支援する生活環境の整備.....	173
第3章 基本目標2における施策・事業内容	
1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	191
2 子ども等の安全の確保.....	228
3 要保護児童などへの対応などきめ細かな取組の推進.....	244
第4章 基本目標3における施策・事業内容	
1 職業生活と家庭生活の両立の推進.....	277
第5章 【付帯資料】事業番号順検索表.....	290

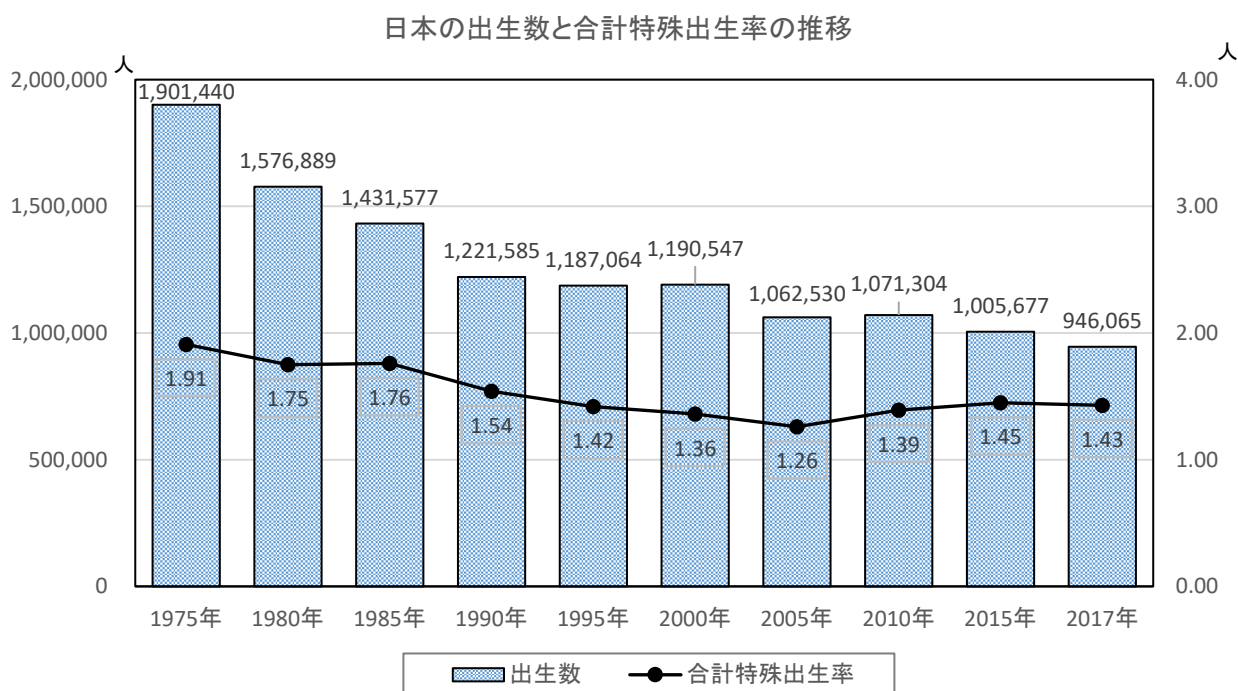
■ 総 論

第1章 エンゼルプランの概要

1 国・県・市の取組状況

1) 我が国全体における少子化の現状とその影響

我が国の出生数をみると、第2次ベビーブーム期の1971（昭和46）年から1974（昭和49）年には約190万人に達していましたが、2012（平成24）年には約103.7万人と、約5割近くまで減少しています。また、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム期に約2.1で推移していましたが、2005（平成17）年には過去最低となる1.26を記録し、この年初めて出生数が死亡数を下回り、我が国は本格的な人口減少社会を迎えることになりました。その後2017（平成29）年には1.43とやや増加傾向に転じていますが、依然低い水準にとどまっており、この傾向が続いた場合、国立社会保障・人口問題研究所が行う将来人口推計によれば、2017（平成29）年の人口約1.26億人が2065年では約8,808万人にまで減少するとされています。



人口減少の影響は単に人口規模が小さくなるだけではなく、65歳以上の高齢者人口の割合が増加する一方、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合が低下するという「人口構造の変化」を伴うものとなり、これまでの人口構造を前提にしていた社会保障制度の持続や、経済成長の基盤を揺るがす深刻な問題に至る可能性があります。

少子化が進む背景には、第一の要因として晩婚化やそれに伴う女性の晩産化の傾向とともに未婚化の進行が大きく影響していることが考えられます。

結婚や出産を妨げる原因として、これまで、核家族化による家庭養育力の低下や、女性の社会進出に伴う意識の変化などが挙げられてきましたが、最近はこれらに加えて経済的な問

題が指摘されています。

このことは、バブル経済の崩壊から始まった「失われた 20 年」以降今日に至るまで、企業が厳しい競争にさらされ終身雇用を維持することができず非正規雇用が増加する中、所得保障や将来に対する不安が結婚や出産をためらわせていることが考えられています。

そのため今後は、安定した雇用の確保や就労と子育てを両立できる働き方が実現できる社会の構築などが従来の少子化対策とともに必要になっています。

2) 国の取組

【エンゼルプランと新エンゼルプランの策定】

1990（平成 2）年のいわゆる「（合計特殊出生率）1.57 ショック」を契機に、政府は仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、1994（平成 6）年、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定し、更に 1999（平成 11）年には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を策定し、保育の量的拡大や、延長保育等の多様な保育の充実、子育て支援センターの整備等地域における様々な支援施策を打ち出してきました。

【次世代育成支援対策推進法の制定】

2002（平成 14）年に発表された「少子化対策プラスワン」では、これまでの保育中心だった施策を転換し、子育て家庭の視点からみたバランスある子育て支援を着実に進めていくことが示されました。

これらを踏まえ、少子化の流れを変えるために、従来の取組にもう一段の対策を進める必要があるという考えから、2003（平成 15）年、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を目的とし、地方公共団体や事業主に行動計画の策定を義務付けた「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等子育て支援に関する 10 年間の集中的・計画的な施策を進めることになりました。

このように地域レベルの取組が進められる一方で、国として少子化対策に対する基本法制定の機運が高まり、2003（平成 15）年に「少子化社会対策基本法」を制定し、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策大綱を策定することを政府に義務付けました。

【新しい少子化対策についての閣議決定】

しかしながら、こうした取組にも関わらず、2005（平成 17）年には出生数、合計特殊出生率とも過去最低を記録するなど、少子化の流れは止まらず、2006（平成 18）年、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」を閣議決定しました。

「新しい少子化対策について」では、家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を

図るための国民運動の推進とともに、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに着目して、出産や育児の経済的負担の軽減を始め、子育て支援拠点の拡充、男女共同参画の視点に立った関連施策の推進等、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでのライフステージごとの子育て支援策を掲げ、より実効的な方向性を打ち出しました。

【「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の取りまとめ】

2007（平成 19）年、少子化社会対策会議の委員と有識者で構成する「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議は、結婚や出産・子育てに関する国民の希望と現実の乖離に注目し、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を取りまとめ、主な内容である「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を示しました。

また、同会議は、2008（平成 20）年、希望する全ての人が保育サービスを利用できるよう、保育所の受入児童数を始め、家庭的保育事業や放課後児童健全育成事業等の目標量を示した「新待機児童ゼロ作戦」を発表しています。

【子ども・子育てビジョンの策定】

さらに、少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」と 2009（平成 21）年度までの実施計画に当たる「子ども・子育て応援プラン」を一体化する形として、2010（平成 22）年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、若者の自立とたくましい子どもの育ちなど「目指すべき社会への政策 4 本柱」を掲げて具体的な取組を進めることになりました。

【子ども・子育て関連 3 法の制定】

その後 2012（平成 24）年には「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、同法に基づき 2015（平成 27）年度から施行する「子ども・子育て支援新制度」では、これまでバラバラだった給付制度、財源を一元化した、教育・保育の新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域における子育て支援等を柱として総合的に推進していくこととしています。

【子ども・子育て支援新制度の施行】

2012（平成 24）年に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく子ども・子育て支援新制度について、2015（平成 27）年 4 月 1 日から本格施行し、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や子ども・子育て支援新制度の施行をするため新たな組織である「子ども・子育て支援本部」を設置しました。

【子育て安心プランの公表】

25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、2017（平成 29）年 6 月「子育て安心プラン」を公表し、2018（平成 30）年度から 2022（令和 4）年度末までに女性就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしており、2017（平成 29）年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ

ージ」では、これを前倒しし、2020（令和2）年度末までに整備することとしています。

【新しい経済政策パッケージの策定】

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、政府は2017（平成29）年12月8日、「人づくり改革」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。このうち「人づくり改革」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、2兆円規模の政策を盛り込み、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとしました。また、これらの施策の安定財源として、2019（令和元）年10月に消費税10%への引上げによる財源を活用するとともに、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額することとしました。

【これまでの国の少子化対策の経緯】

年 月	主な取組
1990（平成2）年	合計特殊出生率1.57ショック（少子化傾向が注目される）
1994（平成6）年	（12月） エンゼルプラン + 緊急保育等5か年事業（1995～1999）
1999（平成11）年	（12月） 新エンゼルプラン（2000～2004） 少子化対策推進基本方針 野田市エンゼルプラン
2001（平成13）年	（7月） 待機児童ゼロ作戦
2002（平成14）年	（9月） 少子化対策プラスワン（保育中心の取組から転換）
2003（平成15）年	（7月） 次世代育成支援対策推進法（2005～2014） 少子化社会対策基本法
2004（平成16）年	少子化社会対策大綱（第一次） 子ども・子育て応援プラン（2005～2009） ※市町村・企業等は行動計画を策定すること
2005（平成17）年	初めて総人口が減少に転じる ※次世代育成支援対策推進行動計画：前期 野田市新エンゼルプラン（前期計画） （2005～2009）
2006（平成18）年	（6月） 新しい少子化対策について
2007（平成19）年	（12月） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
2008（平成20）年	（2月） 新待機児童ゼロ作戦
2010（平成22）年	（1月） 子ども・子育てビジョン（第二次）（2010～2014） （3月） ※次世代育成支援対策推進行動計画：後期 野田市新エンゼルプラン（後期計画） （2010～2015）
2012（平成24）年	（8月） 子ども・子育て関連3法
2013（平成25）年	（4月） 待機児童解消加速化プラン ※市町村は支援事業計画を策定すること
2015（平成27）年	（3月） 少子化社会対策大綱（第三次） ※子ども・子育て支援事業計画 野田市エンゼルプラン 第4期計画 （2015～2019）
2016（平成28）年	（4月） 子ども・子育て支援法改正 （6月） ニッポン一億総活躍プラン
2017（平成29）年	（3月） 働き方改革実行計画 （6月） 子育て安心プラン （12月） 新しい経済政策パッケージ
2020（令和2）年	※子ども・子育て支援事業計画 第2期 野田市エンゼルプラン 第5期計画 （2020～2024）

3) 千葉県の取組

千葉県では1996（平成8）年2月、少子化の進行をとらえた児童の環境作りのため、「千葉県子どもプラン」を策定し、2000（平成12）年度、プランの全面的な見直しが行われました。

2005（平成17）年には、「千葉県次世代育成支援行動計画」を策定し、「新たな地域像」による子育て支援を目指して、次世代育成支援のために必要な施策に取り組んでおり、次世代法の延長に合わせ2024（令和6）年まで継続して必要な施策に取り組んでいきます。

2015（平成27）年3月には、同年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の本格実施に合わせ、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、待機児童の解消に向けた保育所などの整備、ワーク・ライフ・バランスの実現、特に専門性の高い施策の推進などを図っています。

2019（令和元）年度には、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を見直し、教育・保育の無償化の円滑な実施に向けた市町村との連携や子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な対応が必要な施策の調整について、引き続き対策を講じていくこととなります。

4) 野田市の取組

(1) 子ども・子育て支援をめぐる取組

野田市は、2000（平成12）年3月、「子育ての基本は家族に、子育て支援は地域ぐるみで」を視点に『子どもが家族とともに笑顔で暮らせるまち』を基本理念に「野田市エンゼルプラン」を策定し、以来、プランに基づき、子育て支援に関する施策に取り組んできました。

また、プラン策定から5年を経過した2005（平成17）年3月には、次世代育成支援対策推進法で策定が義務付けられた「市町村行動計画」及び、国から指定を受けた「子育て支援総合推進モデル市町村」の事業実施計画の二つの計画を含む形の「野田市新エンゼルプラン」として見直しを行いました。

このプランは、民間活力の導入と多様な子育て支援を主な柱としており、未来の宝である子どもの健やかな成長を、地域社会全体で育むことが、親や家庭、地域の安定と成長をもたらすという考えのもと、前プランの基本理念を継承し、児童に関する政策の各分野を総合的に網羅し、子どもの健全育成と子育て支援に関する施策の基本指針として策定されており、プランに基づき就労と子育ての両立支援、家庭養育力の向上や、子どもが安全に安心して暮らせるため環境の整備などを積極的に進めてきたところです。

2010（平成22）年3月には、次世代育成支援対策推進法で策定が義務付けられている「市町村行動計画」の後期計画を包含する形で、5年間の「野田市新エンゼルプラン後期計画」として見直し、児童虐待防止やひとり親家庭の支援などを重点施策として取り組んできました。

2015（平成27）年3月には、子ども・子育て支援法で策定が義務付けられている「市町村支援事業計画」を包含する形で、5年間の「野田市エンゼルプラン（第4期計画）」として見直し、教育・保育と子育て支援の量の見込みと確保内容を示すとともに、待機児童

対策や妊娠期から 18 歳まで切れ目ない支援を行う「子ども支援室」の創設、児童虐待防止やひとり親家庭の支援などを引き続き重点施策として取り組んできました。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の策定は任意化されたことから、子ども・子育て支援法に基づく「市町村支援事業計画」に引き継ぐ形としました。

(2) 児童虐待防止への取組

児童虐待への野田市の取組は早く、2000（平成 12）年の児童虐待防止法の施行後間もなく、「野田市児童虐待防止対策連絡協議会」を立ち上げ、関係機関との連携により虐待の未然防止及び早期発見に対応する体制を構築し、更に 2002（平成 14）年には、児童虐待防止に子育て支援との連携の二本の柱を掲げ「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」（2011（平成 23）年度一部見直し）を策定するなど、国の施策に先駆けた形で進めました。2006（平成 18）年 5 月には、児童福祉法の改正を受け、連絡協議会を代表者会議、実務者会議、個別支援会議による三層構造の「野田市要保護児童対策地域協議会」に移行しました。

また、2016（平成 28）年 6 月の児童福祉法の改正を受け、2019（令和元）年 10 月には、児童虐待防止対策の強化として、「子ども家庭総合支援拠点」の機能を持つ子ども家庭総合支援課を設置しました。

(3) ひとり親家庭支援への取組

ひとり親家庭の支援についても、国の「母子家庭等自立支援対策大綱」と同時期の 2002（平成 14）年 11 月、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定するなど、野田市は早くから取り組んでいます。2006（平成 18）年 3 月には、プランを「母子及び寡婦福祉法に基づく自立促進計画」として改訂し、厳しい生活状態にあるひとり親家庭の自立支援を目的に、父子家庭等支援手当制度など野田市独自の施策を進めてきたところです。

また、2010（平成 22）年 3 月には、プランの第 2 次改訂版を策定し、ひとり親家庭個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定や、市の無料職業相談所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓など、きめ細かい支援に取り組んできました。

さらに、2015（平成 27）年 3 月には、プランの第 3 次改訂版を策定し、収入を増やすための転職や資格取得を希望するひとり親が多いことや子どもの最終進学目標を大学以上としていることなどから、ひとり親家庭とその子どもの将来の自立に向けた支援に取り組んでいます。

2 プラン策定の趣旨・位置付け

1) 本プラン策定の趣旨

野田市の「子育て支援」と「子どもの健全育成」に関する施策を包括した具体的な計画である野田市エンゼルプラン（第4期計画）が2019（令和元）年度をもって終了となります。また、当該プランが包含する子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間についても2019（令和元）年度をもって終了することから、第4期計画を基本的に踏襲し、5年間の新たなプランを策定するものです。

2) 本プランの位置付け

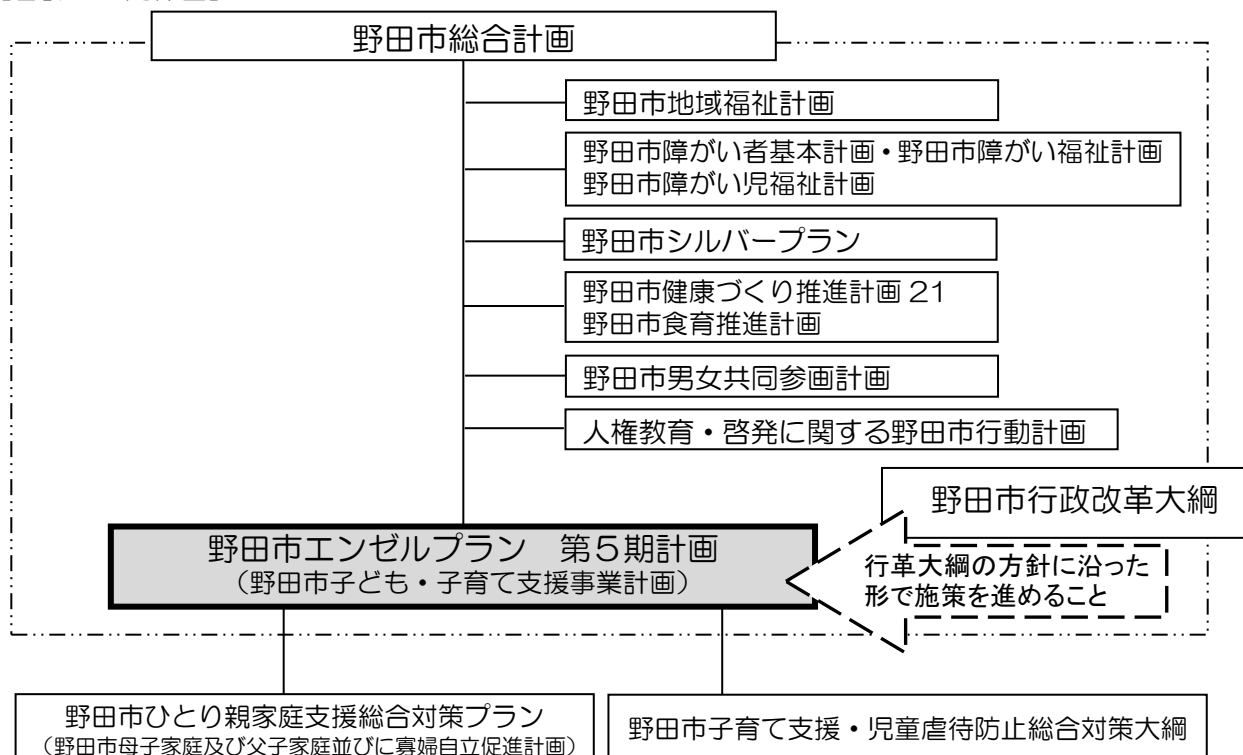
野田市エンゼルプラン（第5期計画）は、野田市における子どもに関する施策の総合的な計画であり、また子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を包含する計画として位置付けます。

各計画との関係では、「野田市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の計画である「野田市地域福祉計画」、「野田市障がい者基本計画」、「野田市障がい福祉計画」、「野田市障がい児福祉計画」、「野田市シルバープラン」、「野田市健康づくり推進計画 21」、「野田市食育推進計画」、「野田市男女共同参画計画」、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」との整合を図るものとし、施策の推進に当たっては「野田市行政改革大綱」の方針に沿って進めていきます。

【個別プランを別立てとする重点施策について】

本プランには、ひとり親家庭への総合的な支援と児童虐待への対応を重点施策として位置付けるとともに、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」と「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」を別立てとして策定します。

【各計画の関係図】



3 プランの計画期間

プランの期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。エンゼルプラン全体の計画期間は2015（平成27）年度まででしたが、第4期計画で残りの1年を前倒して2019（令和元）年度までとしました。今回、更に5年間延長し2024（令和6）年度までとします。計画最終年度である2024（令和6）年度には計画全体の達成状況と国の動向等を踏まえ、プランの見直しを行います。

なお、計画期間の中間年度である2022（令和4）年度に見直しを行います。

平成 12 年度 ～16 年度	平成 17 年度 ～21 年度	平成 22 年度 ～26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 ～令和元年度	令和 2 年度 ～ 6 年度
エンゼルプラン全体の計画期間				延長する期間	
① エンゼルプラン 初期計画期間	② 新エンゼルプラン 前期計画期間	③ 新エンゼルプラン 後期計画期間	④ エンゼルプラン 第 4 期計画期間	⑤ エンゼルプラン 第 5 期計画期間	
	次世代育成支援対策推進法 野田市行動計画期間		子ども・子育て支援法 野田市事業計画期間		
	前期行動計画	後期行動計画	第 1 期計画	第 2 期計画	

4 プランの対象

本プランに位置付ける施策は、児童福祉のみならず教育、母子保健、働き方、まちづくり等多様な分野にわたるものであることから、行政、企業、地域、子育て支援団体等が相互に連携し、協力し合いながら取組を進めるものです。

そのため、本プランが対象とするものは、子育てする家庭を基本として、18歳までの子どもと、行政、地域、企業等、子どもと子育てに関係する全ての関係者を含みます。

5 プランの推進体制

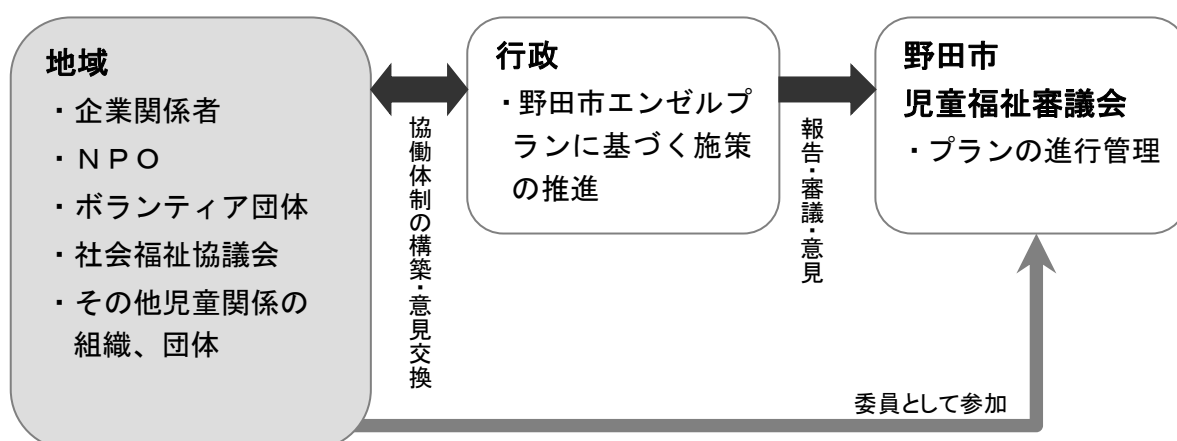
1) 関係者の連携・協働（野田市児童福祉審議会における進行管理）

野田市児童福祉審議会は子どもと子育て支援に関係する各分野の委員で構成され、条例により、「野田市エンゼルプランの推進に関することを調査審議し、各般の施策を着実に実行するために市長に意見を述べるができる。」と規定されています。また、同審議会は、子ども・子育て支援法に基づく施策の推進に関し、必要な事項及び実施状況を調査審議する役割も担っており、プラン全体の進行管理に当たります。

2) 地域における連携・協働体制の構築

子育て支援を行うNPOやボランティア団体、社会福祉協議会などの地域における活動は、子育てをする家庭が発する生の声が集まる拠点でもあることから、プランを推進するに当たり、これら地域の組織・団体等と随時連携を図ることとします。

【プランの推進体制のイメージ】



3) プランの評価について

プランの進捗状況を点検・評価するため、計画レベル・施策レベル・個別事業レベルにおける、認知度・利用度・達成度についての段階的な評価を行います。

その際、統計データ等を可能な限り収集するとともに、利用者の視点に立った評価を行うため、定期的に意向調査を実施し、事業者及び利用者からの声を集めることとします。

また、毎年度の事業の進行管理に当たっては、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努め、施策の総合的な評価についても取りまとめ、児童福祉審議会への報告を行うこととします。

第2章 子どもと子育てをめぐる現状

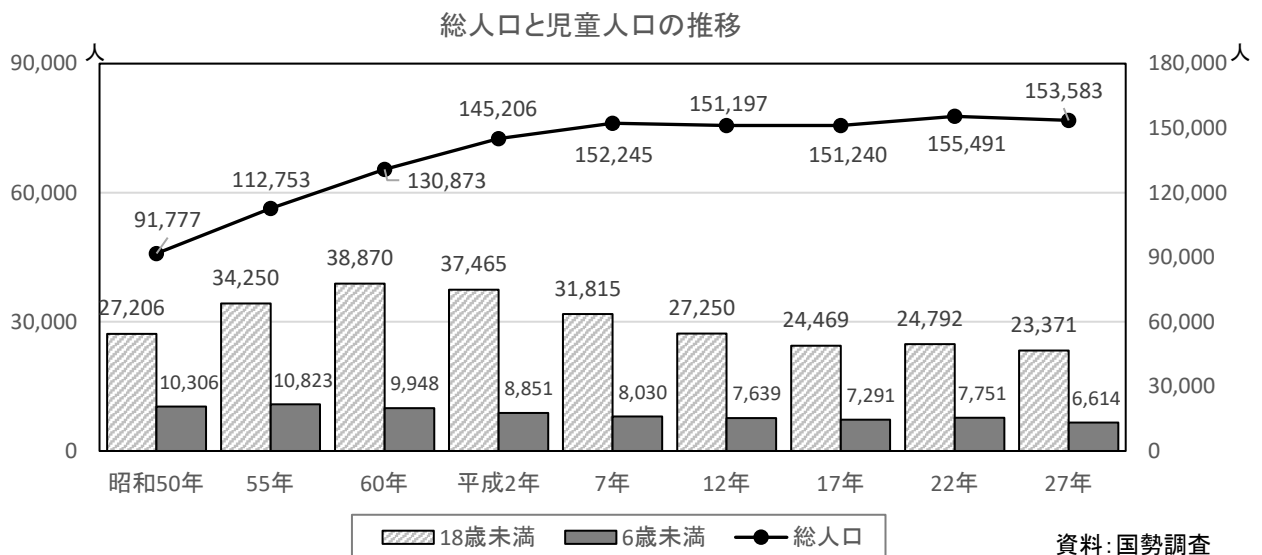
1 少子化の動向

1) 総人口と児童人口の推移

野田市の総人口をみると、2000（平成 12）年以降においては宅地開発等の影響により一時的な増加がみられましたが、2010（平成 22）年をピークに減少傾向にあります。

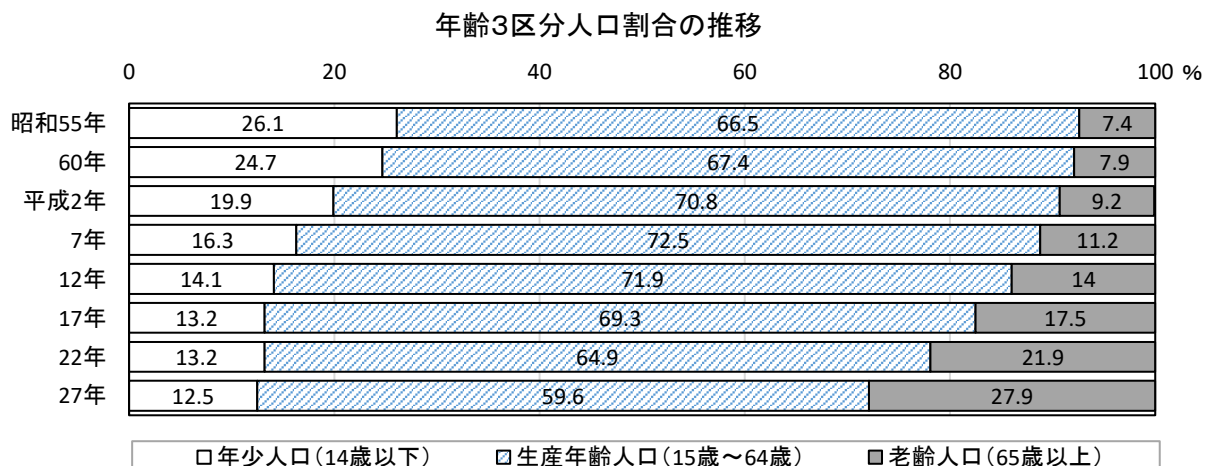
児童人口をみると、18 歳未満人口では 1985（昭和 60）年の 38,000 人台をピークに減少し、2010（平成 22）年に若干増加に転じましたが、その後減少し 2015（平成 27）年には、ピーク時の約 4 割まで減少しています。

また 6 歳未満人口も、1980（昭和 55）年の 10,000 人台をピークに減少し、2010（平成 22）年に若干増加に転じましたが、その後減少し、2015（平成 27）年には、ピーク時の約 4 割まで減少しています。



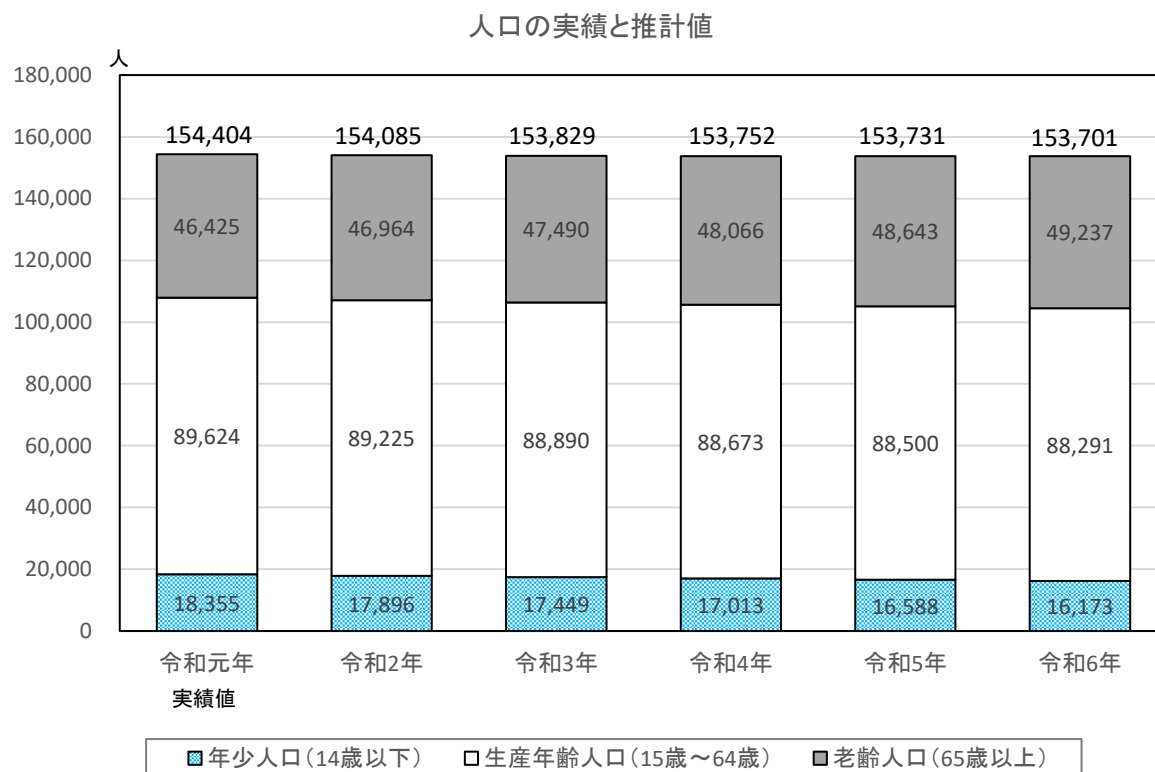
2) 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別の人口割合をみると、14 歳以下の年少人口の割合が減少する一方、65 歳以上の高齢人口の割合が増加し、少子高齢化の進行が明確に表れています。



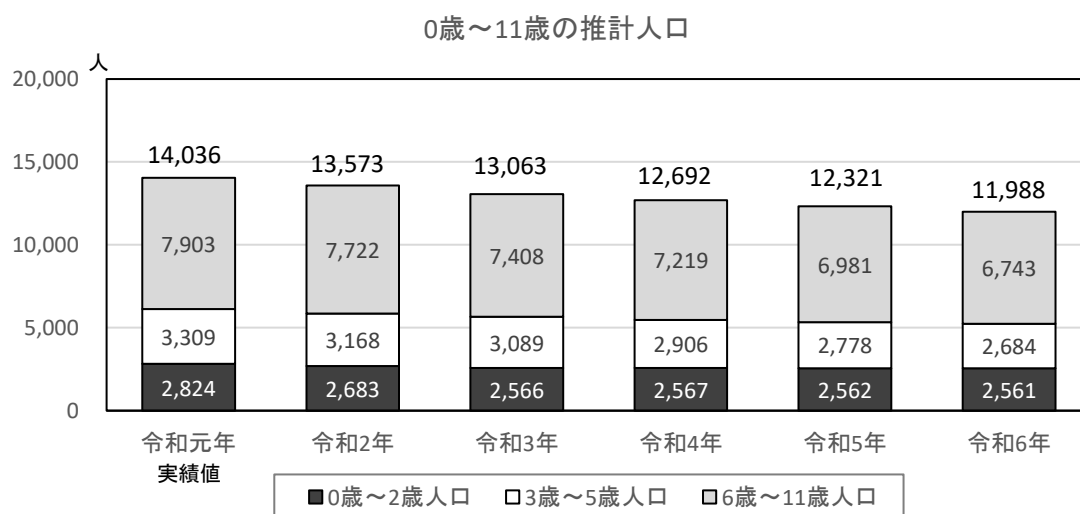
3) 将来人口の推計

事業計画の計画期間である2020（令和2）年から2024（令和6）年までの5年間の推計人口をみると、総人口が減少する中で、65歳以上の高齢人口が増加する一方、14歳以下の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口が徐々に減少すると推計されます。



資料:2015(平成 27)年から2019(令和元)年までの住民基本台帳を元に総合計画の人口推計に基づき推計

0歳から11歳までの年齢区分別推計人口をみると、0歳～2歳、3歳～5歳、6歳～11歳の全ての年代において、令和元年から減少傾向が続くと推計されます。

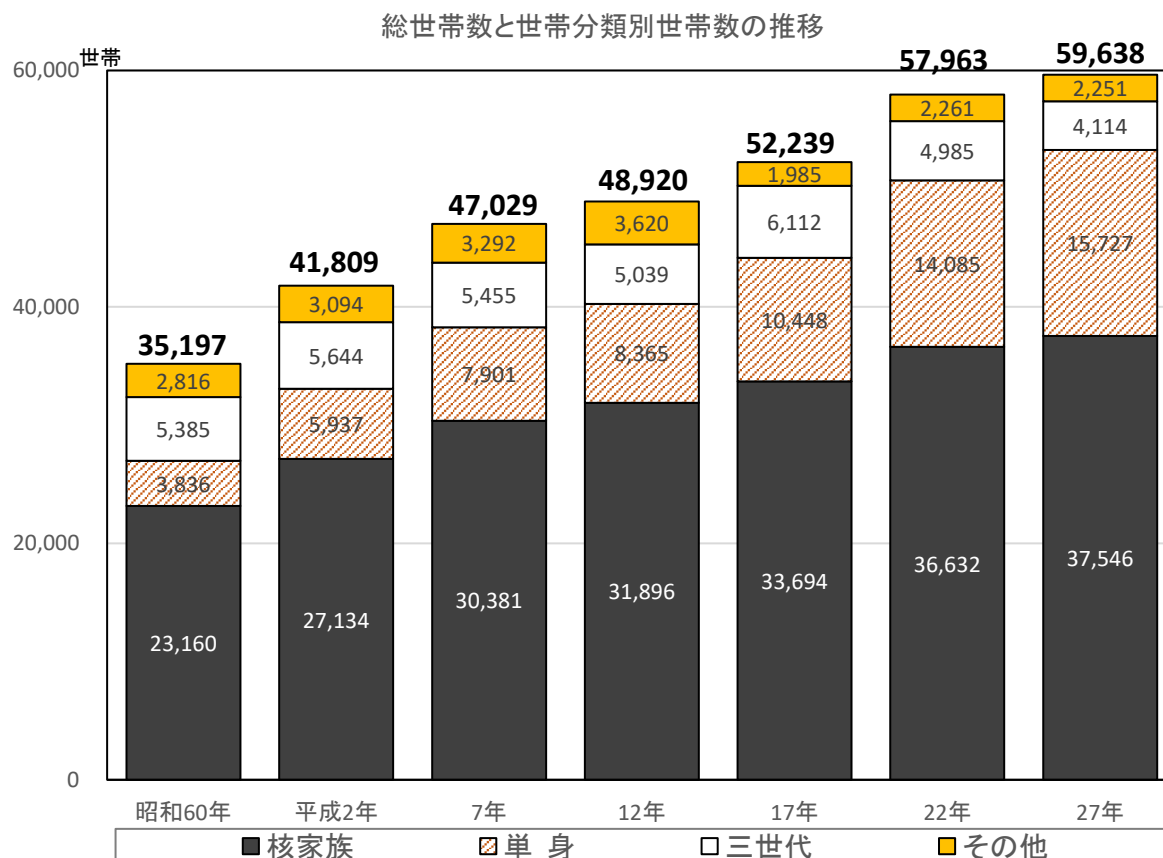


資料:2015(平成 27)年から2019(令和元)年までの住民基本台帳を元に総合計画の人口推計に基づき推計

2 家族構成の動向

1) 総世帯数と世帯分類別世帯数の推移

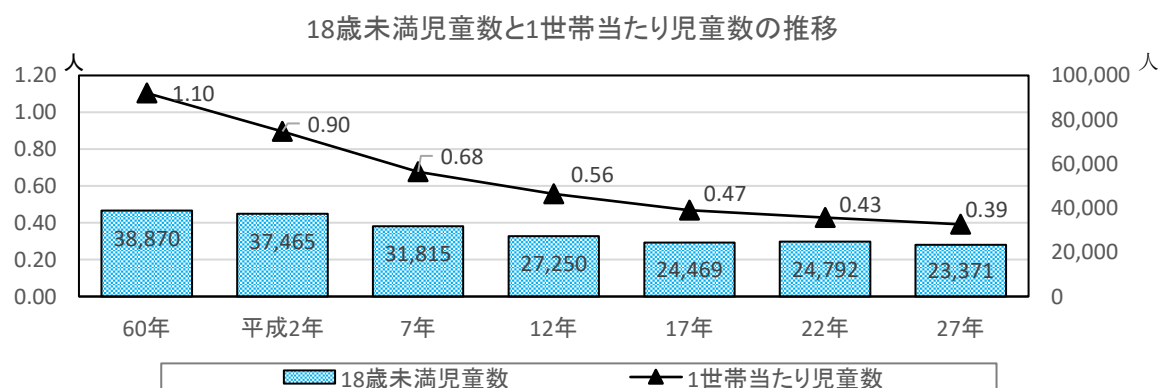
野田市の総世帯数をみると2015（平成27）年まで増加していますが、内訳は「核家族」世帯と「単身」世帯が増え、「三世代」世帯は減少しています。



2) 児童数の推移

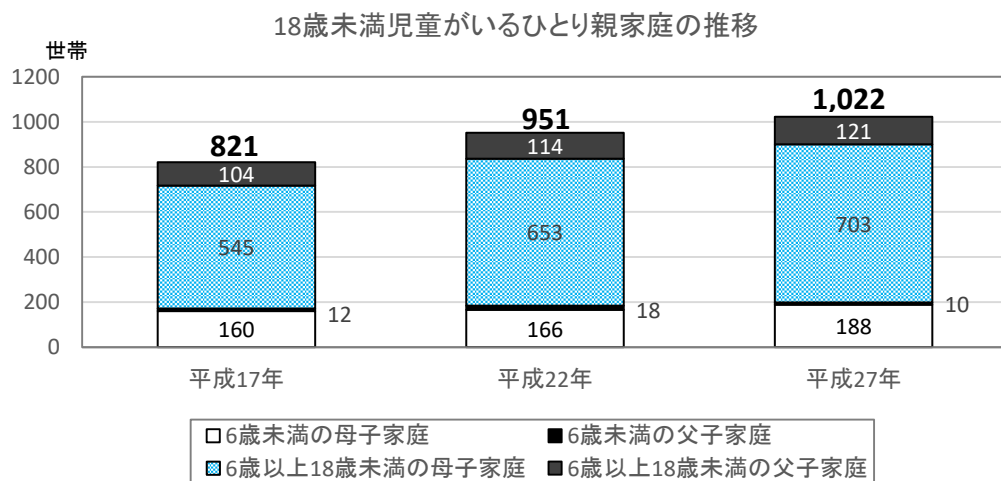
1世帯当たりの児童数は、1985（昭和60）年から2015（平成27）年にかけて約6割も減少しており、この傾向については、単身世帯と核家族の増加も要因と考えられます。

また、野田市の18歳未満児童数は、大きく減少しており、1985（昭和60）年の38,000人台から、2015（平成27）年は23,000人台と約4割の減少がみられます。



3) 18 歳未満児童がいるひとり親家庭の推移

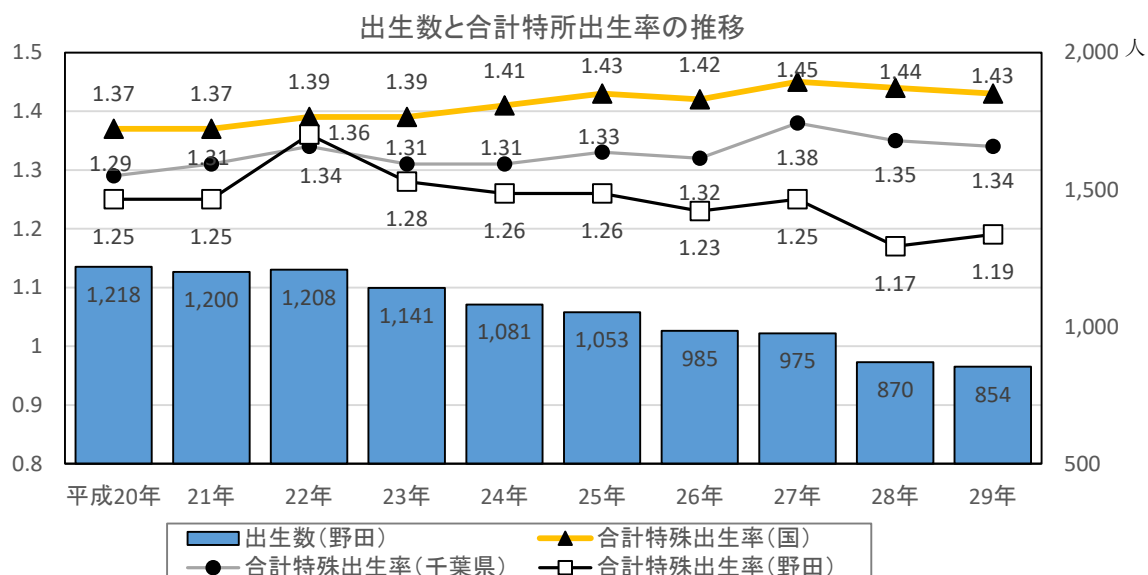
野田市の 18 歳未満児童のいるひとり親家庭をみると、2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年にかけて児童数が減少している状況の中ですが、約 1.07 倍（71 世帯）に増加しており、そのうち 6 歳未満児童のいるひとり親家庭は約 1.08 倍（14 世帯）に増加しています。



4) 出生の推移

野田市の出生数をみると、2008（平成 20）から 2017（平成 29）年にかけて、約 3 割も減少しています。

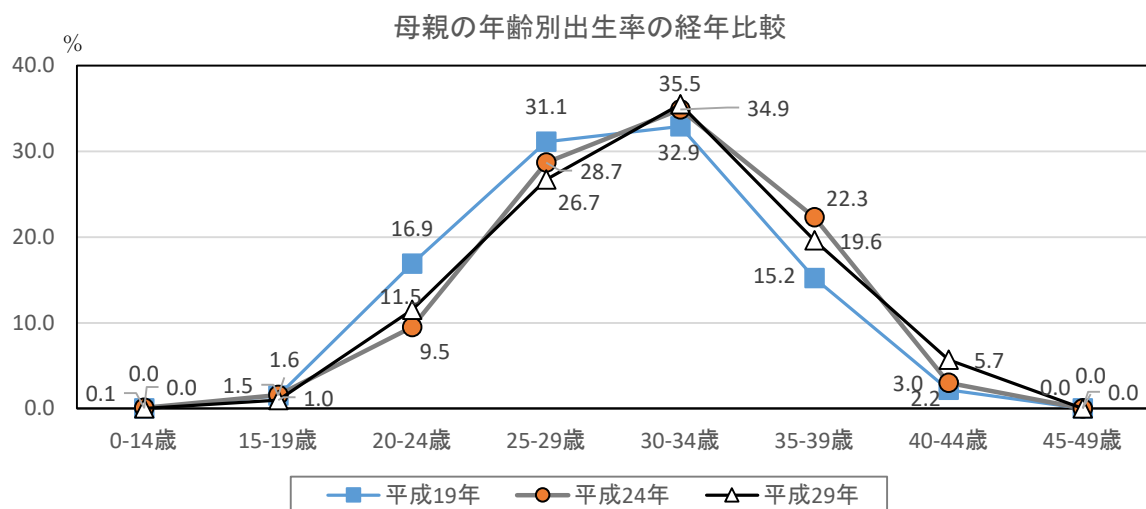
また、野田市の合計特殊出生率（※）は、2015（平成 27）年まで 1.2 台で推移していましたが、2016（平成 28）年以降は 1.1 台後半での推移となり、依然として県や国よりも低い水準となっています。



※合計特殊出生率とは、その年次の 15 歳～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むと仮定したときの子ども数に相当する指標です。

5) 母親の年齢別出生率の比較

野田市における母親の年齢別出生率をみると、20 歳代の出生率が減少する一方、30 歳代の出生率が増加しており、晩産化の傾向がみられます。

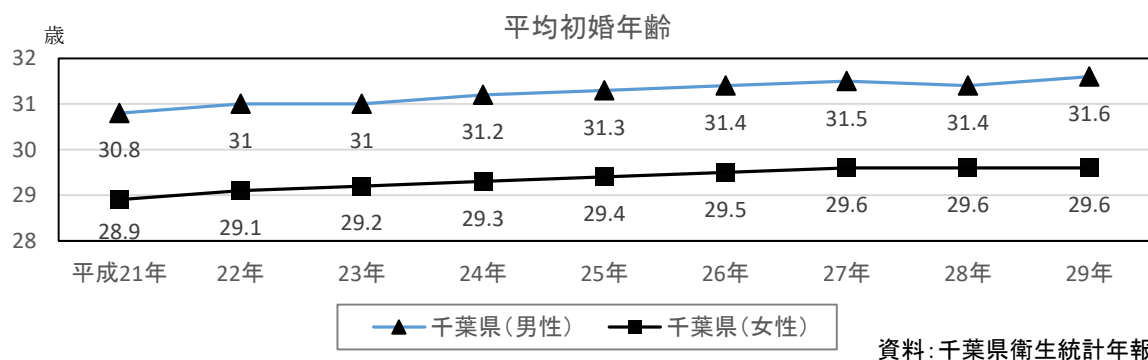
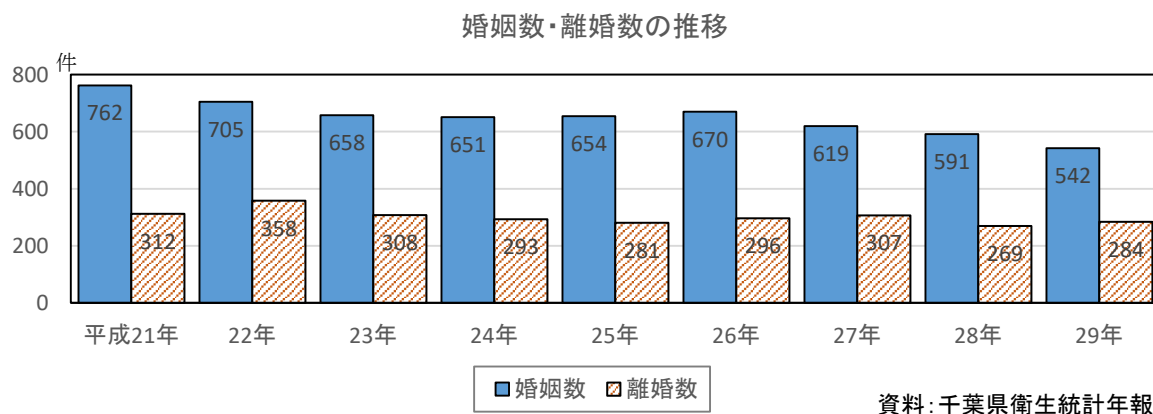


6) 婚姻数・離婚数の推移

野田市の婚姻数をみると、2015（平成 27）年までは 600 件台で推移していましたが、2016（平成 28）年以降 500 件台となり減少傾向がみられます。

また離婚数は、300 件前後の横ばい状態で推移しています。

一方、県内の平均初婚年齢をみると年々遅くなる傾向にあり、晩婚化の傾向がみられます。

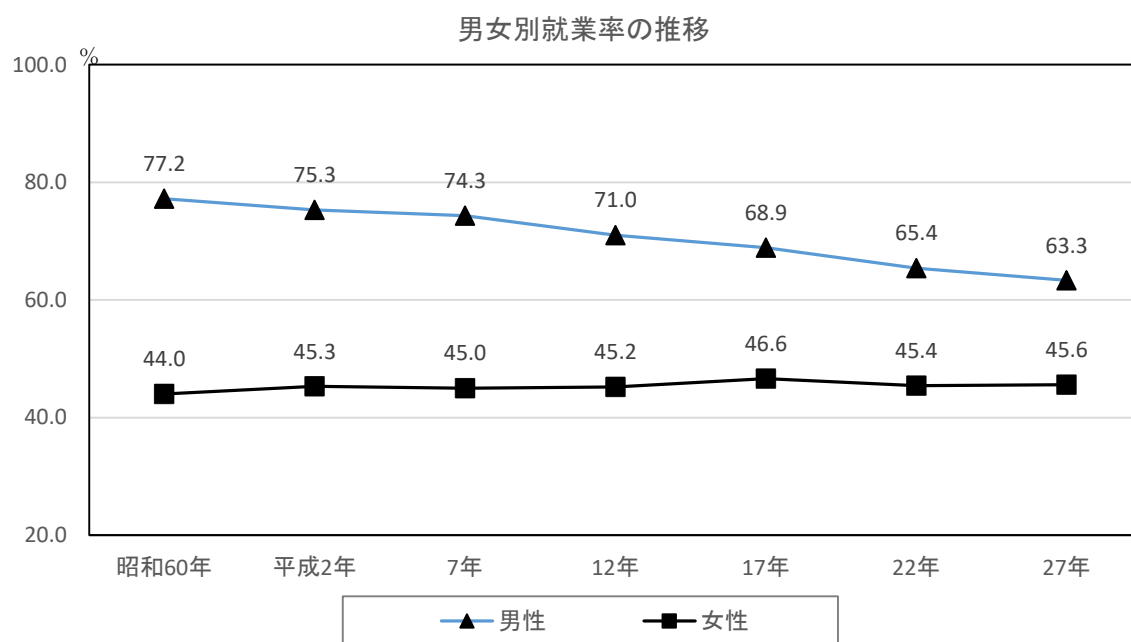


3 就労の動向

1) 男女別就業率の推移

野田市における男性の就業率（※）をみると、1985（昭和 60）年以降減少し続けている一方、女性の就業率は、45%前後の横ばい状態で推移しています。

就業率の算出に当たっては、高齢者（65 歳以上）も対象となっているため、男性については高齢化の進行とともに就業率が下降していることが考えられます。女性については、家事専門者が統計の対象から外れていることから、高齢化の影響が出にくくなっていることが原因と考えられます。



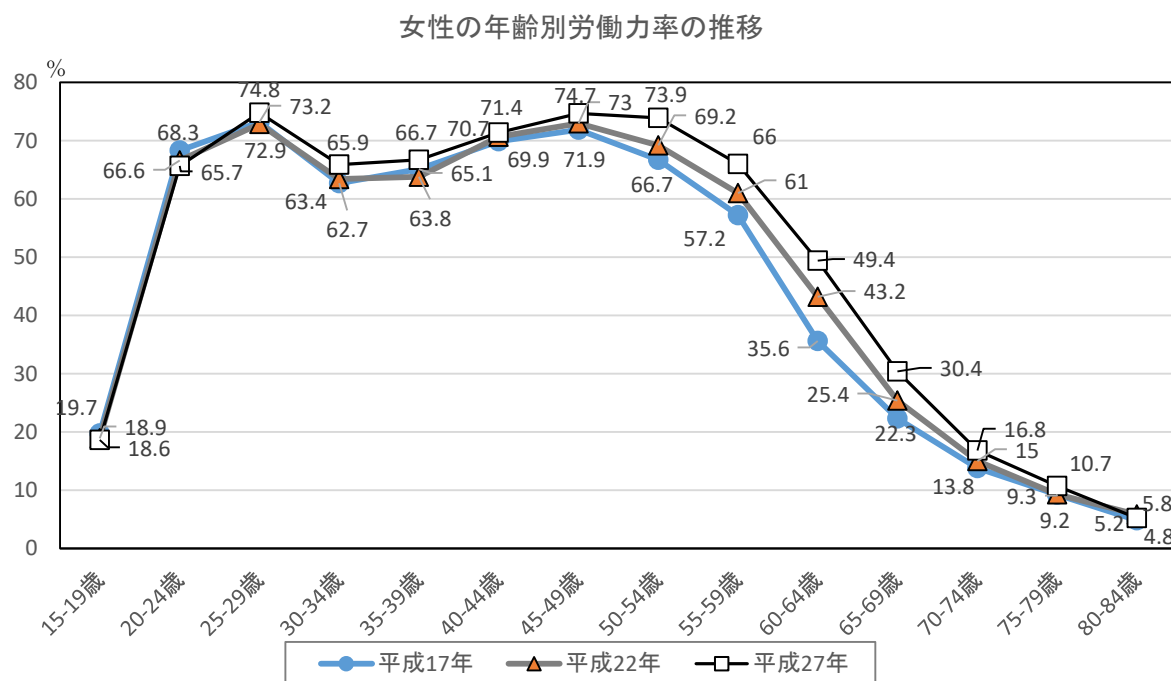
資料: 国勢調査

※就業率とは、15 歳以上人口に占める就業者人口の割合（完全失業者を含まない）です。

2) 女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率（※）をみると、2015（平成 27）年は 2005（平成 17）年と比較し、25 歳から 64 歳までの全ての年代において増加しています。

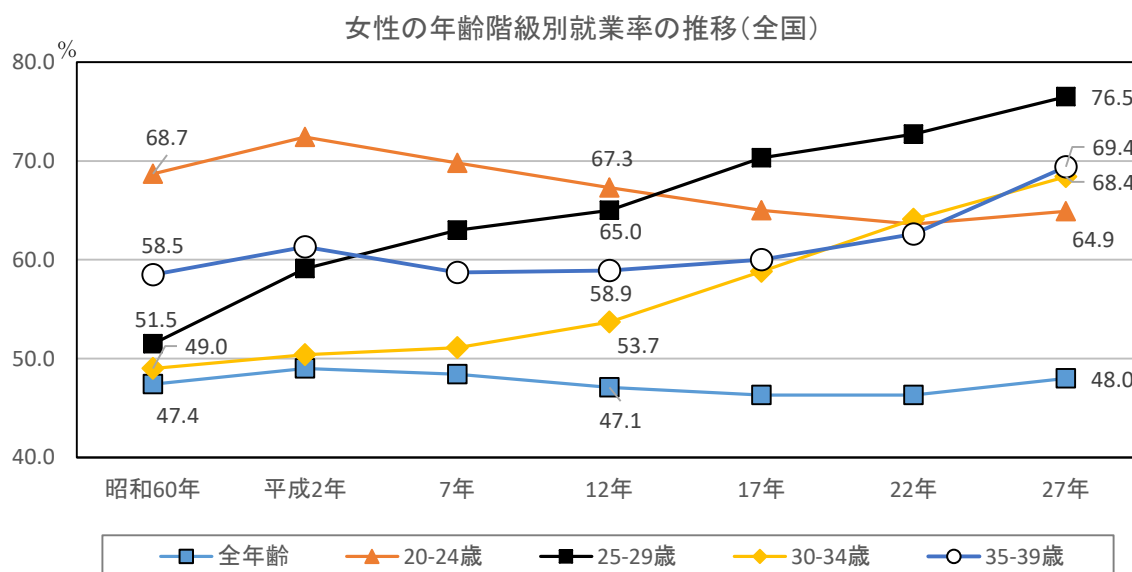
この背景としては、子育てをしながら働く女性の増加と未婚で働く女性の増加などが考えられます。



資料：国勢調査

※労働力率とは、15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合で、学生や専業主婦は含まれていません。

女性の年齢階級別就業率（全国）をみると、下記のように、特に 25 歳～34 歳の増加が顕著となっています。（近年 35 歳～39 歳女性も再び増加傾向）

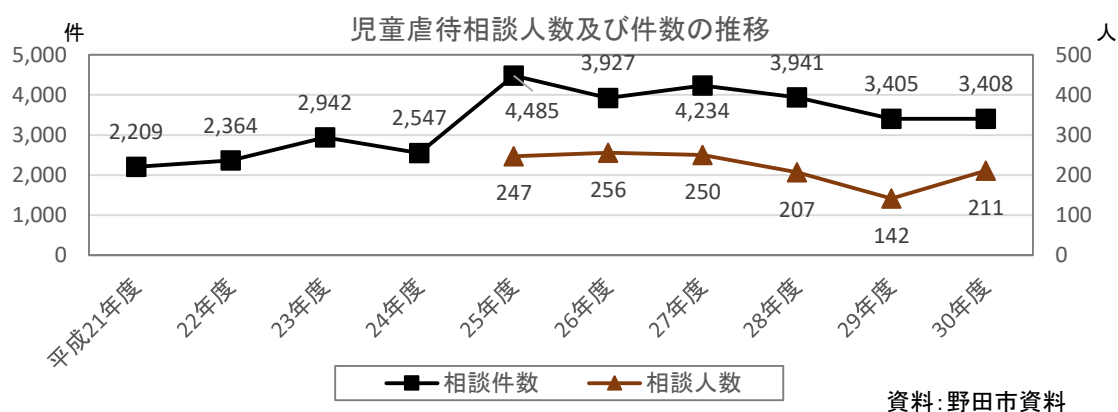


資料：総務省「労働力調査」

4 子どもを取り巻く環境の動向

1) 児童虐待相談件数

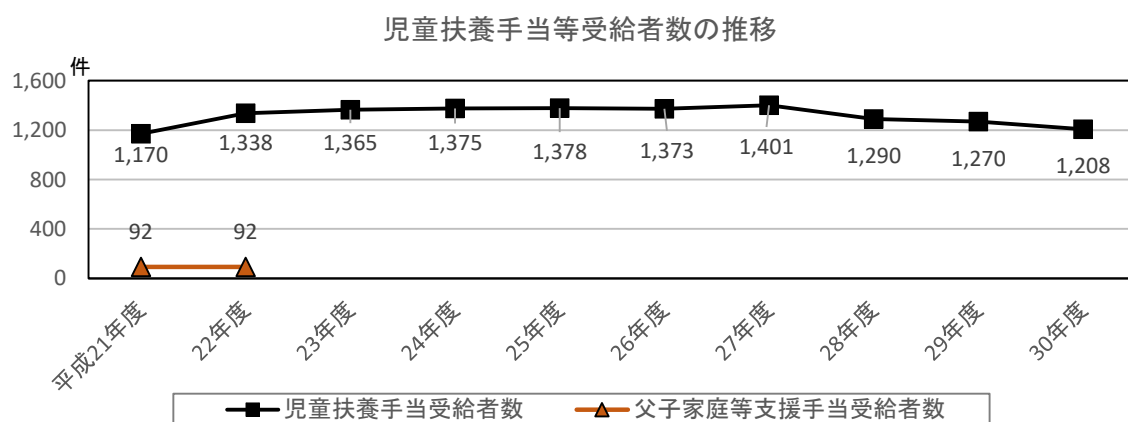
野田市の児童虐待相談件数をみると、2004（平成 16）年の児童虐待防止法の改正により、通報の対象が「虐待を受けた」から「受けたと思われる」児童に拡大されて以降、通報意識の高まりから 2012（平成 24）年度を除き年々増加しており、特に 2013（平成 25）年度は 4,000 件台に達しましたが、2016（平成 28）年度以降 3,000 件台で推移し、2017（平成 29）年度・2018（平成 30）年度は、ほぼ同数です。しかしながら、実人数では 2017（平成 29）年度が 142 人、2018（平成 30）年度が 211 人と 69 人増加しており、その理由として、虐待事件以降の 2019（平成 31）年 2 月、3 月の相談者数が増加しています。



※相談件数は延べ(1日1カウント)で、相談人数は実数になります。

2) 児童扶養手当受給者数

ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の受給者数をみると、父子家庭が支給対象となった 2010（平成 22）年度以降 1,300 人台で推移し、2015（平成 27）年度をピークに近年減少傾向にあります。



※父子家庭への支給は 2006（平成 18）年度から 2010（平成 22）年 7 月まで野田市単独の父子家庭等支援手当で実施し、2010（平成 22）年 8 月からは児童扶養手当の対象となりました。

第3章 子育て支援の環境

1 子育てに関する意向調査の結果

【調査概要】

■調査対象者：「就学前児童」「幼稚園児」「小学生（1～3年生）」をお持ちの世帯・保護者

■調査期間：平成31年2月4日（月）から平成31年2月28日（木）まで

■調査方法：「幼稚園児」・・・幼稚園経由での配布・回収

「就学前児童」「小学生（1～3年生）」・・・郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000	1,133	56.7%
幼稚園児	500	415	82.8%
小学生(1～3年生)	500	259	51.8%
合計	3,000	1,807	60.2%

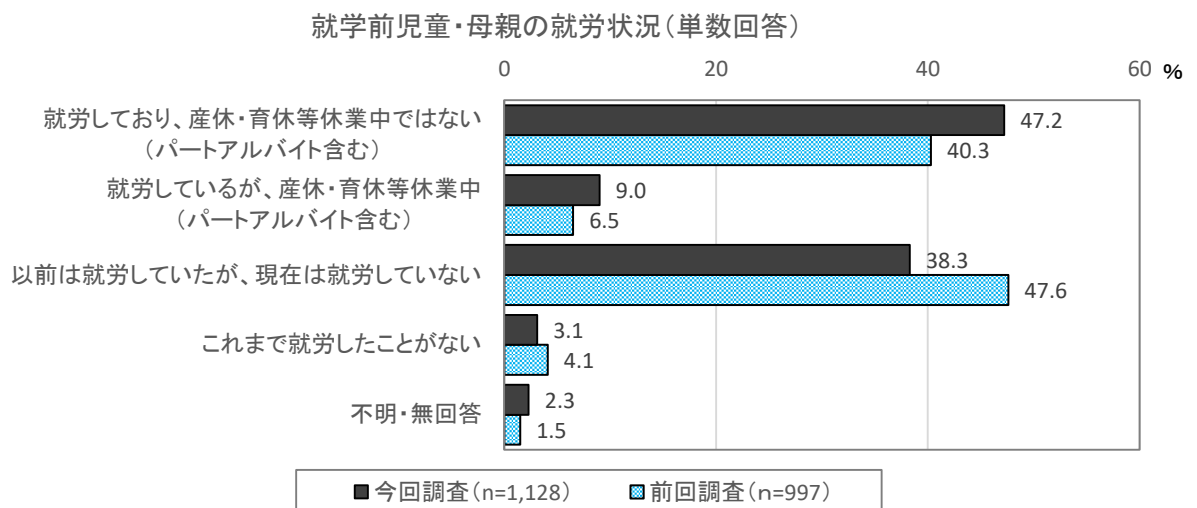
(注釈) 以下の調査結果について、nは回答者総数（又は該当質問での該当者数）のことです。

また前回調査の実施時期は、平成26年1月です。

1) 就学前児童の保護者（母親）の就労状況

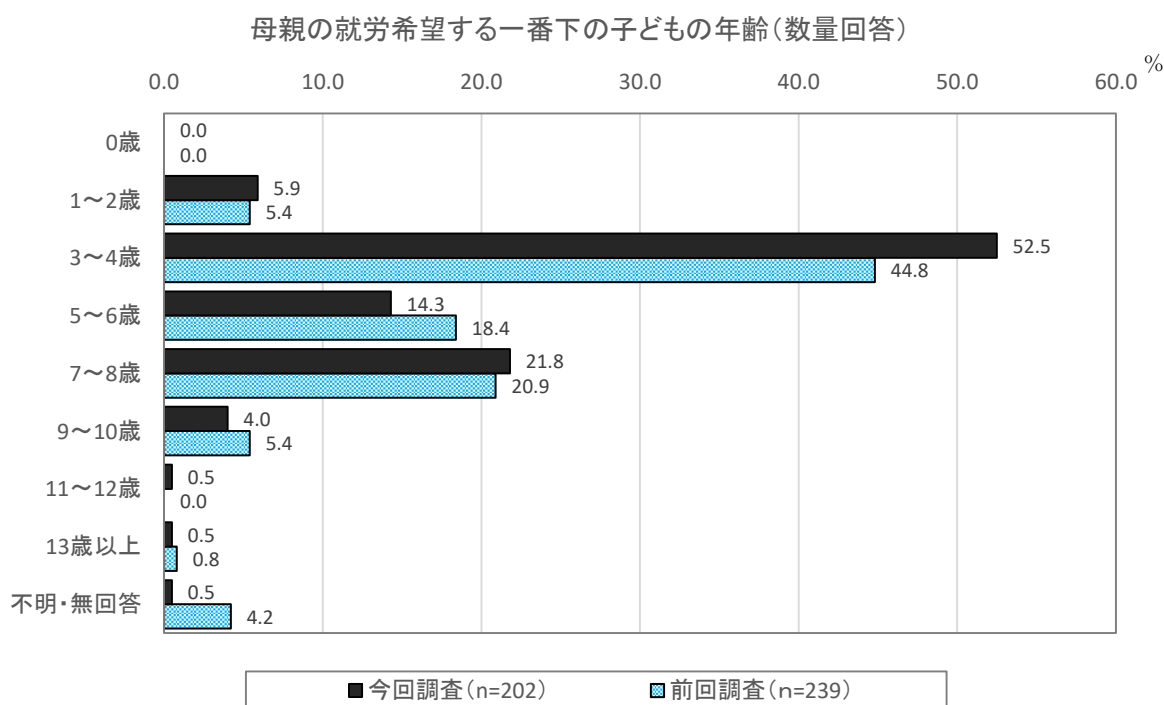
就学前児童をもつ母親の就労状況をみると、「就労しており、産休・育休等休業中ではない」が前回の40.3%から6.9%増加し、47.2%となっています。

就労日数と就労時間については、前回調査と比べほぼ同様になっています。



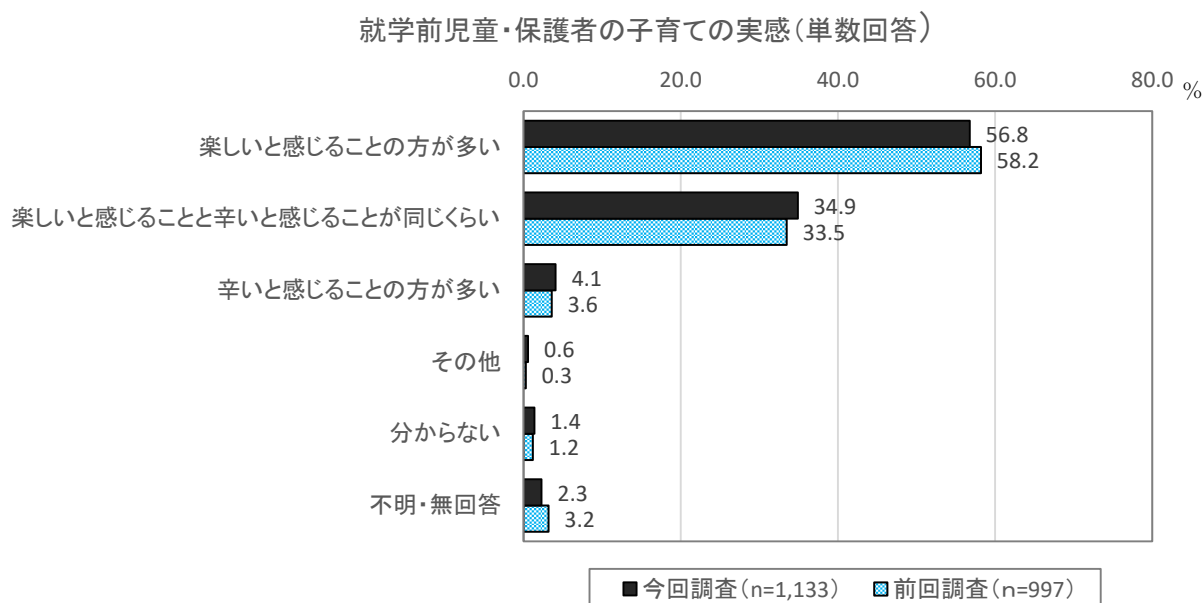
就学前児童・母親の就労日数・時間の状況	今回調査 (n=635)	前回調査 (n=466)
1週当たりの平均就労日数(日)	4.5	4.6
1日当たりの平均就労時間(時間)	6.8	6.7

今後就労を希望する母親における「一番下の子どもが何歳になったら就労したいか」についてみると、今回調査では、「1～2歳」と「3～4歳」で前回調査を上回っており、就労希望の時期が低年齢化しています。



2) 子育てに関する実感

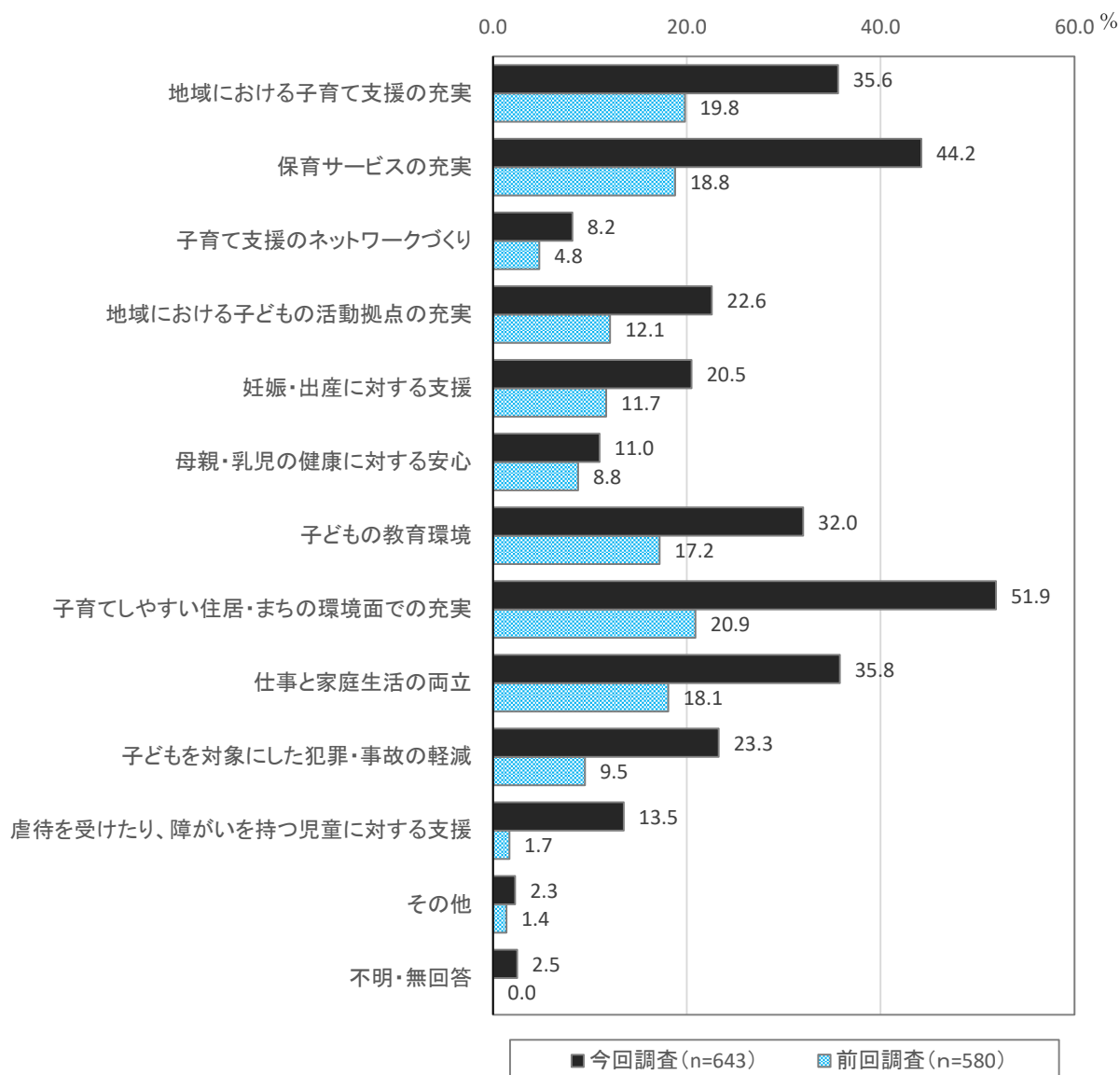
就学前児童をもつ保護者の「子育ての実感」をみると、今回の調査では「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と「つらいと感じることの方が多し」を合わせると、39.0%となっています。前回調査からほとんど変化がなく、依然、子育てが心理的な負担感となっています。



3) 子育てについて有効な支援策と思われること

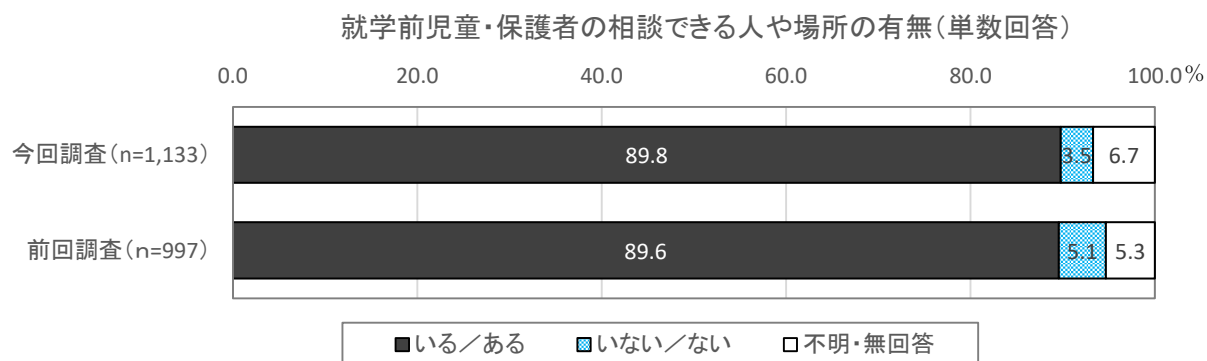
就学前児童をもつ保護者の子育てについて「有効な支援策と思われること」について、今回の調査では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が51.9%と最も高く、次いで「保育サービスの充実」、「仕事と家庭生活の両立」、「地域における子育て支援の充実」が挙げられます。前回調査と比較すると、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が31.0ポイント、「保育サービスの充実」が25.4ポイント、「仕事と家庭生活の両立」が17.7ポイント、と大幅に増加しています。

就学前児童・保護者の子育てをする中で有効な支援策と思われること(複数回答)

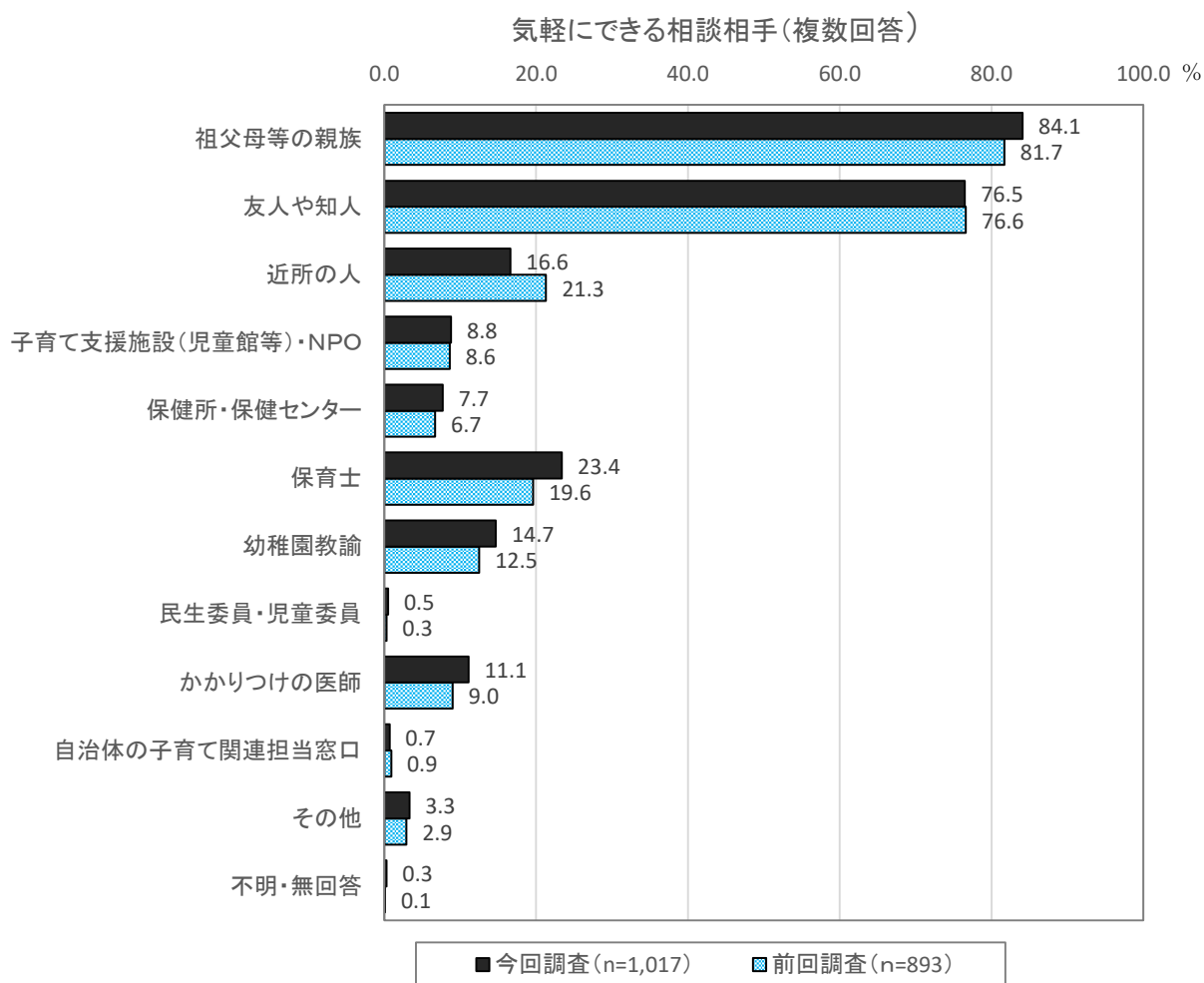


4) 相談できる人の有無と相談相手

就学前児童をもつ保護者が「子育てを相談できる人や場所の有無」をみると、今回調査では「いる／ある」が89.8%となっており、前回調査とほぼ同様となっています。

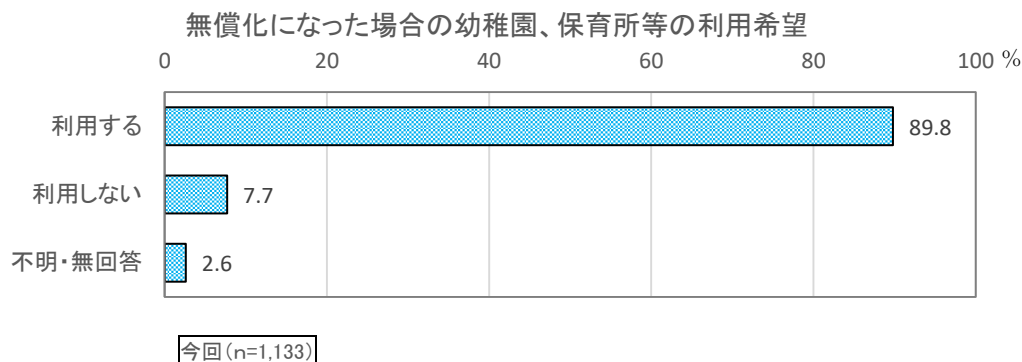
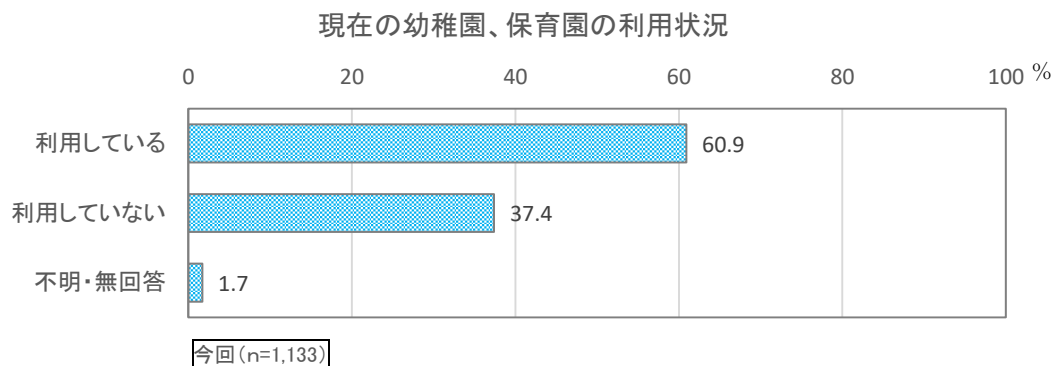
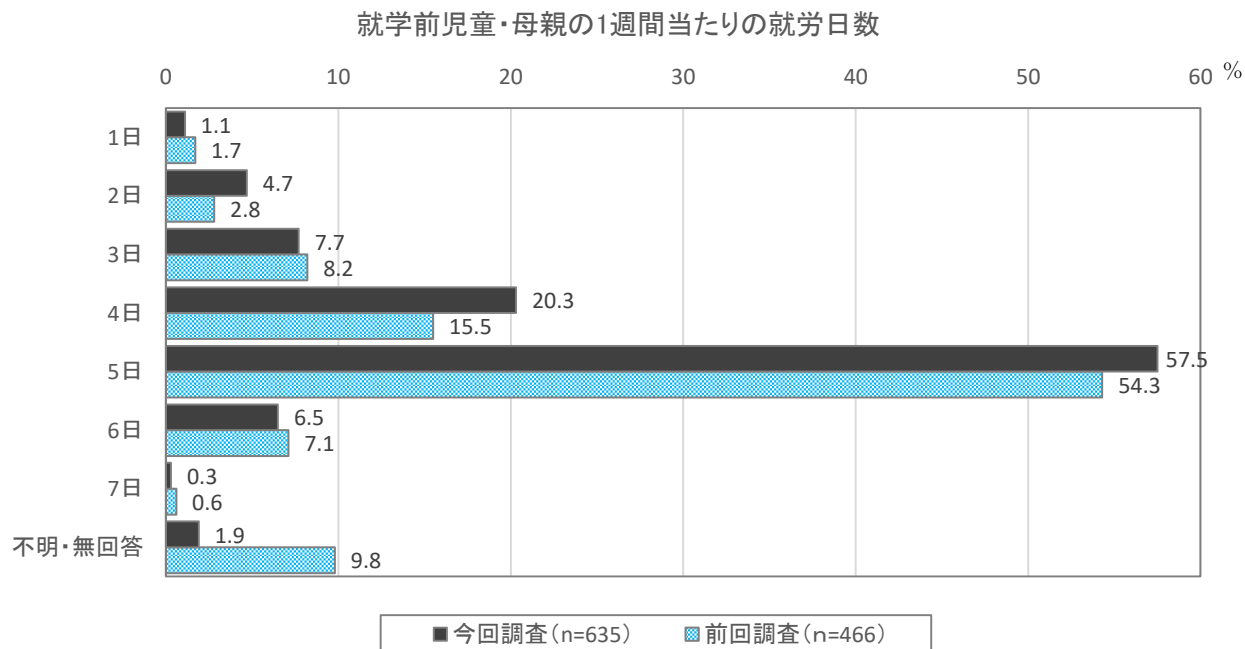


就学前児童をもつ保護者の「相談先」をみると、今回調査では「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な人が相談相手となっており、前回調査と同様の傾向となっています。また、若干ですがほかの相談先も増えています。



5) 保育所等の費用無償化に伴う就労状況の変化について

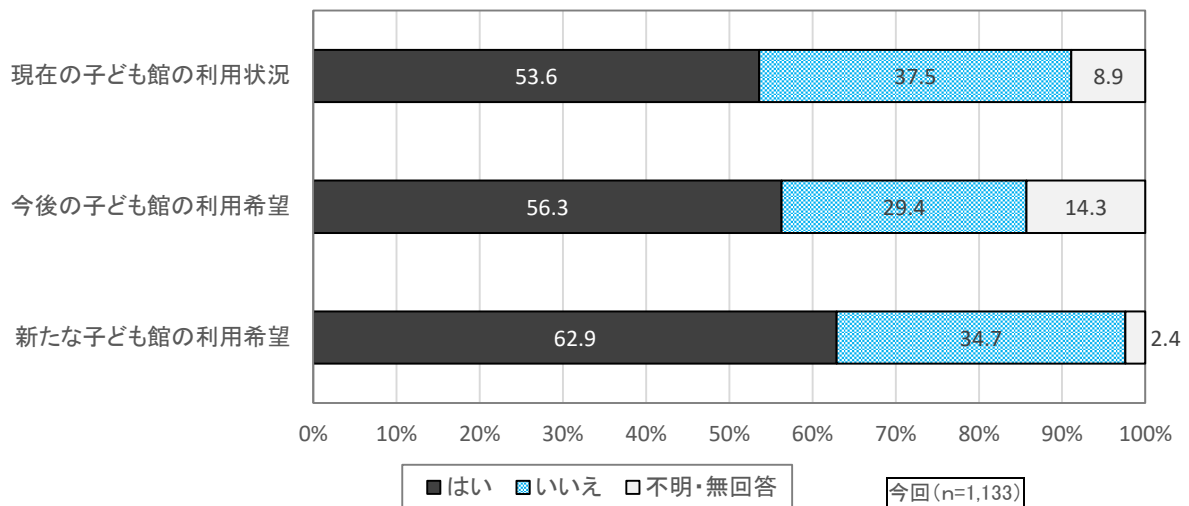
母親の就労意欲の高まりが見られ、現在働いている母親では、週4日、5日間の就労が前回から増えています。また、現在、幼稚園や保育所などを利用している割合は 60.9%ですが、無償化になった場合の利用希望は 89.8%と高い割合になっています。



6) 新たな子ども館の利用希望について

現在の子ども館の今後の利用希望は、56.3%（利用状況は、53.6%）ですが、新たな子ども館ができた場合の利用希望については、「利用する」が62.9%と上回っており、新たな子ども館への期待の高まりがうかがえます。

現在の子ども館の利用状況及び今後の利用希望・新たな子ども館の利用希望



2 子育て支援サービスの提供と利用の動向

1) 教育・保育サービス等の提供状況と利用動向

(1) 認可保育所及び認定こども園

野田市の認可保育所及び認定こども園は、2017（平成 29）年度から 2022（令和 4）年度にかけて 4 か所の新設があり、公立・私立を合わせ 26 か所となっています。4月1日時点の入所数は、5年前に比べ 126 人増加しています。一方で待機児童数は、2017（平成 28）年度から3年連続でゼロとなりましたが、幼児教育・保育の無償化による保育需要の高まりにより、2019（平成 31）年度は 9 人となり再び増加しました。市は施設整備や利用調整（あっせん等）により、待機児童解消を図り、2021（令和 3）年度以降はゼロで推移しております。

認可保育所入所状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
定員(人)	2,178	2,207	2,217	2,400	2,447	2,520
施設数(箇所)	22	22	22	24	25	26
年間延べ人数(人)	27,405	25,749	26,454	28,106	28,856	
入所数(人) (各年4月1日現在)	2,145	2,042	2,130	2,272	2,330	2,350
待機児童数(人) (各年4月1日現在)	0	0	9	1	0	0

資料:野田市資料

認可保育所別入所状況

保育所(園)名	平成 29 年4月1日現在			令和 4 年4月1日現在		
	定員(人)	入所数(人)	入所率(%)	定員(人)	入所数(人)	入所率(%)
清水保育所	130	147	113.1	130	148	113.9
花輪保育所	150	120	80.0	130	119	91.5
中根保育所	200	196	98.0	200	196	98.0
南部保育所	150	148	98.7	150	142	94.7
北部保育所	130	120	92.3	130	103	79.2
尾崎保育所	150	133	88.7	135	113	83.7
福田保育所	120	102	85.0	120	97	80.8
木間ヶ瀬保育所	100	95	95.0	100	88	88.0
乳児保育所	60	44	73.3	60	46	76.7
(私)聖華保育園	70	81	115.7	70	80	114.3
(私)コビープリスクール のだ保育園	60	65	108.3	60	70	116.7
(私)コビープリスクール せきやど保育園	70	73	104.3	70	71	101.4
(私)アスク七光台保育園	70	81	115.7	70	72	102.9
(私)アスク川間保育園	70	82	117.1	70	84	120.0
(私)コビープリスクールさ くらのさと保育園	60	83	138.3	60	73	121.7
(私)すくすく保育園	90	87	96.7	90	93	103.3
(私)アスク古布内保育園	90	101	112.2	90	84	93.3
(私)コビープリスクール あたご保育園	150	148	98.7	150	144	96.0
(私)やまざき杜の保育 園 (※)	54	35	64.8	54	39	72.2
(私)アートチャイルド 野田東 部みどり保育園 (※)	120	113	94.2	128	95	74.2
(私)しみず空と杜の保 育園 (※)				60	27	45.0
(私)聖華未来のこども園 (※)	69	79	114.5	120	108	90.0
(私)のだのこども園 (※)				129	115	89.1
(私)やなぎさわ幼稚園・ 保育園 (※)				105	114	108.6
(私)柳沢くる保育園 (※)				19	22	115.8
(私)ひばり保育園 (※)	15	12	80.0	20	7	35.0
合計	2,178	2,145	102.1	2,520	2,350	93.3

資料:野田市資料

※入所数については、平成 10 年2月 13 日付厚生省児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」に基づき、弾力的な運用をしています。

※(私)ひばり保育園は、事業所内保育所として平成 27 年 10 月に開園しました。(施設定員 60 人のうち地域枠 15 人)
 ※(私)梅郷保育園は、平成 28 年 4 月から(私)すくすく保育園に施設名称変更しました。
 ※(私)すくすく保育園分園は、やまぎき社の保育園として、令和 2 年 4 月に独立した認可保育所になりました。
 ※公立の東部保育所が、令和 2 年 10 月から私立のアートチャイルドケア野田東部みどり保育園となりました。
 ※(私)聖華未来のこども園は、幼保連携認定こども園として平成 29 年 4 月に開園しました。
 ※(私)のだのこども園は、保育園型認定こども園として令和元年 7 月に開園しました。
 ※(私)やなぎさわ幼稚園・保育園は、幼保連携認定こども園として令和 2 年 4 月に開設しました。
 ※(私)柳沢くる保育園が小規模保育事業として、令和 3 年 4 月に開設しました。
 ※(私)しみず空と社の保育園は、令和 4 年 4 月に開設しました。

(2) 幼稚園

野田市の幼稚園の入園児童数をみると、2015（平成 27）年度までは 2,000 人台で推移していましたが、2016（平成 28）年度には 1,937 人まで減少しており、定員割れの状況となっています。

また、2017（平成 29）年度に聖華幼稚園が認定こども園へ移行、2019（令和元）年度末に宮崎幼稚園が閉園及び 2020（令和 2）年度に柳沢幼稚園が認定こども園へ移行したことを主な要因として定員数及び児童数共に減少しました。

幼稚園入園状況(認定こども園の教育部分を除く。)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定員(人)	2,510	2,510	2,510	2,190	2,190	2,190
施設数(箇所)	11	11	11	9	9	9
合計児童数(人)	1,717	1,670	1,626	1,329	1,283	1,224
公立幼稚園児童数(人)	186	180	169	143	111	90
私立幼稚園児童数(人)	1,531	1,490	1,457	1,186	1,172	1,134

資料：野田市資料

※無償化前の令和元年度以前は各年 5 月 1 日現在、無償化後の令和 2 年度以降は各年 4 月 1 日現在

幼稚園別の園児数、延長保育、子育て支援の状況

(令和 4 年 4 月 1 日 現在)

幼稚園名	園児数(人)	延長保育	子育て支援
(公)野田幼稚園	55	実施無し	園庭開放、プレ幼稚園
(公)関宿南部幼稚園	18	実施無し	園庭開放、プレ幼稚園
(公)関宿中部幼稚園	17	実施無し	園庭開放
(私)月影幼稚園	114	実施無し	園庭開放※問合せにより実施、ピアノ教室(個人)、英語教室(個人)
(私)第二野田中央幼稚園	170	17:30 まで	プレ幼稚園、幼稚園農園、相談室、幼児教室(チャリーディング、音楽教室、サッカー教室、英会話教室、ペンシリア、プレイルーム)

(私)野田中央幼稚園	256	17:30 まで	幼児教室(音楽教室、サッカー教室、英会話教室、体操教室、新体操教室、学研 2・3 歳児教室(びよちゃん教室))
(私)野田北部幼稚園	282	18:00 まで	1 歳の集い、プレスクール、幼児教室(英語教室、音楽教室、サッカー教室、体操教室、美術教室)
(私)岩木幼稚園	234	18:30 まで	サッカークラブ・スポーツクラブ・英会話教室・プレスクール・園庭開放
(私)関宿幼稚園	78	18:00 まで	幼児教室(体操教室、サッカー教室、パレエ教室)、さくらんぼ親子教室と園庭開放、関宿小学校と給食体験、プレ保育

資料:野田市資料

2) 地域における子育て支援の基盤整備の状況

(1) 学童保育所

学童保育所は 2016 (平成 28) 年度から 2018 (平成 30) 年度にかけて、5 か所の整備を行い、合計 32 か所 (平成 31 年 4 月現在のうち 2 か所民設) となっています。

小学校の児童数は、減少傾向にあることから、学童保育所の利用も近年減少傾向にあり、2021 (令和 3) 年度は延べ 17,453 人となっています。

児童数については、開発等により一時的に増加している学校区もありますが、少子化等の影響により、全体では平成 30 年度をピークに減少傾向に転じています。

なお、学校区単位で過密化が常態化している場合は、新たに学童保育所を整備するとし、学校区単位では過密化していないが、入所児童数のバランスにより過密化となる学童保育所がある場合は、児童を振り分けることで過密化の改善に努めています。

また、施設整備を進めてきましたが、少子化の影響により第一学童と第二学童の児童数を合わせても、第二学童の定員に満たない学校区や第一学童と第二学童が隣り合った教室を利用していることで児童が少ない土曜日など統合保育が可能な環境にある学校区がありますので、保育環境の改善と運営の効率化を図ってまいります。

学童保育所入所状況

(各年度 4 月 1 日時点)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計施設数(箇所)	34	34	32	32	32	32
直営施設数(箇所)	14	14	14	14	14	14
委託施設数(箇所)	20	20	18	18	18	18
合計延べ人数(人)	17,546	18,826	18,745	18,042	17,453	
直営延べ人数(人)	4,211	4,747	4,891	5,539	5,645	
委託延べ人数(人)	13,335	14,079	13,854	12,503	11,808	

資料:野田市資料

※ 平成 31 年 4 月 1 日より「清水第 2 学童保育所」と「清水第 3 学童保育所」及び「みずき学童保育所」と「みずき第 2 学童保育所」がそれぞれ統合し、「清水第 2 学童保育所」、「みずき第 2 学童保育所」となりました。

学童保育所別の入所状況

(令和4年4月1日現在)

学童保育所名	運営先	入所児童数(人)	児童1人当たり保育室面積(㎡)
野田	直営	60	3.14
野田第二	社会福祉協議会	78	2.56
柳沢	直営	57	1.25
柳沢第二	社会福祉協議会	38	2.00
清水	直営	45	1.91
清水第二	社会福祉協議会	102	1.72
南部	社会福祉協議会	50	1.40
南部第二	どろんこの会	54	1.42
南部第三	どろんこの会	47	1.60
東部	直営	52	1.69
川間	直営	24	3.54
福田	直営	8	9.30
岩木	直営	16	5.94
岩木第二	社会福祉協議会	94	2.29
宮崎	直営	38	2.13
宮崎第二	社会福祉協議会	43	2.01
宮崎第三	社会福祉協議会	37	2.05
山崎	直営	47	1.75
山崎第二	社会福祉協議会	42	1.83
七光台	直営	14	5.91
七光台第二	社会福祉協議会	41	2.40
尾崎	直営	42	1.68
尾崎第二	社会福祉協議会	26	2.78
二ツ塚	直営	39	2.48
北部	社会福祉協議会	81	2.46
みずき	社会福祉協議会	136	1.45
三ヶ尾	社会福祉協議会	26	3.65
木間ヶ瀬	直営	19	3.76
二川	日本保育サービス	79	1.88
関宿中央	直営	34	2.28
関宿中央第二	社会福祉協議会	44	1.66
関宿	社会福祉協議会	14	5.08
合 計		1,527	2.19

資料:野田市資料

(2) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターの会員数の合計は、増加傾向にあり、2021（令和3）年度は1,206人と前年度に比較し149人に増加しています。一方、提供会員は概ね横ばいで推移していることから、利用会員が利用できないことがないよう提供会員の少ない地域については、提供会員を増やす取組を進めます。

なお、利用件数は、コロナ禍の影響により令和2年度は減少していますが、おおむね横ばいで推移し、2021（令和3）年度は、3,543件となっています。

会員・利用状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会員合計(人)	661	803	944	1,057	1,206
利用会員(人)	505	642	774	890	1,037
提供会員(人)	117	120	125	128	131
両方会員(人)	39	41	45	39	38
年間延べ利用件数(件)	3842	3,768	4,193	1,993	3,543

資料：野田市資料

利用状況

(件)

内 容	令和3年度
保育所・幼稚園の登園前の援助及び送り	1,277
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の援助	613
学童の放課後の援助	3
学童保育のお迎え	0
学童保育のお迎え及び帰宅後の援助	119
子どもの病気時の援助	0
保育所・学校等休み時の援助	81
保育所等施設入所前の援助	0
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	19
保護者等の求職活動中の援助	0
保護者等の冠婚葬祭による外出、ほかの子どもの学校行事の場合の援助	3
保護者等の買い物等外出の場合の援助	48
保護者等の病気、その他急用の場合の援助	499
学校の送り	11
家族等の通院等の場合の援助	1
習い事の送迎(主に学童・保育所からの習い事への送り迎え)	698
学校の迎え	11
学童保育所等の登所前の援助及び送り	160
合 計	3,543

資料：野田市資料

(3) 地域子育て支援センター

子育てを地域においてサポートする拠点として、認可保育所内に4か所の地域子育て支援センターを設置しており、相談事業を始め、子育て世代の交流、サークル支援、講座開催等の事業を行っています。

2019（令和元）年度までは、年間約2,500人の利用でしたが、コロナ禍の影響で、市よりイベントの中止や電話での育児相談のみ等の要請を行ったため、令和2年度と令和3年度の利用人数が減少しています。

年間延べ利用人数

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計利用人数	2,669	2,557	2,341	775	370
東部保育所内 地域子育て支援センター	1,436	1,507	1,268	482	265
聖華保育園内 さくらんぼルーム	438	442	340	103	79
アスク七光台保育園内 ぽかぽかひろば	580	22	41	0	0
聖華未来のこども園内 コアラルーム	215	586	692	190	26

資料：野田市資料

(4) 子育てサロン

乳幼児の親子同士の交流、育児から離れリフレッシュできる一時預かり、育児の悩み等の相談などの事業を行う「子育てサロン」の運営について、2017（平成29）年度までは設置者のNPO法人に補助金を交付し、地域における子育て拠点づくりの推進を図っていましたが、一定数整備されたことから、事業運営に重点を置くため、2018（平成30）年度から交流・相談・情報提供・講座関係の4事業を委託事業として実施することで、開設日・開設時間を統一しサービスの拡充を図っています。

令和2年度と3年度については、コロナ禍の影響により事業未実施の期間があったことなどから利用人数が減少しています。

年間延べ利用人数

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計利用人数	20,424	12,586	10,573	3,626	4,081
「子育てサロン」 NPO法人ゆう&みい	7,244	7,272	6,193	2,661	2,705
「ゆっくっくサロン」 NPO法人子育て ネットワークゆっくっく	9,658	3,647	2,261	369	398
「スマイル」 ※NPO法人 野田市どろんこの会	3,522	1,667	2,119	596	978

※平成29年度は一時預かり含む

※平成30年4月から、社会福祉法人 すくすくどろんこの会に変更

資料：野田市資料

（５）つどいの広場

関宿地域における子育て拠点として、３歳までの乳幼児を育てる保護者とその子どもの交流や育児相談、講座の開催等の事業を行う、つどいの広場事業を NPO 法人に運営委託し実施しており、子育て中の保護者の負担感の緩和に努めています。

令和２年度と３年度については、コロナ禍の影響により事業未実施の期間があったことなどから利用人数が減少しています。

年間延べ利用人数

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合計利用人数	5,165	6,136	3,815	2,002	747

資料：野田市資料

（６）子ども館（児童館）

市内６か所の子ども館は、地域における児童の健全育成の拠点として、親子サークルなどによる交流事業、伝承遊びや工作などの指導、野外ゲームやスポーツ、人形劇などのイベントを企画し活動しています。また、各地域の公園等に出向く「出張子ども館」を実施しています。

また、市民ニーズに対応するため、新しい子ども館の整備を行いました。

なお、令和２年度と３年度については、コロナ禍の影響により事業未実施の期間があったことなどから利用人数が減少しています。

年間延べ利用人数

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合計利用人数(6館)※	90,564	93,772	67,735	24,836	27,059

資料：野田市資料

第4章 基本理念と基本目標

1 プランの基本理念

子どもが未来に希望を持ち「元気に明るく 家族とともに笑顔で暮らせるまち」・野田

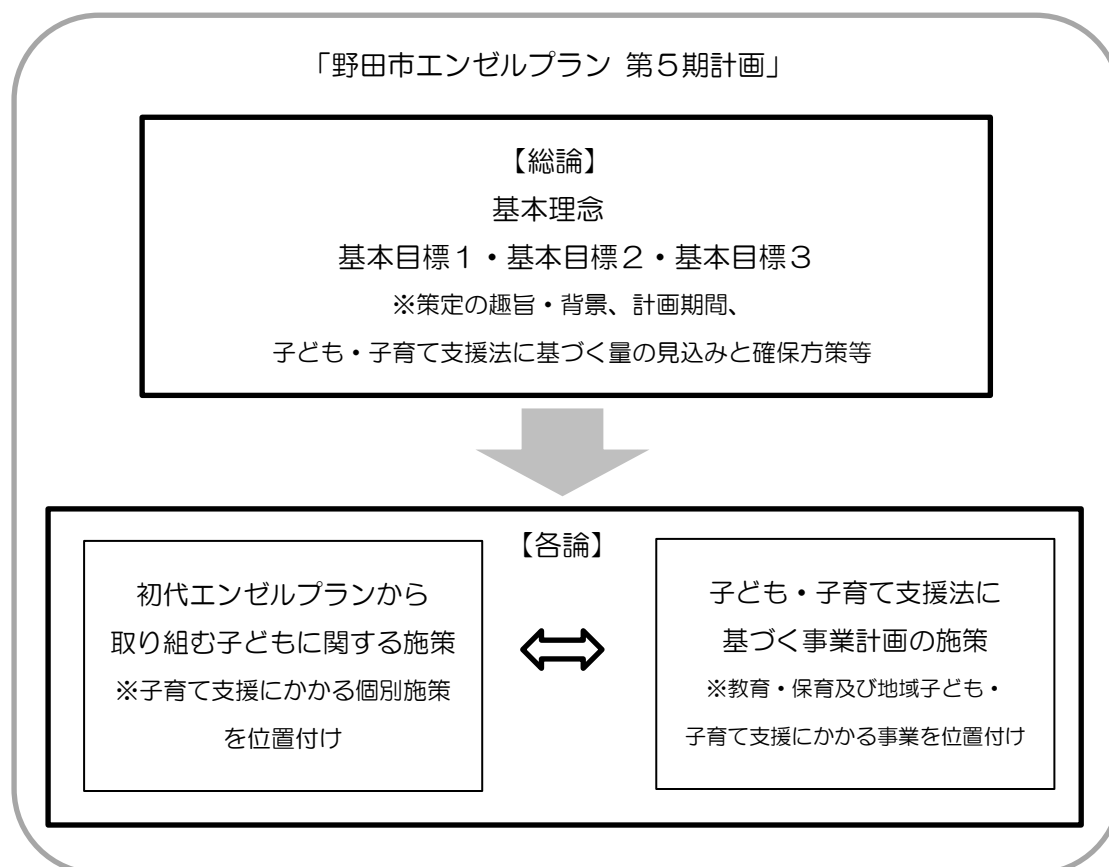
エンゼルプランは、当初から全体の考え方である「子育ての基本は家庭に、子育て支援は地域ぐるみで」に基づき、「子どもが家族とともに笑顔で暮らせるまち」を基本理念に掲げ、子どもと家族を支える支援に取り組んできました。本計画からは、野田市の将来を担う子どもたちが、未来に希望を持って元気に明るく成長できるよう「子どもが未来に希望を持ち『元気に明るく家族とともに笑顔で暮らせるまち』・野田」とし、子どもたちが心豊かに、いきいきと健やかに成長して行けるよう、また、安心して家庭を持ち、子どもを産み育てることができるよう施策の充実に努め、家庭や地域の子育て支援力の向上を図ります。

また、子ども・子育て支援法の基本理念でも「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」としており、子育てと子育て支援について、共通する考え方となっています。

2 プランの考え方

1) プランの基本構成

プランの基本理念と基本目標を総論に掲げ、各論には、初代エンゼルプラン時代からその時々に必要な施策を創設し、改正及び整理をしながら取り組んできた施策体系と、2015（平成 27）年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の目標量の設定などを位置付ける市町村事業計画の二本柱で構成します。



3 プランの基本目標

これまでエンゼルプランに掲げてきた3つの基本目標については、基本理念を見直ししたことから、基本目標2に「元気」を追記し、「元気に明るく」とします。また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に子どもの権利保障が位置付けられ、基本目標2は、子どもの権利保障の趣旨と整合することから、「(子どもの権利保障)」と追記します。なお、子ども・子育て支援法に基づく基本指針は基本目標と趣旨が整合しています。

基本目標1：すべての人が安心して楽しく子育てができるように (家庭養育力の回復・向上)

核家族化の進行や家族構成の変化は続いており、意識調査の結果からも子育ての不安や悩みを当事者のみで抱える保護者の存在がみられます。また、少子化の進行にもかかわらず、女性の社会進出や経済状況の長期間の低迷等から、子育てする母親の就労希望は高く、保育サービスの需要はとりわけ低年齢児において増加しています。さらには、働き方の多様化や子どもを取り巻く環境の変化により、保育ニーズの内容も多岐にわたり、それぞれに対応できるサービスの充実が望まれています。

このような状況を踏まえ、子ども・子育て支援の新制度を踏まえた教育・保育の量の確保と質の改善、適切な相談や情報提供が行える体制づくりとともに、子育て支援や子どもたちの体験活動を地域で支える地域交流の拠点となる新しい子ども館の整備を進めていきます。

基本目標2：すべての子どもが毎日元気に明るく健やかに学び、 成長できるように (子どもの権利保障)

現代の子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及が子どもを犯罪の世界に容易に引き込む危険性を併せ持ち、また厳しい経済状況が格差を生むことで、将来の進路にも影を落とすことなどが指摘されています。さらに、児童虐待相談件数は年々増加傾向にあり、虐待の内容も複雑化しています。

このような状況を踏まえ、子どもたちの権利が保障されるよう子どもたちの最善の利益に考慮し、子どもの安全を守る施策の推進や生きる力の育成、ひとしく学力の向上が図れる機会の提供等教育環境の整備に取り組むとともに、児童虐待防止の体制を強化し、児童虐待の早期発見・未然防止と被虐待児や障がいを持つ子どもへの支援を進めていきます。

基本目標３：地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように （子育て支援力の向上）



職業生活と子育てや介護など家庭生活との両立について、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を踏まえ、結婚や出産に対する不安を軽減するための環境を整備するとともに、「子どもは地域の宝である」との考え方に立ち、行政による保育サービスの充実のみならず、地域や事業所における取組を進めていくことが必要です。

市では、育児休業の取得や男性の子育てへの参加等「野田市男女共同参画計画」に基づく意識啓発を推進します。また、依然として厳しい経済状況にあるひとり親家庭等について、子どもへの貧困の連鎖を断ち切ることからも、自立に向けた支援を進めることが重要です。

4 本プランの施策の主なポイントと新たな取組について

本プランは、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び子育て支援に関する量の確保等を示すとともに、法に基づく基本指針の改正を踏まえ、幼児教育・保育無償化の実施、特別な支援が必要な子どもへの施策の充実、児童虐待防止対策の強化、新・放課後子ども総合プランへの対応。また、子育て支援として、新たに位置付けた事業と既存事業の拡充に取り組みます。

1) 教育・保育の量の確保

(1) 待機児童等の解消の取組

保育所に入所できない方で育児休業中や他に通園可能な保育所がある場合は待機児童には含まれず、保留者として扱われますが、野田市は待機児童の解消とともにこれらの保留者の年度末時点での解消も目標としてまいりました。しかしながら、保留者については「単願」、「転園希望」等、緊急の必要性は低く、年度末時点の保留者を解消することは困難であり、過剰な目標となると判断しました。したがって、長期的な保育需要減少もふまえ、方針を転換し、今後は必要性の高い待機児童の解消に優先的に取り組むと同時に、年度末にかけて増加していく待機児童を減らすこと、特に年度の前半（9月まで）においては待機児童を発生させないように新子育て安心プラン（待機児童解消のため令和6年度までの整備にかかる補助率嵩上げ）を活用して取り組みます。・・・(P46～50)

2) 教育・保育の質の改善

(1) 保育所における3歳児配置基準の改善

野田市はこれまでも保育士の配置数については、児童の年齢区分毎に切り上げて国の基準（全年齢の合計で四捨五入）よりも手厚くしていましたが、更に保育環境を充実させるために、新制度の公定価格の加算措置を踏まえ、3歳児の保育に当たり、児童15人に対し保育士1人を配置することとします。・・・(P79)

3) 地域子育て支援事業の充実

(1) 充実した学童保育サービスの提供

児童数について、開発等により一時的に増加している学校区もありますが、少子化等の影響により第一学童と第二学童の児童数を合わせても、第二学童の定員に満たない学校区や第一学童と第二学童が隣り合った教室を利用していることで児童が少ない土曜日など統合保育が可能な環境にある学校区があります。

このような学校区については、児童の保育環境の改善と運営の効率化が図れることから、順次計画的に第二学童の運営を委託から直営に一本化することとし、今後、社会福祉協会及び職員組合と協議を進めます。・・・(P87)

(2) 利用者支援事業の拡充

保健センター子ども支援室にて、子育て支援情報サイト「にじいろnavi」やLINE公式アカウントを活用した情報発信を実施しています。

また、子育て世代包括支援センターである保健センターと関宿保健センターで、保健師等が必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から18歳までの切れ目のない支援を目指します。・・・(P114～115、163)

(3) 幼児教育・保育無償化の対応

幼児教育・保育無償化の初年度については、財政負担を国が全額負担しましたが、2年度以降については、私立の施設については、国1/2、県1/4、市1/4の負担となり、市保育料を独自に国基準保育料より低く設定していた野田市にとって負担増とはなりませんでしたが、公立（指定管理含む）については、無償化の費用は全額市負担となりました。

公立保育所については、その一部は現状どおり継続し、一部については公私連携の導入等を検討する必要があります。

また、就学前児童数の減少の中で令和元年度の幼児教育・保育の無償化による保育需要が高まり、その後の令和4年度においても高く、本エンゼルプラン第5期計画期間中は高止まりを見込みますが、次期野田市エンゼルプラン第6期計画（令和7年度から）においては、長期的な人口減少への対応を検討する必要があります。・・・(P110)

(4) 特別な支援が必要な子どもの施策の充実

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正を踏まえ、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実として医療的ケア児の総合的な支援体制の構築が挙げられていることから、また、インクルーシブ教育を私立幼稚園を含め推進していくためにも、現在実施している「障がい児保育ための加配」、「グレーゾーンの児童がクラスに複数在籍する場合の加配」とともに市の支援体制の構築を推進していきます。・・・(P111)

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）への対応

保護者の入院などにより家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合のセーフティネットとして、保護者の子育て支援や要保護児童対策の一環として実施しています。・・・(P249)

4) 既存事業の拡充

(1) 子ども医療費助成制度の拡大

2015（平成27）年8月から通院・調剤費の助成対象について、「小学3年生まで」から「中学3年生まで」に拡大し、さらに、2018（平成30）年8月から小さな子どもを育てる世帯の負担を更に軽減し、健康で安心した育児をしていただくため、3歳までの児童については医療費自己負担分について所得制限を設けずにすべて無料としています。

・・・(P282)

（２）児童虐待防止対策の強化

児童相談所との連携や関係機関との情報共有のためのシステム導入や要保護児童対策協議会の実務者会議の見直し、スクールロイヤーの配置など児童虐待防止対策の強化に努めます。・・・(P246)

見直しによる既存事業の拡充

（１）子ども医療費助成制度の拡大

2020（令和2）年8月からは、無料化の対象を未就学児まで拡大し、2022（令和4）年8月からは、小学6年生まで拡大し、中学生についても300円から200円に減額しました。令和5年8月診療分から無料化の対象を中学3年生まで拡大し、さらに、医療費助成の対象を高校3年生まで拡大します。・・・(P282)

（２）代替保育利用支援事業の充実（子育てサービス等利用支援助成事業）

保育所の入所が保留中で求職活動中や疾病等の利用要件の制限が多かったため利用者が少なかったことから、令和2年10月より対象者や対象施設を広げた「野田市子育てサービス等利用支援助成事業」として、保育所入所していても、保留中でも、保育の認定を受けている保護者全員に対し、冠婚葬祭やリフレッシュでも利用要件を問わず、利用した子育てサービスに係った保育料の1/2を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図っております。利用サービスに休日預かりを含めた認可外保育施設も加え、利用者が大幅に増加しています。・・・(P106～107)

（３）子ども館の機能の充実・新しい子ども館の整備

既存子ども館は、規模が小さく古いことから、近隣市の大型児童センターを利用する子育て世帯が多く、市内に大型児童センターの建設要望が強いことから、清水地先に乳幼児から18歳までの全ての児童が安全に安心して利用できる大型児童センターとしてのだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）を整備しました。

運営については、子ども館の休館日（月・火・祝日）を解消するため社会福祉協議会に委託し開放していましたが、令和4年8月から、新しく整備したのだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）と既存の子ども館を含め、指定管理者による運営に代わることで、休館日（月・火・祝日）を開館日として運営します。

なお、インクルーシブの理念を取入れ、利用者の意向や運営協議会の意見を踏まえ、子育て支援や地域交流の拠点となる楽しく遊びながら学ぶことができる魅力的な施設運営を目指します。・・・(P122)

（４）子ども家庭総合支援拠点

令和4年度に行われた組織改編により、子ども支援室はより子どもの発達支援に特化した、子どもの発達相談室に変更されたことから、子ども支援室が担っていた18歳までの子育てに関する相談窓口は、子ども家庭総合支援拠点に一本化されました。・・・(P248)

(5) ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実

養育費取得のため、相談事業を推進しますが、令和5年度から養育費に関する公正証書等作成費用及び養育費保証契約保証料について助成を行います。・・・(P260)

5) 新たに取り組む主な事業

(1) 新しい子ども館の整備

子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、異年齢の子どもたちが集い、遊びを通して交流することで自主性や社会性、創造性を身に付ける「学び」の場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場として、さらには、子どもたちの体験活動を市民が支え、多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点として、清水地先に新たに子ども館の整備を進めます。

・・・(P123)

(2) 市長と話そう集会の実施

市長が学校を訪問し、希望する子どもたちと直接、意見交換を行い、出された意見や要望から、子どもたちの将来のために何をすべきかを考え施策に反映させていきます。

・・・(P129)

(3) 子ども未来教室の開催

野田市の将来を担う子どもたち全てが学校の授業を理解できるよう、児童生徒の自主的な学習をサポートし、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として、全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、支援していきます。・・・(P201)

(4) 子ども家庭総合支援拠点の整備

子ども家庭総合支援拠点の機能を有する新しい課を設置し、関係機関等との情報共有や連携強化と合わせて児童虐待防止対策の強化に努めます。

・・・(P248)

見直しにより新たに取り組む主な事業

(1) 幼児教育におけるインクルーシブ教育の推進

発達上の支援を要すると思われる園児が近年増加していることから、私立幼稚園を含めた市全体でインクルーシブ教育を推進します。そのため、令和4年10月から、私立幼稚園に支援を要する園児を受け入れるために加配した職員の人件費等の補助制度を創設する等、私立幼稚園を支援していきます。・・・(P80)

(2) 連携型地域子育て支援拠点事業の充実

新しく整備したのだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）と既存の子

ども館を含め令和4年8月から指定管理者による運営に移行するにあたり、子ども・子育て支援法に基づく連携型の地域子育て支援拠点事業として、サークル、相談、講座開催、情報提供の基本4事業を行います。・・・(P95)

(3) 休日預かり保育事業

令和2年10月から休日(日曜・祝日)に保育を必要とするすべての保護者が冠婚葬祭やその他の事業等により、緊急に保育の必要性が生じた場合において、子どもを一時預けることにより保護者の育児疲れや心理的な負担を軽減することを目指し、要件(保育認定事由)に関わらず利用できるよう、NPO法人2施設で休日預かり保育事業を実施しています。・・・(P105)

(4) 不育症及び不妊治療費の一部費用助成事業

妊婦健診や乳児健診の回数の増加や公的医療保健の適用、子ども医療費の拡充により、十分な助成が受けられる状況となったことから、制度を終了し、妊娠・出産・子育て期における魅力のある市の支援策拡充の一環として、子どもを望む夫婦の経済的な負担を軽減するため、不育症及び不妊の検査について費用の一部を助成します。・・・(P161)

(5) 子どもの発達相談室による支援の推進

令和4年度より子ども支援室は、子どもの発達相談室に名称変更となり、18歳までのお子さんの発達に関する支援を特化して行うこととし、心理士・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等を配置し、発達相談支援事業、巡回相談支援事業を行っています。さらに、ことば相談室・あさひ育成園・こだま学園を所管し、各所と密に連携をとりながら支援を実施していきます。18歳までの子育てに関する総合相談窓口は、子ども家庭総合支援拠点に引き継ぎます。・・・(P162)

6) 次世代法に基づく職業生活と家庭生活との両立が図られるために必要な施策との連携

次世代育成支援対策推進法の期限延長に基づく市町村行動計画については、次世代法の趣旨の一部の要素を加えた形で子ども・子育て支援法に基づく事業計画と一体のものとして策定することが可能とされています。また、事業計画策定指針では、①県・労働者・事業主・子育て支援団体などと連携しながら地域の実情に応じた取組を進めること、②保育及び放課後児童健全育成事業、子育て支援事業の展開による仕事と子育ての両立のための基盤整備を示しています。

これらを踏まえ、市では、①啓発や企業・団体の取組の好事例の情報収集について県の施策と連携すること、②本プランに位置付ける各施策の取組により進めることとします。

・・・(P279～285、287)

【「新・放課後子ども総合プラン」について】

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な事業の目標と方策等について、本プランに位置付けます。・・・(P63～64)

【「子どもの貧困対策の位置付け」について】

国が今後、子どもの貧困を的確に把握するため、調査項目を共通化し、全国的に実施していることから、国の動きを注視していく段階であり、現状では、市として計画を策定できる段階にないと判断しています。・・・(P65～66)

7) 引き続き重点的に取り組む施策について

下記の二つの施策については、引き続き重点施策として位置付け、個別プランを別立てして取り組みます。

(1) ひとり親家庭等の自立支援の促進

2020（令和 2）年 3 月策定「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第 4 次改訂版」による施策を本プランの各論に位置付けます。同プランでは、母子家庭の就労収入を増やす施策や貧困の連鎖を断ち切るための養育費確保や学習支援など、ひとり親家庭とその子どもの将来の自立に向けた支援に取り組みます。・・・(P255～261)

(2) 要保護児童対策の取組の推進

2011（平成 23）年 3 月策定「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」に掲げる施策を本プランの各論に位置付けます。新たな施策として、児童相談所との連携や関係機関との情報共有、要保護児童対策協議会の見直し、子ども家庭総合支援拠点の整備など、児童虐待防止対策の強化に取り組みます。・・・(P243、246～253)

5 施策の整理について

第5期計画に位置付けた以下の施策については、中間見直しにおいて制度改正や目的達成のため整理し、再編や廃止しています。

（１）世代間交流事業の充実 事業番号 39

学校・地域の方々の協力を得ながら、市内小中学校で「ふるさと伝承講座」を開催し、世代間の交流を推進していましたが、指導課で実施する地域教育プラットフォーム事業と内容・講師が重複するため令和３年度から廃止とするものです。

（２）新しい子ども館の整備 事業番号 42

令和４年５月に整備が完了し、ネーミングライツにより「のだしこども館 supported by kikkoman」として１０月１日に指定管理者による運営でオープンしました。整備事業は完了しましたので、当該事業を廃止し、子ども館の機能の充実に引き継ぎます。

（３）母子等医療費の助成の推進 事業番号 78

母子等医療費助成金制度が制定された昭和４７年当時は、現在に比べ妊婦健診、乳幼児健診の検査項目や公費負担回数も少なく、妊娠出産の経済的負担が大きい状況でした。妊娠出産に伴う疾患があった場合には、入院等によりさらに経済的な負担が大きくなることからこの制度が制定されました。

しかし現在は、妊婦健診の回数も１４回分、乳児健診についても２回分あります。

また、出産育児一時金については、４２万円または４０万８千円（令和３年１２月３１日以前の出産の際は４０万４千円）が支給されており、以前に比べ負担軽減が図られ、子どもや新生児の医療費についても、公的医療保険の適用や子ども医療費助成の拡充により十分な助成が受けられる状況となっていることから制度としての役目を終えたため制度を終了しました。

（４）子ども支援室による支援事業の充実 事業番号 79

子ども支援室は、１８歳までの子育てに関する総合相談窓口としておりましたが、令和４年度に行われた組織改編により、子どもの発達支援に特化した「子どもの発達相談室」に変更されました。子ども支援室が担っていた１８歳までの子育てに関する相談窓口は、児童福祉法に規定される「１８歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を切れ目なく継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結びつける」子ども家庭総合支援拠点に一本化されたため、子ども支援室による支援事業を廃止とするものです。

第5章 サービス供給の事業量と確保量

1 子ども・子育て支援制度について

子ども・子育て支援制度における事業の主なポイント

- 質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供
(幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労の有無に関わらず幼児教育を受けられる「幼保連携型認定こども園」を普及)
- 保育の量的拡大と確保、教育・保育の質的改善
(教育・保育の二ーズを踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育・地域型保育などを組み合わせて計画的に整備)
- 幼児教育・保育の無償化
幼児教育・保育の無償化の影響が不透明であり、量の見込みが予測困難であることから、今後2年間の推移を見極め、中間年度の令和4年度に見直しを行います。
- 地域の子育て支援の充実
(家庭と地域の多様な二ーズに対応するため、地域子育て拠点事業、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブなどを充実)

1. 子ども・子育て支援給付

共通の給付制度により幼児教育・保育を提供

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

施設等利用給付

- 幼稚園(未移行)
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

2. 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②一時預かり事業
- ③放課後児童健全育成事業
- ④地域子育て支援拠点事業
- ⑤妊婦健診事業
- ⑥乳児家庭全戸訪問事業
- ⑦養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑧子育て短期支援事業
- ⑨ファミリー・サポート・センター事業
- ⑩時間外保育事業
- ⑪病児・病後児保育事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2 事業計画における区域設定の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

野田市においては、以下の理由から「行政区（市全域）」を本計画の教育・保育の提供区域として設定します。

なお、国の指針によれば、教育・保育施設の広域利用の実態と地域子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合は事業ごとに区分設定できるとされていることから、子育てする方の身近な支援の場である地域子育て拠点事業については、地域バランスを考慮しながら実施してまいります。

- 広域設定の方が需給見込み及び調整が容易であり、柔軟な教育・保育の提供が可能。また、勤務地の都合等による広域ニーズに対応できること。
- 野田市は認可保育所による保育の提供を基本としていること。また、認可外保育施設や事業所内託児施設が少なく、新制度への移行が見通せないため、地域型保育事業における保育の提供体制の確保の想定が困難であること。
- 野田市は市域面積が広いが、保育所の送迎については自動車による手段が大半であり、例えば関宿地域の保育所利用者も川間、北部地域の保育所を含めて広域に利用している実態があること。

3 教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策

■教育における量の見込み

単位(人)

	実績	実績			
	平成 30 年度	令和2年度		令和3年度	
	合計	1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上	1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上
①量の見込み	1,709 (定員 2,841)	1,407	96	1,329	102
②確保の内容		1,503		1,431	
②－①		2,370		2,343	
		867		912	

	実績		見込み			
	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上	1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上	1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上
①量の見込み	1,261	93	1,204	89	1,133	84
	1,354		1,293		1,217	
②確保の内容	2,328		2,141		2,141	
②－①	974		848		924	

○1号認定・・・子どもが満3歳以上で幼稚園等での教育を希望

○2号認定・・・子どもが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し保育所等で保育を希望

○3号認定・・・子どもが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し保育所等で保育を希望

確保の内容は、教育・保育施設における定員数の実績値。

■保育における量の見込み

単位(人)

	実績	実績					
	平成 30 年度	令和2年度			令和3年度		
	合計	2号認定 3歳以上	3号認定 0歳	3号認定 1-2 歳	2号認定 3歳以上	3号認定 0歳	3号認定 1-2 歳
①量の見込み	2,076 (定員 2,207)	1,392	138	847	1,433	131	824
②確保の内容		1,436	163	786	1,452	168	793
②－①		0	4	11	0	7	27
		44	29	▲50	19	44	▲4

	実績	見込み							
	令和4年度	令和5年度				令和6年度			
	2号認定 3歳以上	3号認定 0歳	3号認定 1-2 歳	2号認定 3歳以上	3号認定 0歳	3号認定 1-2 歳	2号認定 3歳以上	3号認定 0歳	3号認定 1-2 歳
①量の見込み	1,453	157	837	1,469	172	871	1,468	169	861
②確保の内容	1,503	174	804	1,528	170	810	1,558	176	828
②－①	0	8	31	0	8	31	0	8	31
	50	25	2	59	6	▲30	90	15	▲2

■教育・保育における提供体制・確保方策の考え方

本プランのニーズ量は平成30年度実施の子育てに関する意向調査に基づくニーズ量で、実態と乖離していたため、実績と推計により今回の見直しを行ったものです。

1号の見込みは、令和2年度から4年度までについては実績値、令和5年度及び6年度については、令和4年度の実績値に、令和2年から4年における各4月1日時点の児童の年齢別人口増減率を乗じた推計値としております。令和5年度からは、関宿南部幼稚園の休園に伴う量の見込み及び確保の内容を反映しております。

2号認定・3号認定の量の見込みは、令和2年度から4年度までについては実績値。令和5年度及び6年度については、年齢別人口の推移と保育所等申込率の推移からの推計値。確保の内容は、令和2年度から令和4年度までについては実績値。令和5年度及び令和6年度については、新子育て安心プラン（待機児童解消のため採択されると令和6年度まで補助率嵩上げ（国 1/2→2/3、市 1/4→1/12）で施設整備ができる）において厚生労働省に採択された確保量としております。

◆教育

近年増加している発達上の支援を要する園児の受け皿としての役割を担っている野田幼稚園において、2022（令和4年）10月から3年保育を開始するとともに、市全体でインクルーシブ教育を推進します。

また、関宿南部幼稚園及び関宿中部幼稚園では、令和4年度の4歳児クラスの入園希望者が合計で8人とどまったことを受け、共同性等を育むためには一定の規模の集団を維持する必要があることや、園舎の状況等を総合的に勘案した結果、関宿南部幼稚園を令和5年度に休園し、関宿中部幼稚園を存続させる形で統合することとし、令和5年度以降の確保の内容について、公立幼稚園の定員数を利用実態に即したものと見直してまいります。

◆保育

（1）待機児童の推移

野田市では、民設民営保育所を、順次整備するとともに、定員の弾力化の活用により、待機児童の解消に努めてきました。2016（平成28）年から2018（平成30）年には、3年連続で待機児童0人を達成することができましたが、2019（令和元）年10月からの幼児教育・保育の無償化により保育需要が高まり、待機児童が発生しました。施設整備や利用調整時のあっせん等により、2021（令和3）年から2022（令和4）年には、2年連続で待機児童0人を達成できましたが、保育需要は依然として高く、年度当初の待機児童を解消できたとしても、年度末に向けて待機児童が増加していくことが課題となっています。

待機児童の推移

(単位：人)

年 度	4 月	9 月	3 月	定員	新規開設
平成 29 年度	0	22	100	2,178	聖華未来のこども園 69
平成 30 年度	0	47	139	2,207	聖華未来のこども園 29 増員
平成 31 年度	9	62	128	2,217	聖華未来のこども園 10 増員
令和 2 年度	1	30	106	2,400	のだのこども園 100 やなぎさわ幼稚園・保育園 71 聖華未来のこども園 12 増員
令和 3 年度	0	20	78	2,447	柳沢くるる 19 のだのこども園 29 増員 やなぎさわ幼稚園・保育園 19 増員 花輪 ▲20 減員
令和 4 年度	0			2,520	しみず空と杜 60 やなぎさわ幼稚園・保育園 15 増員 アートチャイルドケア野田東部みどり 8 増員 ひばり 5 増員 尾崎▲15 減員

(2) 待機児童と保留者

待機児童の定義について、2015（平成 27）年度の改正では、これまで自治体の判断に委ねていた求職活動中の場合も基本的に待機児童に含めることとしたことから、待機児童の範囲が拡大されました。ただし、どのような場合を求職活動中とするかは、自治体の判断に委ねられました。このため、野田市では、原則としてハローワークや野田市無料職業紹介所等を通じるなどして、定期的に求職活動を行っている場合を「求職活動中」とすることとしました。また、2017（平成 29）年度には、親に復職の意思がある場合は、育児休業中でも待機児童に含める改正を行いました。

保育所入所のための利用認定を受けても、保育所に入所できない児童は、待機児童に限られません。特定の施設のみを希望（単願）する場合や他に通園可能な保育所がある場合などは待機児童に含まれず、保留者として取り扱われます。

野田市では、年度末までの待機児童の解消に取り組むと同時に、これら保留者の解消も目標としてきましたが、保留者を分析した結果、「単願による申込み」、「転園希望」、「通園可能園があるが希望しない」で保留者全体の 8 割を占め、その他は「求職活動をしていない」「復職する意思が無い」「市外からの希望者」であることから、緊急の必要性は低いことを確認しました。

保留者の内訳

(単位：人)

保留者の状況	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
単願による申し込み	40	32	42
転園を希望	32	21	26
他に通園可能園があるが希望しない	32	11	15
求職活動をしていない	14	6	9
育児休業中で復職する意思がない	0	7	10
市外からの希望者	4	2	6
合計	122	79	108

(3) 待機児童解消野田市計画

上記(2)の分析結果から、保留者解消は現実的な目標ではなく、また保育の必要性の高い待機児童についても、年度末時点で解消することは困難であり、過剰な目標となることから、長期的な保育需要減少もふまえ、方針を転換し、今後は必要性の高い待機児童の解消に優先的に取り組むと同時に、年度末にかけて増加していく待機児童を減らすこと、特に年度の前半(9月まで)においては待機児童を発生させないように取り組んでまいります。

令和4年度から令和6年度については、保育需要が高い水準が維持されると推計し、定員の120%内での運用とあわせて、新子育て安心プラン(待機児童解消のため採択されると令和6年度まで補助率嵩上げ(国 1/2→2/3、市 1/4→1/12)で施設整備ができる)を活用し、年度途中を含めた待機児童解消を図ってまいります。

待機児童解消野田市計画

(人)

年度		3歳以上	0歳	1・2歳
令和2年度 (実績)	量の見込み	1,392	138	847
	市計画	1,436	167	797
	過不足	44	29	▲50
令和3年度 (実績)	量の見込み	1,433	131	824
	市計画	1452	175	820
	過不足	19	44	▲4
令和4年度 (実績)	量の見込み	1,453	157	837
	市計画	1,503	182	835
	過不足	50	25	▲2
令和5年度 (見込)	量の見込み	1,469	172	871
	市計画	1,528	178	841
	過不足	59	6	▲30
令和6年度 (見込)	量の見込み	1,468	169	861
	市計画	1,558	184	859
	過不足	90	15	▲2

年 度		9月			3月		
		3歳以上	0歳	1・2歳	3歳以上	0歳	1・2歳
令和2年度 (実績)	量の見込み	1,404	220	889	1,401	371	922
	市計画	1,463	172	810	1,463	172	810
	過不足	59	▲48	▲79	62	▲199	▲112
令和3年度 (実績)	量の見込み	1,462	245	885	1,466	408	900
	市計画	1,479	180	833	1,479	180	833
	過不足	17	▲65	▲52	13	▲228	▲67
令和4年度 (見込)	量の見込み	1,482	294	899	1,486	489	914
	市計画	1,503	182	835	1,503	182	835
	過不足	21	▲112	▲64	17	▲307	▲79
令和5年度 (見込)	量の見込み	1,499	322	935	1,503	536	951
	市計画	1,528	178	841	1,528	178	841
	過不足	29	▲144	▲94	25	▲358	▲110
令和6年度 (見込)	量の見込み	1,498	316	925	1,502	526	940
	市計画	1,558	184	859	1,558	184	859
	過不足	60	▲132	▲66	56	▲342	▲81

(4) 計画の変更

本プランに位置付ける「量の見込み」及び「確保の内容」は、ニーズ量と実績が乖離している部分があることから、計画に位置付けた量の見込みと確保の内容の補正については、待機児童数の状況、事業者の施設型給付への移行や教育・保育施設創設の意向及び進捗を把握した上で、また、2019（令和元）年10月に創設された幼児教育・保育無償化の影響も不透明であり量の見込みが予測困難な状況であることから、今後2年間の推移を見極め、中間年度の2022（令和4）年度に見直しを行い、児童福祉審議会における審議を経て変更することとします。

4 地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に位置付けられた 13 事業のうち、多様な主体の参入促進事業を除く 12 事業について実施しています。

計画と実績が乖離した要因を分析し「量の見込み」、「確保の内容」について見直しを行います。

1) 地域子育て支援事業の量の見込み一覧

		平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (実績)	令和 4 年度 (見込み)	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度 (見込み)
利用者支援事業		1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
一時預かり事業	幼稚園	43,341 人日/年	36,434 人日/年	22,554 人日/年	24,737 人日/年	27,210 人日/年	29,931 人日/年	32,924 人日/年
	上記以外	1,806 人日/年	275 人日/年	300 人日/年	414 人日/年	571 人日/年	787 人日/年	1,086 人日/年
放課後児童健全育成事業	低学年	1,569 人 (年平均/月)	1,562 人 (年平均/月)	1,503 人 (年平均/月)	1,454 人 (年平均/月)	1,122 人	1,095 人	1,092 人
	高学年					305 人	296 人	282 人
	合計					1,427 人	1,391 人	1,374 人
地域子育て支援拠点事業		2,337 人回/月	1,732 人回/月	800 人回/月	717 人回/月	3,463 人回/月	3,838 人回/月	3,913 人回/月
妊婦健診事業		9,696 人回/年	9,591 人回/年	9,020 人回/年	9,025 人回/年	9,600 人回/年	9,600 人回/年	9,600 人回/年
乳児家庭全戸訪問事業		832 人	834 人	784 人	806 人	830 人	830 人	830 人
養育支援訪問事業		9 人	11 人	3 人	4 人	20 人	20 人	20 人
子育て短期支援事業		9 人 人日/年	66 人 人日/年	61 人日/年	88 人日/年	127 人日/年	183 人日/年	264 人日/年
ファミリー・サポート・センター事業		3,768 人日/年	4,193 人日/年	1,993 人日/年	3,543 人日/年	3,654 人日/年	3,530 人日/年	3,451 人日/年
延長保育事業		1,137 人/月	1,094 人/月	845 人/月	1,017 人/月	1,094 人/月	1,094 人/月	1,094 人/月
病児・病後児保育事業		500 人日/年	495 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	200 人日/年	240 人日/年	240 人日/年
実費徴収に係る補足給付事業	副食費	-	559	1,007	1,509	1,800	1,800	1,800
	主食費	-	559	1,007	1,509	1,800	1,800	1,800
	教材費等	24 人月/年	32 人月/年	21 人月/年	28 人月/年	44 人月/年	44 人月/年	44 人月/年

2) 地域子育て支援事業の提供体制の確保内容等

(1) 利用者支援事業

■量の見込み

単位(か所)

	実績				見込		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1	2	2	2	2	2	2
②確保の内容					2	2	2
②－①					0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

子育て世代包括支援センターである保健センター（子ども支援室を含む。）と関宿保健センターで、本事業の「母子保健型」を実施しました。

また、子ども支援室で実施している子育て支援総合コーディネート事業が本事業の「特定型」に該当しています。なお、組織改編により令和4年度より子ども支援室は、子どもの発達相談室に名称変更となり、本事業は保健センター母子保健係において実施してまいります。

○量の見込み

引き続き、保健センターと関宿保健センターの2か所で、本事業の「母子保健型」を実施します。

○確保の内容

引き続き、保健センターと関宿保健センターの2か所で、本事業の「母子保健型」を実施します。

(2) 一時預かり事業

■量の見込み

単位(人日/年)

		実績				見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
幼稚園での 預かり保育	①量の見込み	43,341	36,434	22,554	24,737	27,210	29,931	32,924
	②確保の内容					46,326	46,326	46,326
	②－①					19,116	16,395	13,402
上記以外の 一時預かり	①量の見込み	1,806	275	300	414	571	787	1,086
	②確保の内容					5,832	5,832	5,832
	②－①					5,261	5,045	4,976

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

幼稚園以外の一時預かり保育は、家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、適当な設備を備える保育所等において保育を行っています。

平成30年度において保育所等5施設で一時預かりを実施していましたが、保育所等整備により、保育所等の入所者が増加したことに伴い、利用者が減少し、平成30年度末に2施設事業廃止、令和2年度末に1施設事業廃止したことから、令和2年度以降は2施設で実施しています。

現在実施している2施設の現状の利用ニーズとしては、リフレッシュでの利用や保育園に入園できなかった就労の保護者の利用回数が多い状況です。今後も利用人数の動向及び利用ニーズを見極め、一時保育の実施量を定めていく必要があります。

○量の見込み

令和3年度は利用が増加したことから、令和2年度の利用実績と令和3年度の利用実績を比較して算出した上昇率を基に令和3年度の利用実績に上昇率を乗じて令和4年度以降の見込を積算するものです。

○確保の内容

幼稚園の預かり保育については預かり保育を行っている市内幼稚園5園および認定こども園1園の年間受け入れ可能人数を合計したものとします。

幼稚園の預かり以外の一時預かりについては、現在実施している2施設分の利用定員に平日日数（243日）を乗じた人数とします。

（3）放課後児童健全育成事業

■量の見込み

単位（人）

		実績				見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年	1,569 (月平均)	1,562 (月平均)	1,503 (月平均)	1,454 (月平均)	1,122	1,095	1,092
	高学年					305	296	282
	合計					1,427	1,391	1,374
②確保の内容						1,679	1,679	1,679
②－①						252	288	305

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

学童保育所については、核家族化や共働き家庭の増加により児童数が増加し、過密化対策

として、第二学童の整備を進めてきました。

児童数については、開発等により一時的に増加に転じる学校区もありますが、少子化等の影響により、全体では平成 30 年度をピークに減少に転じていますので、「量の見込み」を見直します。

なお、市が直接運営している第一学童と、委託により運営している第二学童があり、少子化の影響により第一学童と第二学童の児童数を合わせても、第二学童の定員に満たない学校区については統合を進めます。また、第一学童と第二学童が隣り合った教室を利用していることで児童が少ない土曜日など統合保育が可能な環境にある学校区がありますので、保育環境の改善と運営の効率化を図りつつ必要となる供給体制（「確保の内容」）を確保します。

○量の見込み

令和 5 年度及び 6 年度の小学校の児童数の見込みを基に、学童の入所率の推移から学童を利用する児童数を推計する。

なお、入所率は近年横ばいで推移していることから、令和 3 年度の入所率を基に見込む。

○確保の内容

現在の学童全体の定員 1,775 人から七光台学童の定員 42 人と岩木学童の定員 54 人を除いた 1,679 人を新たな定員とする。

（４）地域子育て支援拠点事業

■量の見込み

単位（人回／月）

	実績				見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	2,337	1,732	800	717	3,463	3,838	3,913
②確保の内容					4,800	5,300	5,300
②－①					1,337	1,462	1,387

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

子育てサロン等の支援拠点については、令和 2 年度と 3 年度は、実績値が大きく減少していますが、コロナ禍の影響により事業を中止した期間があることや利用者が感染対策として外出を控える傾向があったことが大きな要因となっていますので、令和 2 年度以降については、コロナ禍の影響がない平成 28 年度から平成 30 年度の 3 年間の平均により見込むこととします。

なお、市内の支援拠点は現在 8 か所ですが、令和 4 年 8 月から新しく整備したのだしこども館 supported by Kikkoman（児童センター）と既存子ども館において、指定管理者による運営にあわせて連携型の地域子育て支援拠点事業を実施し、子育て支援の充実を図ります。

これにより、支援拠点が増え供給体制（「確保の内容」）が拡充されますので、「量の見込み」

も増えることから見直しを行います。

○量の見込み

令和元年度までは実績値とし、令和2年度及び令和3年度については、コロナ禍により事業を中止していることから、平成28年度から平成30年度の3年間の平均を基に積算します。

令和4年から子ども館で支援拠点事業を実施することから、令和元年度までは、子ども館での乳幼児と保護者を対象としたサークル等の実績値とし、令和2年度及び令和3年度については、コロナ禍により休館していることから、平成28年度から平成30年度の過去3年間の平均を基に積算します。

児童センターについては、平成28年度から平成30年度の過去3年間のエンゼルドームでの実績値を基に、人口案分により推計します。

○確保の内容

各施設の保育面積から利用可能児童数を見積り、稼働日数から積算します。

令和4年度は、既存子ども館で事業を予定している部屋の面積合計 422 m²、令和5年度以降は、のだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）の面積 154 m²を加えた 576 m²を乳児一人当たり保育面積 4.0 m²で除して、週3日、年間50週事業を実施することにより利用可能な人数を確保の内容として追加します。

（5）妊婦健診事業

■量の見込み

単位（人回／年）

	実績				見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	9,696	9,591	9,020	9,025	9,600	9,600	9,600
②確保の内容					10,000	10,000	10,000
②－①					400	400	400

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

妊婦健康診査・乳児健康診査の費用助成を行っています。また、県外の契約していない医療機関で受診した費用の一部については、償還払いを行っています。

今後、少子化等の影響により実績が減少することが予想されるため、量の見込みを見直します。

○量の見込み

令和3年度の実績を参考とし、少子化等の影響を考慮し、積算しました。

○確保の内容

量の見込みに対して、十分な計画量を見込んでいます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

■量の見込み

単位(人)

	実績				見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	832	834	784	806	830	830	830
②確保の内容					850	850	850
②－①					20	20	20

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

対象者の方について、原則全員の方に訪問を実施しています（ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響で希望されない方については、来所等で対応）。

今後、少子化等の影響により実績が減少することが予想されるため、量の見込みを見直します。

○量の見込み

令和3年度の実績を参考とし、少子化等の影響を考慮し、積算しました。

○確保の内容

量の見込みに対して、十分な計画量を見込んでいます。

(7) 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

■量の見込み

単位(人)

	実績				見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	9	11	3	4	6	10	20
②確保の内容					20	20	20
②－①					0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

育児不安や、育児ストレスを抱える保護者に対し、家事等の援助や育児指導を行うことにより、安定した養育環境を提供しています。令和2年度及び3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響によるサービスの利用控えがあったことから、利用者数が見込みを下回りました。

○量の見込み

今後の見込みについては、コロナ禍が収束することや、今まで以上に利用の積極的な促進を図ることから、確保数を目標として令和6年度の見込みとしました。令和4年度及び令和5年度については、令和3年度実績から令和6年度見込みまでの伸び率を参考に試算しました。

○確保の内容

確保量に対し、利用者数の見込みが少なくなっていますが、今まで以上に利用に促進を図ることから、引き続き20人の利用に対応できる体制を確保していきます。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■量の見込み

単位(人日/年)

	実績				見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	9	66	61	88	127	183	264
②確保の内容					365	365	365
②-①					238	182	101

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

子どもを養育している保護者等が、病気や事故、育児疲れなどで一時的に養育困難となった際に、松戸市にある児童養護施設「晴香園」で宿泊又は日帰りで一時預かりを行う事業です。通院や冠婚葬祭等の事情ほか、育児疲れやストレスに対するレスパイトでの利用を勧奨しています。場所が松戸市ということ、また、送迎が必要ということもあり、利用に繋がらない状況もありましたが、定期的な利用者も増え始め、利用日数の増加につながっています。

○量の見込み

利用日数が増加している状況ではありますが、当初の見込み量を実績が10%以上下回っていますので、「量の見込み」を見直す必要があります。

見直しにつきましては、直近2年間の伸び率を算出し、伸び率「1.44」を令和3年度の実績に乗じて令和4年度の見込みを積算しています。令和5年度及び6年度についても、それぞれの見込み量に伸び率を乗じて積算しました。今後も通院や冠婚葬祭等の事情ほか、育児疲れやストレスに対するレスパイトでの利用を希望する家庭に対し、積極的な利用を勧奨していきます。

○確保の内容

年間1床ずつ、365日の確保を想定しています。計画的な利用については、年末年始や大型連休などは需要が高まり、予約の確保が難しい状況ですが、利用を申請してきた保護者と協議を行い、概ね要望通りの日数を確保することができています。また、保護者の緊急入院等により児の養育者が不在となる場合など、緊急な場合に利用できる緊急枠が1床確保さ

れていることが、子育て短期支援事業を社会福祉法人「晴香」に委託している最大の利点と
考えています。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■量の見込み

単位(人日/年)

	実績				見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	3,768	4,193	1,993	3,543	3,654	3,530	3,451
②確保の内容					5,000	5,000	5,000
②－①					1,346	1,470	1,549

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、令和2年度の実績値が大きく減少しています。これは、コロナ禍の影響により利用の多い保育所等の送迎が減ったことや感染対策として外出などを控える傾向にあったことが大きな要因となっていますが、令和3年度は回復傾向にあります。

利用会員については、保育所や学童保育所を利用する保護者への加入促進を進めていることから増加していますが、提供会員は概ね横ばいで推移していることから、利用会員が利用できないことがないよう提供会員の少ない地域については、提供会員を増やす取組を進めます。

○量の見込み

利用会員の利用頻度により件数が増減しますが、令和2年度以外は概ね見込みどおりとなっていますので見直しは行いません。

○確保の内容

利用の見込みに対して、全体として供給体制は確保されていますので見直しは行いませんが、地域によっては偏りがあるので、少ない地域については増員を図ります。

(10) 延長保育事業（時間外保育事業）

■量の見込み

単位(人/月)

	実績				見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1,137	1,094	845	1,017	1,094	1,094	1,094
②確保の内容					1,137	1,137	1,137
②－①					43	43	43

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で延長保育の利用が減ったが、令和3年度から公立保育所での短時間保育の延長保育（7時～8時30分、16時30分～18時）の開始に伴い、延長保育を利用する保護者が増えました。

○量の見込み

令和4年度は令和3年度と同程度、令和5年度以降は令和元年度と同程度に利用が回復すると見込んでいます。

○確保の内容

平成30年度の実績から、今後も十分対応可能なため、平成30年度と同数の計画量を見込んでいます。なお、利用が計画量を上回っても、延長保育の対応は可能です。

(11) 病児・病後児保育事業

■量の見込み

単位(人日/年)

	実績				見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	500	495	0	0	200 (549)	240 (522)	240 (500)
②確保の内容					1200 (1172)	1200 (1172)	1200 (1172)
②－①					1000 (623)	960 (650)	960 (672)

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

病児・病後児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度・令和3年度は休止していた小張総合病院敷地内「ひばりルーム」が令和3年度末に廃止となりました。令和4年度からは保育所併設型病児施設としてフォレストルームを開設したため、見直しを行います。

○量の見込み

令和4年度6月の利用児童数を基に、病児保育を利用する児童数を推計する。

なお、令和4年度は開設間もなく4月・5月の利用実績が低いため、考慮した児童数を推計するものです。

○確保の内容

利用定員（5人）に、平日日数（20日）の年間分（12か月）を乗じた人数とします。

（12）実費徴収に係る補足給付事業

■量の見込み

単位（人月/年）

		実績				見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
副食費	①量の見込み	-	559	1,007	1,509	1,800	1,800	1,800
	②確保の内容					2,592	2,592	2,592
	②-①					792	792	792
主食費	①量の見込み	-	559	1,007	1,509	1,800	1,800	1,800
	②確保の内容					2,592	2,592	2,592
	②-①					792	792	792
教材費等	①量の見込み	24	32	21	28	44	44	44
	②確保の内容					120	120	120
	②-①					76	76	76

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

給食費の実費徴収に係る補足給付事業は、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年度から開始した事業であり、野田市エンゼルプラン第5期計画策定時に創設された幼児教育・保育無償化の影響が不透明であり「量の見込み」が予測困難な状況であったことから、今回の中間見直しで、実績及び量の見込みを行います。

○量の見込み

副食費及び主食費については対象人数のうち実績から算出した申請率 70%を乗じ下一桁を四捨五入し、算出した人数に 12 か月を乗じて見込人数を積算するものです。

教材費等については、令和2年度の利用実績と令和3年度の利用実績を比較してでる上昇

率を基に令和3年度の利用実績に上昇率を乗じて令和4年度以降の見込を積算するものです。

○確保の内容

副食費及び主食費については令和4年4月の令和4年課税額等から算出した人数に12か月を乗じて算出したものです。

教材費等については、令和4年8月現在の対象者人数に対象月数12月を乗じた人数としたものです。

(13) 多様な主体の参入促進事業

■提供体制・確保方策の考え方

- 教育・保育への新規参入事業者への相談・助言・あっせんに係る事業について、野田市は、これまでの認可制度に基づく施設による提供を基本としており、経験豊富な事業者が運営することから当面の必要性は低いと考えられますが、今後の保育の量の確保において提供体制が多様化する状況になった場合は、当該事業の実施を検討していきます。

5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保について

1) 認定こども園の普及に係る考え方

2020（令和2）年4月1日には、幼保連携認定こども園が2園、保育所型認定こども園が1園の合計3園が市内に開設される予定となっています。

認定こども園は保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられ、教育・保育を一体的に提供できる施設であることから、既存幼稚園の移行に当たっての判断に資するよう、設置者に対し認定こども園に関する情報提供を適宜行っていきます。

2) 幼保こ小の連携の取組について

質の高い幼児期の教育・保育を提供していくため、幼稚園・保育所・認定こども園から小学校への円滑な移行のための連携を図る目的で設置している、既存の幼保こ小連絡会の仕組みを活用し、合同研修会の実施や幼稚園児・保育園児と小学生との交流を進めます。

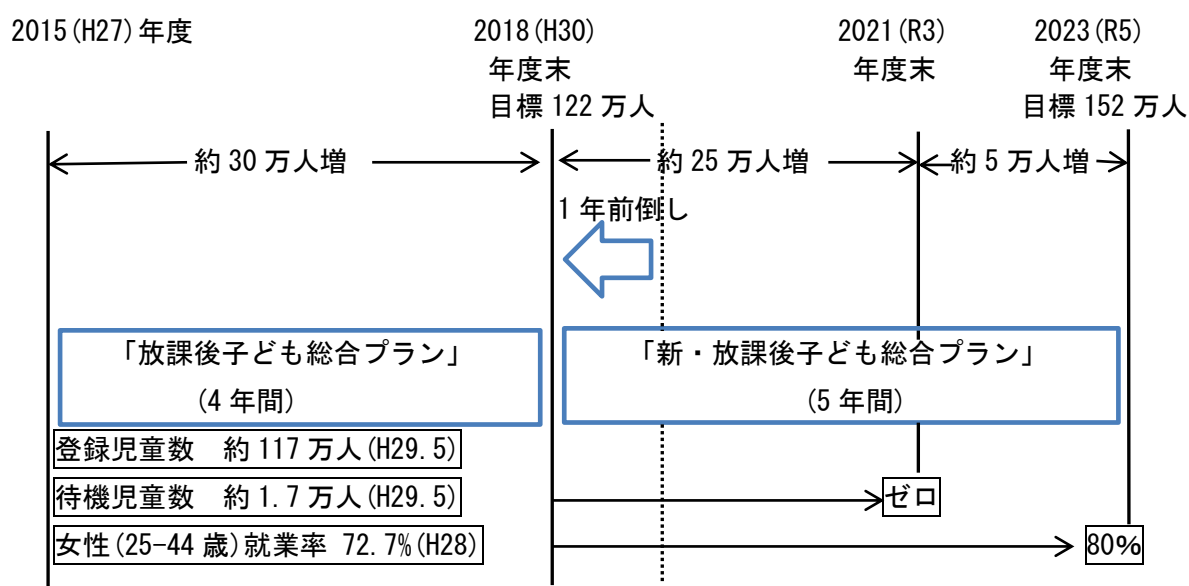
また就学に当たっては、引き続き保育所児童保育要録及び幼稚園幼児指導要録の適正な取扱いに取り組んでまいります。

6 新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画

国は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、共働き家庭などの児童を対象に放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ(学童保育所)」と全ての児童を対象に放課後等に学習支援や多様なプログラムを実施する「放課後子供教室」の計画的な整備(放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携による実施を推進)を進めるため、2014(平成26)年7月に「放課後子ども総合プラン」を示し、次世代法の計画の一部として位置付けました。

このプランを1年前倒し、2018(平成30)年9月に見直しを行い2019(令和元)年から2023(令和5)年度までの5か年間で約30万人分の整備を図り目標を152万人分とする「新・放課後子ども総合プラン」を示し、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に行動計画を位置付けました。

また、同一の小中学校内等で両事業(放課後児童クラブと放課後子供教室)を実施する一体型を全国1万か所以上で実施することを目標としています。



(1) 現状と課題

① 放課後児童クラブ(学童保育所)の現状と課題

市内 20 か所の全ての小学校区において学童保育所を整備し、待機児童を出すことなく家庭で保育が困難な児童を受け入れています。なお、小学校区単位で過密化が常態化する場合は、余裕教室を活用し整備を行います。

また、学校区単位では過密化となっていないが、入所児童数の偏りにより過密化となっている学童保育所がある学校区については、抽選により児童を振り分けることで入所児童数のバランス改善に努めます。

② 放課後子供教室の現状と課題

市内 20 か所の全ての小学校を利用するとともに、公民館等の近隣施設 8 か所を利用し

計 39 か所で、毎月 2 回土曜日に児童が様々な体験活動を行うオープンサタデークラブを実施しています。

さらに、2018（平成 30）年度からは、全小学校において放課後に特別教室等を利用し授業への理解の差が目立ってくる小学校 3 年生の希望する全ての児童を対象に、4 月から 10 月の間で週 1 回の学習支援を行う「子ども未来教室」を実施しています。

（2）今後の方向

① 放課後児童クラブ（学童保育所）

老朽化が進んでいる施設については、教育部局と連携し小学校の余裕教室の活用を図ります。

また、20 か所全ての小学校で学童保育所を実施していますが、今後も待機児童を出すことなく家庭で保育が困難な児童を受け入れるため、過密化が常態化する場合は、施設整備を行います。

なお、学童保育所は、児童の健全な育成を図る役割を担っていることから、指導員の研修等を含め質の向上を図るとともに保護者等への周知を図ります。

② 放課後子供教室

オープンサタデークラブについては、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性や社会性を育み、国際社会に生きる日本人として素地を育む」機会を社会全体で創り出してゆくと目的としていることから、指導者の資質の向上を図りながらオープンサタデークラブの改善に努め、事業を継続して実施していきます。

子ども未来教室については、当面は 3 年生を対象に実施しますが、参加児童の追跡調査などにより、子ども未来教室の実施後も学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているかを検証し、充実を図って参ります。

③ 一体型について

放課後子供教室（子ども未来教室）は全て学校施設内で実施していますが、放課後児童クラブ（学童保育所）については、学校施設内の実施が 16 か所となり 4 か所（川間小、福田一小、東部小、南部小）は未実施となっています。行政改革大綱においても学童保育所を余裕教室に移転する方針を示していますが、教室を提供していただく学校や学童保育所を利用する保護者との調整、また、南部小学校については、民設民営の事業者に委託しているなど実施に向けては課題もあることから、一体型については、教育委員会と連携し、可能な学校から随時実施していくことを目標とします。

④ 特別な配慮が必要な児童

特別な配慮が必要な児童については、保護者からの聞き取りや学校等の関係機関と連携し、児童の様子を良く確認し、基本的に指導員を加配することで対応可能な場合は受け入れを行います。

7 子どもの貧困対策の位置付け

(1) 子どもの貧困対策の状況

国は、子どもの将来が、生まれ育った環境により左右されることがないように、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、2013（平成 25）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定しました。

この法律の基づき 2014（平成 26）年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を定め、子どもの貧困対策の重点施策として、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援などを講ずるとともに、子どもの貧困に関する指標を設定し、対策の見直しや改善に努めるとしました。

また、都道府県に対し、「子どもの貧困対策計画」の策定を努力義務として課しています。

なお、法施行の5年後に見直しを行うとされていることから、2019（令和元）年6月に一部改正され、児童権利条約の精神にのっとり対策を推進することや市町村に対して「子どもの貧困対策計画」の策定を努力義務として課すとされました。

法改正に基づき、2019（令和元）年 11 月に「新たな子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指すとし、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するとしました。

(2) 野田市の子どもの貧困対策の現状

野田市の子どもの貧困対策としては、特に厳しい生活環境に置かれている母子家庭等のひとり親家庭を支援するため、就労支援、住居支援、育児支援など幅広い分野にわたる総合対策として、2002（平成 14）年 11 月に「ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定し、見直しを行いながら、子育て支援、就労支援、居住支援、経済的支援、養育費確保支援など、自立に向けた支援策を総合的・計画的に推進してきました。

また、2014（平成 26）年8月から、経済的な理由で学校以外に学習の機会の少ない市内の中学生を対象に学習支援を始めましたが、子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、2017（平成 29）年度からは、全ての中学生に学校以外での学力向上の機会が得られるよう学習支援に取り組んでいます。

野田市の子どもの貧困対策に関する主な施策

項 目	内 容
情報・体制	母子父子医率支援員による相談支援 ひとり親家庭のしおり 市報、ホームページによる広報啓発
就業支援	母子・父子自立支援プログラム策定事業 母子家庭等就業自立支援事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 母子家庭等自立支援教育訓練促進給付金等事業

項 目	内 容
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
子育て支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭等情報交換事業 母子寡婦福祉会による各種事業
住居支援	ひとり親等民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付事業 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業 住居確保給付金事業
養育費確保支援	養育費等法律相談事業
経済的支援	児童扶養手当 養育者支援手当 福祉資金貸付事業 ひとり親家庭等医療費助成事業 未婚の母・父への寡婦（夫）控除のみなし適用 保育所、学童保育所減免 要保護・準要保護児童就学援助費補助金事業 特別支援教育就学奨励費補助金事業
自立支援	自立相談支援事業
学習支援	子ども未来教室事業（中学生及び小学 3 年生全員対象としていることから貧困家庭も含む）
居場所づくり	こども食堂への支援

（３）「子どもの貧困対策計画」策定の課題

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正により、新たな３つの視点として、

- ・ 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援
- ・ 地方公共団体による取組の充実
- ・ 支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援 が示されました。

子どもの貧困について、一般的に使われている相対的貧困率は所得データの分析により算出しています。このため、実質的な生活水準に影響する資源（貯蓄や財産、教育、能力、健康、人間関係の蓄積など）を考慮した調査などが必要となります。子どもの貧困の実態把握は難しく、例を挙げると「見た目は普通に見える子どもが多い」、「子どもは、生活の困難は絶対に言わない」など、調査を行う上で調査項目をどのように選定し、その結果をどのように分析していくのか、また、誰を対象にどのような規模で調査を実施する必要があるのかなど、子どもの貧困を的確に把握するため調査には多くの課題があります。法改正により、市町村に対し「子どもの貧困対策計画」の策定が努力義務とされましたが、国が今後、調査項目を共通化し、全国的に実施するとしていることから、国の動きを注視していく段階であり、現状では、市として計画を策定できる段階にないと判断しています。

8 前計画の基本目標の実績

(1) 教育・保育における量の見込みと提供体制・確保について (単位：人)

		令和元年度 量の見込み	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (確保内容)	令和元年度利用・整備 実績の内容
教 育	1 号認定 (3 歳以上)	1,507	1,709	2,841	公立幼稚園 3 か所 私立幼稚園 8 か所
	2 号認定 (3 歳以上)	600			
保 育 (保育施設)	2 号認定 (3 歳以上)	1,438	1,282	1,347	公立保育所 10 か所 私立保育所 10 か所 認定こども園 2 か所
	3 号認定 (0 歳)	118	111	156	
	3 号認定 (1～2 歳)	776	670	699	
保 育 (地域型 保育事業)	2 号認定 (3 歳以上)	0	0	0	小張総合病院ひばり保育園 1 か所
	3 号認定 (0 歳)	4	3	4	
	3 号認定 (1～2 歳)	11	10	11	

(2) 地域子育て支援事業の量の見込みと確保について (単位：人)

		令和元年度 量の見込み	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (確保内容)	令和元年度利用・整備 実績の内容
利用者支援事業		1 か所	1 か所	2 か所	
一時預かり事業	1 号認定 (幼稚園)	10,333	43,341	85,800	私立幼稚園 6 か所 私立保育所 3 か所
	2 号認定 (幼稚園)	13,138			
	上記以外	3,786			
放課後児童健全育成事業	低学年	607	1,569	1,775	32 施設 直営 14 か所 委託 16 か所 民設 2 か所
	高学年	487			
	合計	1,094			
地域子育て支援 拠点事業		2,056	2,337	3,500	保育所支援センター4 子育てサロン3 つどいの広場1
妊婦健診		13,000	9,696	9,696	
乳児家庭 全戸訪問事業		2,500	832	832	
養育支援訪問事業		20	9	20	社会福祉協議会委託
子育て短期支援事業		0	9	365	1 か所
ファミリー・サポート・センター (就学児のみ)		5,330	2,592	5,000	1 か所 社会福祉協議会委託
延長保育事業		435	1,137	1,137	13 か所
病児保育事業		1,037	500	1,161	1 か所 小張総合病院ひばりルーム

※備考

資料：野田市資料

- ① 目標事業量は、平成 25 年度に実施した意向調査の結果によるニーズ量に基づく
- ② 認可保育所及び学童保育所の利用実績は、平成 31 年4月1日時点、その他の実績は平成 30 年度の実績
- ③ 整備実績(確保内容)は、平成 31 年4月1日時点
- ④ 認可保育所の整備実績は、児童1人当たり(年齢別)の面積基準による最大入所可能人数

■ 各 論

第1章 施策の体系

子どもが未来に希望を持ち「元気に明るく家族とともに笑顔で暮らせるまち」・野田

基本目標1 すべての人が安心して楽しく子育てができるように

(家庭養育力の回復・向上)

1 幼児期における学校教育及び保育の充実

- 1) 教育・保育の量の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
- 2) 教育・保育の質の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・78

2 地域における子育て支援の充実

- 1) 地域における子育て支援サービスの充実・・・・・・・・・・82
- 2) 保育サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
- 3) 子育て支援ネットワークづくり・・・・・・・・・・112
- 4) 児童の健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・115

3 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

- 1) 子どもや母親の健康の確保・・・・・・・・・・・・・・・・147
- 2) 食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・165
- 3) 思春期保健対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・169
- 4) 小児医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・171

4 子育てを支援する生活環境の整備

- 1) 良質な住宅の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・174
- 2) 良好な居住環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・176
- 3) 安全な道路交通環境の整備・・・・・・・・・・181
- 4) 安心して外出できる環境の整備・・・・・・・・183
- 5) 安全・安心まちづくりの推進・・・・・・・・・・187

基本目標2 すべての子どもが毎日元気に明るく健やかに学び、成長できるように

(子どもの権利保障)

1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 1) 次代の親の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・192
- 2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備・・・・・・・・199
- 3) 家庭や地域の教育力の向上・・・・・・・・・・218
- 4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進・・・・・・・・225

2 子ども等の安全の確保

- 1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進・・・・・・・・229
- 2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進・・・・・・・・233
- 3) 被害にあった子どもの保護の推進・・・・・・・・242

3 要保護児童などへの対応などきめ細かな取組の推進

- 1) 児童虐待防止対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・245
- 2) 立入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携・・・・・・・・250
- 3) 発生予防、早期発見、早期対応・・・・・・・・・・252
- 4) ひとり親家庭等の自立支援の推進・・・・・・・・254
- 5) 障がい児施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・262

基本目標3 地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように

(子育て支援力の向上)

1 職業生活と家庭生活の両立の推進

- 1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し・・・・・・・・278
- 2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備・・・・・・・・286
- 3) ひとり親家庭等の自立支援の推進（再掲）・・・・・・・・288

第2章 基本目標1における施策・事業内容

基本目標1：すべての人が安心して楽しく子育てができるように
(家庭養育力の回復・向上)

1 幼児期における学校教育及び保育の充実

乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに、増大する保育需要に対応し、就学前の教育・保育を安定的に提供できるよう、子ども・子育て支援法に基づく量の拡充、質的向上を図ります。

具体的な施策項目として、①教育・保育の量の確保、②教育・保育の質の改善の2項目を掲げて取り組みます。

1) 教育・保育の量の確保

子ども・子育て支援法に基づき本プランに包含した事業計画に位置付けた「教育・保育」の量の見込みについて、提供体制の整備と確保に努めます。

事業番号・事業名	1 低年齢児の受入れ体制整備促進		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 保育所における0歳児から2歳児までの低年齢児の受入れを実施しています。施設整備や定員の弾力的運用、保育士の確保等により、低年齢児受入枠の拡充を行っています。
- 低年齢の利用ニーズに留意しつつ、民間活力を活用して受入児童数の拡大を行っています。

【実績】

入所数 (人)	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	延べ 人数	4/1 人数	延べ 人数	4/1 人数	延べ 人数	4/1 人数	延べ 人数	4/1 人数
0歳	1,782	114	1,980	123	1,851	123	1,979	125
1歳	3,762	289	4,187	323	4,461	352	4,387	351
2歳	4,836	391	4,698	373	5,261	430	5,362	443
合計	10,380	794	10,865	819	11,573	905	11,728	919

事業評価・課題

- 子ども数の減少傾向の中においても、低年齢児の受入れ実績は増加傾向にあります。
- 公立保育所における低年齢児の受入れについて保育士の確保に努めていく必要があります。
- 年度末における低年齢児の確保量の不足及び年度当初の供給過大について検討する必要があります。
- 民間保育園の開設と低年齢児の待機児童数の推移を見極めた整備が必要となっています。

今後の事業方針

- 計画に位置付けた3号認定（低年齢児）の保育の量を確保するため、民間活力により必要な施設の整備を進めます。
- 既存保育所の定員増や定員の弾力的運用などを講じるとともに、必要な保育士の確保に努めていきます。
- 保育の量の確保に当たっては、認可保育所の設置を原則としますが、今後の保育量の確保の状況により、0歳児から2歳児までを対象とする地域型保育事業についても検討します。

事業番号・事業名	2 保育所の施設整備の推進		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 待機児童の状況に対応し、民間活力の導入を図る中で、受入児童数の拡大を図っています。
- 受入れについては、保育士の確保や面積的要件を踏まえて、定員の弾力化による対応を継続しています。

【実績】

- 認可保育施設については、平成 27 年 4 月にひばり保育園（事業所内保育所）、平成 28 年 4 月にすくすく保育園分園、平成 29 年 4 月に聖華未来のこども園（幼保連携型認定こども園）、令和元年 7 月にのだのこども園（保育所型認定こども園）、令和 2 年 4 月にやなぎさわ幼稚園・保育園（幼保連携型認定こども園）、令和 3 年 4 月に柳沢くる保育園（小規模保育事業所）、令和 4 年 4 月にアートチャイルドケア野田東部みどり保育園（野田市立東部保育所移管に伴う新園舎建設）及びしみず空と杜の保育園が開園しました。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
定員（人）	2,207	2,217	2,445	2,447
保育所数（か所）	22	22	24	25
入所実績（延べ人）	25,749	26,454	28,106	28,856
入所実績（人）	2,042	2,130	2,272	2,330

※入所実績は、各年 4 月 1 日時点

事業評価・課題

- 待機児童の状況を踏まえ民間保育所の整備を推進していく必要があります。
- 2021（令和 3）年から 2022（令和 4）年には、2 年連続で待機児童 0 人を達成していますが、保育需要は依然として高く、年度当初の待機児童を解消できたとしても、年度末に向けて待機児童が増加していくことから、定員の 120% 内での運用とあわせて、新子育て安心プラン（待機児童解消のため採択されると令和 6 年度まで補助率嵩上げ（国 1/2→2/3、市 1/4→1/12）で施設整備ができる）を活用し、年度途中を含めた待機児童解消を図ってまいります。

今後の事業方針

- 計画に位置付けた保育の量を確保するため、民間活力により必要な施設の整備を進めます。
- 既存保育所の定員増や定員の弾力的運用や見直しなどを講じるとともに、必要な保育士の確保に努めていきます。
- 新たな保育の量を確保するため令和 5 年 4 月 1 日にコビープリスクールのだの移転により、社会福祉法人コビーソシオが保育所型認定こども園としてコビープリスクールつつみのを整備し定員数の増を予定しています。

事業番号・事業名	3 駅周辺の保育施設整備		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 駅周辺の利便性の高い場所にて保育サービスを提供する駅前保育施設の整備を検討しています。

【実績】

平成 21 年度 アスク七光台保育園開設（七光台駅付近）
 平成 23 年度 アスク川間保育園開設（川間駅付近）
 平成 24 年度 梅郷保育園開設（梅郷駅付近） ※現すくすく保育園
 平成 26 年度 コピープリスクールあたご保育所（愛宕駅付近）
 平成 28 年度 すくすく保育園分園開設（梅郷駅付近）
 平成 29 年度 聖華未来のこども園開設（梅郷駅付近）※聖華幼稚園が新制度へ移行
 令和 3 年度 しみず空と杜の保育園（清水公園駅付近）

事業評価・課題

- 現在の市内鉄道各駅の駅前若しくは駅周辺に整備されている保育所の利用状況については、駅に近い上記 6 園の保育需要は高く、待機児童の割合も高いため、整備（既存園の建替えを含む）の必要性を検討する必要があります。

令和元年度から令和 3 年度の駅周辺の保育需要の推移

（9 月、3 月待機児童 6 園と全体の待機児童・定員 割合）

（単位：人）

施設名	定員	待機児童		待機児童		待機児童	
		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		9 月	3 月	9 月	3 月	9 月	3 月
アスク七光台保育園	70	0	5	3	4	2	3
アスク川間保育園	70	2	0	1	4	1	7
すくすく保育園	90	3	7	0	3	2	2
コピープリスクールあたご保育園	150	3	13	3	12	5	5
やまざき杜の保育園	54	0	0	0	3	0	1
聖華未来のこども園	120	3	16	3	13	2	6
駅周辺施設 合計	554	11	41	10	39	12	24
全施設 合計	2,447	62	128	30	106	20	78
駅周辺施設の市全体に対する定員・待機児童比率	22.6 %	17.7 %	32.0 %	33.3 %	36.8 %	60.0 %	30.8 %

今後の事業方針

- 今後の住宅開発等による需要と供給のバランスを把握しつつ、駅前開発や民間保育所の動向を注視します。

事業番号・事業名	4 産休・育休明け保育の円滑な利用の確保		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 生後3か月未満の乳児を保育する公立の乳児保育所及び民間活力による保育サービスの充実として、民間保育園11園において産休明け保育を実施しています。
- 今後見込まれる産休明け保育の利用ニーズに留意し、民間活力による受入乳児数の拡充を図っています。
- 平成30年度から育児休業を取得し育児休業前と同様の勤務に復職予定の保護者が、あらかじめ入所決定を受けることにより、安心して育児休業を取得し、復職の準備ができるよう育児休業明け保育所利用予約を実施しています。

生後3か月未満の乳児の入所

【実績】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
乳児保育所（人）	0	1	0	0
聖華保育園（人）	1	0	0	0
アスク七光台保育園（人）	0	0	0	0
アスク川間保育園（人）	1	0	0	1
アスク古布内保育園（人）	0	0	0	0
コピープリスクールあたご保育園（人）	0	0	2	0
ひばり保育園（人）	0	0	0	1
計	2	1	2	2

育児休業明け保育所利用予約

【実績】

(単位：人)

施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
清水保育所		1	1	1
花輪保育所		1	0	1
中根保育所		1	0	1
南部保育所		0	1	1
北部保育所		1	1	1
尾崎保育所		0	0	1
福田保育所		1	1	0
木間ヶ瀬保育所		0	0	0

乳児保育所		0	2	0
計		6	6	6

事業評価・課題

- 生後3か月未満の乳児は、令和4年4月入所時点で公立1園、民間保育園12園で保育を実施しており、施設数は拡充されていることから、令和4年4月入所は6人と増加している。0歳児全体の保育の量の確保を進めることにより、ニーズに対応できるものと考えられます。

今後の事業方針

- 産休明け保育については、計画に位置付けた0歳児の保育の量の確保を進めることでニーズに対応していきます。
- 引き続き育児休業明けの保育所利用申請者については、利用調整に当たり優先的な配慮を行います。

事業番号・事業名	5 子ども・子育て支援法に基づく事業所内託児施設の設置促進（企業主導型保育事業の普及・啓発）		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 事業所内保育施設で「両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）」を利用している施設はキッコーマン総合病院内託児所（まめっこ保育室）の1施設があります。
- 企業主導型保育施設を新たに開設する場合には、子ども・子育て支援新制度に基づく「企業主導型保育事業」の助成金のパンフレット等を配布することで、同制度の普及・啓発を実施しています。また「企業主導型保育事業」制度の利用実績を注視しながら制度の普及・啓発を実施しています。

【実績】

- 「企業主導型保育事業」の助成金を受けている施設は、以下のとおりです。
 - ・キッズルームのだ
 - ・新日本ウエックス野田託児所
 - ・コピーブリススクールさくらのさとテラス
 - ・柳沢なないろ保育園

事業評価・課題

- 保護者のニーズと事業者側の対応についての分析が必要であると考えられます。
- 事業者等に助成金制度の周知に努める必要があります。

今後の事業方針

- 「企業主導型保育事業」制度の周知とともに、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付に関する情報提供も行います。
- 地域型保育給付への移行については、計画に位置付けた3号認定（低年齢児）の保育量の確保の状況により、方策の一つとして推進します。

事業番号・事業名	6 子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充		
担当課	学校教育課、保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 保護者が仕事の都合や急用が生じたときなどに、降園時間を延長するサービスを実施しています。また、令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が始まり保育の必要性がある認定保護者に対し、利用料の月額上限 11,300 円までの補助を行っています。

【実績】（令和 3 年度）

- 私立幼稚園 5 園及び認定こども園 1 園で実施しており、公立幼稚園では実施していません。

事業評価・課題

- 公立幼稚園の預かり保育の新たな参入は、民業圧迫にもなりかねなく、実施する考えはありません。
- 多様なニーズに対応するとともに、高まる保育所ニーズに対して代替的に機能していることから、各私立幼稚園の実施状況を引き続き把握していく必要があります。

今後の事業方針

- 子ども・子育て支援制度では、幼稚園の預かり保育について、地域子育て支援事業の「預かり保育」事業として位置付けられ、施設型給付への移行の有無にかかわらず、市からの受託事業となり、当該園の児童以外の一時預かりを実施することが可能であるため、私立幼稚園の意向と 2 号・3 号認定児童のニーズを踏まえて、今後の実施について協議していきます。

2) 教育・保育の質の改善

「子ども・子育て支援交付金（補助金）」を利用して、教育・保育の質の改善を進めていきます。

子ども・子育て支援交付金を活用し、保育における3歳児の配置基準の改善に取り組んでいます。

事業番号・事業名	7 3歳児の保育士配置基準の改善		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子ども・子育て支援法が定める「教育・保育」の質の改善の趣旨に基づき、教育・保育施設における3歳児の保育士の配置基準を改善します。
(子ども20人に保育士1人の配置から、子ども15人に保育士1人に改善)

事業評価・課題

- 従前から野田市は、児童の年齢毎に保育士の配置数を切り上げ、国基準より手厚く配置しているところですが、子ども・子育て支援法が定める制度に併せて財政措置（公定価格加算）を積極的に活用していきます。
- 保育士を確保するために、市内の保育免許保有者を活用するなどの方策が必要です。

今後の事業方針

- 計画に位置付けた保育の量の確保とともに、質改善のためにも保育士が確保できるよう、早期の対応と工夫に努めていきます。

事業番号・事業名	182 幼児教育におけるインクルーシブ教育の推進		
担当課	学校教育課、保育課	事業区分	新規

事業の内容・実績

- 発達上の支援を要すると思われる園児が近年増加していることから、私立幼稚園を含めた市全体でインクルーシブ教育を推進する。

事業評価・課題

- インクルーシブ教育は、私立幼稚園を含め一丸となって進めていくことが重要であることから、令和4年10月から、私立幼稚園にも支援を要する園児を受け入れるために加配した職員の人件費等の補助制度を創設しました。
- 近年増加している発達上の支援を要する子どもの受け皿となっている野田幼稚園のプレ幼稚園「こばとプレルーム」の一定数の家庭から要望を受けていたことから、令和4年10月から3年保育を実施し、発達上の支援を要する児童の受入れを進めます。

今後の事業方針

- 私立幼稚園協会と連携を図り、私立幼稚園におけるインクルーシブ教育の推進のため、人件費の補助以外についても私立幼稚園への支援を進めます。
- 令和5年度を目途に、市長部局が幼稚園を所管している教育委員会の事務を補助する形で、窓口を一本化し、就学前の子どもたちが一貫した教育・保育を受けることができるよう組織の見直しを進めます。

2 地域における子育て支援の充実

子育てをする家庭の全てが安心して子育てができるよう、民間活力の導入を図りつつ、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。なお、幼児教育・保育無償化については、影響が不透明であることから、今後の推移を見極める必要があります。

利用者支援事業や子育て支援拠点事業等、子ども・子育て支援法に位置付けられた13事業を着実に推進します。

また、子ども館・保育所・幼稚園・小中学校における異年齢集団や市長との意見交換、高齢者との交流、職場体験等による企業との連携等、地域全体で子育てをするまちづくりを推進します。

具体的な施策項目として、①地域における子育て支援サービスの充実、②保育サービスの充実、③子育て支援ネットワークづくり、④児童の健全育成の4項目を掲げ、取組を推進していきます。

1) 地域における子育て支援サービスの充実

子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子育て支援 13 事業を着実に推進します。

これらの多様な事業の展開により、地域において、相談、情報提供、交流などの事業が共通に利用できること、また、様々な保護者の事情により一時的に保育サービスが必要になった場合などに確実な対応ができるよう施策に取り組みます。

施策の推進に当たっては、母子保健事業との連携を含む野田市子育て支援総合コーディネート事業の拡充、要支援児童の把握と要保護児童対策への適切なつなぎのための関係機関の連携、運営指針に基づく学童保育所の整備などについて、子ども・子育て支援交付金を活用しつつ取り組みます。

事業番号・事業名	8 乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 生後4か月までの乳児のいる家庭全戸を専門職が訪問し、居宅において不安や悩みを聞き適切な支援に結び付け健やかに育成できる環境づくりを図るため、「新生児家庭訪問」「乳児訪問」を行っています。
- 妊婦訪問は、市保健師が実施し妊婦の健康管理や不安軽減、妊婦健診の勧奨について指導しています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新生児・乳児訪問数 (延べ件数)	832	834	784	806

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新生児・妊産婦訪問指導員委嘱数(人)	4	4	3	4
訪問指導員訪問数(延べ件数)	496	514	476	454
常勤保健師訪問数(延べ件数)	697	752	776	764
常勤助産師訪問数(延べ件数)	322	292	190	298

事業評価・課題

- 育児に関する悩みや不安を抱える家庭には、家庭訪問時に必要な子育て支援情報を提供し、継続支援を行いました。
- 妊娠期・新生児期・産じょく期の訪問の充実と乳児訪問の継続した活動とほかの育児支援事業との更なる連携を図る必要があります。
- 子ども家庭総合支援課との連携を密接に行い、虐待防止に努めました。
- 今後より一層出生連絡票提出の啓発を行い、訪問の充実を図る必要があります。

今後の事業方針

- 全ての乳児の家庭を訪問し子育ての孤立化を防ぎ、居宅において不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報提供や支援を行います。
- 子ども家庭総合支援課と連携して、虐待の早期発見・把握に努めます。
- 要支援と考えられる家庭について、継続的で適切な支援につなげます。
- 母子手帳交付時・妊婦訪問時等に出生連絡票提出の啓発を行い、新生児訪問を充実させ、育児不安の解消等自信を持って子育てができるよう関係機関と連携し支援に努めます。
- エジンバラ産後うつ病質問票の使用を継続し、支援が必要なケースを早期に把握することに努めます。
- 市保健師は若年妊産婦・未熟児等妊娠中から出産後へ継続した育児支援に努めます。

事業番号・事業名	9 育児支援家庭訪問事業		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子どもの養育について支援が必要なケースで、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に支援員を派遣し、過重な育児ストレスが掛かる前の段階において育児、家事の援助等を行っています。

【実績】

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
利用者数	9	11	3	4
利用日数	134	176	25	60
利用時間数	313.5	446.4	65.5	117.0

- 保健センター（野田、関宿）との連携 6件（平成30年度）
※令和3年度 1件

事業評価・課題

- 虐待の防止に効果的な事業として、出産直後の育児不安及び母親の孤立感や育児不安を緩和することで、多くの方の支援ができました。また、民間団体が実施している同様のサービスの活用も図りました。
- 保健センターの乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業との連携により、支援の必要な児童の把握を行い、適切な対応を行いました。

今後の事業方針

- 保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業と連携し、要保護児童への早期対応を図ります。

事業番号・事業名	10 ファミリー・サポート・センター事業		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）を会員とする組織により、保育所までの送迎や降園後の提供会員宅での一時預かり等、育児について、相互に助け合いを行っています。
- 利用会員と提供会員の管理運営等について、事業を野田市社会福祉協議会に委託しています。
- 利用会員にあっては、生後6か月以上から小学校修了前までの児童を対象としております。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用会員（人）	642	774	890	1,037
提供会員（人）	120	125	128	131
両方会員（人）	41	45	39	38
計	803	944	1,057	1,206
利用延件数（件）	3,768	4,193	1,993	3,543

事業評価・課題

- 平成30年1月から入会申請を児童家庭課窓口で行えるよう利便性の向上を図るとともに、申請に必要であった顔写真の添付を省略し手続の簡略化を図りました。
- 平成30年1月から利用会員の対象児童の上限を10歳から小学校修了前まで拡大しました。
- 市報やホームページ、窓口等で事業の周知を図ったことで、利用会員数が増加しました。
- 令和元年10月1日から、認可外保育所等を利用する子どもたちについて、保育の必要性の認定を受けた場合には、3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円まで利用料が無償化されることとなりました。これに当たり制度整備を行うとともに、現在半額助成が行われている世帯についての規則改正を行いました。

今後の事業方針

- 引き続き市報やホームページ、情報誌「ぽんぽこ通信」を発行すること等により、広く事業の周知に努めます。
- 利用会員が増えていることから、提供会員の確保に向けた対策に取り組めます。
- 提供会員の資質向上に向けた研修等に積極的に参加させます。

数値目標

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
会員数（人）	1,000	1,000	1,000
利用見込み	3,654	3,530	3,451
確保量（件）	5,000	5,000	5,000

事業番号・事業名	1 1 充実した学童保育サービスの提供		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 指導員の確保に努めるとともに、指導員に対する研修を実施し、スキルの向上を図っています。
- 放課後児童指導員となる資格を有する全ての指導員に県の認定研修を受けるよう計画的に取り組んでいます。
- 市内の全ての学童保育所の閉所時間を午後7時まで延長して運営しています。

【実績】

- 指導員研修は、年に2回の自主研修会を実施しているほか、放課後指導支援員認定資格研修の受講を計画的に実施しています。

<各種研修実施状況>

		平成30年度～令和3年度
研修実績	定例会（指導員全員参加）	月1回
	職場内研修会（指導員全員参加）	年2回
	県の研修会（指導員順次参加）	年2回

<放課後指導支援員認定資格研修受講状況>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
直営（人）	5	4	3	2
委託（人）	9	4	3	4
合計（人）	14	8	6	6

事業評価・課題

- 民間委託学童保育所も参加する毎月の定例会で、保育内容等の発表を行い、情報やスキルの共有化と向上を図っています。
- 児童の安全確保のため、必要に応じて指導員の加配等の対応を図っています。
- 開発等により一時的に増加に転じる学校区もありますが、少子化等の影響により、全体では平成30年度をピークに児童数は減少に転じています。

なお、第一学童と第二学童の児童数を合わせても、第二学童の定員に満たない学校区や第一学童と第二学童が隣り合った教室を利用していることで児童が少ない土曜日など統合保育が可能な環境にある学校区があり、児童の保育環境を踏まえ、運営の効率化を図る必要があります。

今後の事業方針

- 保育環境の改善と運営の効率化を図るため、複数学童がある学校区については、順次計画的に第二学童の運営を委託から直営に切り替えることとし、今後、社会福祉協議会及び職員組合と協議を進めます。
- 指導員の配置については、従うべき基準が緩和されましたが、条例の改正は行わず放課後児童指導員を支援単位ごとに2人以上配置します。
- 運営指針に基づき、質の向上と機能の充実に努めます。

事業番号・事業名	12 学童保育所の受入れ体制の整備		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 運営指針に基づき、おおむね 40 人以上の集団をクラス分けし、指導員を適切に配置しました。
- 学校区単位での過密化解消のため 5 か所の学童保育所を整備しました。
平成 28 年 12 月 野田第二学童保育所 増設
平成 29 年 4 月 清水第三学童保育所 開設（平成 31 年 4 月から清水第二学童保育所に統合）
平成 30 年 1 月 宮崎第三学童保育所 開設
平成 30 年 4 月 北部学童保育所 新築
平成 31 年 4 月 岩木第二学童保育所 増設
- 複数の学童保育所がある学校区において、入所児童数バランスにより過密化が懸念される場合は、抽選による児童の振分けを行い過密化の改善に努めました。

事業評価・課題

- 学童保育所の整備により、学校区単位での過密化が一時的に解消しましたが、入所する児童の割合が増え、過密化している学校区がありますので、児童数の推移を注視し、常態化する場合は、整備が必要になります。

今後の事業方針

- 学校区単位で過密化が常態化している場合は、施設整備を検討します。
- 学校区単位では、過密化となっていないが、児童の入所バランスにより過密化が懸念される学童保育所については、抽選により児童の振分けを行います。

数値目標

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
学童数（か所）	32	32	30（32）
児童数（人）	1,427（1,679）	1,391（1,621）	1,374（1,573）
確保量（人）	1,679（1,775）	1,679（1,775）	1679（1,775）

※（ ）は見直し前の数値

事業番号・事業名	13 学童保育所の施設環境整備の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 老朽化が著しい学童保育所施設について、緊急度を勘案し整備しています。

【令和3年度の主な実績】

- 野田学童保育所トイレ洋式化工事

【令和4年度の主な実績】※予定含む

- 岩木学童保育所テラス屋根改修工事
- 清水学童保育所トイレ洋式化工事
- 川間学童保育所整備設計委託

事業評価・課題

- 学童保育所の施設・設備について修繕等の対応を行いました。
- 現在の生活環境に鑑み、学童保育所のトイレの洋式化を計画的に進めていく必要があります。

今後の事業方針

- 計画的に整備をしていくために日常的な管理をしっかり行い、現状を把握してまいります。
- エアコン設備については、定期点検等の維持管理を適切に実施するとともに設置から年数が経っている機器は交換部品の供給状況も勘案しつつ計画的に取替工事を行っていきます。
- トイレの洋式化については、施設の状況を勘案しつつ計画的に行います。
- 校外にある学童保育所については、老朽化が進んでいることから、国の「新・放課後子ども総合プラン」やファシリティ・マネジメントの基本方針に基づき、可能な学校から余裕教室を活用し随時実施してまいります。
- 川間学童保育所について、令和4年度に設計、令和5年度に工事の予定で、学校校舎内に学童保育所を移設してまいります。

事業番号・事業名	14 病児・病後児保育の充実		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 病気又は病気回復期の児童が集団保育できない状態にあり、保護者の家庭で保育できない場合を対象に、保育所併設型の病児・病後児保育事業として社会福祉法人すくすくどろんこの会に委託し、令和4年4月に定員5人とする「フォレストルーム」を開設し、保育を実施しています。
- 利便性の向上に配慮していくとともに、感染症における利用の制限等についても理解を得るため、周知を図っています。

【実績】

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
利用者延べ人数（人）	500	495	0	0

事業評価・課題

- 令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルス感染症により、休止しておりました。
- 利用者数は毎年 of 疾病の流行状況等で増減がありますが、定員に対する1日の利用者人数には余裕があるので、今後も引き続き周知していく必要があります。
- 感染症などの流行時における対応について検討する必要があります。

今後の事業方針

- 引き続き事業を実施し、今後も利用者の利便性向上に配慮していくとともに、感染症における対応の検討及び利用の制限等についても理解を得るために周知を図ります。
- 令和4年4月に開設した「フォレストルーム」の開設日や開設時間等について、定期的に見直しをしてまいります。
- 社会福祉法人への委託を継続しながら、必要に応じて病児施設の増設について検討を進めます。

事業番号・事業名	15 一時預かり事業の拡充		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、適当な設備を備える保育所等において、保育を行っています。

【実績】

延べ利用児童数（人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
聖華保育園	860			
コビープリスクール せきやど保育園	291	55	85	104
コビープリスクール さくらのさと保育園	270	186	213	310
アスク七光台保育園	1	34	2	
聖華未来のこども園 （幼稚園型） ※非在園児のみ	384			

※聖華未来のこども園の一時預かり事業は、平成 29 年度から平成 30 年度まで実施しています。

※聖華保育園の一時預かり事業は、令和元年度から廃止しています。

※アスク七光台保育園の一時預かり事業は、令和 3 年度から廃止しています。

事業評価・課題

- 今後も利用人数の動向及び利用ニーズを見極め、ほかの地域子育て拠点の事業も含め、一時保育の実施量を定めていく必要があります。

今後の事業方針

- 民間保育園において引き続き実施するとともに、民間保育所等の整備計画の中で実施の可能性を検討します。
- 子ども・子育て支援法において、地域子育て支援事業の一つとして位置付けられ、委託事業として再編されることから、ほかの地域子育て拠点の事業や幼稚園（自園預かり）の事業を含め、ニーズ量への対応を図っていきます。

事業番号・事業名	16 子育てサロン事業の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 地域の子育て拠点として、子育て世代の交流や相談、一時預かりなどを実施する「子育てサロン」を設置しているNPO法人に対して、事業費の一部を補助しておりましたが、平成30年度から、子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援事業として、交流・相談・情報提供・講座関係の基本4事業を委託により実施することで、開設日数や開設時間を統一しサービスの向上に努めました。
- 一時預かり事業については、認可外保育事業として再編しました。

【実績】

延べ利用者数（人）

実施事業者／年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ゆう&みい	7,272	6,193	2,661	2,705
ゆっくっく	3,647	2,261	369	398
どろんこの会	1,667	2,119	596	978
合計	12,586	10,573	3,626	4,081

※（ ）内は一時預かり事業の利用人数です。

事業評価・課題

- 子育て中の悩みや相談が多様化しており、より専門的な知識が必要となっています。
- 子育てサロン以外の地域子育て支援拠点と事業の共通化を図り利便性の向上を図りました。
- 地域の子育て支援拠点としては、市内に8か所の拠点施設があり、地域的なバランスはおおむね取れています。

今後の事業方針

- 地域子育て支援拠点として、引き続き基本4事業をNPO法人等に委託して実施します。
- NPO法人等が行う独自事業（子ども食堂等）について、保育サービスの充実につながるよう支援します。

数値目標

	見込み		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育てサロン委託数（か所）	3	3	3

事業番号・事業名	17 つどいの広場事業の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 関宿地域において乳幼児をもつ保護者同士が、打ち解けた雰囲気の中で気軽に交流を図る場を設けるとともに、アドバイザーが保護者からの相談を受け、助言を行うことにより子育てへの不安感を取り除き、育児負担を軽減する事業を行っています。
- 実施事業の内容は、相談、情報提供、講座開催、サークルとなっています。

【実績】

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延利用者数	6,136	3,815	2,002	747

事業評価・課題

- 平成18年1月の開設以来（平成19年10月いちいのホール移転）、関宿地域における子育て拠点として、子育て中の保護者の負担感の緩和や親子同士の交流などに努めました。
- 地域子育て拠点（つどいの広場事業）として、子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援事業を実施しています。

今後の事業方針

- 関宿地域の子育て拠点として、引き続き基本4事業をNPO法人等に委託して実施します。
- NPO法人等が行う独自事業（子ども食堂等）について、保育サービスの充実につながるよう支援します。

数値目標

	見込み		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
つどいの広場委託数（か所）	1	1	1

事業番号・事業名	183 連携型地域子育て支援拠点事業		
担当課	児童家庭課	事業区分	新規

事業の内容・実績

- 新しく整備したのだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）と既存の子ども館を含め令和4年8月から指定管理者による運営に移行するにあたり、子ども・子育て支援法に基づく連携型の地域子育て支援拠点事業を実施します。
- 実施事業の内容は、サークル、相談、講座開催、情報提供の基本4事業を行います。

事業評価・課題

- 地域子育て支援拠点を増やすことで、より身近な場所で支援を受けられる環境を整備することで、孤立しがちな保護者の支援拡充を図ります。
- 子育てサロン等、他の地域子育て支援拠点と連携し、事業の充実を図ります。

今後の事業方針

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化などにより、家庭や地域における子育て機能が低下しているなか、支援が必要な保護者が孤立することがないように、サークルや相談等の充実を図ります。
- のだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）と既存子ども館が同じ事業者による運営の強みを活かし、のだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）を拠点に魅力的な事業は共有するなど、事業の活性化を図ります。

事業番号・事業名	18 地域子育て支援センターの整備		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 地域における子育て拠点として、4か所（アートチャイルドケア野田東部みどり保育園、聖華保育園、アスク七光台保育園、聖華未来のこども園）で子育て世代の交流・相談・サークル支援等を実施しています。
- 実施事業の内容は、相談、講座開催、親子サークル、情報提供となっています。

【実績】

延べ利用児童数（人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
アートチャイルドケア 野田東部みどり保育園併設 野田東部みどり子育て支援センター (地域子育て支援センターが令和2年10月から移管)	1,507	1,268	482	265
聖華保育園内 さくらんぼルーム	442	340	103	79
アスク七光台保育園内 ぼかぼかひろば	22	41	0	0
聖華未来のこども園内 コアラルーム	586	692	190	26

事業評価・課題

- 地域子育て拠点については、子ども・子育て支援法において13事業の一つに位置づけられていることから、引き続き子育て支援センターと子育て支援拠点支援事業施設と連携を図ります。
- 地域子育て支援センターについては、事業の周知方法を工夫しながら、新たな事業を検討する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市よりイベントの中止や電話での育児相談のみ等の要請を行ったため、令和2年度、令和3年度の利用者数は減少いたしました。感染拡大防止対策を講じた上で行える子育て支援を検討し、実施していきます。

今後の事業方針

- 今後も子育てサロン等の利用者増加を目指すとともに、子育て相談、子育て関連情報の提供、子育てに役立つ講座・講演会の開催等、親子が気軽に集まり、情報交換や子育て世代同士の交流しやすい環境の充実に努めます。
- 子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子ども・子育て支援事業の一つとして、支援センター事業以外の地域子育て拠点と共通して実施していきます。

事業番号・事業名	19 巡回相談等による相談支援体制の充実		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 家庭児童相談員が市内の保育所、学童保育所等へ定期的に巡回し、利用者や施設周辺住民を対象に、育児相談会を開催しています。
- 子ども家庭支援員4人により市内各保育所、学童保育所、子ども館などの施設を巡回し相談を実施しました。

【実績】（令和3年度）

※子ども家庭支援員 2名

認可保育所	22施設	（相談15件）
学童保育所	32施設	（相談 2件）
子ども館	6施設	（相談 0件）
園庭開放	1施設	（相談 0件）
合計	61施設	（相談17件）

事業評価・課題

- 施設利用者への相談や職員への相談支援を行い、家庭と児童にかかわる問題が小さな段階からアドバイスすることで虐待防止などに寄与しました。
- 施設の増加により、巡回の日程が取りにくくなってきています。

今後の事業方針

- 虐待などの未然防止のため、日程を工夫しながら、今後も継続して全ての市内各保育所、学童保育所、子ども館などで巡回相談を実施します。

事業番号・事業名	20 公民館での電話及び面接相談の実施		
担当課	公民館	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ヶ瀬公民館に配属されている社会教育指導員を相談者として、毎月第3日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による相談事業を実施しています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数（件）	20	28	3	8

事業評価・課題

- 家庭教育に精通する指導員ならではの相談対応を行っております。
- 課題としては、平日の指導員出勤日以外にも、毎月第3日曜日の「家庭の日」を相談日としていることを引き続き周知していくなど、相談しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

今後の事業方針

- 引き続き毎月第3日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による個別の子育てに関する悩みなどの相談に応じていきます。

事業番号・事業名	21 心配ごと相談事業の充実		
担当課	社会福祉協議会	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 日常生活における悩みごとの初期相談窓口として、毎週火曜日及び第1金曜日に相談所を開設しています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開設日数（日）	59	60	56	62
相談件数（件）	35	27	26	18
来所者数（人）	20	19	12	13

事業評価・課題

- 相談員の資質の向上と事業の周知を図る必要があります。

今後の事業方針

- 相談所のPR活動を図るとともに、事例検討や定期研修を実施し、相談員の資質の向上を図ります。

事業番号・事業名	22 子育て支援総合コーディネート事業		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 市内の子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、ホームページ「にじいろnavi」やリーフレットを活用し、各種子育て支援サービスの情報を発信するとともに、子育て中の保護者からの相談に応じ、相談内容に適した子育て支援サービスの案内等の利用支援を行っています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
情報収集（件）	436	1,032	754	861
相談（件）	100	66	36	71
ホームページ閲覧（件）	23,149	20,375	15,882	11,448

※平成27年度は10月以降の実績です。

事業評価・課題

- 平成30年11月よりインターネットによる子育て支援情報局「かるがもネット」を「にじいろnavi」にリニューアルし野田市ホームページ内に開設しました。携帯電話（スマートフォン）にも対応し、見やすくなったほか、LINE 公式アカウントも活用して情報を発信しています。
- 「にじいろnavi」やLINE 公式アカウントを広く周知し多くの方に利用していただくことが課題です。

今後の事業方針

- 「にじいろnavi」の周知につとめ、常に最新の情報を収集・掲載していきます。併せてLINE 公式アカウントも毎月2回程度発信します。
- コーディネート事業として、母子保健事業に参加し子育て情報の提供や関係機関との調整を行います。

数値目標

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ホームページ閲覧（件）	12,500	13,800	15,200
LINE 登録者数（人）	890	940	980

2) 保育サービスの充実

「教育・保育」の量の確保と質の改善について、本プランに包含する子ども・子育て支援法に基づく事業計画に位置付けた量の確保に着実に取り組みます。

また、地域子育て支援事業に位置付けられた、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時保育、特別な支援が必要な子どもの施策などの多様な保育サービスについて、民間活力の導入による展開を一層充実させ、保護者の就労形態等による様々な保育ニーズに対応できるよう取り組みます。

なお、幼児教育・保育無償化の影響が不透明であり、量の見込みが予測困難であることから、今後の推移を見極め、見直しを行います。

事業番号・事業名	23 延長保育の充実		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 全公立保育所において午後 7 時までの延長保育を実施しています。
- 保育所の指定管理導入に伴い、清水保育所（午後 8 時）、東部保育所（午後 8 時）（令和 2 年 10 月よりアートチャイルドケア野田東部みどりとして私立になりました。）、南部保育所（午後 10 時）、尾崎保育所（午後 8 時）、花輪保育所（午後 8 時）、北部保育所（午後 8 時）、木間ヶ瀬保育所（午後 8 時）の 7 園において延長保育を実施しています。民間保育園では、聖華保育園（午後 8 時）、コビープリスクールのだ保育園（午後 8 時）、コビープリスクールせきやど保育園（午後 8 時）、アスク七光台保育園（午後 8 時）、アスク川間保育園（午後 8 時）、コビープリスクールさくらのさと保育園（午後 8 時）、すくすく保育園本園・分園（午後 8 時）、アスク古布内保育園（午後 8 時）、コビープリスクールあたご保育園（午後 8 時）、やまざき杜の保育園（午後 8 時）、アートチャイルドケア 野田東部みどり（午後 8 時）、しみず空と杜の保育園（午後 9 時）、聖華未来のこども園（午後 7 時）、のだのこども園（午後 7 時）、やなぎさわ幼稚園・保育園（午後 7 時）、柳沢くる保育園（午後 7 時）、ひばり保育園（午後 8 時）で延長保育を実施しています。

【実績】

（月極利用）

延べ利用 児童数(人)	平成 30 年度		令和 1 年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
午後 7 時まで	1,809	1,254	1,699	1,138	1,559	1,076	1,559	1,016
午後 8 時まで	186	255	230	163	162	132	115	84
午後 9 時まで	0	1	9	0	0	0	0	0
午後 10 時まで	0	0	0	0	0	0	0	0

（日割利用）

午前 8 時 30 分まで	—	—	—	—	—	—	490	—
午後 6 時まで	—	—	—	—	—	—	1,369	—
午後 7 時まで	10,534	—	10,855	—	8,394	—	8,154	—
午後 8 時まで	2,957	—	2,223	—	1,648	—	1,690	—
午後 9 時まで	62	—	55	—	82	—	389	—
午後 10 時まで	10	—	0	—	5	—	106	—

事業評価・課題

- 遅い時間帯までの延長拡大については、実績が少ない現状もあり、今後の利用状況等を見極めながら、検討していく必要があります。

今後の事業方針

- 引き続き全保育所で延長保育を実施します。
- 民間活力を導入したことで、延長保育事業の拡充が図られていますが、今後の延長時間の拡大等については、これまでの実績と保育無償化の影響を踏まえ、利用ニーズを見極めて再編に当たります。

事業番号・事業名	24 休日保育の充実		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 日曜・祝日等の保護者の就労その他の理由により、家庭で保育することが困難となった乳児又は幼児について、休日の保育を行っています。

【実績】

休日保育延べ利用数（人）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
コビープリスクールあたご	366	569	416	511
尾崎保育所	245	189	173	166
合計	611	758	589	677

事業評価・課題

- 現状において、ニーズを満たしていると考えられますが、事業拡大については、今後の利用状況を見極める必要があります。

今後の事業方針

- 引き続き目標事業量及び実施場所の地域性を踏まえ、休日保育を実施します。

事業番号・事業名	184 休日預かり保育事業		
担当課	保育課	事業区分	新規

事業の内容・実績

- 休日（日曜・祝日）に保育を必要とするすべての保護者が冠婚葬祭やその他の事業等により、緊急に保育の必要性が生じた場合において、要件（保育認定事由）に関わらず利用できるよう、令和2年10月から休日預かり保育事業を実施しています。

【実績】

延べ利用児童数（人）

	令和2年度	令和3年度
特定非営利活動法人子育てネットワークゆっくっく	2	25
特定非営利活動法人ゆうアンドみい	12	48

事業評価・課題

- 利用人数について、上昇傾向にあるが年間を通して少ないため、より多くの方に利用していただくため、更なる周知を図ります。
- 休日（日曜・祝日）に要件（保育認定事由）に関わらず、緊急に保育の必要性が生じた場合の利用もあるため、利用人数のみで事業を評価せず、必要な家庭への支援として事業を実施する必要も有ります。

今後の事業方針

- 引き続きNPO法人2施設で休日預かり保育事業を実施します。
- 休日における保育の提供を確保することで、より一層の保育の充実を図ることはもとより、休日（日曜・祝日）に子どもを一時預けることにより保護者の育児疲れや心理的な負担を軽減することを目指し、支援していきます。

事業番号・事業名	25 病児・病後児保育の充実 【事業番号14 再掲】		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業番号・事業名	26 子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充 【事業番号6 再掲】		
担当課	学校教育課、保育課	事業区分	既存

事業番号・事業名	27 代替保育利用支援事業の充実(子育てサービス等利用支援助成事業)		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子育て環境の充実を求める市民の意見を受け、平成26年6月から、求職活動中の保育所申込者で希望する保育所に空きがなく入所決定とならなかった保護者が、求職活動の際に児童の保育のために利用した子育て支援サービス（ファミリー・サポート・センター事業）の費用を助成していました。しかしながら、保育所入所が保留中で求職活動中や疾病等の利用要件の制限が多かったため利用者が少なかったことから、令和2年10月より対象者や対象施設を広げた「野田市子育てサービス等利用支援助成事業」として、保育所入所していても、保留中でも、保育の認定を受けている保護者全員に対し、冠婚葬祭やリフレッシュでも利用要件を問わず、利用した子育てサービスに係った保育料の1/2（児童1人につき一か月あたり上限2万円）を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図っております。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 9月まで	令和2年度 10月以降	令和3年度
申請者数	4件	2件	0件	255件	449件
対象の子育て支援サービス	・野田市内の認可保育所及び認定こども園において行う一時預かり事業 ・野田市ファミリー・サポート・センター事業			・認可外保育施設（追加） ・一時預かり事業 ・野田市ファミリー・サポート・センター事業	
対象者	・保育所等の利用の決定を保留されているお子さんの保護者で、傷病、第二子以降の出産等により家庭内保育が困難になっている方 ・求職活動中で支給認定を受け、保育所等の利用の決定を保留されているお子さんの保護者で、定期的に求職活動を行う方 ・育休明け保育所利用予約が決定した保護者で、当該保育所の利用を開始するまでの間に職場復帰した方			・教育・保育給付認定第2号又は第3号を受けた保護者 ・施設等利用給付認定第2号又は第3号を受けた保護者 ・利用予約により保育所の利用が決定した保護者 ※サービス利用の事由は問わない。	

事業評価・課題

- 令和2年9月までの利用実績が各年度5件以下でしたが、利用サービスに休日預かりを含めた認可外保育施設も加えたこともあり、「野田市子育てサービス等利用支援助成事業」となった令和2年10月以降は申請者が大幅に増えております。

今後の事業方針

- 引き続き児童の保育のために子育て支援サービス（認可外保育施設・一時預かり事業・ファミリー・サポート・センター事業）の費用助成をしていきます。
- 必要に応じて「野田市子育てサービス等利用支援助成事業」の事業内容等の見直しを検討します。

事業番号・事業名	28 保育所の耐震補強の実施		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 平成 24 年度から平成 25 年度に実施した耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強を要する4保育所4棟（清水、中根、、北部、尾崎）について、財源の確保を含めた具体的な補強工事の方法等について検討します。

その上で設計業務を委託し、判定結果に基づいて、緊急度等を考慮した工事の実施計画を策定します。

事業評価・課題

- 国の補助制度の活用による財源の確保に努め、ほかの公共施設の耐震補強工事の進捗状況を見極めながら、耐震補強を必要とする保育所の計画的な整備を検討します。

今後の事業方針

- 計画的な改修工事を実施し、安心して保育のできる環境の整備を推進します。

事業番号・事業名	29 保育環境向上のための施設整備の推進		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 施設維持に伴う修繕及び改修工事の検討・実施とともに、更新時期を迎えているエアコン設備等の計画的な整備を行っています。

【実績】（令和3年度）

- 空調設備改修工事実施保育所
 - 花輪保育所 1基（保育室）
 - 木間ヶ瀬保育所 1基（保育室）
- 内装改修工事実施保育所
 - 床改修工事（福田、乳児）、アコーディオンカーテン改修工事（中根）、扉修繕（中根）、給食室配膳棚修繕（尾崎）、収納引戸修繕（南部）、トイレ壁タイル修繕（中根）、下駄箱改修工事（木間ヶ瀬、中根、清水）、ロッカー修繕（尾崎）
- 給排水設備改修工事実施保育所
 - トイレ排水設備改修工事（北部）、給水管修繕（乳児）
- その他改修工事実施保育所実施保育所
 - ジャングルジム塗装修繕（花輪）、テラス修繕（乳児）、トップライト枠修繕（尾崎）、雨漏り修繕（福田）、遊具安全対策（清水、福田、南部、アスク古布内）、遊具基礎修繕（中根、福田、南部、尾崎）

事業評価・課題

- 更新時期を迎える公立保育所のエアコン整備を今後も計画的に推進し、また未整備となっている調理室へのエアコン設置についても計画的に実施していきます。
また、経年劣化が顕著な保育所の修繕及び保育児童数等の変化に対応した改修工事を、財源確保も含めて検討する必要があります。

今後の事業方針

- 施設維持に必要な修繕、改修工事を計画的に実施し、良好な保育環境の提供に努めます。

事業番号・事業名	30 教育・保育の無償化		
担当課	学校教育課、保育課、児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模・家庭的保育・事業所内・居宅訪問型）、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料が無償化になりました。
- 上記施設を利用する、0歳から2歳までの利用料については、住民税非課税世帯を対象に無償化になりました。
- 幼児教育・保育無償化に伴い、3歳から5歳までの子どもの保育所及び幼稚園の副食費は実費徴収（保護者負担）になりましたが、年収360万円未満世帯及び第3子以降については無償化されました。野田市では、独自に主食費についても無償化しました。
- 未移行幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後保育事業、子育て援助活動支援事業など子育てのための施設等の利用も無償化されました。

事業評価・課題

- 幼児教育・保育無償化の初年度については、財政負担を国が全額負担しましたが、2年度以降については、私立の施設については、国1/2、県1/4、市1/4の負担となり、市保育料を独自に国基準保育料より低く設定していた野田市にとって負担増とはなりませんでしたが、公立（指定管理含む）については、無償化の費用は全額市負担となりました。公立保育所については、一部は現状どおり継続し、一部については公私連携の導入等を検討する必要があります。
- 子ども数の減少の中で令和元年度の幼児教育・保育の無償化による保育需要が高まり、その後も高止まりしています（本エンゼルプラン期間及び国の新子育て安心プラン期間）が、次期野田市エンゼルプラン第6期計画（令和7年度から）においては、長期的な人口減少への対応を検討する必要もあります。

今後の事業方針

- 国や県の動向を注視しながら無償化開始後の保育量を分析し財源確保を行います。
- 無償化の影響による待機児童増加が懸念される現状においては、公立保育所を含め保育士不足の解消を目指すために、現在の保育士確保対策の周知に努めるとともに、新規事業等の効果的な対策の検討を進めます。
- 幼児教育・保育無償化以降、保育需要は高止まりしており、令和5年度から令和6年度についても、保育需要は高い水準が維持されると推計されることから、新子育て安心プラン（待機児童解消のため採択されると令和6年度まで補助率嵩上げ（国1/2→2/3、市1/4→1/12）で施設整備ができる）を活用した整備で、年度途中の待機児童の解消を図ります。

ただし、上記整備により、年度途中も含めた待機児童が解消されることを想定し、令和7年度以降の新規整備は行わず、必要に応じて既存園の建替え等を行ってまいります。

事業番号・事業名	31 特別な支援が必要な子どもの施策の充実		
担当課	保育課、学校教育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子ども・子育て支援法に基づく基本指針について、新たに障がい児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実が位置付けられ、医療的ケア児の総合的な支援体制の構築が挙げられていることから、現在実施している障がい児保育のための加配とともに、支援体制の構築について検討します。

事業評価・課題

- 従前から、障がい児等の受入れについて対応しておりますが、医療的ケア児の状態によっては施設整備の必要性や看護師等の専門職員の配置などの状況によることから、保護者や保育施設と事前に面談や協議等の対応が必要となります。
- 加配に対応するため保育士や看護師を確保するための方策が必要です。
- インクルーシブ教育を進めていくために、公立・私立幼稚園一丸となり、加配職員を確保するための方策が必要です。

今後の事業方針

- 障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を整えるとともに、加配等に対応するための保育士や看護師が確保できるよう、早期の対応と工夫に努めていきます。

3) 子育て支援ネットワークづくり

地域において子どもを育てるという意識の醸成を図るため、地域子育て支援センターや子育てサロン、子ども館などにおける講演会やセミナー等を支援し、各拠点の利用者が主体的に事業に参画できるよう環境づくりを行います。

また、子育てガイドブックの作成やホームページの運営を通じて、事業者自らが経験と知識を生かした子育て支援事業に取り組めるよう支援していきます。

事業番号・事業名	32 子育てに関する意識啓発の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子育て等に関する各種支援団体の講演会やシンポジウムを支援することで、子どもを産み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図っています。
- エンゼルプランについては、市ホームページ、広報を通じて周知しています。
- 子ども館6館合同により、子育てに関する講演会を年1回実施していましたが、令和元年2月に予定していた講演会はコロナ感染拡大防止のため保護者の希望に応じた各館の事業として実施し、令和2年度は感染拡大防止のため中止としましたが令和3年度は配信により実施しました。

【実績】子育て支援講演会の実施

年度	日時・場所	内容	参加人数
令和3年度	11月1日（月） から配信	「みんなで食べると楽しいね ～食べるの大好き～」 講師：板良敷信子氏	733人 （R4.8.1 現在閲覧）
令和2年度		中止	
令和元年度	2月5日・21日 2月19日・20日	中央子ども館：幼児運動実技と講演 七光台子ども館：親子遊びの実践、 幼児運動実技と講演	14人 50人 24人
平成30年度	10月18日（木） 市役所8階大会議室	「心の強い子どもを育てる子育ての 秘訣」講師：徳田克己氏	192人

事業評価・課題

- 子ども館主催講演会参加者によるアンケートでは、子育てに有益な情報があった等の意見が寄せられ、好評を得ました。
- 子育て支援団体の講習会や講座の後援を市がすることで、団体が活力を得ることから、地域ごとに子育てを支援するための仕組みや醸成するための仕組みが必要です。

今後の事業方針

- 子育てに不安を抱える保護者のニーズに沿った啓発事業の実施や講演会を開催します。
- 子育て支援を実施している民間団体の行事の後援を行うことで、社会全体で子育てを支援する意識を醸成します。

事業番号・事業名	33 子育て世帯への情報提供		
担当課	児童家庭課、保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子育て情報を一元化した子育てガイドブックを制作し、対象年齢児童の保護者に配布しています。
- 野田市ホームページ内に「にじいろnavi」を開設し、子育て支援情報の発信をしています。

【実績】

- 子育てガイドブック制作 6,900部（令和4年度）
- 子育て支援情報ホームページ閲覧数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ホームページ閲覧（件）	23,149	20,375	15,882	11,448

※平成27年度は10月以降の実績です。

事業評価・課題

- 平成30年11月よりインターネットによる子育て支援情報局「かるがもネット」を「にじいろnavi」にリニューアルし野田市ホームページ内に開設しました。携帯電話（スマートフォン）にも対応し、見やすくなったほか、LINE公式アカウントも活用して情報を発信しています。
- 「にじいろnavi」やLINE公式アカウントを多くの方に利用していただくために、広く周知することが必要です。
- 子育てガイドブックは、企業広告を活用し無料で作成することで、最新情報を掲載し毎年発行できるようにしました。
- 妊娠から出産、乳幼児から就学児童まで、子育てのライフステージに合わせた内容に編集するとともに、祖父母世代との子育て違いを掲載するなど、内容の充実を図りました。

今後の事業方針

- 「にじいろnavi」の周知に努め、常に最新の情報を収集・掲載していきます。併せてLINE公式アカウントも毎月2回程度発信します。

数値目標

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ホームページ閲覧（件）	12,500	13,800	15,200
LINE登録者数（人）	890	940	980

4) 児童の健全育成

児童が人との関わりを通じて人間関係の形成や社会性を学び、健全に育つことを目的に、新たに整備する子ども館などの施設を有効に活用した居場所づくり、自主的に活動に参加できる機会づくりを進め、また、ボランティア活動などによる地域における交流の場づくりや健全育成の活動を支援します。

また、インターネットやスマートフォンなどの普及により、様々な問題が社会の中で顕在化している状況を踏まえ、子どもたちからの率直な意見や相談などに対応する取組を推進するとともに、性や薬物、非行やいじめなどの問題も含め、学校を中心に地域全体で取り組んでいきます。

事業番号・事業名	34 高齢者と保育所の子どもとのふれあい活動の充実		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 地元自治会や老人クラブに協力を依頼し、保育所ホールや園庭を開放し保育行事や伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて、高齢者とのふれあいを深めています。
- 地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進しています。

【実績】

- 公立の9保育所では、例年3回～10回実施しておりましたが、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防のため全て中止となりました。

〈令和元年度 公立10保育所内訳〉

※令和2年10月から公立の東部保育所は私立アートチャイルドケア野田東部みどり保育園に移管

伝承あそび	4回	世代間交流	13回	
夏祭り	4回	花植え	6回	
運動会	5回	散歩	2回	
芋苗植え	7回	ハロウィン	0回	
芋堀	5回	施設交流	14回	その他 1回

事業評価・課題

- 令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防のため全て中止となりましたが、保育所と地元自治会、いきいきクラブとの連携及び高齢者施設を訪問することによる、高齢者と子どものふれあい事業の継続や充実が求められています。

高齢者と一緒に花の苗植えや芋掘りを行なうことで高齢者は社会参加になり、子どもたちは世代間交流を図ることができます。

今後の事業方針

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ふれあい事業が実施できていませんが、感染防止対策を講じた上で実施可能な事業等を検討し、引き続き地域の中で子育て支援を行うとともに高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進していきます。

事業番号・事業名	35 主任児童委員・児童委員活動の充実		
担当課	生活支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 地域のひとり親家庭等への相談や実態把握を行います。また、対応が困難なケースについては、専門部会等の中で協議する等、的確な対応に努めています。特に新規世帯や要支援世帯に対しては、母子・父子自立支援員との同行訪問を実施しています。
- 要保護児童及びその保護者、妊産婦等の生活と環境を適切に把握しサービスを利用するために必要な情報を提供しています。

【実績】（令和3年度）

- ひとり親家庭等への家庭訪問件数 母子・父子自立支援員の同行 271 件
- 主任児童委員連絡会研修（2 回実施）
 - 令和3年6月24日 制度改正等について、ひとり親の家庭訪問について
 - 令和4年2月1日 18歳以下の給付金について、母子家庭訪問について

事業評価・課題

- ひとり親家庭の実態把握については、民生委員児童委員に対しての個人情報の提供を拒否する家庭も多いことから困難な点もありますが、母子・父子自立支援員と情報を共有し、児童の健全育成のため、地域での見守りを更に推進する必要があります。

今後の事業方針

- ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施します。
- 主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施します。

事業番号・事業名	36 青少年相談員活動の充実		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- スポーツ、文化活動を通じて青少年の健全育成に努めています。
- 青少年の非行防止活動を推進しています。
- 社会環境の浄化活動を推進しています。
- スポーツルール、レクリエーション活動を学習しています。
- 青少年の社会参加を促進しています。

【実績】

参加者数（人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
青少年相談員CUPドッジボール大会	363	360	中止	中止
青春の中学生!!腕相撲王者決定大会	52	93	中止	中止
スケートで遊ぼう(関宿地域事業)	63	71	中止	53
中学生ウルトラクイズ!クイズ王決定戦(北部・川間地域事業)	42	30	中止	中止
青少年柔剣道大会協力	424	404	中止	中止
子ども釣大会協力	494	510	中止	中止
こどもまつり協力	約 850	約 700	休止	休止

- その他各地域行事に参加協力しました。

事業評価・課題

- スポーツ・レクリエーション活動を通じて、世代間の交流と市内の子どもたちが相互の親睦と友情を深めることができました。
新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度・3年度は、多くの行事が中止になりました。
- 広報誌等により青少年相談員活動をPRしていく必要があります。

今後の事業方針

- スポーツ、文化活動、野外活動等、子どもたちが人と関わる喜びを実感できるような事業の展開に努めていきます。
- 市内8地域に分かれ、より地域に根差した身近な青少年相談員を目指します。

事業番号・事業名	37 青少年センターの機能の充実		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を実施しています。
- 青少年の健全育成を目的として講習会（大人・保護者向け）を実施しています。
- 環境浄化活動として、青少年を見守るための活動を実施しています。

【実績】

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
街頭 補導	回数（回）	759	685	727	749
	従事者数（人）	2,061	1,733	1,539	1,684
補導 少年数	男性（人）	14	1	9	5
	女性（人）	15	7	9	1

事業評価・課題

- 非行防止対策の要となる街頭補導活動を青少年センターと補導員が協力連携しながら継続することが重要となっています。
- たむろ、喫煙等の現実に対処するため、青少年センター・学校・警察等の関係機関がより緊密に連携していく必要があります。

今後の事業方針

- 青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を行います。
- 青少年補導員、青少年相談員合同による啓発活動を適宜実施していきます。

事業番号・事業名	38 友だちづくり推進事業の推進		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- オープンサタデークラブを開催し、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性や社会性を育み、国際社会に生きる日本人としての素地を育む」機会を地域社会全体で創り出しています。

【実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
講座数	37	39	29	30
延べ参加者数（人）	6,974	7,618	2,756	3,411

事業評価・課題

- 体験を通して地域の方々や子どもたち同士の交流や触れ合いが図れました。なお、各種団体及び個人講師による講座が継続できる体制を作ることが重要であり情報交換を緊密に行う必要があります。

今後の事業方針

- 引き続きオープンサタデークラブを実施し、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性や社会性を育み、国際社会に生きる日本人として素地を育む」機会を地域社会全体で創り出していきます。

事業番号・事業名	39 世代間交流事業の充実		
担当課	青少年課、指導課	事業区分	廃止

事業番号・事業名	40 こどもまつりの充実		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子どもたちにより良い遊びと創造の文化を与え、みんなで子どもたちを守り、健全な地域社会を作ることを目的に、開催しています。

【実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催場所	中央小学校	関宿中央小学校	中止	中止
参加者数（人）	約 800	約 700		

事業評価・課題

- 子どもたちの仲間づくりや体験活動の場として、子どもや保護者が楽しい一日を過ごすことができました。
新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度・3年度は中止になりました。
- 近年各地域においてこどもまつりと同様な交流を含めた行事が実施されてきている状況を考慮しながら、今後の方向性を調整する必要があります。

今後の事業方針

- 令和2年度から休止しており、今後は廃止に向け関係団体等と協議してまいります。

事業番号・事業名	41 子ども館の機能の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子ども館の休館日（月・火・祝日）を解消するため社会福祉協議会に委託し開放していたが、令和4年8月から、新しく整備したのだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）と既存の子ども館を含め、指定管理者による運営に代わることで、休館日（月・火・祝日）を開館日として運営します。
- 親子が年間を通じて気軽に交流できる交流の場を作るとともに、地域における児童の活動拠点として遊びの指導などの事業を展開しています。
- 令和4年5月に整備が完了し、ネーミングライツにより「のだしこども館 supported by kikkoman」として10月1日に指定管理者による運営でオープンしました。
- 子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、様々な年齢の子どもたちが集い、子どもの成長に必要な遊びを通して学べる場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流や相談ができる場として、更には、子どもたちの体験活動を市民が支え、多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点となり、楽しく遊びながら学ぶことができる魅力ある施設運営を行います。
- 保護者の子育てに対する不安や心配、また、子供たちから相談について、専門的な内容については、関係機関と連携して対応します。

事業評価・課題

- 子どもたちの健全な遊びの場として休館日を解消しました。
- 就学前児童から小中高校生までを対象とする異年齢の子どもが利用する施設であることから、より安全かつきめ細やかに児童の育成支援ができるよう、特に高学年の指導に関する職員のスキル向上が必要となっています。
- 利用者の意向や要望を把握し、運営協議会の意見を踏まえ、常に事業を見直し、サービスの向上に努めます。
- 子育て支援や地域交流の拠点として、保育所、幼稚園、学校等と連携した事業運営に取り組めます。

今後の事業方針

- より積極的に子育て家庭が気軽に交流できるサークルやセミナー等親子のふれあいの場を作るとともに、様々な年齢の利用者が安全に利用できるよう施設の適正な管理と職員の研修等に努めます。
- 子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子育て拠点事業において、事業の共通化を図るに当たり、子ども館の児童厚生員が拠点スタッフと連携して取り組みます。
- 小規模な児童館施設としての特性を生かし、今後も地域と密着した事業を推進します。
- 人が持つ様々な個性や違い（年齢、性別、文化、障がい特性等）に関わらず、誰もが安全に安心して利用できるインクルーシブの理念を取り入れた運営を目指します。
- のだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）と既存子ども館が同じ事業者による運営の強みを活かし、のだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）を拠点として魅力的な事業は共有するなど、事業の活性化を図ります。
- 利用者の意向や運営協議会の意見を踏まえた事業見直しや地域の子育て支援の拠点として関係機関等とのネットワークの構築に努めます。

事業番号・事業名	42 新しい子ども館の整備		
担当課	児童家庭課	事業区分	廃止

事業番号・事業名	43 プレーパーク活動への支援		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- プレーパーク活動は、木、落ち葉、泥、水、火などの自然を生かし、ロープや工具、調理道具などを自由に使って1日中外遊びをする自由遊びの活動で、体力や工夫する力、異年齢交流によるコミュニケーション能力などの向上に寄与するものです。

指導者が遊び方や道具の使い方などをアドバイスしますが、預かるという立場でなく、基本的には「自己責任」で遊びます。

事業評価・課題

- 自然を生かした自由な遊びを定期的に行える場所の確保や、活動の周知・広報について、ボランティアだけの活動では限界があり、行政との関わりが求められています。

今後の事業方針

- プレーパーク活動は、かつて普通に外遊びしていた頃、その中で様々なことを学んだことに通じており、今の時代にはむしろ新たなタイプのものです。

活動については、児童の健全育成の施策の一つとして位置付け、実施する団体への活動場所の提供や子ども館事業との連携、活動を広報により周知する支援を行います。

事業番号・事業名	44 育児サークル活動の充実		
担当課	児童家庭課、保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子ども館、子育て支援センターにおけるサークルの活動については、機関紙・ホームページを始め広く参加者を募集し、多くの親子が交流を深めています。
- 各施設のスタッフはサークル参加者に対して、スムーズに活動ができるよう、適切な助言を行うことにより支援しています。
- 主なサークル活動（親子サークル・サンデー工作・わくわくタイムなど）
- コロナ感染拡大防止のため、館でのサークル・イベントを中止したため利用数は減少しました。

【実績】

延べ参加者数（人）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子育て支援センター（4か所合計）	2,557	2,341	775	370
子ども館（6館合計）	11,820	8,175	3,588	1,597

事業評価・課題

- 令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、サークル活動を控えた施設もあり、サークル利用者が減少しました。
- コロナ禍でのサークル活動の実施の仕方を検討していきます。

今後の事業方針

- 今後もサークルの活動を推進していきます。
- 育児サークル等の活動に來られない状況を想定した支援を検討します。
- 子ども・子育て支援制度に位置付けられた地域子育て拠点事業における地域支援機能（地域住民交流・ボランティアとの協働など）に該当する内容に再編し、子ども館においては、そのノウハウを子育てサロン等の事業拡充に活用していきます。

事業番号・事業名	45 ブックスタートの推進		
担当課	興風図書館、保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 0歳児向け絵本リスト、1・2歳児向け絵本リストを作成・配付しています。
- ブックスタートボランティアを養成し、3か月児健康相談時の親子に読み聞かせを実施し、出生祝品として、絵本2冊とコットンバック、アドバイスブックレットを贈呈しています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(*2)
健康相談対象者(人)	869	801	951	801
配付件数(人)	855	731	902	779
配付絵本(冊)	(*1) 1,708	1,462	1,804	1,558
配付率(%)	98.4	91.3	94.8	97.3
延ボランティア人数(人)	136	141	0	0

(※1) 絵本は1人2冊贈呈しているが、1名バッグのみ希望のため

(※2) 令和3年度より3か月児健康診査から3か月児健康相談に変更

事業評価・課題

- コロナ禍により、健康相談の延期等がなされたため、一時的に配付率が低下しましたが、徐々に回復しつつあります。
- 令和2年度以降は、コロナウイルス感染防止のため、ボランティアによる読み聞かせを中止し、絵本の内容紹介チラシにより事前に選んでいた本を配付しました。

今後の事業方針

- 引き続き0歳児向け絵本リスト、1・2歳児向け絵本リストを作成・配付します。
- コロナウイルス感染対策が緩和された際には、ボランティアの協力を得ながら、絵本の読み聞かせの大切さを伝え、出生祝品として、3か月児健康相談時の親子へ絵本を贈ります。
- ブックスタートボランティアを募集するとともに、質の向上を図るための養成を行います。

数値目標

- 配付率100%を目指します。

事業番号・事業名	46 街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進		
担当課	みどりと水のまちづくり課、生活支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 利用しやすく、安全な公園管理を基本に、周辺の要望等を取り入れながら公園施設の整備を促進しています。

【実績】

- 遊具の付替え、公園施設の修繕、老朽化した遊具の撤去等を実施しました。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
施設撤去（か所）	0	1	0	0
施設新設（か所）	3	1	1	1
施設修繕（か所）	1	0	0	0
計	4	2	1	1

- 子どもの遊び場遊具は、安全点検の結果により、緊急度の優先順位をつけ、1 か所 1 遊具の撤去と 7 か所 8 遊具の補修を実施しました。（令和 3 年度）

事業評価・課題

- 公園の施設については老朽化が進んでいることから、安全点検の結果により緊急度等優先順位を付け、今後も引き続き改修を実施していく必要があります。

今後の事業方針

- 公園を安全で快適に利用できるように、公園施設については、老朽化した遊具等の整備を引き続き実施していきます。

事業番号・事業名	47 保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進		
担当課	保育課、学校教育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 保育所の園庭を開放し、子どもの遊び場を確保します。また、園庭開放の周知については、市報等で広報に努めています。
- 幼稚園の園庭、小・中学校の校庭や体育館等の施設を、スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の使用に提供しています。

【実績】

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
保 育 所	年間開放回数（回）	140	211	38	43
	年間延べ利用人数（人）	1,049	1,424	429	229
小 学 校	年間開放回数（回）	10,693	10,062	4,915	3,560
	年間延べ利用人数（人）	282,028	270,715	139,122	92,648
中 学 校	年間開放回数（回）	4,486	4,296	1,429	483
	年間延べ利用人数（人）	70,118	66,317	25,741	10,257
幼 稚 園	年間開放回数（回）	35	30	0	12
	年間延べ利用人数（人）	472	321	0	45
合 計	年間開放回数（回）	15,354			
	年間延べ利用人数（人）	353,667			

事業評価・課題

- 令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした月があったため利用者が減少しております。
- 今後の事業の継続実施に当たり、地域の状況やニーズを踏まえた活用方法について検討する必要があります。

今後の事業方針

- 引き続き保育所の園庭を開放します。
- スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の活動場所と提供する幼稚園の園庭、小・中学校の校庭及び体育館等の施設の開放を地域の実情を踏まえ継続して実施します。また、その他の社会資源の活用を検討します。

事業番号・事業名	48 公立幼稚園の機能の充実		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 園庭を開放し、地域との触れ合いの場を提供しています。
- 地域の公民館、婦人会等の交流活動を実施しています。（紙芝居・歌・収穫祭を兼ねたカレーパーティー・伝承遊び等）
- 絵本読み聞かせを実施しています。

【実績】（令和3年度）

- 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、婦人会等との交流活動の内、カレーパーティーと伝承遊びは中止し、紙芝居のみ実施しました。
- 園庭開放、未就園3歳児保育体験教室（こばとプレイルーム・ひよこ教室）、行事への地域住民の招待等で地域とのふれあいの場を提供しました。
- 幼児教育センターとして情報の提供を進め、人間形成における幼児期の大切さをアピールするとともに、保健センター子どもの発達相談室との連携を図り、子育てに悩む保護者への支援にも取り組みました。

事業評価・課題

- 次年度に入園する子どもにとっても、その保護者にとっても、幼稚園がどのような所かを理解するための良い機会となりました。

今後の事業方針

- 園庭を開放し、地域とのふれあいの場を提供します。
- 収穫祭を兼ねたカレーパーティーや伝承遊び、地域との交流活動を実施します。
- 絵本読み聞かせ等を実施します。

事業番号・事業名	49 市長と話そう事業の実施		
担当課	市政推進室	事業区分	既存

事業の内容・実績

■ 市長と話そう集会

野田市の未来を担う子どもたちが、今何を考え、何を望んでいるのか、素直な意見を求めるため、市内の公立小中学校、全31校において、市長と話したいと希望する子どもが、市長と直接、意見交換をする「市長と話そう集会」を、平成29年度から実施しています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子どもたちからの意見数（件）	498	530	380	315

■ 市長と話そう（手紙編）

市内の公立小中学校の全児童生徒に、担任の先生から市長宛ての封筒と手紙の用紙を直接配付するとともに、学校にも置いて、子どもたちが市長と話そう集会では言いにくいこと、相談したいことや言いたいことなどを自由に書き、郵便ポストに投函することで、市長に直接手紙がいつでも届けられる「市長と話そう（手紙編）」を、令和元年9月から実施しています。

【実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子どもたちから届いた手紙（通数）	595	447	336
子どもたちからの意見数（件数）	863	683	520

事業評価・課題

- 子どもたちからの意見や要望等については、すぐに対応可能な要望等については、担当部署と連携しながら対応を行いました。

今後の事業方針

- 野田市の未来を担う子どもたちが、今何を考え、何を望んでいるのか、素直な意見を求めるため、子どもたちから出された意見や要望を今後の施策にできる限り反映できるように、今後も継続していきます。

事業番号・事業名	50 子ども会育成連絡協議会活動の充実のための施策の推進		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通じた地域の教育力の向上、子どもの安全等を目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援しています。

【実績】

- 子ども会育成連絡協議会補助金の交付及び各種事業の支援を行いました。
 - ・補助金の交付
 - ・キャンプ研修会
 - ・親子映画会
 - ・育成者の集団活動指導のための安全講習会
 - ・指導者講習会への参加

事業評価・課題

- 子ども会育成連絡協議会の各種事業を通して子どもたちの健全育成が図られました。
- 子ども会への加入者は年々減少傾向にあります。

今後の事業方針

- 子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通じた地域の教育力の向上、子どもの安全等を目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援します。

事業番号・事業名	51 あおいそら運動推進委員会活動の充実のための 施策の推進		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- あおいそら運動推進委員会を始め、自治会、いきいきクラブ、小中学校等に参加いただき、青少年健全育成団体地区別懇談会を開催しています。

【実績】

- 市内中学校区を回り、あおいそら運動推進委員会を始め、地域団体の代表の皆さまに青少年健全育成のための活動について、ご協力いただくようお願いするとともに、地域における情報交換を行いました。

事業評価・課題

- 青少年健全育成団体地区別懇談会において、あおいそら運動推進委員会を始め、自治会、いきいきクラブ、小中学校等が意見交換を行い、今後に向けての共通認識を確認することができました。

今後の事業方針

- あおいそら運動推進委員会を始め、自治会、いきいきクラブ、小中学校等より多くの団体に参加いただき、青少年健全育成団体地区別懇談会を開催します。

事業番号・事業名	52 野田レクリエーション協会活動の充実のための施策の推進		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 市と野田レクリエーション協会が協力して子どもの健全育成のための事業を実施しています。

【実績】

- 柳沢小学校でのオープンサタデークラブにおいて、パドルテニスの指導者としてご協力いただいております。

事業評価・課題

- 市内の青少年健全育成団体として重要な役割を担っていただいております。

今後の事業方針

- 今後も引き続き青少年健全育成のための事業にご協力をいただきます。

事業番号・事業名	53 野田市民俗芸能連絡協議会活動の充実のための施策の推進		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 野田市民俗芸能連絡協議会に加盟する団体が、後継者の育成として学校等での指導を行うとともに、指導を受けた児童・生徒の発表する機会の提供として「野田市民俗芸能のつどい」を開催しています。

【実績】

<野田市民俗芸能のつどい出演>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校（校）	6	5	—	—
中学校（校）	1	1	—	—
出演児童生徒（人）	127	71	—	—

<後継者育成指導委託>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小中学校（校）	1	—	—	—
児童生徒数（人）	28	—	—	—

事業評価・課題

- 学校での指導を通じて子どもたちと地域の方々との交流が図られており、継続して子どもたちへの学習機会の充実を図る必要があります。

今後の事業方針

- 後継者育成活動等において一層の連携体制の構築を図ります。
- 継続して子どもたちの学習機会をより一層充実させます。

数値目標

＜野田市民俗芸能のつどい出演＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校（校）	6	6	6	6	6
中学校（校）	1	1	1	1	1
出演児童生徒（人）	120	120	120	120	120

＜後継者育成指導委託＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小中学校（校）	1	1	1	1	1
出演児童生徒（人）	28	28	28	28	28

事業番号・事業名	54 野田市サイクリング協会活動の充実のための施策の推進		
担当課	スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 野田市サイクリング協会の活動を充実させるため、サイクリングロードを整備しています。

【実績】（平成30年度～3年度）

- 毎年、野田市スポーツ公園から境大橋、運河橋から水堰橋の区間の道路両端から1m幅について年2回除草を実施しました。

事業評価・課題

- 福田地区の利根川堤防未整備区間でのサイクリングロードの整備については、国土交通省との調整が必要となっています。
- 堤防未設備区間の迂回路について、案内板の設置が必要となっています。
- 堤防上にトイレや休憩所が整備されていないことから、国土交通省に再三要望してきましたが、事業化は難しいとの回答がありました。

今後の事業方針

- 平成18年度までに福田地区の利根川堤防未整備区間を除き、サイクリングロード整備が終了しましたが、今後も事業の継続を図ります。
- 除草の実施を行います。
- 健康・スポーツ文化都市宣言に合わせて、迂回路の案内看板設置のほか、市のサイクリングロードマップの更新を行います。
- トイレや休憩所の整備については、例えば国と市との共同事業での整備という形態を提案するなど、国土交通省と協議を進めます。

事業番号・事業名	55 野田市スポーツ協会活動の充実のための施策の推進		
担当課	スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 野田市スポーツ協会の活動充実のため、前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努めます。また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図っています。

年度	加盟種目	加盟人数	行事調整会議参加団体
平成30年度	28種目	9,529人	43団体
令和元年度	28種目	8,751人	45団体
令和2年度	28種目	8,315人	43団体
令和3年度	28種目	8,035人	42団体

市スポーツ協会事業補助金、市民体育大会種目別大会補助金、県民体育大会派遣費補助金を交付しました。

事業評価・課題

- 市民体育大会では多数の市民参加を得ておおむね生涯スポーツの普及が図られているため、引き続き事業の重要性に鑑み、協会の活動充実を図る必要があります。

今後の事業方針

- 今後も事業を継続し、野田市スポーツ協会の活動充実のため前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努めます。
- 補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図ります。

事業番号・事業名	56 ボーイスカウト、ガールスカウト活動の充実のための施策の推進		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- ゴミゼロ運動を始めとする清掃奉仕、覚醒剤乱用防止街頭キャンペーン、歳末助け合い運動等の活動を通して、青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し事業活動支援を行っています。

【実績】

- 野田市スカウト連絡協議会に補助金交付262、500円を行いました。

事業評価・課題

- 市内の青少年健全育成団体として重要な役割を担っており、奉仕活動や体験活動を通して子どもたちの人間形成に大きく寄与しています。

今後の事業方針

- 今後も引き続き青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し、事業活動の支援を行います。

事業番号・事業名	57 スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進		
担当課	スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援しています。
- 広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに、各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図っています。

【実績】（平成30年度）

- 野田市スポーツ少年団 加盟団体20団体、347人
- 近隣交流大会4種目
- 野田市スポーツ協会を通じて、事業補助金や市民体育大会種目別大会補助金を交付しました。

【実績】

年度	加盟団体	加盟人数	近隣交流大会
平成30年度	20団体	347人	4種目実施
令和元年度	20団体	309人	4種目実施
令和2年度	18団体	270人	中止
令和3年度	18団体	300人	2種目実施

野田市スポーツ協会を通じて、事業補助金や市民体育大会種目別大会補助金を交付しました。

事業評価・課題

- 令和4年度は17団体が加盟しており、平成30年度と比較すると、近年少子化の影響により加盟団体及び団員数が減少傾向にあります。

今後の事業方針

- 今後も事業の継続を図り、広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図ります。
- 野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や市民体育大会種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援します。
- 各単位団の認定指導者を増やすために、スタートコーチになるための講習会費補助金を交付します。

事業番号・事業名	58 社会福祉協議会の体制強化		
担当課	社会福祉協議会	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリー・サポート・センター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行っています。

【実績】（令和3年度）

- ファミリー・サポート・センター会員数

利用会員	1,037人
提供会員	131人
両方会員	38人
- 学童保育所運営受託 15か所
（令和元年度より清水第2学童保育所、みずき学童保育所の統合による）

事業評価・課題

- 15か所の学童保育所を受託し、円滑な運営を努めました。
- 学童指導員等を各種研修会に派遣してレベルアップを図りました。

今後の事業方針

- 社会福祉協議会は市と役割分担する中で、地域福祉の担い手として住民の福祉ニーズに即した事業の展開及び経営基盤の整備を計画的に推進します。
- 子ども・子育て支援法における学童保育所の新基準である、おおむね40人を超える集団を二つに分けることに対応するため、指導者の確保などに努めます。

事業番号・事業名	59 性に関する啓発活動の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 性に関する正しい知識を身に付けられるよう思春期教育講演会を開催し、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図っています。

【実績】（令和3年度）

- 市内中学校を対象に思春期教育講演会を開催しました。

参加者数 1,370人

事業評価・課題

- 講演会後生徒へのアンケートより「命の大切さ」、「人への思いやり」等の感想が多く聞かれ好評でした。
- 思春期等の人工妊娠中絶や性感染症、薬物乱用等の問題は年々増加し心身症、不登校、引きこもり等の心の問題も深刻化しています。
- 解決が極めて困難であるが、改善に向けて今後も正しい知識の普及・啓発に努める必要があります。

今後の事業方針

- 学校や地域、保健所との連携を図りながら、今後も思春期教育講演会の開催し、知識の普及や啓発に取り組みます。
- 学校の授業では取り扱う事の難しい内容や知識を学べる機会を作り、思春期における性や命に関わる諸問題を未然に防ぐよう努めます。
- 引き続き市内中学校全校で実施するため、学校への働き掛けを行っていきます。

事業番号・事業名	60 性教育の充実		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習しています。
- 中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習しています。

【実績】（令和3年度）

- 小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習しました。（4年生）
- 中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習しました。（主に1年生で学習）

事業評価・課題

- 性教育については、性についての興味関心の個人差が大きく、また受け止め方にも差があります。指導方法や表現等、学年や男女の別、実態等を踏まえて適切に行う必要があります。
- L G B T Q についても触れる必要がありますが、年齢により伝え方が困難であると思われます。

今後の事業方針

- 小学校においては、保健領域「体の発育・発達」「心の健康」において、思春期における体の発育・発達について学習します。
- 中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習します。

事業番号・事業名	61 人権教育・啓発の推進及び「子ども」の人権への取組について		
担当課	人権・男女共同参画推進課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子どもじんけん映画会を開催しています。
- 人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした小学校人権教室を開催しています。（啓発ビデオの視聴・話し合い）
- 人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした中学校人権講演会を開催しています。（市内中学校 11 校を 3 年で一巡）
- 【実績】（令和 3 年度）
- 子どもじんけん映画会（人権に関わるアニメビデオの上映、啓発物品の配布・啓発資料の配布による人権意識の啓発）
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。
- 小学生人権教室（人権擁護委員）

開催日	令和 3 年 12 月 7 日	関宿小学校	聴講者	31 人（3・4 年）
	令和 3 年 12 月 7 日	二ツ塚小学校	聴講者	54 人（3・4 年）
	令和 3 年 12 月 8 日	七光台小学校	聴講者	60 人（4 年）
- 中学生人権講演会（NPO 法人ジェントルハートプロジェクト）

開催日	令和 3 年 7 月 20 日	東部中学校	聴講者	146 人
	令和 3 年 9 月 1 日	木間ヶ瀬中学校	聴講者	203 人
	令和 3 年 9 月	南部中学校	啓発冊子配布	852 人

事業評価・課題

- 子どもじんけん映画会については、実施日と会場を産業祭当日に合わせることで、多くの親子が映画会に参加し、人権の大切さを PR できるため、引き続き実施する必要があります。
- 小学生人権教室については、毎年小学校 3 校を選出し、4 年生を対象に子ども達に身近な問題である「いじめ」について自らが考え、他人への思いやりや、いたわりあう心を持つことで人間関係の大切さを学ぶこととなるため、引き続き実施する必要があります。
一方で、小学校数（20 校）に比べ、開催校（年 3 校）が少ないことについて検討する必要があります。
- 中学生人権講演会については、いじめを苦に自殺する事件が発生していることから、子どもがいじめにより自ら命を絶った遺族の方を講師に招き、命の大切さを実感させることで、いじめや暴力のない社会、命の大切さを改めて考えさせることができるため、引き続き実施する必要があります。また、コロナ禍でも DVD 視聴等で実施できた事は良いことです。

今後の事業方針

- 他人への思いやりや、いたわりの心といった人権尊重意識を養うことを目的として、あらゆる機会を利用し、継続的に人権教育・啓発事業を実施します。
- 引き続き子どもじんけん映画会、小学生人権教室、中学生人権講演会を開催します。

事業番号・事業名	62 いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備		
担当課	指導課、青少年課、子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 非行等の問題を抱える子ども、いじめを受けた子ども・いじめをする子どもとそれらの家庭に対して他機関と連携した相談・支援を行い、解決に努めます。
- ひばり教育相談、「保護者の会」では懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の啓発を行います。
- 地域において、子どもと大人が心を通わせるようなキャリア教育等の啓発活動を行います。

【実績】（令和3年度）

- 各小中学校より、または保護者より相談があった場合、ひばり教育相談での面談・電話・訪問による相談や市スクールカウンセラー、市スクールサポートカウンセラーの巡回相談を通して、該当児童生徒に寄り添う支援をしてきました。また必要に応じて、警察や児童相談所、民間のフリースクールなどと情報共有し、他機関との連携も密にしました。
- 悩みを抱えた子どもに寄り添い、集団での生活や家族との関わり方について、支援をしてきました。
- 学校警察連絡会を活用し、警察・学校・市と情報の共有を図り、非行の防止に努めてきました。
- ひばり教育相談では「保護者の会」を年4回実施し、不登校を経験した生徒または保護者の話を聞いたり、カウンセラーから助言を受けたりしながら、保護者同士で同じ悩みを共有する機会としました。
- 地域教育コーディネーターとキャリア教育担当教員が中心となり、キャリア教育の啓発活動を行い、地域の人材を生かした農業体験や伝統文化の体験学習を行いました。

事業評価・課題

- 非行問題・いじめ・不登校等に悩む家庭に対して関係機関と連携した相談体制を持つとともに、近隣住民の温かい声かけ・見守りのある地域社会の風土づくりが必要となっています。

今後の事業方針

- いじめの防止、少年非行に迅速に、かつ適切に各学校が組織的に対応できるよう支援し、早期の解消に向けて取り組みます。
- いじめや少年非行を未然に防ぐために、学校警察連絡会を始め、地域の協力を得られるよう体制づくりを進めます。
- 学校や保護者の相談を受けて、子どもや家族の心のケアを行うとともに、問題解決に向けて、関係機関との連携を図ります。
- 野田市スクールサポーターとスクールサポートカウンセラーを必要な学校へ派遣し、反社会的な行為に起因する加害者及び被害を受けた児童・生徒・保護者の精神的な悩みに対して支援、助言を行います。

事業番号・事業名	63 1日体験保育の充実		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 保育所や幼稚園に通っていない児童及び保護者を対象として、保育所の各行事に参加し、子育ての相談や情報交換の場として1日体験保育を実施しています。

【実績】（令和元年度 10 保育所の実績）

※令和2年10月から公立の東部保育所は私立アートチャイルドケア野田東部みどり保育園に移管

運動会（人）	123
親子ふれあい保育体験（人）	18
消防車見学（人）	19
お楽しみ会・クリスマス会（人）	32
人形劇鑑賞（人）	6

事業評価・課題

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度及び令和3年度はこれまでの事業が実施できておりませんが、感染防止対策を講じた上で実施可能な事業等を検討していきます。
- 更なる事業の充実のため周知方法を検討します。

今後の事業方針

- 引き続き保育所や幼稚園に通っていない児童及び保護者を対象として保育所の各行事を活用しつつ、また、ニーズに応じた新たな事業を取り入れ、子育ての相談や情報交換の場として1日体験保育を実施します。

事業番号・事業名	64 岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流		
担当課	指導課、高齢者支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 児童が昼休み等にデイサービスセンターを訪問するとともに、昔遊びや合唱等各学年に応じた交流を図ります。

【実績】（令和3年度）

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3年度は直接的な交流活動は中止しました。1～2月頃に子ども達が描いた絵をデイサービスセンターに飾っていただき、利用者の方々に見ていただくことができました。

事業評価・課題

- コロナ禍においても、間接的な交流活動ができたことは成果と言えます。今後、児童との交流は、デイサービス側の受入人数が増加していることも考慮し、日程や内容の調整等、よりきめ細かな指導が必要になっています。

今後の事業方針

- 学年ごと計画しコミュニケーションを図ります。

3 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて保健サービスを提供し、母と子が健康に暮らし、子どもが生き生きと育つことができるよう、「野田市健康づくり推進計画 21」に基づき、健康診査や個別訪問等母子保健の推進を図るとともに、両親学級や健康教育等の充実、「第2次野田市食育推進計画」に基づいた食育や思春期における保健対策の推進、小児医療体制の充実などに取り組みます。

また、妊産婦一人一人の状況を把握し、出産から子育てまで切れ目ない相談をワンストップで行い、妊産婦や子育てする方の不安の解消を図ります。

このほか、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」等との連携により、児童虐待や所在不明児の早期把握と対応に努めます。

具体的な施策項目として、①子どもや母親の健康の確保、②食育の推進、③思春期保健対策の充実、④小児医療の充実の4項目を掲げ、取組を推進していきます。

1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び幼児期を通して母子の健康を確保するため、母子健康手帳交付時から妊婦や乳幼児の健康診査、妊産婦・新生児の訪問指導等の保健対策の充実を図ります。

また、保護者の育児不安を解消するため、親子教室や両親学級の開催や育児相談の実施、乳幼児により起こる誤飲、転落等の事故や疾病の予防に関する啓発事業を推進します。

保健センターと関宿保健センターを「子育て世代包括支援センター」として位置付け、妊娠期から子育て期の親子の実情を把握し、様々な相談に応じて、情報提供や助言・指導を行います。必要に応じて支援プランを作成し、関係機関と連携して切れ目のない支援ができるよう機能の充実を図ります。

事業番号・事業名	65 妊婦・乳児一般健康診査の促進		
担当課	保健センター	事業区分	廃止

事業番号・事業名	66 妊産婦・新生児訪問指導の充実 【事業番号8 再掲】		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業番号・事業名	67 保健推進員活動の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 市の保健サービスの情報提供、研修及び地区活動の推進者としての各種活動や会議等への参加等を行っています。平成30年度から、保健推進員の活動を見直し、保健事業のサポートや健診（検診）のPR活動、子育て中の親子に対する講演会やサロンの企画、運営活動を中心とした活動を行っています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保健推進員委嘱数（人）	64	64	45	45

（令和3年度）

	回数	参加人数
母子向け講演会	0回	0組
3か月健診	0回	0人
1歳6か月健診	0回	0人
離乳食講習会	0回	0人
子育て相談会	0回	0人

事業評価・課題

- 今後も地域の身近な存在として、地域の課題に根づいた活動を検討していく必要があります。
- 多様化する対象者のニーズに応えられるようにしていくため保健推進員自身の資質向上が求められており、今後も研修等の開催に努めていきます。

今後の事業方針

- 母子保健及び健康増進事業の普及、啓発と地区保健活動の推進のため、市民と行政のパイプ役として地区保健協力活動を展開します。
- 地域の身近な育児の相談相手となる保健推進員と連携し、サロンや講演会の開催等を通し、子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくりに努めます。

事業番号・事業名	68 保健師の適正な人員配置		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 保健・福祉・介護等の様々な部門に適切に保健師を配置することで市民の健康ニーズに対応しています。

【実績】

保健師配置数（人）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保健 センタ ー	母子保健係	11	10	10	9
	健康増進係	8	10	9	10
	子ども支援室	2	2	2	3
	関宿保健センター	3	4	4	3
介護 保険課	介護予防係	1	1	1	0
	介護認定係	1	1	1	1
	地域包括支援センター	2	2	2	2
子ども 家庭総 合支援 課	支援一係	—	—	2	2
こぶし 園		—	—	—	1

事業評価・課題

- 保健師を適切に配置し、市民の健康ニーズに応えています。
- 保健センターにおいては、新たな予防事業等の増加や、相談・指導業務の内容が複雑・多様化していることから、対応が困難になってきています。

今後の事業方針

- 引き続き適正な配置に努めます。

事業番号・事業名	69 乳幼児健康診査の促進		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 乳幼児健康診査の実施により発育・発達を確認し、発達の時期に合わせた適切な相談指導・情報提供等の支援を行うことで、正しい生活習慣の確立や、健やかな成長・発達の促進を支援しています。
- 発育・発達や親子関係等気がかりな親子に関しては、精密検査の実施や関係機関と連携してきめ細かな関わりを持ち、育児不安への軽減に努め支援等を充実・継続しています。

【実績】（令和3年度）

	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
3か月児健康相談	801	772	96.4
1歳6か月児健康診査	970	930	95.9
3歳児健康診査	1146	1062	92.7
すくすく子育て相談	183	132	72.1

※令和3年度より3か月児健康診査から3か月児健康相談に変更

※令和3年度より低出生体重児健康診査からすくすく子育て相談に変更

※令和3年度より5歳児健康診査は廃止

事業評価・課題

- 未受診者に対し訪問や電話等で把握するとともに他課と連携し全件把握に努めました。
- 児童虐待防止対応マニュアル（母子保健編）を作成し、それに沿って子ども家庭総合支援課と連携し、虐待防止として育児支援の必要なケースのフォローに努めました。

今後の事業方針

- 未受診者フォローについては、関係機関と連携し未受診者の状況確認を行います。
- 発育、発達や親子関係等気がかりな親子に対し関係機関と連携し、乳幼児とともに保護者を支援していきます。
- 要支援と考えられる家庭について、子どもの発達相談室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。
- 子ども家庭総合支援課と連携し、虐待の早期発見・把握に努めます。

事業番号・事業名	70 母子健康教育（母子健康手帳の交付）の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 妊娠届出、母子健康手帳交付時に助産師または保健師が全員に面接し、妊娠・出産・育児に関しての不安の解消及び今後の支援の基礎としています。
- マタニティストラップを母子手帳交付時に全員に配布しています。

【実績】（令和3年度）

母子健康手帳交付数（妊娠届出者数/件）	780
マタニティストラップ配布数（部）	780

事業評価・課題

- 妊娠中の健康管理・妊婦訪問等継続して支援できる相談窓口として保健センターの利用を進めていく必要があります。

今後の事業方針

- 父親の育児参加を勧めるため、両親学級への参加を呼び掛ける等妊娠中から父親の関心を高めていきます。
- 保健センターは妊娠中から気軽に相談できる場であることを妊娠届出時及び各事業を通して周知します。
- 妊娠届出時にアンケートを実施し、ハイリスク妊婦の早期介入、継続的支援に取り組みます。
- 妊娠届については、保健センターにて行い、保健師、助産師、子育て支援総合コーディネーターが妊婦全員の面接に当たります。
- 母子手帳交付時に、マタニティストラップを全員に配布し妊婦の安全に努めます。

事業番号・事業名	71 両親学級の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 初妊婦（経産婦の希望者を含む。）及びその配偶者を対象に、妊娠・出産及び育児に関する正しい知識を習得し、健全な子どもを産み育てることができるよう指導及び助言を行っています。また両親学級修了者を対象に同窓会を開催し、仲間づくりや子育て情報交換等の場を提供し、子育ての不安を解消し自信を持って育児ができるように支援しています。
- 保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士等の専門職が妊婦及びその配偶者に対し正しい知識を提供し、必要に応じて個別相談を行っています。

【実績】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	実施回数(回)	参加者数(人)	実施回数(回)	参加者数(人)	実施回数(回)	参加者数(人)	実施回数(回)	参加者数(人)
コースⅠ	21	268	18	233	9	100	14	134
コースⅡ	9	225	8	225	6	118	12	196
同窓会	7	70	6	55	0	0	0	0
交流会	7	156	6	119	0	0	0	0
参加者計	44	723	38	632	15	218	26	330

事業評価・課題

- インターネットによる動画発信を行い、直接参加できない方にも育児の知識や手技を学んでもらうよう務めました。
- 平日開催が多く、仕事をしている妊婦は参加しづらい状況にあるため、コースⅠの土・日曜日開催が好評でした。
- 夫への参加を期待するコースⅡでも参加しやすいよう土・日曜日開催を2回実施しました。

今後の事業方針

- 両親学級を通して正しい知識を普及するとともに交流会や同窓会を行い、妊婦や配偶者の仲間作り、育児の情報交換、夫の育児参加を支援します。
- 夫の参加が多いコースⅡについては、引き続き土・日曜日開催を実施します。仕事をしている妊婦が参加しやすいようにコースⅠについても日曜日開催をしていきます。

事業番号・事業名	72 親子教室の充実・育児相談の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 親子教室は幼児と親を対象に集団遊びを通して親子のかかわり、行動、言葉の発達等の支援を行っています。1歳6か月児健診事後教室、として、子どもの発達相談室と連携して発達課題の早期発見に努めています。
- 育児相談は乳幼児の発達状態や育児上の問題、悩み等に対し個別相談を行っています。

【実績】（令和3年度）

	開催数（回）	参加者数（延べ人数）
親子教室	31	260
育児相談	12	95
2歳3か月児発達相談	48	（実人数）717

参加者数（延べ人数）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
親子教室	628	503	86	260
育児相談	28	92	43	95
2歳3か月児発達相談	564	664	441	717

事業評価・課題

- 親子教室では、保育士・心理士・保健師が児の発達や保護者の関わり方についてきめ細かい助言をしています。

今後の事業方針

- 保護者の育児不安、悩み等に対し相談を実施し必要時関係機関と連携を深め継続した支援を行います。
- 要支援と考えられる家庭について、子どもの発達相談室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。
- 親子教室のプログラムやカンファレンスの充実を図り、よりきめ細かい支援に努めます。

事業番号・事業名	73 健康づくり実践活動事業（健康づくりフェスティバル等）の推進		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 市内の各種団体の協力を得て、健康づくりに関する展示や発表等を行い、市民が自らの健康づくりについて、考える機会としています。

【実績】

参加者数（延べ人数）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
保健センター	1,304	1,203	中止	中止
関宿保健センター	159	159	中止	—
合計	1,463	1,362	—	—

事業評価・課題

- 健康づくりフェスティバルは、各コーナーに参加した市民が健康づくりに対して興味、関心を持ってもらえるように展示物などに工夫をしました。
- 参加者は高齢者が多く、健康意識が希薄な年齢層に健康づくりの啓発という目的が達成しづらくなっています。

今後の事業方針

- 幅広い年齢の方が集まる場に出向く事で、健康づくりに関する知識の普及を図ります。

事業番号・事業名	74 乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の一層の推進		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 3か月児健康相談及び離乳食講習会において、事故防止に関するパンフレットを配布しています。
- 離乳食講習会では、事故防止に関する健康教育を行っています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3か月児健康相談受診者数(人)	849	729	890	772
離乳食講習会参加者数(組)	174	110	52	101

※令和3年度より3か月児健康診査から、3か月児健康相談に変更。

事業評価・課題

- 乳幼児の死亡原因は事故によるものが最も多く、事故を防ぐためには日頃からの保護者の注意が重要です。
- 保護者にとって理解しやすい内容のパンフレットを配布し、家庭での事故防止に役立てられるようにしていく必要があります。

今後の事業方針

- 3か月児健康相談において、乳幼児の事故防止に関するパンフレット「我が家の安心ガイドブック」の配布を継続します。
- 離乳食講習会においても乳幼児の事故防止について健康教育及びパンフレットの配布を実施し、啓発に努めます。

事業番号・事業名	75 口腔衛生指導の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- むし歯予防のための歯科健康診査・歯科相談・はみがき指導等を実施しています。

【実績】（令和3年度）

	開催数（回）	参加者数（人）
はみがき教室	3	16
保育所・幼稚園・学校等の巡回指導	23	1279
2歳3か月児歯科相談	48	717

事業評価・課題

- 乳幼児期の子どもは、まだ自分で十分に歯の手入れができないため、保護者への働きかけや、情報提供を継続的に進めていく必要があります。

今後の事業方針

- 子どもへのむし歯予防の知識普及に加え、保護者にも歯と口の健康への意識づけを図ります。

事業番号・事業名	76 予防接種の推進			
担当課	保健センター	事業区分	既存	

事業の内容・実績

■ 定期予防接種を行っています。

【実績】

ワクチン			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ジフテリア破傷風 1 期	1 回目	実施者数	0 人	0 人	0 人	0 人
	2 回目	実施者数	0 人	0 人	0 人	0 人
	追加	実施者数	0 人	0 人	0 人	0 人
ジフテリア破傷風 2 期	対象者数		1,422 人	1,411 人	1,385 人	1,391 人
	実施者数		1,084 人	964 人	1,099 人	1,065 人
	実施率		76.2%	68.3%	79.4%	76.6%
日本脳炎	1 回目	対象者数	1,088 人	1,045 人	1,023 人	1,013 人
		実施者数	1,035 人	1,048 人	1,076 人	710 人
		実施率	95.1%	100.3%	105.2%	70.1%
	2 回目	対象者数	1,088 人	1,045 人	1,023 人	1,013 人
		実施者数	1,014 人	1,042 人	1,087 人	754 人
		実施率	93.2%	99.7%	106.3%	74.4%
	追加	対象者数	1,072 人	1,114 人	1,071 人	1,038 人
		実施者数	1,043 人	952 人	893 人	252 人
		実施率	97.3%	85.5%	83.4%	24.3%
	2 期	対象者数	1,379 人	1,383 人	1,296 人	1,198 人
		実施者数	1,158 人	1,045 人	981 人	140 人
		実施率	84.0%	75.6%	75.7%	11.7%
日本脳炎（特例対象者）	1 回目	対象者数	—	—	—	—
		実施者数	97 人	60 人	60 人	13 人
		実施率	—	—	—	—
	2 回目	対象者数	—	—	—	—
		実施者数	95 人	76 人	66 人	17 人
		実施率	—	—	—	—
	3 回目	対象者数	—	—	—	—
		実施者数	210 人	166 人	111 人	53 人
		実施率	—	—	—	—
	4 回目	対象者数	1,451 人	1,474 人	1,478 人	1,443 人
		実施者数	253 人	230 人	205 人	200 人
		実施率	17.4%	15.6%	13.9%	13.9%
百日せきジフテリア破傷風	1 回目	対象者数	907 人	848 人	850 人	844 人
		実施者数	0 人	0 人	0 人	0 人
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	2 回目	対象者数	907 人	848 人	850 人	844 人
		実施者数	0 人	0 人	0 人	0 人
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	3 回目	対象者数	907 人	848 人	850 人	844 人
		実施者数	0 人	1 人	0 人	0 人
		実施率	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
	追加	対象者数	907 人	848 人	850 人	844 人
		実施者数	2 人	2 人	3 人	0 人
		実施率	0.2%	0.2%	0.4%	0.0%
麻しん風しん混合（MR）	1 期	対象者数	963 人	954 人	847 人	923 人
		実施者数	926 人	885 人	862 人	841 人
		実施率	96.2%	92.8%	101.8%	91.1%
	2 期	対象者数	1,183 人	1,160 人	1,084 人	1,110 人
		実施者数	1,036 人	1,095 人	1,048 人	1,049 人
		実施率	87.6%	94.4%	96.7%	94.5%

麻しん	1 期	実施者数	0 人	0 人	0 人	0 人
	2 期	実施者数	0 人	0 人	0 人	0 人
風しん	1 期	実施者数	1 人	0 人	0 人	0 人
	2 期	実施者数	0 人	1 人	0 人	0 人
BCG (結核)	対象者数		887 人	811 人	850 人	818 人
	実施者数		903 人	827 人	863 人	832 人
	実施率		101.8%	102.0%	101.5%	101.7%
ヒブ感 染症	1 回目	対象者数	887 人	811 人	850 人	818 人
		実施者数	883 人	803 人	853 人	815 人
		実施率	99.5%	99.0%	100.4%	99.6%
	2 回目	対象者数	887 人	881 人	850 人	818 人
		実施者数	885 人	791 人	886 人	816 人
		実施率	99.8%	97.5%	104.2%	99.8%
	3 回目	対象者数	887 人	811 人	850 人	818 人
		実施者数	883 人	781 人	872 人	814 人
		実施率	99.5%	96.3%	102.6%	99.5%
	追加	対象者数	887 人	811 人	850 人	818 人
		実施者数	927 人	881 人	930 人	830 人
		実施率	104.5%	108.6%	109.4%	101.5%
ヒトパ ピロー マウイ ルス 感染症	1 回目	対象者数	662 人	691 人	696 人	703 人
		実施者数	1 人	0 人	17 人	94 人
		実施率	0.2%	0.0%	2.4%	13.4%
	2 回目	対象者数	662 人	691 人	696 人	703 人
		実施者数	1 人	0 人	11 人	87 人
		実施率	0.2%	0.0%	1.6%	12.4%
	3 回目	対象者数	662 人	691 人	696 人	703 人
		実施者数	1 人	0 人	11 人	73 人
		実施率	0.2%	0.0%	1.6%	10.4%
小児の 肺炎 球菌感 染症	1 回目	対象者数	887 人	811 人	850 人	818 人
		実施者数	885 人	817 人	846 人	818 人
		実施率	99.8%	100.7%	99.5%	100.0%
	2 回目	対象者数	887 人	811 人	850 人	818 人
		実施者数	887 人	800 人	875 人	818 人
		実施率	100.0%	98.6%	102.9%	100.0%
	3 回目	対象者数	887 人	811 人	850 人	818 人
		実施者数	886 人	798 人	869 人	815 人
		実施率	99.9%	98.4%	102.2%	99.6%
	追加	対象者数	887 人	811 人	850 人	818 人
		実施者数	931 人	907 人	895 人	826 人
		実施率	105.0%	111.8%	105.3%	101.0%
百日せき ジフテ リア 破傷風 不活化 ポリオ	1 回目	対象者数	907 人	848 人	850 人	844 人
		実施者数	903 人	807 人	869 人	813 人
		実施率	99.6%	95.2%	102.2%	96.3%
	2 回目	対象者数	907 人	848 人	850 人	844 人
		実施者数	929 人	806 人	882 人	817 人
		実施率	102.4%	95.0%	103.8%	96.8%
	3 回目	対象者数	907 人	848 人	850 人	844 人
		実施者数	930 人	829 人	869 人	831 人
		実施率	102.5%	97.8%	102.2%	98.5%
	追加	対象者数	907 人	848 人	850 人	844 人
		実施者数	982 人	994 人	916 人	871 人
		実施率	108.3%	117.2%	107.8%	103.2%
不活化 ポリオ	1 回目	対象者数	907 人	848 人	916 人	844 人
		実施者数	0 人	0 人	0 人	0 人
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	2 回目	対象者数	907 人	848 人	850 人	844 人
		実施者数	3 人	0 人	1 人	0 人
		実施率	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%
	3 回目	対象者数	907 人	848 人	850 人	844 人
		実施者数	7 人	0 人	1 人	0 人

	追加	実施率	0.8%	0.0%	0.1%	0.0%
		対象者数	907人	848人	850人	844人
		実施者数	24人	3人	1人	1人
		実施率	2.6%	0.4%	0.1%	0.1%
水痘	1回目	対象者数	963人	954人	847人	923人
		実施者数	935人	886人	876人	841人
		実施率	97.1%	92.9%	103.4%	91.1%
	2回目	対象者数	963人	954人	847人	923人
		実施者数	894人	851人	844人	802人
		実施率	92.8%	89.2%	99.6%	86.9%
B型肝炎	1回目	対象者数	887人	811人	850人	818人
		実施者数	880人	797人	850人	812人
		実施率	99.2%	98.3%	100.0%	99.3%
	2回目	対象者数	887人	811人	850人	818人
		実施者数	881人	782人	886人	812人
		実施率	99.3%	96.4%	104.2%	99.3%
	3回目	対象者数	887人	811人	850人	818人
		実施者数	842人	783人	837人	785人
		実施率	94.9%	96.5%	98.5%	96.0%
ロタウイルス 1価	1回目	対象者数	—	—	850人	818人
		実施者数	—	—	240人	486人
		実施率	—	—	28.0%	59.4%
	2回目	対象者数	—	—	850人	818人
		実施者数	—	—	206人	477人
		実施率	—	—	24.0%	58.3%
ロタウイルス 5価	1回目	対象者数	—	—	850人	818人
		実施者数	—	—	132人	311人
		実施率	—	—	15.5%	38.0%
	2回目	対象者数	—	—	850人	818人
		実施者数	—	—	109人	315人
		実施率	—	—	12.8%	38.5%
	3回目	対象者数	—	—	850人	818人
		実施者数	—	—	88人	300人
		実施率	—	—	10.4%	36.7%

事業評価・課題

- 感染症の流行状況等、予防接種に関する情報提供と周知を行う必要があります。
- 保護者に予防接種の必要性や副反応の症状等の情報提供を十分行うとともに、医療機関との連携等により接種率の向上を図る必要があります。

今後の事業方針

- 予防接種法に基づき、市報の健康ガイドホームページ、及び乳児全戸訪問や乳幼児健康診査等の機会に予防接種の必要性についての情報提供を行います。
- 対象者に対し、お知らせと予診票を配布します。
- 転入者に対しては、市民課と連携し、転入届提出時に案内文を配布し、手続きをしていない方に対しては、文書にて通知し、周知を図ります。
- MR（麻しん風しん混合）ワクチンの接種率の向上のため、接種者に対し個人通知にて接種勧奨を実施しています。また MR（麻しん風しん混合）ワクチン2期対象者への接種勧奨として、就学前健診時にチラシを配布するとともに、市内の幼稚園・保育園の年長児クラスにポスターを掲示します。
- 日本脳炎の接種率向上のため、3歳児健診の際に接種勧奨のチラシを配布します。
- 過誤接種の防止を図ります。

事業番号・事業名	77 医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 母子に関する会議や研修会に参加し、医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等との連携と情報交換を行っています。

【実績】（令和3年度）

- 保健所主催の千葉県野田保健所母子保健推進協議会への参加（※）
- 保健所管内保健師等業務連絡研究会への参加（※）
- 野田市特別支援教育連絡協議会への参加

（※）新型コロナウイルス感染症の流行により中止

事業評価・課題

- 円滑な母子保健の推進を図るため、会議や研修会に参加し情報交換を行い、綿密な連携を図りました。また、児童虐待例が増加しているため、母子保健福祉に関わる担当者や学校関係者との更なる緊密な連携が求められています。

今後の事業方針

- 引き続き医療機関・学校・保健所・庁内関係課等との連携強化に努めていきます。

事業番号・事業名	185 不育症及び不妊治療費の一部費用助成事業		
担当課	保健センター	事業区分	新規

事業の内容・実績

- 医師から不育症及び不妊と診断された者に対して、医療機関において行われる検査、治療、投薬等費用（保険診療の自己負担分も含む。ただし、高額療養費や医療付加金等がある場合には、控除後の金額）の一部を助成します。
また不育症・不妊治療に係る入院時の差額ベッド代、食事代、野田市の助成に関する証明書の発行料（医療機関の文書料）についても助成対象となります。
- いずれも治療している方が野田市に居住し、且つ野田市の住民基本台帳に記録されている者であり、治療開始日から助成金の支給申請をする日まで野田市の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。
- 助成額及び対象者

不育症治療	1 治療期間	上限 30 万円	年齢制限なし
不妊治療	1 回	上限 20 万円	43 歳未満

【実績】

	令和 3 年度
不育症治療費助成	0 件
不妊治療費助成	29 件

事業評価・課題

- 令和 4 年 4 月より保険診療の自己負担分も費用助成を行うことで、経済的負担の軽減につながっています。

今後の事業方針

- 制度の更なる周知に努め、制度を利用し妊娠につながられた後も気軽に相談できるよう相談窓口として支援していきます。

事業番号・事業名	78 母子等医療費の助成の推進		
担当課	保健センター	事業区分	廃止

事業番号・事業名	79 子ども支援室による支援の推進		
担当課	子ども支援室	事業区分	廃止

事業番号・事業名	186 子どもの発達相談室による支援の推進		
担当課	子どもの発達相談室	事業区分	新規

事業の内容・実績

- 令和4年度より子ども支援室は、子どもの発達相談室へと名称変更となり、0歳児から18歳未満のお子さんの発達に関する支援を行っています。
- 子どもの発達相談室に心理士・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等を配置し、子ども発達相談支援事業として、親子教室（集団）と個別相談支援を実施しています。児童の発達課題や療育の必要性について、保護者の理解や受容を促し、適切な支援や医療・療育につなぐことを目的にしています。
また、巡回相談支援事業として、専門職が保育所等を巡回し、職員に対し、障がいの早期発見、早期対応のための助言等の支援を行っています。さらに、ことば相談室・あさひ育成園・こだま学園を所管し、各所と密に連携をとりながら支援を実施していきます。

事業評価・課題

- 発達に課題のある児童の支援にあたり、関係機関と情報共有を行いながら支援しています。
- 親子教室（集団）や個別相談支援では、児童の発達や療育の必要性について、保護者の理解や受容を促し、適切な支援や療育につないでいます。
- 親子教室等の参加につながらない場合や、参加しても療育の必要性についての保護者の理解や発達課題の受容に時間がかかる場合があります。
- 保育所や幼稚園の希望により実施している巡回相談支援事業では、専門職が保育所や幼稚園を巡回し、職員に対し、障がいの早期発見、早期対応のための助言等を行っていますが、保育所や幼稚園の希望に添えるよう実施回数や内容について今後検討が必要です。

今後の事業方針

- 対象者に適切な支援を提案するために支援方針会議を実施していきます。
- 親子教室や個別相談支援の対象者が増加した場合にも対応できるような体制をつくり、発達や療育の必要性について、保護者の理解や受容ができるように丁寧に関わっていきます。
- 多くの施設を専門職が巡回できるように体制を整備し、巡回相談支援事業の充実を図ります。また、障がいの早期発見、早期対応のために保育所や幼稚園と連携して取り組んでいきます。

事業番号・事業名	80 子育て世代包括支援センターの充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 平成27年10月より保健センターと関宿保健センターを子育て世代包括支援センターとして設置し、妊娠期から子育て期の親子の情報を把握し、様々な相談に応じ、必要な情報提供や指導を行っています。必要に応じて支援プランを作成し継続支援をしています。関係機関との連絡調整も行っています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支援プラン作成数（件）	1,438	1,821	2,092	2,530

事業評価・課題

- 母子健康手帳交付時や母子保健事業、子ども相談等を通して、親子の情報を把握し、アセスメントを行い、必要に応じて支援プランを作成することができました。
- 常時心理士がおり、早期に相談や支援につなぐことができました。
- 定期的に支援方針会議を実施していますが、より多角的に支援方針の検討や見直しができるように実施していく必要があります。

今後の事業方針

- 妊娠届出や母子保健事業、様々な相談を通して、妊娠期から子育て期の親子の情報を把握し、必要時支援プランを作成し、切れ目ない支援につなげていきます。

事業番号・事業名	81 産後ケア事業の整備		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 令和2年度より出産直後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定、授乳指導や育児指導等のきめ細かい支援を実施する産後ケア事業を開始しました。助産師等が利用者の自宅に訪問しサービスの提供をします。母子健康手帳交付時や新生児訪問等をして、親子の実情を把握し、アセスメントを行い、必要時産後ケアを案内します。医療機関等の関係機関との連絡調整を行い、継続的に母子の支援を行っていきます。

事業評価・課題

- 育児不安の軽減と産後うつ予防を目的とし、母子保健事業で親子の実情の把握やアセスメントを行い、必要な方を産後ケアに繋げることが求められています。
- 利用前と利用後に保護者と面接等を行い、身体・心理的状況の把握を行い、必要時継続支援や地域の子育て支援サービス等の社会資源に繋げていきます。
- アウトリーチ（訪問）型を実施していますが、訪問型以外の産後ケアの実施も検討していきます。

今後の事業方針

- 母子健康手帳交付時や新生児訪問等の母子保健事業や様々な相談を通して、親子の実情を把握し、産後ケアやその後の継続支援を行うことにより、心身の不調や育児不安が少なく親子が過ごせるように支援します。

2) 食育の推進

「第2次野田市食育推進計画」に基づき、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりなど、心身の健全育成を図るため、おやこの食育教室、離乳食やおやつに関する講習会などを開催します。

また、食の重要性を啓発するため、食生活改善推進員の啓発活動を充実し、市民の健康の保持・増進に寄与します。

事業番号・事業名	82 食生活改善推進員活動の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 健康づくり料理講習会を開催しています。
- おやこの食育教室を開催しています。
- 広報活動誌「食生活改善推進員」だよりを年2回発行しています。
- 地産地消で地場産の料理を紹介しています。
- 健康づくりフェスティバル等で食育に関する人形劇を行っています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委嘱数（人）	51	51	47	47

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	開催回数(回)	参加者数(人)	開催回数(回)	参加者数(人)	開催回数(回)	参加者数(人)	開催回数(回)	参加者数(人)
健康づくり料理講習会	24	427	24	382	中止	—	94	106
おやこの食育教室	3	61	3	59	17	77	16	20
保健栄養教室	6	64	6	60	中止	—	4	31
離乳食講習会	12	174組	11	110組	8	52組	11	101組

事業評価・課題

- 食育の活動の場を広げていくことで、市民への食育推進を図る必要があります。

今後の事業方針

- 地域住民と行政のパイプ役になっており、「食生活で市民の健康づくりを支援」を目標に各地域を拠点にさらに活動を展開します。
- 食育を推進するための担い手として、身近な地域で食育を推進する人材を育成し、その活動を支援します。

事業番号・事業名	83 食育事業の充実		
担当課	保健センター	事業区分	廃止

事業の内容・実績

- 育児支援の一環として食生活の大切さ、食事の楽しさに関心を持ってもらうことを目指しています。
- 離乳食講習会はおおむね6か月児の保護者を対象に、発育に合った食べ物や、成長に必要な栄養が取れるよう実施しています。また小学生以上を対象に食育講座を実施していましたが、食生活改善推進員事業と統合したため、令和2年度をもって廃止となりました。

【実績】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
離乳食講習会	12回	174組	11回	110組	8回	52組	11回	101組
食育講座	2回	30人	2回	17人	0回	0人	—	—

事業評価・課題

- 様々な体験や調理実習等を通して、“食”に興味・関心をもち、適切な食生活が送れる市民を増やしていけるよう、更に各ライフステージに応じた「食育」を推進していく必要があります。

今後の事業方針

- 乳幼児期の食事は生涯の食生活の基盤となるものであり、生活習慣病予防には、乳幼児期からの「食」が大切であることから、子どもや保護者に「食べ物を選ぶ力」の育成をしていきます。
- 生涯にわたる食生活の基盤が形成される学齢期に親子で食の楽しさ、大切さを学び、食への関心を高め、健全な食生活の実践へとつなげていきます。

事業番号・事業名	84 講習会、講演会の充実		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 0歳児の保護者を対象に、離乳食の作り方や育児、保健等に関する講習会のほか、乳幼児の保護者を対象に手作りおやつの実習を行っています。

【実績】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	開催回数(回)	参加者数(人)	開催回数(回)	参加者数(人)	開催回数(回)	参加者数(人)	開催回数(回)	参加者数(人)
食と遊びの講習会	2	34	2	29	0	0	0	0

※参加者数は乳幼児と保護者の合計数

事業評価・課題

- 令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での実施を中止としました。令和3年度は世界の食文化に関する情報やその地の料理のレシピ紹介動画を作成し、年4回の情報発信を行うことで、子育て家庭の食育推進を図りました。
- 講習会の参加機会の周知と内容の充実を図る必要があります。

今後の事業方針

- 今後も新型コロナウイルスの感染状況等を見ながら、効果的な開催方法や情報発信の手段を検討していきます。
- 引き続き事業を実施し児童の健康づくりの啓発等に努めます。

事業番号・事業名	85 おやこの食育教室の充実 【事業番号82 再掲】		
担当課	保健センター	事業区分	既存

3) 思春期保健対策の充実

性や性感染症予防に関する正しい知識が身に付くよう、啓発に努め、教育指導の充実を図ります。また、身近に迫りつつある薬物の問題について、警察等関係機関の協力も得ながら、児童生徒への啓発・指導の充実を図ります。

事業番号・事業名	86 性に関する啓発活動の充実 【事業番号59 再掲】		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業番号・事業名	87 性教育の充実 【事業番号60 再掲】		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業番号・事業名	88 薬物乱用防止対策事業の推進		
担当課	学校教育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 小学校では、体育（保健体育）の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施しています。
- 中学校では、特別活動の時間や保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施しています。
- 学校や地域、保健所等と連携し、適宜、「薬物乱用防止」についての正しい知識の普及に努めています。

【実績】

- 薬物乱用防止教室を実施しました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	12校 1,146人	15校 1,652人	3校 326人	5校 303人
中学校	11校 2,528人	11校 2,496人	1校 165人	5校 1,270人

事業評価・課題

- 薬物乱用防止教育については、引き続き学習指導要領に基づき、各小中学校で保健の時間を中心に計画的に指導していく必要があります。
- 警察官等を招いての「薬物乱用防止教室」については、薬物乱用防止キャラバンカーの活用を含めて推進していく必要があります。特に中学校については年間最低1回以上の開催を働き掛けていく必要があります。

今後の事業方針

- 引き続き小中学校においては授業の中で「薬物乱用防止」について指導を実施します。
- 学校・地域・保健所等と連携し、学校薬剤師の協力も得ながら、更なる正しい知識の普及に努めます。

4) 小児医療の充実

市内医療機関による休日診療及び急病センターにおける休日医療体制について、周知徹底を図るとともに、引き続き小児科医の24時間救急医療体制について充実に努めます。

事業番号・事業名	89 休日診療・緊急時の医療体制の周知徹底		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 休日診療、緊急時の医療体制の周知を図っています。

【実績】（令和3年度）

- 休日診療や急病センターについて市報、ホームページ等を活用し周知するとともに、市報の健康ガイドでは更に網掛け等により記載内容が目立つよう工夫し周知しました。

※急病センターは令和2年8月10日から休診中です。

事業評価・課題

- 休日診療や急病センターの内容については毎月2回市報で周知しており、更にホームページ等で周知を図っています。健康ガイドにおいても見易く表記をしているので、一定の周知が図れました。

今後の事業方針

- 休日診療、緊急時の医療体制の周知を継続実施します。

急病センターについては、コロナ禍で感染症対策が十分に講じられないことから、令和2年8月10日から休診しており、コロナ禍が終息しても再開しないこととしました。

4 子育てを支援する生活環境の整備

ひとり親家庭等の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅居住支援制度や公営住宅への優先入居などに取り組めます。

また、子どもたちが自然に触れ、快適に過ごせるよう、みどりのまちづくりを進めるとともに、安心・安全に生活できるよう、防犯や交通安全に関する整備の充実、公共施設等のバリアフリー化を進め、子どもを連れての外出での負担を軽減するまちづくりを推進します。

具体的な施策項目として、①良質な住宅の確保、②良好な居住環境の整備、③安全な道路交通環境の整備、④安心して外出できる環境の整備、⑤安全・安心まちづくりの推進の5項目を掲げ、取組を推進していきます。

1) 良質な住宅の確保

ひとり親家庭等の子育てを支援する観点から、民間賃貸住宅居住支援制度の周知を行い、民間賃貸住宅への入居支援や住宅情報の提供を行います。また、公営住宅の入居について募集を周知し、ひとり親家庭等の入居を支援します。

事業番号・事業名	90 ひとり親家庭等の居住支援の充実		
担当課	営繕課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件にあう住宅を探すのが困難」「連帯保証人がいない」等の理由で、住宅に困難している方に対し、民間賃貸住宅の情報提供を行っています。
- 緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等で、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の一部の助成を行っています。
- 市営住宅については、ひとり親家庭向け住戸を確保しています。

【実績】

- 協力不動産店物件のあっせんによる民間賃貸住宅情報の提供

平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
0件	0件	0件	0件

- 入居保証制度（連帯保証人を確保できない方）

平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
0件	0件	0件	0件

- 民間賃貸住宅入居時に家賃等の一部を助成

平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
8件	12件	11件	11件
806,000円	1,139,040円	1,016,000円	1,176,000円

- 市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸を確保

平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
14件	15件	16件	14件

事業評価・課題

- 保証人や賃貸情報に関しては、不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっております。賃貸借契約時に要する費用の一部を負担することで、入居時の経済的負担軽減を図ることができました。

今後の事業方針

- 引き続き制度の周知を図り継続して支援を実施します。

2) 良好な居住環境の確保

子育て世帯が地域で快適に過ごせるよう、市民活動による緑化を進めるとともに、街路樹の適正な管理、市民の森林の保全、公共施設等の緑化により、市民が身近に触れ合えるみどりのまちづくりに努めます。

事業番号・事業名	91 街路樹管理事業の推進		
担当課	みどりと水のまちづくり課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 街路樹の適正な管理を行うため、計画的に除草、剪定や害虫駆除等を実施しています。

【実績】

- 市内全域の街路樹帯等の除草、剪定、害虫駆除等を実施しました。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
除草	53,005 ㎡	52,935 ㎡	54,126 ㎡	58,267 ㎡
剪定	1,749 本	2,093 本	2,209 本	2,090 本
害虫駆除	121 本	119 本	186 本	179 本

事業評価・課題

- 市内都市計画道路や区画整理事業が完了し、街路樹による緑化が進められています
が、管理面積や数量の増加等管理費用が増大しています。

今後の事業方針

- 継続的に市内街路樹の適正な維持管理に努めます。

事業番号・事業名	92 市民の森保全事業の推進		
担当課	みどりと水のまちづくり課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 市10か所を市民の森に指定し、緑地の保全を推進しています。

【実績】

- 市民の森の除草、剪定等を実施しました。

宮崎市民の森、山崎市民の森、清水修景緑地、柳沢西山市民の森、
柳沢北耕地市民の森、岩名修景緑、中央の杜、三ツ堀市民の森

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業内容	支障枝剪定 枯木伐採 倒木処理 除草	支障枝剪定 枯木伐採 倒木処理 除草	支障枝剪定 管理伐採 枯木伐採 倒木処理 除草	支障枝剪定 管理伐採 枯木伐採 倒木処理 除草
箇所数	7箇所	7箇所	8箇所	8箇所

事業評価・課題

- 都市化の進展や市街地の拡大により、緑にふれあい親しめる環境が減少しており、市民の森を継続し拡大することで良好な居住環境を確保していく必要があります。

今後の事業方針

- 現在の市民の森を貴重な自然環境として適正に管理し、良好な緑地の保全を図っていきます。

事業番号・事業名	93 公共施設等植栽事業の推進		
担当課	みどりと水のまちづくり課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 公共施設等に植栽し、緑化の推進を図っています。

【実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
種類	ソメイヨシノ ほか	キンモクセイ ほか	オオムラサキツツ ジ、ガザニア ほか	キンモクセイ ほか
拠点植樹 (本数)	109	58	1,047	6

事業評価・課題

- 継続的に事業を推進し、都市化による緑の減少をカバーする必要があります。

今後の事業方針

- 継続的に市内各所の公共施設に植栽し、緑化を推進します。

事業番号・事業名	94 みどりのふるさとづくりの推進		
担当課	みどりと水のまちづくり課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 公共施設等への拠点植樹や苗木の無料配布、環境をテーマにしたイベント等を開催し、緑化活動と啓発普及活動を展開しています。
- また、研修会や視察等を行い、知識・技術の向上を図っています。

【実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
苗木配布（本）	800	800	0	0
花苗配布（鉢）	480	480	0	0
球根配布（袋）	480	680	0	0
種子配布（袋）	0	0	500	250

事業評価・課題

- より一層子どもたちも参加できる市民参加型の緑化活動を行っていく必要があります。

今後の事業方針

- 都市化により減少した潤いややすらぎ等の恩恵を与える「みどり」の保全・育成・創出に向け、市民と行政が連携した緑化活動等を展開します。

3) 安全な道路交通環境の整備

通学路などにおける児童の安全を確保するため、信号機の設置及び改良に関して、警察署に要望していくとともに、交通安全に関する啓発設備等の設置に努めます。

また、関係機関との連携協力の下、体験型の交通安全教室を実施し、児童の交通マナーの向上及び交通安全に関する意識の向上を図ります。

事業番号・事業名	95 子どもに配慮した交通安全対策の推進		
担当課	市民生活課、管理課、指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 交通安全施設の設置及び補修については、年度当初に各校において通学路の総点検を実施し、その報告を基に通学路改善会議を実施することで、市内小中学校の通学路の安全点検を実施し、登下校時の児童生徒の安全対策の向上に努めています。

【実績】

- 信号機、横断歩道設置数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
信号機	0	1	2	0
横断歩道	2	0	1	2

- 信号機の設置（改良）については、令和3年度に設置64件、改良24件を野田警察署に要望しました。
- 通学路改善会議での指摘等を踏まえ、道路パトロール、市民からの通報等を受け交通安全施設の設置及び修理を行いました。

事業評価・課題

- 信号機の設置（改良）の要望増加に伴い、設置までに長い期間が必要となっています。また、道路形状・交通形態等から、現状の形での設置ができない場合があります。
- 野田警察署、一般社団法人野田交通安全協会等関係機関の協力をいただきながら、参加・体験・実践型の交通安全教育を充実させる必要があります。

今後の事業方針

- 引き続き信号機要望については、全て野田警察署に要望・協議し、可能な限り応えられるよう取り組みます。さらに、通学路改善会議で協議を行い、交通安全施設の設置、補修に努めます。

4) 安心して外出できる環境の整備

妊娠している女性や子ども連れの保護者が安心して外出することができるよう、「福祉のまちづくりパトロール」を実施し、公共施設周辺などでバリアフリー対応に改修が望ましい箇所の発見と応急的な修繕を図ります。

また、公共施設や公共交通機関等におけるベビーキープ等、子連れに優しい設備の整備を促進するとともに、整備情報を提供することで、子育てする家庭の外出時の利便性の向上を図ります。

事業番号・事業名	96 道路パトロールによるバリアフリー化の推進		
担当課	生活支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- パトロールでの歩道等の改修は一巡したことから、一旦凍結し、公共施設のトイレの洋式化やスロープ・手すり設置等のバリアフリー改修に特化して実施します。

【実績】（令和3年度）

- 公共施設のバリアフリー化
 - ・ 関宿中央公民館バリアフリースイッチ等整備
 - ・ 関宿会館及び関宿複合会館階段手摺設置工事

事業評価・課題

- 公共施設のバリアフリー化については「ファシリティ・マネジメントの基本方針」に基づき、平成28年度から総合計画実施計画に位置付けし、公共施設のバリアフリー化工事を実施しています。

今後の事業方針

- パトロールでの歩道等の改修は一巡したことから、一旦凍結し、公共施設のトイレの洋式化やスロープ・手すり設置等のバリアフリー改修に特化して実施します。パトロール凍結に伴う歩道等の改修については、常時、全市的という観点から、公共施設周辺の施設管理者での点検に加え、協議会の方々からの日常生活圏域の中での危険箇所などのご指摘を福祉部が窓口となって受け付けていきます。

事業番号・事業名	97 子育て世帯にやさしい設備の整備		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子ども連れを含む市民の方が、本庁舎や市内の公共施設を利用するに当たり、ベビーキープ、ベビーシート、多目的トイレ、授乳室などの設置をするものです。
本庁舎内においては子ども連れの来庁が見込まれる課のカウンターにベビーシート、ベビーキープを設置し、多目的トイレは5か所整備しました。また、正面玄関から入ってすぐの分かりやすい場所に授乳室を整備しています。
- 平成30年から市内で催物等を開催する法人等に対し、子ども連れでも安心して催物等への参加できるよう、乳幼児の授乳やおむつ交換を行えるスペースとして「移動式赤ちゃん休憩室（テント）」の貸出しをしています。
- コロナ感染拡大防止のため、イベントの自粛があり、令和2年度、3年度については皆減しました。

<移動式赤ちゃん休憩室貸出実績>

	平成30年度 (10月から)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
移動式赤ちゃん休憩室（件）	2	19	0	0

事業評価・課題

- 「移動式赤ちゃん休憩室（テント）」の利用を促進するため、広く周知する必要があります。

今後の事業方針

- 子ども連れでも安心して外出等ができるよう、子育て世帯にやさしい設備の設置を推進します。

事業番号・事業名	98 子育て世帯への情報提供 【事業番号33 再掲】		
担当課	児童家庭課、保健センター	事業区分	既存

事業番号・事業名	99 公共交通機関のバリアフリー化の推進		
担当課	企画調整課、道路建設課、都市整備課、 愛宕駅周辺地区市街地整備事務所	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 愛宕駅周辺地区を重点整備地区として交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進しています。
- 重点整備地区以外の駅（準重点整備地区）についても、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化を推進しています。
- まめバス乗務員へのバリアフリー教育等について運行事業者に実施依頼し、接客サービス向上を図っています。

【実績】（平成30年度から令和3年度）

- 愛宕駅及び野田市駅は連続立体交差事業の整備進捗に伴い、駅のバリアフリー化が図られました。
- 重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕東駅前線及び愛宕駅東口駅前広場の整備等に合わせ歩道の幅員や勾配等について、交通バリアフリー法の移動円滑化基準に基づき整備しました。愛宕駅西口駅前広場の整備については、用地買収を実施しております。令和3年度末の事業費進捗率は80.9%になっております。
- 準重点整備地区の川間駅北口駅前広場は、交通バリアフリー法専門部会において意見を伺い、街路事業の実施に合わせたバリアフリー化の準備を進めました。
- まめバス乗務員へのバリアフリー教育が実施され、接客サービスの向上が図られました。

事業評価・課題

- 市内全ての駅でバリアフリー化が完了し、駅周辺住民の利便性は大幅に向上しました。
- 愛宕駅駅前広場の整備は、千葉県施行の連続立体交差事業にあわせて整備を行うため、完成まで時間を要することが課題となっています。
- 野田市駅周辺の駅前広場及び道路のバリアフリー化は、土地区画整理事業等により物件補償完了後に整備をするため、工事完了まで時間を要することが課題となっています。
- 継続したまめバス乗務員の接客サービスの向上を図っていく必要があります。

今後の事業方針

- 重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、引き続き愛宕駅西口駅前広場を整備し、バリアフリー化を実施していきます。
- 準重点整備地区の野田市駅周辺地区は、区画整理事業等により、バリアフリー化を実施していきます。
- 継続したまめバス乗務員の接客サービスの向上を図っていきます。

5) 安全・安心まちづくりの推進

子どもが犯罪などに巻き込まれないため、防犯灯などの防犯設備の整備を推進するとともに、市民一人一人の防犯意識を高揚するための啓発事業や犯罪発生情報のメール配信を充実させ、地域の防犯活動を支援します。

事業番号・事業名	100 防犯灯等の防犯設備整備の推進		
担当課	市民生活課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 学校や自治会長等からの要望に基づき、子どもへの犯罪抑止を目的に、東京電力柱等に防犯灯を新規設置するとともに、既設の防犯灯の維持管理を実施しています。

【実績】（令和3年度）

- 通学路に配慮し、防犯灯を76灯新設し、35灯の寄付を受け、令和4年3月末時点で20,901灯となりました。
- 従来の蛍光灯からLED式防犯灯への切替えを1,625灯行いました。
- 防犯カメラを11台新設し、令和4年3月時点で143台稼働しています。

【防犯灯および防犯カメラ設置数等の推移】

○防犯灯

単位：灯数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
防犯灯新設	119	125	88	76
防犯灯寄付	55	33	30	35
防犯灯LED灯へ交換	2,415	2,196	1,685	1,625
防犯灯合計	20,727	20,848	20,906	20,901

○防犯カメラ

単位：台

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
防犯カメラ新規設置数	19	20	18	11
防犯カメラ設置数	94	114	132	143

事業評価・課題

- 防犯灯の新設について、子どもへの犯罪抑止を目的に通学路に配慮した設置に努めています。
- 防犯カメラの設置箇所については、各小学校の要望に基づき通学路及び小学校周辺の安全対策として設置しています。

今後の事業方針

- 引き続き予算の範囲により計画的に防犯灯を設置し、維持管理を図ります。
- LED式防犯灯への切替えを進めます。
- 防犯カメラについては、既存設置箇所の地区のバランスも考慮しながら新設していきます。

事業番号・事業名	101 防犯に関する広報啓発の推進等		
担当課	市民生活課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 防犯意識の向上のため、市のイベント等における啓発物資等の配布や市報を活用した広報、また、警察から提供される犯罪発生情報を安全安心メール防犯情報等の配信により、自主防犯組織等に提供し、啓発を実施しています。
- スーパーマーケットやコンビニエンスストアと連携し、店内ＡＴＭ（現金自動預け払い機）を利用した振り込み詐欺に対する注意喚起を行っています。

【実績】（令和３年度）

- 市ホームページに防犯対策を掲載するほか、市報に１６回、安全安心メールで防犯情報を１０９件配信しました。

事業評価・課題

- 市民の防犯意識の向上により、自治会を単位とした自主防犯組織等による防犯パトロールが継続的に実施されています。
- 今後、更に市民一人一人の防犯意識の高揚を図っていく必要があります。

今後の事業方針

- 引き続きキャンペーンの実施や市報等に関連記事を掲載するとともに、安全安心メール防犯情報等の配信や防災行政無線の活用により、防犯に関する広報啓発を実施していきます。

第3章 基本目標2における施策・事業内容

基本目標2：すべての子どもが毎日元気に明るく健やかに学び、
成長できるように（子どもの権利保障）

1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

「子どもは次代の親である」との観点から、学校教育の場において、男女が協力して子育てに取り組み、家庭を築くことの意識啓発に努めます。

また、子どもが心身ともにたくましく育ち、自立する意識を醸成するため、学力向上の機会や様々な体験・経験を積む機会を充実させるとともに、地域において異年齢が交流する機会を設け、豊かな心を持った次の世代を育みます。

具体的な施策項目として、①次代の親の育成、②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備、③家庭や地域の教育力の向上、④子どもを取り巻く有害環境対策の推進の4項目を掲げ、取組を推進していきます。

1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築き、子育てを行う、次代の親を育成するために、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方や男女共同参画に関する啓発を行い、家庭と家族、仕事に関する適切な学習（道徳、学級活動、技術・家庭科）を行います。

さらに、保育所、幼稚園、小学校や中学校の連携を強化し、様々な年齢の児童とふれあい、交流する場の充実を図ります。

事業番号・事業名	102 家庭教育に関する意識の醸成		
担当課	保育課、指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 中学校の職場体験学習の一環として、中学生が各保育所において保育体験を実施しています。小中学校における合同行事、小学6年生の中学校一日体験入学等を実施しています。各学校で、他学年との交流活動を実施しています。
- 幼稚園や保育所、小学校、中学校等異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人々との交流活動を通して、様々な年齢層とふれあい、語り合う場を設けています。
- 幼稚園、保育所、学校との連携を強化し、小学校での職場見学及び中学校での職場体験における保育体験を実施しています。

【実績】（令和3年度）

＜キャリア教育（職場体験）＞

令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業所に出向いての職場体験学習を中止としました。

事業評価・課題

- 令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小学校における幼稚園・保育園等との交流活動は中止となりました。新型コロナウイルス感染症拡大防止策を取りながら幼稚園や小中学校との連携を検討する必要があります。
- 事業者を学校に招いての職業講話や体験学習を通して、家族の職業観を語り合うことで家庭教育の醸成の一助となっています。
- 地域、家庭の協力連携により推進していくことが重要と考えられます。また、幼稚園、保育所での保育体験を継続実施するとともに、幼稚園、保育所、学校との更なる連携強化が必要となっています。

今後の事業方針

- 新型コロナウイルス感染拡大予防を最優先に考え、できる範囲で幼稚園や保育所、小学校、中学校等の異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人との交流活動を設定し、さまざまな年齢層と交流できるようにしていきます。
- 引き続き幼稚園や保育所、小学校、中学校等の異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人々との交流活動を通して様々な年齢層と触れ合い、語り合う場を設けていきます。
- 引き続き幼稚園、保育所、学校との連携を強化し、小学校でのキャリア教育及び中学校での職場体験における保育体験を実施します。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、段階的に交流や体験活動を推進していきます。

事業番号・事業名	103 中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供		
担当課	保育課、指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 中学校技術家庭科家庭分野の学習内容にある「家族・家庭と子どもの成長」において家族の役割、幼児の遊びの意義を学びます。その際、幼児とのふれあいができるよう留意しています。
- 中学2年生がキャリア教育の一環で、地域の保育所、幼稚園において、職場体験学習を実施しています。家族と家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児とふれあう取組を推進しています。幼児との関わりの中で、自分の成長を振り返り、これからの自分と家族との関わりについて学ぶ機会としています。

【実績】（令和3年度）

＜キャリア教育（職場体験）＞

令和2，3年度は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業所に出向いての職場体験学習を中止としました。

事業評価・課題

- 中学生と幼児のふれあう機会を持てずにいますが，保育について技術家庭科分野の学習内容や職業講話や調べ学習等を通して，「家族・家庭と子どもの成長」についての知識を深めています。
- 中学生が保育所・幼稚園の園児と触れ合う体験をより効果的にするためには，家庭との連携が必要であり、地域と家庭の協力の下に進めていくことが重要となっています。

今後の事業方針

- 家族、家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児と触れ合う取組を推進します。
- 幼児との関わりの中で自分の成長を振り返り、これからの自分と家族との関わりについて学ぶ機会とします。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、段階的に交流や体験活動を推進していきます。

事業番号・事業名	104 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進		
担当課	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 女性の社会参加や経済的自立、また、若者を対象にした男女共同参画意識の啓発等を図るため、各種講演会や出前セミナー等を開催するとともに、男女共同参画に関する様々な制度や情報等を収集し、広く市民に情報提供を行っています。
- 興風図書館内及びせきやど図書館内にある女性情報コーナーに、男女共同参画関連図書を整備し、市民の利用に供しています。
- 啓発情報誌の男女共同参画推進だより「フレッシュ」を発行し、男女共同参画に関する情報の提供を行っています。
- 男女平等教育啓発冊子「自分らしく」を市内小中学校に配布し、活用を図っています。

【実績】（令和3年度）

- 男女共同参画に関する講演会等の開催
《デートDV講演会》
①千葉県立清水高校1年生 120人
②千葉県立関宿高校全学年 196人
講師：NPO 法人レジリエンス
- 女性情報コーナーの整備充実
興風図書館及びせきやど図書館の女性情報コーナーに男女共同参画関連の図書3冊を整備
- 男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行
市報折込により、男女共同参画推進だより「フレッシュ」を発行
発行部数 51,000 部

事業評価・課題

- 一般市民を対象とした男女共同参画に関する講演会等については、男女共同参画審議会の意見を踏まえて、地元資源を生かして幅広いテーマで男女共同参画につなげるような工夫をして実施することが求められています。
- 高校生に対するデートDVの啓発については、学校側から高評価を得て、継続実施が望まれています。デートDVの低年齢化が進んでおり、これまでの取組をどう拡大するかが課題となっている。
- 女性情報コーナーは、興風図書館及びせきやど図書館内に設置しており、啓発や情報提供に大きな役割を果たしています。今後、その効果等を検証しつつ、一層の充実・拡大を図る必要があります。

- 男女共同参画推進だより「フレッシュ」を年2回、市内全戸に配布していますが、配布後に「女性のための相談」の申込件数が増加するなど、市民の反応も良いことから、市民に対する情報提供及び啓発等の役割を果たしています。今後も継続して実施する必要があります。

今後の事業方針

令和元年度に第4次野田市男女共同参画計画の策定を予定しており、2年度以降は、当計画に基づき、具体的施策に取り組むこととなります。

したがって、当策定に当たっては、野田市男女共同参画審議会の審議状況によるため、以下の内容は決定ではありません。

- 一般市民を対象とした男女共同参画に関する講演会等については、開催方法等を工夫しながら、今後も継続実施するとともに、その充実・拡大を図っていきます。また、デートDV啓発及び防止に向けた講演会については、市内高校を対象に継続実施し、開催校の拡大を図ります。さらに、市内中学校等においても、教職員も対象とした、デートDVに関する知識の普及や啓発活動の取組に着手します。
- 女性情報コーナーにおける図書等の充実を図り、さらなる啓発や情報提供を図ります。
- 男女共同参画推進だより「フレッシュ」を年2回発行し、市内全戸に配布することにより、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を推進します。
- 「女性のための相談」の更なる周知を図るとともに、男性職員による傾聴を中心とした「男性のための電話相談」を実施し、男性ならではの悩みに対応します。

事業番号・事業名	105 学校教育における男女平等教育の推進		
担当課	指導課、人権・男女共同参画推進課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 男女平等教育について、適切な学習活動の実践(道徳、学級活動、家庭科、技術・家庭科)を実施しています。
- キャリア教育の取組により、望ましい勤労観、職業観を身に付けています。
- 男女平等教育資料「自分らしく」を活用しています。

【実績】(令和3年度)

- 男女平等教育資料(野田市発行)「自分らしく」をデジタル版として改訂し、一人一台端末より閲覧可能としました。これを活用し、市内各小学校第6学年及び市内各中学校第2学年を対象に男女平等教育を推進しました。

事業評価・課題

- 家庭や地域社会との連携については各校の主体性に頼るところが大きいと考えられます。
- 男女平等教育資料「自分らしく」では、デジタル配信の特性を生かし、指導課と人権・男女共同参画推進課で情報を共有し、制度改正時など必要に応じて最新の情報を取り入れていきます。

今後の事業方針

- 「男女平等教育」と「学校人権教育」を関わらせて一人一人が自分らしく生きることを目指した教育を実践できるよう各校の取組を推進します。
- キャリア教育やワーク・ライフ・バランスを取り入れた男女平等教育資料を活用した男女平等教育を推進します。
- 授業だけではなく学校教育全体を通して、人権意識の向上を目指し、あらゆる場面で男女平等マインドを醸成していきます。

事業番号・事業名	106 学校での子育て意識の啓発		
担当課	指導課、生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子育てに関する講演を、各学校で実施しています。
- 「学校から発信する家庭教育支援プログラム」「家庭教育リーフレット」について、学校や関係機関における活用促進を図り、家庭での過ごし方や親子のコミュニケーションなど家庭教育に関する情報を提供しています。
- ひばり教育相談、スクールカウンセラー等と学校が連携を図る中で教育相談体制を確保し、子育て支援を行っています。
- 道徳・総合的な学習の時間や生活科及び各教科を通じて家族の大切さ、子育ての意義を学ぶようにしました。
- 令和3年9月より市内全小中学校に千葉県スクールカウンセラーを配置し、子どもたちだけではなく、保護者が校内で子育てに関する相談を受けています。
- 千葉県スクールカウンセラー未配置の小学校でも、近隣の学校に配置されている千葉県スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーター、担任や養護教諭、市スクールカウンセラー等が対応することにより、校内やひばり教育相談で子育てに関する保護者の相談を受けました。

事業評価・課題

- 保護者や地域・学校のニーズにあった相談の場、発達段階に応じた情報の提供が必要となっています。
- 集団になじめない等不適應の悩み、不登校の悩みを持つ児童生徒が依然として多くなっています。カウンセラー等専門的な知識をもつ者が相談を受けるとともに家庭教育・家庭での支援が充実するよう、家庭のニーズにあった情報の提供が必要となっています。

今後の事業方針

- 学習活動や教育相談活動を通して家族の大切さ、子育ての意義を学ぶようにします。

2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

子ども自身の自立する力と豊かな心を育むため、土曜日授業の実施による確かな学力の向上とともに、思考力、判断力、表現力等を育成する必要があるため、様々な体験学習・活動を実施します。

また、全ての子どもたちが将来へ希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう「子ども未来教室」を開催し学習支援の充実を図ります。

さらに、いじめなどの問題に対応するため、スクールカウンセラーの派遣や教育相談の実施とともに、学校評議員による学校運営など地域全体による取組を推進します。

事業番号・事業名	107 確かな学力の向上		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 平成25年度までのサタデースクールに替わり、よりきめ細かで質の高い指導を行い、市内全ての児童生徒に均等な学習機会を提供する機会として、平成26年度より土曜授業を行っています。授業内容は、各学校の実態に応じ、学校ごとにカリキュラムを組み、柔軟に学習内容を設定しています。

【実績】（令和3年度）

- 土曜授業で増加する時間により、市内全ての児童生徒に学習機会を確保するとともに、臨時休業等に伴う授業時数の確保としました。
- 土曜授業では各学校の実態に応じて習熟度別学習や少人数授業の学習形態を取り入れるとともに、NIE学習（新聞を学校の授業などで教材として活用）にも取り組み、自分の考えをもたせることに力を入れました。

事業評価・課題

- 土曜日に授業を実施することに対して、肯定的ではない児童生徒、保護者がおりますので、「土曜日に学校で学習できてよかった。」と児童生徒が感じることができるよう学習内容・学習形態を工夫する必要があります。
- 新学習指導要領の趣旨を十分に生かすことができるような教育課程を編成する必要があります。

今後の事業方針

- 土曜授業については、各学校の取組を更に充実させていきます。
- 新学習指導要領に柔軟に対応できるように、各学校の実態に合った効果的な土曜日の活用ができるように検討していきます。
- 毎日の授業の積重ねを大切にするため、先生方の授業力アップへの取組を行います。

事業番号・事業名	108 子ども未来教室の開催		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援を行います。
- 平成28年度までは、経済的な理由により学校以外に学習の機会の少ない家庭などの中学校1年生から3年生までを対象とする「ステップアップセミナー」として実施していたものを、平成29年度から市内の公立中学生のうち希望する全生徒を対象に、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として「子ども未来教室」を始めました。
- 平成30年度からは、中学生に加え、授業への理解の差が目立ってくる市内公立小学校3年生も対象として学習支援を行っています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子ども未来教室出席率 小学生（％）	94.8	93.1	95.4	95.7
子ども未来教室出席率 中学生（％）	62.3	67.3	67.5	54.2

事業評価・課題

- 必ずしも参加する生徒が皆同じ意欲をもって学習に取り組んでいる状況とは言えず、より良い学習環境へと整えることが課題となっています。学習意欲のある生徒と、学習に取り組むことを苦手と思う生徒それぞれに応じた学習支援が必要なため、今後、教室運営の方法を工夫する等、その対応を図る必要があります。
- 小学校3年生について、子ども未来教室実施後のアンケート調査によると、児童からは「算数、国語が好きになった」との回答が80%を超え、保護者からは「家庭学習の習慣が身に付いた」との回答は52%となっています。学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているか、追跡調査などを実施してまいります。

今後の事業方針

- 中学生については、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるため、確認テストを行い、改善を図りながら継続して実施します。
- 小学生については、当面は3年生を対象に実施しますが、参加児童の追跡調査などにより、子ども未来教室の実施後も学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているかを検証し、充実を図ってまいります。

数値目標

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども未来教室出席率 小学生（％）	94.8	94.8	94.8	94.8	94.8
子ども未来教室出席率 中学生（％）	63.8	65.3	66.8	68.3	70.0

事業番号・事業名	109 いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備【事業番号62 再掲】		
担当課	指導課 青少年課 子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業番号・事業名	110 教育相談・指導体制の充実		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- ひばり教育相談では、学校や家庭と連携して、学校生活・家庭生活に関わる相談を受け、児童生徒・保護者・学校に支援助言を行います。
- 野田市スクールカウンセラーが学校に出向き教育相談を行います。
- ひまわり相談では、未就学児の発達等の相談を行います。
- 適応指導学級では、学校や家庭と連携して、不登校の解消を目指します。

【実績】（令和3年度）

- ひばり教育相談・適応指導学級において保護者、学校と連携を図りながら悩みの解消、不登校の解消につなげました。（令和3年度実績2, 407件）
- 野田市スクールカウンセラーやひばり教育相談員が学校を訪問し、教育相談及び支援にあたりました。
- ひまわり相談において、保護者の気持ちに寄り添いながら、未就学児の発達相談等に助言しました。（令和3年度実績 1件）

事業評価・課題

- 各学校で教育相談の充実を図ります。
- 教育相談の内容は、個々により異なります。カウンセラー等専門的な知識を持つ者、関係機関と連携して対応できるよう相談体制を更に充実していく必要があります。
- 保護者や学校・地域が手を携えて長期的に子どもを見守っていく体制が必要です。

今後の事業方針

- 教育相談を充実させるため、各学校の教育相談体制の構築への支援を行います。
- 有効な教育相談を目指すには、教師と子どもたちの信頼関係が重要なため、学級経営力を高める取組を進めます。
- ひばり教育相談、適応指導学級において、保護者・学校と連携を図りながら、課題・悩みを抱える児童生徒の支援を実施します。
- 教職員向けの研修会・相談会を実施し、未就学児から思春期の生徒の課題や悩みに対応する力のスキルアップを図ります。
- 野田市スクールサポーターとスクールサポートカウンセラーを配置し、反社会的な行為に起因する児童・生徒・保護者の精神的な悩みに対して支援、助言を行います。
- ひばり教育相談や学校、家庭で必要な情報を共有し相談体制の充実を図ります。

事業番号・事業名	1 1 1 体験学習等教育内容の充実		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 学校・保護者・地域が連携し、児童生徒の学力の向上や教育環境の整備等教育活動を支援する体制づくりを行っています。
- 東京理科大学とのパートナーシップ協定に基づき、児童生徒の体験学習の充実を図っています。

【実績】（令和3年度）

- コロナ禍でありましたが、感染状況を注視しながら、地域人材を活用した特別授業を推進しました。小学校では、農業体験や稲刈り体験など中学校では、講師による校内の草花の観察学習や校外の自然観察体験や着付け体験を実施しました。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2、3年度の職場体験学習は中止といたしました。
- コロナ禍ではありましたが、東京理科大学とのパートナーシップ協定事業の1つ「特別授業」を実施することができました。小学生 444 人、中学生 248 人が参加することができ、教授や院生・学生等の協力で、楽しい授業を体験することができました。

事業評価・課題

- コロナ禍で、例年のような体験学習はできませんでしたが、オンライン学習やICT等を活用し、キャリア教育、特別授業の実施、環境整備が充実しました。今後、段階的に地域との合同行事や伝統文化体験、行事への参加等が、計画的に実施できるとよいと考えられます。
- 地域人材が、支援ボランティアとして学校に関わることで、「開かれた学校づくり」につながっています。

今後の事業方針

- 学校のニーズに合わせ支援内容を共有化し、学校支援地域本部の活動を推進します。
- 東京理科大学とのパートナーシップ協定事業をさらに推進し、より多くの児童生徒が特別授業を体験できるよう努めます。
- 学習効果を上げるために地域と協働で様々な体験学習の場を設定できるよう推進します

事業番号・事業名	112 学校外体験活動の推進		
担当課	公民館、生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 公民館・生涯学習センター（令和元年10月から、野田公民館と中央コミュニティ会館を統合し、生涯学習センターと改称しました。以下同じです。）主催による講座、教室等において、児童生徒の学校外の体験活動事業を開設していく中で、各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子（家族）や地域住民との交流を深めます。
- また、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館・生涯学習センターで行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図ります。

【実績】

<公民館主催による講座>

実施場所	講座	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
野田 公民館	「エアロスポートジュニアアカデミー」	6	53	—	—	—	—	—	—
	「親子体験教室」	3	133	2	35	—	—	—	—
東部 公民館	「冬休みチャレンジ講座」	1	70	1	54	中止	—	中止	—
南部梅郷 公民館	「生物多様性講座」	2	22	2	30	中止	—	中止	—
	「親子で作る しめ縄・リースで正月を迎えよう」	—	—	1	18	—	—	—	—
北部 公民館	「書初め教室」	—	—	4	80	—	—	—	—
	「博物館出前授業」	—	—	1	16	—	—	—	—
	「折り紙で作る正月飾り」	—	—	—	—	—	—	1	19
	「冬の虫たちの観察教室」	—	—	—	—	—	—	1	29
川間 公民館	「生物多様性講座」	4	381	6	285	4	117	—	—
	「子どもオリンピック体験講座」	—	—	4	77	—	—	—	—
	「小学校将棋講座」	—	—	2	27	—	—	—	—
	「冬休み子ども体験教室」	—	—	9	191	—	—	—	—
	「清水公園親子体験講座」	—	—	—	—	—	—	3	40
	「親子防災講座」	—	—	—	—	—	—	2	54
福田 公民館	「子どもチャレンジ広場」	1	2445	1	3249	中止	—	中止	—
	「生物多様性講座」	2	34	2	18	—	—	—	—

関宿中央 公民館	「ひのき教室」	—	—	12	338	—	—	—	—
関宿 公民館	「関宿あおぞらまつ り」	1	380	1	400	中止	—	中止	—
二川 公民館	「学校支援講座」	22	369	22	359	1	85	中止	—
	「親子の自然観察 会」	—	—	—	—	—	—	1	24
木間ヶ瀬 公民館	「おはなし広場」	—	—	12	961	中止	—	5	215
	「幼・保就学前園児 交流会」	—	—	1	48	中止	—	中止	—
生涯学習 センター	「手作りプラネタリ ウム公演と星空観望 会」	—	—	1	114	—	—	—	—

<子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室>

市内 10 公民館・生涯学習センター

平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
コース	人数	コース	人数	コース	人数	コース	人数
54	3,270	54	2,992	—	—	13	227

事業評価・課題

- 少子化や過保護、過干渉時代に育った現在の子どもたちは、異年齢児との交流や体験活動の不足から人間関係を築く能力が弱いいため、より多くの子どもたちが参加できるよう、魅力的な学習の場を考えていかなければなりません。その中で、特に、各公民館で実施の「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」については、年々参加者も増え、学習することのほか他校の児童生徒同士の交流も図られており、また、公民館利用者や地域の人たちによるサポートで充実した学習ができた子どもたちを始め、保護者や教える側からも高い評価を受けています。

今後の事業方針

- 各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子（家族）や地域住民との交流を深めます。
- さらに、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」の開設により、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館・生涯学習センターで行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士との交流も図っていきます。

数値目標

＜公民館・生涯学習センター主催による講座＞

実施場所		令和４年度	令和５年度	令和６年度
		回数（回） 人数（人）	回数（回） 人数（人）	回数（回） 人数（人）
東部 公民館	「冬休みチャレンジ講座」	1 70	1 70	1 70
南部梅郷公民館	「生物多様性講座」	2 20	2 20	2 20
川間 公民館	「生物多様性講座」	4 380	4 380	4 380
福田 公民館	「子どもチャレンジ広場」	1 2,100	1 2,100	1 2,100
	「生物多様性講座」	2 30	2 30	2 30
関宿 公民館	「関宿あおぞらまつり」	1 350	1 350	1 350
二川 公民館	「学校支援講座」	22 480	22 480	22 480
生涯学習センター	「エアロスポートジュニアアカデミー」	6 60	6 60	6 60
	「親子体験教室」	3 130	3 130	3 130

＜子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室＞

市内 10 公民館・生涯学習センター

令和４年度		令和５年度		令和６年度	
コース	人数	コース	人数	コース	人数
51	3,100	51	3,100	51	3,100

事業番号・事業名	113 国際理解教育の推進		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 外国語活動・外国語の授業等にALT（英語指導助手）や英語に堪能な地域人材を配置し、コミュニケーション能力の向上を図っています。
- 異国の歴史や文化理解を目的とした学校行事等で、ALTや地域外国人材をボランティアとして活用します。
- 学校教育全体をとおして、自分と異なる立場を尊重したり、他者への思いやりを理解したりする態度を育てます。また、他国との関係に目を向けながら、自国の歴史や伝統文化についての理解を深めていきます。

【実績】（令和3年度）

- 12人のALTを直接雇用し、3人を中学校、10人を小学校に配置し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に役立てました。また、英語に堪能な地域人材も活用し、外国語による児童のコミュニケーション能力の向上に貢献しました。
- 希望する中学生を対象に「野田市イングリッシュ道場」を開催し、夏季休業中の2日間、ALTとともに、参加者が互いの考えや気持ちについて伝え合う活動を行いました。
- オリンピック・パラリンピックを活用した教育推進事業として、市内2校が千葉県より指定を受け、東京2020オリンピック・パラリンピックに出場した地元出身の選手の講演や競技の体験を通して、国際的な視野に立ち、多様性を尊重しあう児童生徒の育成を進めました。

事業評価・課題

- ALTや地域人材を活用したより効果的な指導方法の改善や、配置計画の見直しを行うことで、児童生徒のコミュニケーション能力の一層の向上を図る必要があります。
- 外国語活動や英語科に限らず、各教科等で自国や他国の歴史・文化について理解を深めていく必要があります。

今後の事業方針

- ALTや地域人材を有効に活用し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に役立てます。
- 児童生徒が国際化の進展に対応できるようにするため、学校教育全体を通して、国際理解教育の推進を図っていきます。

事業番号・事業名	114 文化センター事業の充実		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 文化事業については、子どもたちや子どものいる家庭のニーズを踏まえ、優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供します。また、文化芸術に素直に触れ、体験できるようなワークショップ等の機会を設けます。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
文化事業（件）	2	2	—	—

事業評価・課題

- 子どもや子どものいる家庭向けの文化事業を展開し、多くの来場者を得られました。
- 今後も事業の内容や周知方法等を検討し、一層の集客を図る必要があります。

今後の事業方針

- 引き続き優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供するとともに、文化芸術に子どもたちが参加し、体験できる機会の提供を図ります。

数値目標

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
文化事業（件）	2	2	2

事業番号・事業名	115 子どものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実		
担当課	生涯学習課、公民館、スポーツ推進課、青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

<10 公民館・生涯学習センター>

- 「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館・生涯学習センターで行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図っています。

<スポーツ推進課>

- 市民駅伝競走大会を開催しています。

<青少年課>

- 子ども釣り大会・少年野球教室を開催しています。

【実績】

参加者数（人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
子ども釣り大会	494	510	中止	中止
少年野球教室	287	256	中止	168

<10 公民館・生涯学習センター>

- 「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」

市内 10 公民館・生涯学習センター

平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
コース	人数	コース	人数	コース	人数	コース	人数
54	3,270	54	2,992	54	3,270	54	2,992

<スポーツ推進課>

【実績】（平成 30 年度）

- 市民駅伝競走大会を開催しました。 7 部門 170 チーム 850 人参加

【実績】（令和元年度）

- 市民駅伝競走大会を開催しました。 7 部門 184 チーム 920 人参加

【実績】（令和 2、3 年度）

- 新型コロナウイルス感染症防止のため、中止

事業評価・課題

<10 公民館・生涯学習センター>

- 各公民館・生涯学習センターで実施の「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」については年々参加者も増え、学習することのほか他校の児童生徒同士の交流も図られており、また、公民館利用者や地域の人たちによるサポートで充実した学習ができた子どもたちを始め、保護者や教える側からも高い評価を受けています。

<スポーツ推進課>

- 市民駅伝競走大会では、多くの児童・生徒が参加しスポーツに親しむいい機会となっています。

<青少年課>

- 子ども釣り大会、少年野球教室通じて子どもの健全育成に寄与しました。
子ども釣り大会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度・3年度は中止、少年野球教室は、令和2年度は中止になりました。

今後の事業方針

<10 公民館・生涯学習センター>

- 「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」を開設することにより夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館・生涯学習センターで行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士との交流も図っていきます。

<スポーツ推進課>

- 今後も引き続き大会内容の充実を図ってまいります。

<青少年課>

- 今後も引き続き子ども釣り大会・少年野球教室を開催します。

数値目標

市内 10 公民館・生涯学習センター

<子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室>

令和4年度		令和5年度		令和6年度	
コース	人数	コース	人数	コース	人数
51	3,100	51	3,100	51	3,100

事業番号・事業名	116 学校保健教育の推進		
担当課	学校教育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 生活習慣病健診を実施しています。
- 小児期における生活習慣病対策サマースクールを実施しています。
- 保健指導を実施しています。
- 薬物乱用防止教室を実施しています。

【実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活習慣病健診・利用者数（人）	1,185	1,126	0	0
サマースクール・参加者数（生活習慣病対策の一環）（人）	28	44	0	0
保健指導・希望利用者数（人）	114	144	149	163
薬物乱用防止教室・参加者数（人）	3,674	4,148	491	1,573

事業評価・課題

- 健康問題の解決には学校での推進及び体制の確立のみならず、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組むことが必要であり、地域に根ざした健康教育の取組が必要となっています。
- 生活習慣病健診の参加者はやや減少し、サマースクールの参加者は増加となりました。引き続き積極的な働きかけを行い健康・自分の体への意識を高める指導・支援が必要となっています。

今後の事業方針

- 今後も引き続き事業を実施していきます。なお、生活習慣病健診、サマースクールについては、参加者増加のための方策及び、効果的な活動内容を検討していきます。

事業番号・事業名	117 外部指導者を活用した運動部活動の充実		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 市内小中学校で、より専門的な部活動指導を展開するために、地域に住む各分野において学識、経験等に優れた人材を招いています。家庭、地域との連携を深め、学校教育の活性化を図っています。

【実績】（令和3年度）

- 27名の外部指導者が小学校2校、中学校11校に派遣されました。指導された運動部活動はソフトテニス部、バレーボール部、卓球部、バトミントン部、野球部、剣道部、陸上競技部、レスリング部の8つの部活動です。

事業評価・課題

- 各小中学校の部活動顧問と外部指導者が協力をし、充実した部活動指導を行うことができました。安全面については、今後も配慮を続けていく必要があります。
- 若い教職員が増えているため、部活動顧問も外部指導者の下で、専門的な知識、技量を身につけていく必要があります。
- 令和元年度より、部活動ガイドラインに則った指導を行うため、本市では部活動指導員を導入しました。

＜配置している部活動指導員＞※文化部を含む

令和元年	令和2年	令和3年
レスリング部 ソフトテニス部	レスリング部 陸上競技部 ソフトテニス部 吹奏楽部（文化部）	レスリング部 野球部 ソフトテニス部 吹奏楽部（文化部）

今後の事業方針

- 専門性豊かな地域人材を活用することにより、生徒の確かな技術の習得を目指すとともに、開かれた学校づくりと部活動の地域移行を推進します。
- 多忙な状況にある教員がより効率的、かつ効果的に部活動を指導するため、今後も活用していきます。
- 部活動指導員は来年度以降、増やしていく予定です。

事業番号・事業名	118 学校評議員制度の充実		
担当課	学校教育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 地域に開かれた学校づくりのために、市内全小中学校に学校評議員を委嘱し、次に掲げる事項について意見を伺っています。
 - ・ 学校運営や教育活動に関する事項
 - ・ 学校と家庭や地域社会との連携に関する事項
 - ・ その他校長が必要と認める事項

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
評議員数（人）	150	151	151	152

事業評価・課題

- 開かれた学校づくりを推進するには、保護者や地域住民等の意向を把握・反映するとともに、情報発信する必要があります。その点で学校評議員は地域と学校を結ぶパイプ役としての大切な役割が今後も期待されています。
- 今後は、地域が目で学校運営を点検・評価・支援することをより強力に推進し、学校が実施した自己評価の結果を評価する学校関係者評価について、中心となって進めていただくことが求められています。

今後の事業方針

- 地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるため、今後も保護者、地域住民、有識者等から1校につき5人以内の学校評議員を委嘱して実施します。

事業番号・事業名	119 幼稚園の施設整備の推進		
担当課	教育総務課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 園児の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、園児が安全で豊かな幼稚園生活が送れるように、現状の施設を必要に応じて改修しています。

【実績】

- 施設の耐久性、安全性の確保と教育環境の整備を継続的に進めました。

（平成 30 年度）関宿中部幼稚園砂場縁枠取替工事

（令和 元年度）野田南部幼稚園擁壁設置工事

（令和 2 年度）野田幼稚園遊戯室床改修工事

（令和 3 年度）野田幼稚園手洗い場水槽設置工事

事業評価・課題

- 小中学校・幼稚園を含めた市の施設については、老朽化が進行している中で、安全性の確保や機能を維持するための費用の増加が予想されることから、建物の長寿命化を図ることを基本としたファシリティ・マネジメントの基本方針に基づき、建物の損傷や老朽化等の状態を随時把握した上で総合的かつ長期的視点に立った建物の維持管理に努めていくことが求められています。

また、平成 25 年 11 月に策定された国のインフラ長寿命化計画に基づき、文部科学省では、平成 27 年 3 月に文部科学省インフラ長寿命化計画を策定し、所管施設などの長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、各地方公共団体においては、公共施設等総合管理計画を踏まえ、公立学校施設などの適切な施設区分ごとに令和 3 年 3 月に野田市学校施設長寿命化計画を策定しました。

今後の事業方針

- 個別施設計画の方針に基づき、学校施設の適切な整備及び財政負担の軽減に努めていきます。

事業番号・事業名	120 学校施設整備の推進		
担当課	教育総務課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 児童・生徒の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、児童・生徒が安全で豊かな学校生活が送れるように、現状の施設を必要に応じて改修しています。

【実績】

- 校舎等の耐震補強工事は、平成 27 年度までに全て完了しました。空調設備設置工事は平成 28 年度に中学校（11 校）、平成 29 年度に小学校（20 校）について実施し、市内すべての小中学校が完了しました。また平成 30 年度には、大阪府北部で発生した地震を受けて、危険なブロック塀等の安全対策を早期に行うための工事を実施しました。その他、トイレ改修工事（洋式便器設置、バリアフリー化）等を実施し、施設の耐久性、安全性の確保と教育環境の整備を継続的に進めました。

<ブロック塀等改修・撤去工事>

（平成 30 年度）

中央小学校ブロック塀等改修工事

投てき板解体工事（中央小学校、宮崎小学校、尾崎小学校、七光台小学校）

第一中学校ブロック塀撤去工事

フェンス改修工事（北部中学校、二川中学校）

福田中学校ブロック塀基礎前土復旧工事

<トイレ改修工事>

（平成 30 年度）木間ヶ瀬中学校、関宿中学校

（令和元年度）中央小学校、福田第二小学校

（令和 2 年度）北部小

（令和 3 年度）清水台小学校、みずき小学校、二川小学校

<その他の工事>

（令和 3 年度）

校舎屋上防水改修工事（清水台小学校他 2 校）

福田第一小学校外壁改修工事

中央小学校管理・特別教室棟床改修工事

清水台小学校プールサイド改修工事

岩木小学校昇降口改修工事

木間ヶ瀬小学校女子トイレ手摺等設置工事

みずき小学校教室黒板交換等工事

時計交換工事（山崎小学校他 1 校）

福田中学校体育館バレーボール支柱基礎及びバスケットゴール修繕工事

事業評価・課題

- 耐震補強工事・耐震補強設計については、耐震化を早急に進めるため、財源が確実で、有利な国の補正予算、予備費を活用し、平成 27 年度をもって完了しました。また、トイレ改修工事については、平成 15 年度から実施計画に基づき進めており、国庫補助金やふるさと納税を活用した学校施設整備費等基金を活用し、平成 30 年度をもって当初の計画は完了しました。

小中学校・幼稚園を含めた市の施設については、老朽化が進行している中で、安全性の確保や機能を維持するための費用の増加が予想されることから、建物の長寿命化を図ることを基本としたファシリティ・マネジメントの基本方針に基づき、建物の損傷や老朽化等の状態を随時把握した上で総合的かつ長期的視点に立った建物の維持管理に努めていくことが求められています。

また、平成 25 年 11 月に策定された国のインフラ長寿命化計画に基づき、文部科学省では、平成 27 年 3 月に文部科学省インフラ長寿命化計画を策定し、所管施設などの長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、各地方公共団体においては、公共施設等総合管理計画を踏まえ、公立学校施設などの適切な施設区分ごとに令和 3 年 3 月に野田市学校施設長寿命化計画を策定しました。

今後の事業方針

- 個別施設計画の方針に基づき、学校施設の適切な整備及び財政負担の軽減に努めていきます。

また、児童生徒用トイレの洋式化率 100%を目標として、更なる洋式化に取り組んでまいります。

事業番号・事業名	121 公立幼稚園の機能の充実 【事業番号48 再掲】		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業番号・事業名	122 幼稚園・保育所・こども園と小学校との連携強化		
担当課	指導課、保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 小学校低学年生活科や各種行事で保育所や幼稚園との交流を実施しています。
- 5月・2月に全体で連絡会を持ち、今年度の活動の計画や取組状況等を発表し合い、反省をまとめています。

【実績】（令和3年度）

- 各幼稚園・保育所・こども園に、就学前の生活環境、就学状況等をレポートで提出してもらい、小学校と情報交換を行いました。小学校入学後において安全かつ健康な生活が送れるようお互いの活動状況についての共通理解を図り、教育内容の充実を図りました。

事業評価・課題

- 年間2回のレポートによる情報交換を通して、幼・保・こ・小の連携が効果的に行われました。
- コロナ禍でもできる交流の持ち方を確認することができました。

今後の事業方針

- 就学前の教育内容の充実及び就学前の生活環境・就学状況等の情報交換を行うことにより、小学校入学後において安全かつ健康な生活が送れるよう幼稚園・保育所・こども園・小学校が連携していきます。

3) 家庭や地域の教育力の向上

核家族化が進行し、地域のつながりが希薄化する中、家庭における教育の力を向上させるため、就学前から中学生までの児童・生徒を養育する保護者を対象とした家庭教育学級の充実を図ります。

また、地域ぐるみで子育てを支えていく観点から、地域における教育力の向上を図るため、世代間や高齢者福祉施設における交流、地域や職場における体験の機会の充実やスポーツ拠点の整備を推進します。

事業番号・事業名	123 家庭教育学級の整備・充実		
担当課	公民館	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 講座の企画・運営に保護者が参画し、意見を取り入れることで、参加者が実際に抱えている悩みや不安に応えられる身近な講座となるよう事業内容の充実を図っています。
- 引き続き小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性等を学習しています。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深めています。
- 平成29年度より「公民館に集まろう！みんなのすくすくひろば」を開設し、「保護者同士の交流の場」や「子育ての不安や悩みを相談できる場」の提供をしています。

【実績】

講座	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
家庭教育学級（小学コース）8コース	46	5,960	46	5,103	12	264	21	461
家庭教育学級小学コース運営委員会8コース	8	201	8	212	4	98	8	132
家庭教育学級（幼児コース）2コース	11	243	11	128	5	135	11	180
就学児健康診断時家庭教育講演（小学校）	20	1,142	20	1,169	20	1,108	7	334
出前家庭教育講演（中学校）	11	1,129	10	1,010	1	50	中止	—
すくすくひろば（R2 1コース、R3 1コース）	16	171	8	125	3	11	4	28

事業評価・課題

- 就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深めました。今後も、学校や保護者からなる運営委員と協力し、一層の参加促進を図り家庭の教育力の向上に努めていく必要があります。
- また、子育て期にある親の全ての参加が望ましいですが、参加できない親もいるのが実情です。そのため、学校や保護者からなる運営委員と協力し、一層の参加促進を図り、家庭の教育力の向上に努めていく必要があります。

今後の事業方針

- 小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性等を学習します。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深めます。

事業番号・事業名	124 世代間交流事業の充実 【事業番号39 再掲】		
担当課	青少年課、指導課	事業区分	既存

事業番号・事業名	125 岩木小学校老人デイサービスセンターにおける 交流 【事業番号64 再掲】		
担当課	指導課、高齢者支援課	事業区分	既存

事業番号・事業名	126 野田市総合公園の整備		
担当課	スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高い箇所から修繕を実施しています。

【実績】野田市総合公園

年度	施設改修工事等	施設修繕
平成30年度	浄化槽修繕工事、総合公園エアコン修繕工事、体育館管理カメラ交換工事、蓄電池設備交換工事	陸上競技場ウレタン舗装修繕、体育館バスケットボード修繕、体育館バスケットゴール修繕、水泳場ろ過ポンプ修繕
令和元年度	陸上競技場改修工事、総合公園エアコン修繕工事、浄化槽修繕工事、屋外時計設置工事	スケートボードパーク床修繕、駐車場区画線修繕、階段修繕
令和2年度	総合公園体育館電気設備高圧ケーブル改修工事、総合公園庭球場改修工事	総合公園園路舗装修繕
令和3年度	総合公園スケートボードパーク改修工事	陸上競技場屋内消火栓設備修繕、汚水処理施設流量計修繕

【実績】野田市関宿総合公園

年度	施設改修工事等	施設修繕
平成 30 年度	—	非常用発電装置修繕、電動ロールブラインド修繕
令和元年度	フットサル場移設工事、駐車場舗装修繕工事	体育館ロールブラインド修繕、体育館冷温水発生器付帯設備修繕
令和2年度	—	体育館受水槽電極及びパイロット管交換
令和3年度	—	—

事業評価・課題

- 今後も老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高い箇所から修繕を実施していきます。

今後の事業方針

- 施設維持に必要な修繕、改修工事を計画的に実施し、良好なスポーツ環境の提供に努めます。

事業番号・事業名	127 野田市スポーツ公園の整備		
担当課	みどりと水のまちづくり課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベントの開催等を実施し、市民に自然とのふれあいの場を提供しています。

【実績】（平成30年度から令和3年度）

- 市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理を行いました。
- 野草、樹木、昆虫の各観察会を実施しました。
- 水田でのもち米栽培、かかし作りを実施しました。

事業評価・課題

- 三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベント及び観察会等が実施できました。

今後の事業方針

- 「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働により、地域に根差した三ツ堀里山自然園づくりに向け、維持管理やイベント等の開催を実施していきます。

事業番号・事業名	128 春風館道場の整備		
担当課	スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 平成21年度に春風館道場（柔剣道場）の耐震改修工事を実施し、平成22年度には道場敷地内に弓道場を建設することにより、子どもたちが武道に親しむことができる場所を提供しています。

【実績】（平成30年度～令和3年度）

- 毎年、子どもたちを対象とした剣道、空手、合気道等の練習の場を提供しました。

事業評価・課題

- 今後も広く子どもたちが武道に親しむ場を提供していく必要があります。

今後の事業方針

- 柔剣道場、弓道場を子どもたちが武道に親しむことができる場所として提供していきます。

事業番号・事業名	129 キャリア教育を通しての地域教育力の向上		
担当課	指導課、商工労政課、保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- キャリア教育推進協議会を組織し、学校・家庭・地域が一体となって、職場体験・職場訪問を中心としたキャリア教育に取り組んでいます。
- 小学校6年生による職場見学、中学校2年生による3日間連続の職場体験を実施しています。
- 地域において、子どもと大人が互いに認知し、互いに声を掛け合うキャリア教育の有効性について、いろいろな機会呼び掛けています。

【実績】（令和3年度）

- 令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業所に向いての職場体験学習や職業調べを中止としました。
- 保育所では例年、職場体験として小学生や中学生等の異学年を受け入れています但令和3年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から職場に訪問しての体験学習を中止としました。

事業評価・課題

- コロナ禍での体験学習を工夫するとともに、「キャリア教育」の有効性について、学校・家庭・地域が連携して進めていくよう、より一層の働きかけが必要となっています。
- 「地域の子どもは地域が育てる」という考えを基に、9年間の見通しをもった計画や地域との関わり方を工夫していくことが必要となっています。

今後の事業方針

- 職場体験・職場訪問を実施することにより、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動する力を養う機会をつくれます。
- 職場体験・職場訪問を実施することにより、地域において子どもと大人が互いに知り合い、声をかけ合う、さらに地域の子どもを地域で育てるという意識の高揚に努めます。
- 小中連携を核とした上級学校体験学習を工夫し、上級学校で「もっと学びたい」という意欲を培うことに努めます。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、段階的に交流や体験活動を推進していきます。

4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

地域住民、関係団体等と連携し、青少年センターを中心に、有害環境の浄化活動に取り組みます。また、青少年の健全育成を目的とした講演会の充実を図ります。

さらに、近年のインターネットやスマートフォンなどの普及に伴い、インターネット上のいじめや学校の裏サイト、性、暴力などの有害情報等に関する不適切な利用から児童を守るため、情報モラルを向上させるための教育を推進します。

事業番号・事業名	130 青少年センターの機能の充実 【事業番号37 再掲】		
担当課	青少年センター	事業区分	既存

事業番号・事業名	131 青少年問題行動防止活動の推進		
担当課	青少年センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 青少年の健全育成を目的とした大人向けの講演会を実施しています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
主な講演内容	ネットトラブル の対応	ネットトラ ブルへの対応	中止	中止
参加者数	64	65	0	0

事業評価・課題

- 子どもたちが利用しているネット情報の現状に触れ、生徒指導の先生を含め保護者（大人）として無関心ではいけないことを確認し、ペアレンタルコントロール能力の向上につながることができました。
新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度・3年度は中止になりました。
- 講演会に参加していない保護者のスキルアップをどう図っていくのか検討する必要があります。

今後の事業方針

- 保護者・PTAを中心に「フィルタリングの必要性」「管理責任の必要性」について学ぶ機会を増やし、啓発に努めます。

事業番号・事業名	132 情報モラル教育の推進		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 市主催教員向けの ICT（情報通信技術）活用研修会等を活用するなどして、各校で学級活動や道徳、各教科の指導の中において、積極的に情報モラルの向上につながるような授業展開が行われるよう指導に努めます。また、一人一台端末が導入されたことを踏まえ、ネット社会の利便性を教えるのと同時に、その中に潜む危険性も教えていくよう指導に努めます。

【実績】（令和3年度）

- 各校の実態に応じて市で提携している情報モラルサービス等を活用し、児童生徒や保護者を対象に情報モラル教室や、教職員を対象とした研修を実施しました。
- いじめ通報アプリ「STOP IT」を導入し、中学生におけるいじめの早期発見と抑止及び相談体制づくりを進めます。あわせて、全校中学1年を対象に、「傍観者にならず、行動を起こす」意識を育てる授業を実施します。

事業評価・課題

- 市内各小中学校において児童生徒の発達段階や一人一台端末の活用状況に応じた情報モラル教育が進められています。
- 家庭の指導力向上が課題です。保護者向け講演会を実施し、ますます家庭における情報モラルの向上を進めます。
- SNS におけるいじめなどの人権侵害が生徒指導上の問題となるケースがあるので、引き続き指導が必要です。

今後の事業方針

- いじめ通報アプリ「STOP IT」を活用し、中学生におけるいじめの早期発見と抑止及び相談体制づくりを進めます。あわせて、全校中学1年を対象に、「傍観者にならず、行動を起こす」意識を育てる授業を実施します。
- 専門的知識を持つ外部講師や Google パートナー自治体を活用し、児童生徒・家庭に向けた授業や講演、職員への研修をより一層進めます。

2 子ども等の安全の確保

子どもが交通事故や犯罪の被害に巻き込まれることがないよう、交通安全教育の充実を図るとともにチャイルドシートの利用促進を図ります。また、地域における防犯の取組や、警察等関係機関との連携による防犯体制を構築し、市民全体が一体となって子どもを犯罪や事故から守ります。

自然災害においても、自主防災組織や教育機関等の連携により、子どもが迅速に避難できる体制を構築します。

また、万が一犯罪等の被害にあった子どもには、警察や児童相談所等の関係機関との連携の下、適切な対応を図ります。

具体的な施策項目としては、①子どもの交通安全を確保するための活動の推進、②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、③被害にあった子どもの保護の推進の3項目を掲げ、取組を推進していきます。

1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの交通安全教育を推進するため、交通安全推進隊などのボランティアと連携し、地域全体で交通事故を防ぐ体制づくりを推進します。

また、チャイルドシートの正しい着用方法の啓発や貸出事業を推進するなど、着用の促進を図ります。

事業番号・事業名	133 幼児・園児に対する交通安全教育		
担当課	市民生活課、学校教育課、保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子どもの交通事故を防ぐために、野田警察署と一般社団法人野田交通安全協会が、毎年市内の保育所や幼稚園に出向き交通安全教室を実施し、幼児や園児に対して正しい交通ルールの手本を示し、交通安全に対する親子での理解を深めるとともに、交通事故のない安全で明るいまちづくりに取り組んでいます。

【実績】

- 交通安全教室の実施件数（①）、参加人数（②）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	①	②	①	②	①	②	①	②
保育所（園）	21	2,289	22	2,278	24	2,105	24	2,231
幼稚園	3	166	3	166	3	147	3	105

事業評価・課題

- 交通事故は減少傾向にあるものの、依然として後が絶えない状況にあることから、幼児から高齢者までの交通安全教育、各地区の指導者における交通安全活動等の事業推進が求められています。

今後の事業方針

- 引き続き交通安全教室を実施し、さらに一般社団法人野田交通安全協会等による交通安全推進活動を実施しながら、交通事故のない安全で明るいまちづくりに取り組んでいきます。

事業番号・事業名	134 チャイルドシート着用の推進		
担当課	市民生活課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- チャイルドシートの着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進を図る。交通安全運動実施時に街頭キャンペーン等により、広報啓発に努めます。

【実績】

- 交通安全運動実施時に広報啓発活動を年4回実施しました。
- 交通安全運動実施時に街頭キャンペーンを実施しました。

事業評価・課題

- チャイルドシート着用の推進について交通安全運動実施時に広報啓発活動を実施していますが、更なるチャイルドシート着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進に努める必要があります。

今後の事業方針

- 交通安全運動実施時に広報啓発活動等を実施し、チャイルドシートの着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進に努めていきます。

事業番号・事業名	135 チャイルドシート貸出事業の推進		
担当課	社会福祉協議会	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 市内に在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月（1回延長可能で最長1年間）のチャイルドシートを貸し出す。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のために、最長3か月のチャイルドシートを貸し出します。

【実績】（令和3年度）

貸出件数（件）	170
---------	-----

事業評価・課題

- チャイルドシートの老朽化に伴う入替えを、引き続き実施する必要があります。

今後の事業方針

- 交通安全の普及啓発とともに、健康で安全な子育て支援の促進を図るためチャイルドシートを貸し出します。
- 引き続き老朽化に伴う入替えを実施します。

2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが巻きこまれる犯罪を未然に防ぐため、被害者とならないための講座やセミナー等の開催による啓発事業を充実させるとともに、防犯推進員や保護者のボランティア活動、安全安心メールの配信など、市が一体となって子どもの安全を確保する取組を推進します。

また、地震や集中豪雨等の自然災害の被害からも子どもを守る必要があるため、各地域で自主防災組織の立ち上げを促進するとともに、各学校で防災計画を策定し、子どもの安全確保の推進を図ります。

事業番号・事業名	136 青少年の消費者問題対策の推進		
担当課	市民生活課、青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 消費者被害を未然に防ぎ、最小限にとどめるため、消費者相談窓口である消費生活センターのPRを行い、気軽に相談できることを周知します。また、消費生活展、消費生活セミナー、高校への出前講座等を通じ、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めます。

【実績】

- 消費生活センターのPRとあわせ、消費生活展、消費生活セミナー、出前講座等を通じ、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めるとともに消費者問題について広く市民に啓発を図りました。

また、令和4年4月からの成人年齢の引下げに伴い、18歳までに契約に関する基本的な考え方や責任などの消費生活に関する適切な知識を身に付けられるよう、小中高生を対象とした消費生活相談員による消費者教育講座を令和3年度から実施しました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
消費生活展（回）	1	1	中止	1（バーチャル）
消費生活セミナー（回）	1	1	中止	1
出前講座（回）	11	5	2	3

事業評価・課題

- 消費生活センターの事業内容等についてPRをしていますが、青少年に関わりのある団体等からの出前講座の申込みは減少しており、野田市教育委員会等の関係機関と連携して推進する必要があります。

今後の事業方針

- 消費生活センターのPRとあわせ、消費生活展、出前講座、消費者教育講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について広く啓発を図ります。また、関係機関と連携を図り、出前講座を実施していきます。

【目標】

	各年度
消費生活展（回）	1
消費生活セミナー（回）	1
出前講座（回）	随時
消費者教育講座（校）	5

事業番号・事業名	137 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の実施		
担当課	市民生活課、防災安全課、指導課、青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

<市民生活課>

- 野田市防犯組合、野田警察署との連携による防犯活動を実施します。
- 防犯推進員（警察官経験者）による「まめばん」での在所警戒や防犯パトロールの実施、防犯相談、児童を対象とした防犯教室を実施します。
- 安全安心メール防犯情報を配信します。
- 防災無線により日没前に帰宅を促すミュージックチャイム（夕焼け小焼け）を放送します。

<指導課>

- 児童生徒を守るため情報共有の流れを構築します。各学校からの情報は、速やかに関係機関と連携し適切に処理・対応します。

<青少年課>

- 学校等から提供された不審者情報を基に野田市子ども安全メールを配信しています。
- 個人、会社等に「子ども110番の家」への協力をお願いしています。
- 小中学校を始め関係機関との会議に参加し情報共有を図っています。

<防災安全課>

- 防災無線により日没前に帰宅を促すミュージックチャイム（夕焼け小焼け）を放送します。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
メール配信件数	50	27	16	19

【実績】（令和3年度）

<市民生活課>

- 野田市防犯組合に設立された17の支部による各種防犯活動が実施されるとともに、自治会を単位とする自主防犯組織による防犯パトロールが継続的に実施されました。
- 防犯の拠点として開設した「まめばん」は、毎日午後2時から午後7時まで防犯推進員を配置し業務に当たりました。

北部まめばんの令和3年度利用件数 延べ49件

- 青色回転灯搭載の防犯パトロール車2台を活用した防犯推進員による防犯パトロールについては、市内全小中学校を中心に子どもたちの下校時刻に合わせ延べ242日

間実施しました。

- 安全安心メール防犯情報を 109 件配信しました。
- 防犯推進員による防犯教室を市内全 19 校の小学校で実施し、犯罪から身を守る方法を指導しました。

<指導課>

- 子どもの安全を守ることを最優先し、情報共有を適切に行いました。特に、学校からの防犯の観点による通学路の改善要望をとりまとめ、関係各課と連携して進めました。防災安全課や野田警察と連携した防犯推進員による防犯教室を全小学校で実施することで、地域としての防犯意識を高めるだけでなく、子どもたちが自らの安全を守る能力の育成にも努めました。
- 学校警察連絡会において情報を共有し、防犯体制の強化に努めます。

<青少年課>

- 不審者情報の多発から防災行政無線を利用し、子どもの見守り放送を行っています。

事業評価・課題

<市民生活課>

- 市民の防犯意識の向上により、防犯組合支部及び自主防犯組織による防犯パトロール等が継続的に実施され、市内の令和3年の犯罪件数は 872 件で前年より 69 件減少しました。

<指導課>

- 児童生徒を守るため情報共有の流れを構築し、各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し、適切に処理・対応しました。
- 学校警察連絡会において情報を共有し、学校での防犯体制の強化を図ってきました

<青少年課>

- 不審者情報を配信することで、家庭、地域、学校の情報の共有が図られ、児童生徒の安全・安心に役立つことができました。引き続き各学校との連携により不審者情報の速やかな配信を行うとともに、関係機関との情報交換や発生防止、抑止に向けて協力を行う必要があります。
- 学校警察連絡協議会事業により犯罪等の被害から子どもたちを守る為の各種事業について、引き続き協力を行う必要があります。

今後の事業方針

<市民生活課>

- 防犯組合各支部へ補助金を交付し、野田署と連携し各地域の防犯活動を推進していきます。
- 防犯推進員による「まめばん」での在所警戒及び防犯パトロールを実施していきます。
- 防犯推進員が実施している「まめばん」での防犯相談について、より相談しやすい環境の整備に努め、児童の安全の強化を図ります。

■ 防犯推進員による防犯教室を小学校で実施し、犯罪から身を守る方法を指導してまいります。

■ 安全安心メールにより、市内犯罪発生情報を配信していきます。

■ 防災行政無線により日没前に帰宅を促すミュージックチャイム（夕焼け小焼け）を放送していきます。

<指導課>

■ 子どもの安全を守ることを最優先し、情報共有を適切に行います。地域としての防犯意識を高めるため、各学校に地域と連携・協働を働きかけます。

<青少年課>

■ 家庭、地域、学校での情報の共有化を図り、児童生徒の安全安心に役立つ情報を引き続き配信していきます。

■ 野田市学校警察連絡協議会との連携を継続していきます。

<防災安全課>

■ 防災行政無線により日没前に帰宅を促すミュージックチャイム（夕焼け小焼け）を放送していきます。

事業番号・事業名	138 子どもに配慮した防災対策の推進		
担当課	防災安全課、指導課、保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

<防災安全課>

- 災害時には、自主防災組織における共助により子ども（乳幼児）の被害を防ぐことができるように自主防災組織設立を推進し、資機材購入費補助等を実施しています。
- 安全安心メール防災情報の配信を行っております。

<指導課>

- 各学校における防災計画を作成し、子どもの安全確保に取り組みます。特に、着実に避難訓練を実施する等防災意識を高め、児童生徒・教職員が一体となった防災体制を作ります。また、保護者や地域住民とも一体となって、地域ぐるみの防災体制を醸成します。

<保育課>

- 保育所においては、年12回の火災及び地震に対する避難訓練を実施し、防災意識の醸成を図っています。さらに火災や地震だけではなく風水害の訓練に加え、不審者対応避難訓練や保護者引渡し訓練を実施し、不審者に対して備える意識を高めるとともに、保護者に対しても防災意識を高めるよう周知します。

【実績】（平成30年度から令和3年度）

<防災安全課>

- 防災会議委員は、子どもや女性、高齢者、障がい者に配慮した地域防災計画とするために女性の委嘱を進めています。

年度	委員数	うち女性委員	割合
平成30年度	34名	12名	35.3%
平成31年度	34名	11名	32.4%
令和2年度	36名	6名	16.7%
令和3年度	36名	9名	25.0%

- 自主防災組織設立に向けた講習会等を実施し、30年度以降の自主防災組織設立数は下表のとおりとなっています。

年度	自主防災組織設立数
平成30年度	2団体
平成31年度	6団体

令和 2 年度	0 団体
令和 3 年度	1 団体

- 安全安心メール防災情報の配信をしました。
- 子ども等に配慮した地域防災計画で被害想定を見直し、幼児用オムツや粉ミルク・液体ミルクなどの備蓄を推進しました。

<指導課>

- 各学校の防災計画の見直しを行い、災害時の対応について改善を図りました。
- ワンポイント避難訓練の実施等、より実践的な訓練になるよう改善を図りました。
- 市内 10 校（小学校 6 校、中学校 4 校）に緊急地震速報受信装置を設置し、緊急地震速報の受信環境を整備しました。
- 浸水区域に該当する小中学校・公立幼稚園には避難訓練の実施や避難確保計画の再確認等と呼び掛けました。

<保育課>

- 保育所は防災計画に従い避難訓練を継続して実施し、災害等に備える意識を高めました。また、保護者に対しても防災意識を高めるよう周知し、併せて不審者対応への訓練等を実施することで保護者に不審者への対応等についての周知徹底を図りました。
- 直営 3 園においては携帯電話を活用し、保護者への通信手段として迅速に情報提供をしました。

事業評価・課題

<防災安全課>

- 自主防災組織は令和 3 年 3 月末現在で 222 団体が設立し組織率が 47.8%となっています。

<指導課>

- 東日本大震災等により各校の防災意識を継続して持ち続けていますが、今後も風化させずに継続的に防災教育に努めていく必要があります。特に学校・子どもたちと地域の関わりについて意識するよう指導していく必要があります。たとえば、地域の方と挨拶をするなど、日常的に地域と関わっていくことが大切です。

<保育課>

- 保育所においては防災に対する避難訓練の実施と併せて、職員、保護者の防災意識を高める必要があります。また、保護者へ対しては、火災や地震だけではなく、風水害や不審者対応等についての意識をより高めてもらう必要があります。

今後の事業方針

<防災安全課>

- 子ども等に配慮し、計画を修正していきます。
- 引き続き自主防災組織設立を推進していきます。
- 安全安心メールにより防災情報を配信していきます。
- 子どもに配慮した備蓄品（幼児用オムツ、ウェットティッシュ、粉ミルク・液体ミルク、哺乳瓶）の管理を実施します。

<指導課>

- 各学校における防災計画を作成し、子どもの安全確保に取り組みます。平成 29 年度に川間中学校が「避難所対応」をテーマとして、県指定の研究に取り組み、生徒が保護者や地域住民と一体となった、地域ぐるみの防災体制づくりに努めた内容など、各学校で参考にし、防災計画などの見直しを図ります。
- 避難訓練については、ワンポイント避難訓練や緊急地震速報受信を想定した訓練を実施し、より実践的な訓練を実施していきます。

<保育課>

- 保育所では防災計画に従い避難訓練を実施して、災害等に対して備える意識を高めるとともに、大震災の教訓を生かし保護者に対しても防災意識を高めるよう周知していきます。また、火災や地震だけではなく風水害に対する訓練を実施し、併せて不審者への対応訓練等を実施するとともに保護者への周知徹底を図っていきます。

事業番号・事業名	139 子どもの施設や学校付近・通学路等における関係機関等と連携した安全点検及びパトロール活動の推進		
担当課	指導課、保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 学校警察連絡協議会等を通じて情報を共有し、その情報を広く発信できるように努めます。
 - 「子ども110番の家」の協力を広めています。
 - 幼稚園や保育施設等の未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保については、警察や道路管理者等の関係機関と連携し、安全点検を実施し必要に応じて安全対策を講じます。
- 【実績】（令和3年度）
- 園外活動により未就学児が日常的に集団で移動する経路について道路管理者や警察等と連携し、現地の点検を行いました。
 - 地域に合わせた安全指導として、各小学校のPTAが、登下校の見守りサポートや横断歩道での旗振り係を実施しました。
 - 登校時のスクールゾーンでは、交通安全協会の方の安全指導を実施しました。また地域の方の協力のもと、登下校時のパトロール活動の推進をしました。
 - 不審者情報等については各課と連携をとり情報を共有し、各校や関係機関に情報を提供しました。
 - 登下校の安全指導は各校において行いました。
 - 学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会で情報を共有し、各校の生徒指導に活用しました。

事業評価・課題

- 信号や横断歩道等の物理的な対策が困難な個所について、迂回する等、より安全に配慮するよう保育所に周知しました。
- 登下校時における地域や保護者への安全指導の協力依頼は、時間的に難しい面もあります。
- 学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会での情報共有により、関係する学校が連携をとって問題行動に対応することができました。
- 幼稚園や保育施設等の未就学児が参加する園外活動については、安全性が第一であることを常に意識しながら実施する必要があります。

今後の事業方針

- 引続き現地状況の変化や安全施設の破損等の確認を含め各関係機関と連携し、定期的な安全点検を実施していきます。
- 不審者情報については各課と連携をとり情報を共有します。
- 登下校の安全指導は各校に依頼します。
- 学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会で情報を共有し、各校の生徒指導に活用します。
- 未就学児が集団で移動する経路等については、子どもたちの安全を守るため定期的に安全点検を実施し、関係部署と連携を図りながら安全対策の取組を進めます。

3) 被害にあった子どもの保護の推進

犯罪などの被害にあった児童の保護体制を充実させるため、警察や児童相談所、庁内関係各課との連携を強化します。また、学校や児童委員等との連携も強化し、地域における支援体制の充実も図ります。

事業番号・事業名	140 被害にあった子どもの保護の推進		
担当課	子ども家庭総合支援課、指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 児童が被害にあった場合、被害の種類や状況により、要保護児童対策地域協議会の各関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先とし、一時保護を視野に入れ児童相談所に送致します。
- 重篤な虐待や犯罪被害に関する相談・通告には、警察や児童相談所と連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

【実績】（令和3年度）

- 柏児童相談所が一時保護した人数 52 人
（うち、施設入所した児童 4 人）

事業評価・課題

- 柏児童相談所、市内部、学校、関係機関相互の連携不足が判明したことから、要保護児童対策地域協議会における、実務の中心的役割を担う実務者会議の見直しを行い、関係機関の連携強化を図っていく必要があります。
- 市には一時保護の権限はないことから、一時保護を視野に入れ柏児童相談所に送致するとともに、役割分担についても明確化する必要があります。

今後の事業方針

- 児童虐待に関する情報提供等があった場合、48 時間以内に子どもを目視により直接確認するとされていますが、野田市においては原則当日に行うこととし、柏児童相談所職員の同行、同席も依頼します。
- 緊急を要する虐待や犯罪被害の対応に当たり児童の安全確保を最優先にし、ほかに優先する手段を取る明確な理由がない場合、直ちに立入調査・一時保護を児童相談所または身柄付き通告を警察署に要請します。

3 要保護児童などへの対応などきめ細かな取組の推進

年々増加する児童虐待相談への対応について、「野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」の「児童の安全を最優先する」市の方針に基づき、虐待の未然防止と虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。

また、代表者会議、実務者会議及び個別支援会議の3層構造で構成する「野田市要保護児童対策地域協議会」において、実務の中心的役割を担う実務者会議の抜本的見直しを行うことにより、関係機関の相互の連携、協力体制の構築を図ります。

また、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」に基づき、ひとり親家庭の経済的な自立支援について推進します。

障がいのある児童への対応については、施設等における取組の充実を図るとともに、発達障がいを持つ児童では、就学児童における特別支援教育のシステムとともに、「子どもの発達相談室」による相談体制により、個々の児童の発達に対応した支援に取り組めます。

具体的な施策項目として、①児童虐待防止対策の充実、②立入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携、③発生予防、早期発見、早期対応、④ひとり親家庭等の自立支援の推進、⑤障がい児施策の推進の5項目を掲げ、取組を推進していきます。

1) 児童虐待防止対策の強化

児童虐待の実務の中心的役割を担う実務者会議の抜本的な見直しを図り、進行管理を実施しているケースごとに主担当、関係機関の役割分担、個別支援会議の必要性を議論する場にかえるとともに、児童虐待防止管理システムを導入し、柏児童相談所を始め関係機関がシステムを通じてつながることにより、情報共有の強化を図ります。

また、野田市と柏児童相談所の連携に特化した児童虐待対応マニュアルを作成し、その後学校や警察等との連携についても分冊としてマニュアルを作成することで、各機関の連携強化を図ります。

さらに、子ども家庭総合支援課を児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として位置づけ、18 歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を切れ目なく継続的に支援していくことと併せて、DV と子どもの虐待は関係性が強いことから、DV 相談も同時に実施し、虐待の未然防止に努めます。

事業番号・事業名	141 児童虐待防止対策の強化		
担当課	子ども家庭総合支援課、指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■ 「野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に当たり、子育て支援事業との連携と要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携等により、児童虐待防止の推進を図っています。

- ・要保護児童対策地域協議会調整機関としての機能と、子ども家庭総合支援拠点としての機能を持ち、児童虐待と密接な関連のあるDV被害者支援も行う子ども家庭総合支援課の新設
- ・教育委員会に新設した子ども家庭総合支援課分室による学校等への定期的な巡回
- ・教職員に対する法的マインドの養成及び子どもの権利擁護のため市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーの配置
- ・母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進
- ・要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理
- ・虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底
- ・学校等から依頼があった場合の、警察官OBの同行訪問の実施
- ・ポスター展の開催などによる虐待防止啓発事業の実施
- ・進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換
- ・毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有
- ・野田市児童虐待防止総合対策大綱の見直し（令和2年度）
- ・虐待防止対応マニュアルの改訂（令和元年度、関係機関についての分冊は2年度）
- ・連携強化、情報共有を図るための、児童虐待防止管理システムの導入（柏児童相談所を含む）

【実績】（令和3年度）

児童虐待相談対応件数（延べ件数）	487
児童虐待相談受付電話「子どもSOS」受付件数（件）	—

- 要保護児童対策地域協議会は、代表者会議2回、実務者会議13回、個別支援会議13回、関係機関への研修会1回（参加者76人）を開催しました。
- 進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育園等に所属している場合、所属機関と毎月1回書面による情報交換を開始しました。（依頼機関54か所 情報交換数延1,190件）
- 11月の児童虐待防止推進月間には、「わたしの願う家族・家庭」ポスター展を開催し、優秀作品を掲載した啓発チラシを自治会、市内の児童生徒及び医療機関等に配布し、緊急時の連絡先を掲載することで啓発効果のアップを図りました。（応募総数601点）
また、児童虐待防止ステッカー等を公用車及び市内タクシー事業者3か所の車両に装

着し児童虐待防止意識の向上を図りました。（マグネットシート装着 108 枚、バスマスク装着 10 枚、懸垂幕 2 枚）

- 保健センターの乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業との連携により、虐待リスクの未然防止のため、育児支援家庭訪問事業につなげました。（6 件）

事業評価・課題

- 通報後 48 時間以内に行うとされている安全確認につき、原則当日に対応することを徹底することにより、虐待の重篤化の防止を図りました。
- 要保護児童対策地域協議会実務者会議を抜本的に見直し、主担当や関係機関の役割分担、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論する場に改めるとともに、必要に応じ積極的に個別支援会議を開催することで、関係機関の情報共有、支援の検討、スケジュールの確認等を行い、情報連携の強化を図りました。
- 虐待防止対応マニュアルについては、柏児童相談所との関係に特化したマニュアルを作成のうえ、毎年度内容を見直しするとともに、学校や警察等との連携についても分冊等により個別のマニュアルを作成していきます。

今後の事業方針

- 今後も、要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化し情報を共有化して、各関係者の役割を果たしつつ適切な対応に当たります。また、引き続き全ケースの進行政管理を行い、ケースの掘り起こしや虐待の重篤化の防止に努めていきます。
- 「居住実態が把握できない児童」の所在確認に関しては、引き続き以下のとおり対応します。
 - ① 最初にケースを把握する関係部署（保健センター・教育委員会等）が速やかに子ども家庭総合支援課に報告
 - ② 必要な情報を関係部署や関係機関から収集
 - ③ 得られた情報を要保護児童地域対策協議会で共有して対策を協議
 - ④ 必要に応じて児童相談所や警察に対応を依頼※システムの各段階において、児童の所在を迅速に把握していきます。
- 子ども家庭総合支援課は、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として、18 歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を継続的に支援していきます。
- 虐待と関連性の強いDV支援についても、啓発、相談、支援等を一体的に実施していきます。

事業番号・事業名	142 子ども家庭総合支援拠点		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子ども家庭総合支援課を、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として位置付け、18 歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を切れ目なく継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結びつけています。

また、従来から実施している家庭児童相談室の相談業務も併せて実施しています。

なお、令和4年度に行われた組織改編により、子ども支援室はより子どもの発達支援に特化した、子どもの発達相談室に変更されたことから、子ども支援室が担っていた 18 歳までの子育てに関する相談窓口は、子ども家庭総合支援拠点に一本化されました。

事業評価・課題

- 子育て世代包括支援センター（保健センター・関宿保健センター）との情報共有、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じた連携を行っていく必要があります。

今後の事業方針

- 広く市民に子ども家庭総合支援拠点の事業を周知し、18 歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期対応を図ります。

事業番号・事業名	143 子育て短期支援事業		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 保護者の子育て支援、要保護児童対策の一環として、保護者の入院などにより家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、委託先の児童養護施設晴香園で宿泊又は日帰りで一時的に子どもを預かっています。

【実績】

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数 (人)	3	6	10	10
利用日数 (日)	9	66	61	88

事業評価・課題

- 虐待の防止に効果的な事業として、母親の育児疲れによるレスパイトのための利用を行うことで、支援ができました。
- 利用者数の伸び悩みがあり、保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業との連携や、子ども家庭総合支援拠点や家庭児童相談室での相談等から、積極的に支援につなげていく必要があります。

今後の事業方針

- 保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業と連携し、さらに、子ども家庭総合支援拠点及び家庭児童相談室の相談業務から、子育て短期支援事業につなげ、児童虐待の予防・早期対応を図ります。

2) 立入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携

野田市においては、児童虐待の通報後 48 時間以内に行うとされている安全確認につき、原則当日に対応することを徹底します。

また、「ほかに優先すべき明確な理由がない場合は、直ちに立入調査を要請する」との基本方針に基づき、児童相談所及び関係機関と連携を図ります。

さらに、専門性の高い相談業務にも対応できるよう、県児童相談所との情報交換を定期的に行うとともに、相談に当たる職員の資質の向上を図ります。

事業番号・事業名	144 千葉県柏児童相談所との情報の交換・連携		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 要保護児童対策地域協議会実務者会議では、毎月、全ケースについて情報交換を行うとともに、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論し、個別支援会議の開催が必要となった案件については、速やかに開催し、関係機関の情報共有、支援の検討、スケジュールの確認等を行うことで、情報連携の強化を図っています。

また、更なる連携の強化のため、柏児童相談所に市の児童虐待管理システムを専用回線でつなぎ、端末を設置いたしました。

【実績】

- 対応が困難なケースについては随時援助を依頼し、助言及び同行訪問等の協力を持っています。また、必要に応じてケース送致することで、次の段階の対応に進めています。（令和3年度）

援助依頼人数	11人
送致人数	25人

事業評価・課題

- 新規及び継続中の困難ケースへの対応に関して、専門性の高い見解や援助技術についての助言を受け処遇方針を決定しました。
- 実務者会議を抜本的に見直し、会議は柏児童相談所、野田警察署出席の下、個々の案件に対し、詳細な情報を共有するとともに、主担当や役割分担等を協議し、連携の強化を図りました。

今後の事業方針

- 今後も継続して相談業務に必要な専門性の高い見解や援助技術についての助言や情報を取り入れます。
- 柏児童相談所との連携に特化した、児童虐待防止対応マニュアルの活用により、情報の共有及び連携の強化を推進し、毎年度更新します。

3) 発生予防、早期発見、早期対応

児童虐待の発生を予防、早期発見、対応するため、乳幼児健診や訪問指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携を強化し、支援の必要な家庭の把握に努め、養育支援によるフォローに適切につなぐ体制について推進します。

また、所在を確認できない児童の早期把握のための関係機関との連携システムを構築しており、その履行に確実に取り組んでいきます。

事業番号・事業名	145 要支援家庭の早期発見・早期対応		
担当課	子ども家庭総合支援課、保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業において、未受診の理由や背景等が把握できない等虐待発生リスクが高いと考えられるケースなど、支援に関して検討を要する家庭の早期発見に努めています。
- 家庭訪問等で保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら必要時早期に「育児支援訪問事業」につなげる等、関係機関と連携して支援し、虐待の予防に努めています。
- 養育支援が必要と思われる家庭について、早期に情報を共有して、サービスの検討を行い、効果的な育児支援ができるよう関係機関と連携をとりました。
- 教育委員会内指導課に設置した子ども家庭総合支援課分室職員が小中学校を、子ども家庭総合支援課の子ども家庭支援員が、幼稚園及び保育所等を訪問し、子どもに関する情報を聞き取るにより、早期発見につなげました。

事業評価・課題

- ハイリスクケースの母子等に対しては保健師・助産師等による妊娠期からの家庭訪問等による育児サポートとともに、乳幼児健康診査の場における母親の育児不安や親子関係の状況、未受診児の状況の把握に努め、継続して支援する必要があります。
- 早期発見のためには、地域の声も大切であることから、更なる啓発活動の推進を図る必要があります。

今後の事業方針

- 虐待につながりやすい兆候があると思われる要支援家庭を早期に把握し、育児支援訪問事業につなげる等、関係機関との連携を更に強化します。
- 所在を確認できない児童の早期把握のため、関係機関との連携体制を強化します。
- 要支援と考えられる家庭について、関係機関と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。
- 通告を受理した場合は、国が規定する48時間以内ではなく、当日に即対応します。

事業番号・事業名	146 乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業 【事業番号8 再掲】		
担当課	保健センター	事業区分	既存

4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭等への支援については、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）」に基づき、経済的自立と児童の健全育成に向けた支援の充実を中心に施策を推進します。

経済的支援に関する制度である児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度、野田市独自の養育者支援手当等の各制度について、国の制度を踏まえた改正と情報提供を始め、就労と収入増に向けた相談などの支援や母子寡婦福祉会の交流などに取り組みます。

事業番号・事業名	147 ひとり家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- ひとり家庭等に対する自立支援策について、市報、ホームページ、児童扶養手当の窓口を活用し、広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報提供や相談の充実に努めています。
- 母子寡婦福祉会の各種イベント等の団体事業を通じ、会員相互の交流や情報交換等の機会の拡充を図っています。

【実績】（令和3年度）

- ひとり親家庭相談： 904 件 （母子・父子自立支援員による相談）
- 婦人相談： 129 件 （婦人相談員による相談）
- 市報及び市ホームページに相談事業及び助成制度を掲載
- 「ひとり親家庭支援のしおり」（令和4年8月改訂版）を作成
- 母子・父子自立支援員研修会（庁内講師により平成31年2月15日開催）
実施日：令和4年3月4日（金）
内 容：野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業について
野田市ひとり親家庭等及び DV 被害女性民間賃貸住宅入居時家賃助成事業について
野田市営住宅及び県営住宅の入居について
講 師：営繕課職員
- 野田市母子寡婦福祉会に委託して「ひとり親家庭等情報交換事業」を実施（全2回実施）し、11人の親子が参加し交流を深めました。（令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、全9回のうち7回を中止とした）
- 野田市母子寡婦福祉会の会員数142人

事業評価・課題

- 平成30年度に実施したひとり親家庭等の支援に関する意識調査の結果によると、制度の周知度や利用状況が低調なものが多く、子育てや就労に関する支援制度について周知徹底を図る必要があります。
- 若い会員の母子寡婦福祉会への加入促進については、プライバシーの重視などの観点から難しい面もありますが、引き続き団体事業の紹介などを通じ積極的に行う必要があります。

今後の事業方針

- 引き続きひとり親家庭に対する支援策について、特に母子・父子自立支援員による離婚直後の情報提供や相談対応に努めるほか、母子寡婦福祉会の事業による会員相互の交流等の機会拡充を図っていきます。
- 平成30年度実施の意識調査の結果から、特に母子家庭の母の就労収入が低く、依然として厳しい経済状況が続いており、資格の修学等による転職や収入アップの意向が強いことから、収入増に向けた資格の取得やスキルの向上のための支援が必要です。
- 令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）」の基本目標「情報提供・相談機能・支援体制の充実」に位置付ける施策を推進していきます。

事業番号・事業名	148 ひとり親家庭等の就労支援の拡充		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- ハローワークや市の無料職業紹介所等と連携し、母子・父子自立支援員がひとり親家庭個々の実情に応じてきめ細かく支持し、就業に結びつける母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進しています。
- 職業訓練センターを活用した就業支援講習会を開催し、就労や収入増に向け、ひとり親家庭のスキルの向上を図っています。
- 平成28年7月から母子・父子自立支援員がひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行っています。
- 自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業等の支給により、ひとり親家庭を支援しました。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就業支援講習会	11	21	13	21
自立支援教育訓練給付金事業	4	3	1	2
高等職業訓練促進給付金	11	15	14	16
母子自立支援プログラム策定事業	26	21	14	21
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	0	2	0	1

事業評価・課題

- 平成30年度実施の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」の結果によると、母子家庭の母の就業形態は「パート・アルバイト等」が45.7%、「正規の職員・従業員」が36.7%であること、また就職や仕事の問題解決のために必要な支援策として、「訓練受講などに経済的な支援が受けられること」が最も多く44.2%となっています。このため、正社員となれるスキルの向上を含めた就労支援の充実を図る必要があります。

今後の事業方針

- 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(H25.3.1)の施行により、各事業の対象に父子家庭が加わったことから、父子家庭に対する制度の周知や適切な相談対応に努めます。
- 特に就労収入の低い母子家庭の母がより高収入を得られるよう就業し、自立した生活を送るため、母子・父子自立支援員が無料就労紹介所やハローワーク等と連携し、よりきめ細かい自立支援プログラムを策定する事業を推進します。また、職業訓練センターを活用した就業支援講習会や高等職業訓練促進給付金等支給事業等の活用推進に努め、資格の取得やスキルの向上の支援に努めます
- 令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第 4 次改訂版）」の基本目標「就業支援の拡充」に位置付ける施策を推進していきます。

事業番号・事業名	149 ひとり親家庭等の子育て支援の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進、ファミリー・サポート・センター利用料助成制度の活用により、ひとり親家庭等における育児負担や経済的負担の軽減を図っています。

【実績】

＜ひとり親家庭等日常生活支援事業 利用件数＞

利用件数	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子育て支援（件）	3	2	2	1
生活援助（件）	1	0	0	0

＜ファミリー・サポート・センター利用料助成（ひとり親家庭）＞

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用登録世帯数（件）	13	16	13	15
利用料助成世帯数（件）	10	8	7	8
延べ利用時間（時間）	424.5	213.5	243.5	571.5

事業評価・課題

- 平成 30 年度実施の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」によると、仕事と子育てに関する悩みについて、「残業などで帰宅が遅く、家で待っている子どもが心配」と「子どもの急な病気などでも、仕事をあまり休むことができない」を合わせると母子家庭が 39.3%、父子家庭が 45.4%と高く、上記のような事業のニーズはあるものの、認知度が高いとはいえないため、周知の徹底が必要です。

今後の事業方針

- 引き続きひとり親家庭に必要な子育て支援や生活支援を行い、求職活動時や残業時等の子育てをフォローしていきます。
- 税法上、寡婦控除が適用されない未婚の母等について、保育料等の策定にあたり不利にならないよう「みなし適用」することについて適用する事業を検討し、引き続き実施します。
- 令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第 4 次改訂版）」の基本目標「子育て支援の充実」に位置付ける施策を推進していきます。

事業番号・事業名	150 ひとり親家庭等の居住支援の充実 【事業番号90 再掲】		
担当課	営繕課	事業区分	既存

事業番号・事業名	151 ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 養育費問題の解決を図るために、「野田市版養育費取得のしおり」を作成し、児童扶養手当等の申請窓口を通じて説明を行うほか、母子寡婦福祉会の取組による「無料法律相談事業」を毎月1回実施しています。また、「養育費等個別法律相談会」を実施しています。

【実績】

無料法律相談事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数（件）	27	25	27	31

養育費等個別法律相談会	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数（回）	3	3	3	3
参加者数（人）	12	15	15	11

事業評価・課題

- 平成30年度実施の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」によると、「養育費確保のための無料法律相談」について、「役に立った」、「知っている」を合わせると母子家庭が51.1%、父子家庭が18.3%となっています。

しかし、養育費の取得については、「現在も受けている」のは母子家庭が25.2%、父子家庭は1.7%で、「受けたことがあるが現在は受けていない」のは母子家庭が11.1%、父子家庭が3.4%となっており、依然として取得している割合が低い状況ですが、養育費の取り決めをしていない理由として母子家庭は「相手と関わりたくないから」の割合がトップであることから、個々の事情に応じた相談対応が必要です。

今後の事業方針

- 養育費取得のため、引き続き相談事業を推進します。令和5年度からは、養育費に関する公正証書等作成費用及び養育費保証契約保証料について助成を行います。
- 子どもの育成の面からも重要な面会交流について、県の事業などの周知を図っていきます。
- 令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）」の基本目標「養育費確保のための支援の充実」に位置付ける施策を推進していきます。

事業番号・事業名	152 ひとり親家庭等の経済的支援の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 所得の低いひとり親家庭等や父又は母のいない子を養育する祖父母などの養育者に対し、「児童扶養手当」や野田市独自の「養育者支援手当」などの支給により生活基盤を支えるための支援や、医療費による経済的負担の軽減を図る「ひとり親家庭等医療費助成」による支援に努めています。
- 養育者支援手当については、平成26年12月の法改正により児童扶養手当の一部が支給対象となる公的年金を受給する養育者についても引き続き支援できるよう、条例の改正を行いました。

【実績】

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童扶養手当受給者数	1,208	1,186	1,167	1,163
養育者支援手当	7	6	5	5
ひとり親家庭医療費助成制度延受給者数件数※	8190	8,792	10,117	10,791

※ひとり親家庭等医療費助成制度については、令和2年11月より現物給付が開始されたことにより、今まで受給者延人数として計上していましたが、同様の計上方法が出来なくなったことから、延件数としました。

事業評価・課題

- 離婚直後のひとり親家庭に対しては、ほかの自立支援策と合わせて、経済的支援の情報提供に努める必要があります。
- 受給者の中には制度の趣旨についての理解不足などから、資格喪失などの要件が発生しても届出を怠るなど不適切な受給のケースがあります。児童扶養手当について事実婚等により返還金が生じた場合などは、返還計画を立てるように指導し、対象者がその計画を履行するように対応していく必要があります。

今後の事業方針

- 引き続きひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当や養育者支援手当、ひとり親家庭等医療費助成等の制度に関して情報提供に努めるほか、制度の趣旨説明を徹底するなど適正な給付事務に努めます。
- 令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）」の基本目標「経済的支援の推進」に位置付ける施策を推進していきます。

5) 障がい児施策の推進

野田市の障がい者の施策については、障害者基本法に基づく「野田市障がい者基本計画」と障害者総合支援法に基づく「野田市障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「野田市障がい児福祉計画」により、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し支えあう共生社会の構築を基本に推進しているところです。

障がいのある子どもについては、児童福祉法に基づく障害児通所支援や一部の障害者総合支援法に基づく支援や施設におけるサービスの充実などの施策に努めているところですが、特に発達障がいについては、特別支援教育とともに、「子どもの発達支援室」による個々の児童の発達に応じた総合的な相談に取り組み、早期発見と早期療養への適切なつなぎを図ります。

事業番号・事業名	153 障がいに関する理解促進		
担当課	生活支援課、障がい者支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 共生社会の理念を普及するとともに、障がいのある人に関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、各種行事や講演会等への参加を支援しています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
障がい者釣大会(人)	68	76	中止	中止
サンスマイル(人)	約1,100	約1,100	中止	中止

事業評価・課題

- 障がいのある人に対する理解を深めるには、障がいのある人となない人が地域等様々な場において交流する機会が必要となっています。

今後の事業方針

- 継続的に共生社会の理念を普及するとともに、障がいに関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、各種行事を中心に幅広い層の参加による啓発活動等を推進していきます。

数値目標

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい者釣大会(人)	85	85	90
サンスマイル(人)	約1,100	約1,100	約1,100

事業番号・事業名	154 障がいのある子の外出支援の促進		
担当課	障がい者支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 障がいのある子が地域行事の参加や、通院等の際、福祉タクシーや福祉サービス（移動支援・意思疎通支援）を利用することにより、社会活動の範囲を広め、障がいのある子の福祉の向上を図っています。

【実績】

福祉タクシー

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子どもの登録者(人)	70	76	66	63

移動支援

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子どもの利用者(人)	39	35	26	25

事業評価・課題

- 利用登録者数が増えており、外出の機会の拡充に寄与しています。

今後の事業方針

- 障がいのある子の社会活動の範囲を広めるため、登録事業所の拡充に努めるとともに、市内事業者に対し、車いすやストレッチャー対応の福祉タクシーの導入について働きかけていきます。
- 移動支援の対象となる外出内容について、拡充を図っていきます。
- 適切な福祉サービスの利用促進を図っていきます。

数値目標

福祉タクシー

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子どもの登録者(人)	93	96	96

移動支援

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子どもの利用者(人)	57	59	59

事業番号・事業名	155 障がいのある子の相談体制の充実		
担当課	障がい者支援課、子どもの発達相談室	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子どもの発達相談室では、お子さんの発達についての相談を心理士が実施し、相談を通して適切な支援へとつないでいきます。
- 障がい者総合相談の機能を障がい者支援課に置き、一般的な相談、当事者・関係者相談を実施しています。
- 相談支援事業所では、障がい特性に配慮した相談を行います。
- 障がい者相談員 11 名に委嘱し、障がい者等の生活全般に関する相談受付を実施しています。

【実績】

相談件数（述べ件数）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
子ども支援室（件）	754	1,603	2,154	2,253
相談支援事業所（件）	262	587	3,228	2,438
障がい者相談員（件）	722	710	403	435

※子ども支援室の平成 27 年度は 10 月以降の実績です。

事業評価・課題

- 障がいのある子の保護者を含め多くの方が利用されています。
- 相談内容の多様化により、関係機関の連携がより必要な相談が増えてきています。

今後の事業方針

- 引き続き関係機関との連携の向上を図っていきます。
- 引き続き相談支援事業、障がい者相談員による相談受付業務を継続していきます。

数値目標

- 利用者が相談しやすい体制整備を図っていきます。
- 障がいに関する相談支援の核となる基幹相談支援センターの設置を目指します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
基幹相談支援センター	設置	令和 2 年度設置のセンターの運営			

事業番号・事業名	156 心理相談の充実		
担当課	保健センター、子どもの発達相談室	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 保健センターでは、妊娠、出産、子育てに関する相談を行い、妊産婦や保護者の個別の不安に対し、専門的知見を持って丁寧に対応します。
- 子どもの発達相談室では、心理士が発達に関する相談を行います。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
心理相談（人）	251	454	829	845

事業評価・課題

- 子ども支援室の心理士が毎日常駐していることにより、心理士と早期に相談することができました。
- 相談後に継続して支援できるよう他機関との連携を強化する必要があります。

今後の事業方針

- 相談の場において、心理士と保健師等のスタッフが連携し、子どもと保護者の支援を継続して行えるようにします。
- 療育施設等の関係機関と適切な連絡調整を行えるようにします。

事業番号・事業名	157 ことば相談室の機能の充実		
担当課	子どもの発達相談室	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 市内在住の未就学児について、言語発達の遅れ発達遅滞、吃音（きつおん）等のお子さんに対して個別指導を行うとともに、保護者に対しても相談に応じ、子育て支援の促進を図るとともに、利用希望ニーズに留意し、相談日数、相談員を確保しています。また、就学に際しては学校との連携により、相談業務のスムーズな移行を行っています。

【実績】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	利用 人数 (人)	延利用件 数(件)	利用 人数 (人)	延利用件 数(件)	利用 人数 (人)	延利用件 数(件)	利用 人数 (人)	延利用件 数(件)
野田 ことば相談室	83	888	81	800	84	707	90	868
関宿 ことば相談室	47	534	41	434	42	274	44	494
就学に向けて の学習会参加 者(人)	48		25		28		28	

- 研修等への参加を通じて指導員等の資質向上と総合的な機能の強化を図りました。

事業評価・課題

- 適正な指導訓練の実施について多くの希望者に対し適切に行ったが、利用ニーズの高まりに応えるため、引き続き機能の指導内容の充実が求められています。
- 言語発達の遅れ以外のコミュニケーションが取りにくいことや集中できない等のお持ちのお子さんが多くなってきているため、それらの方々も含めて、言語・コミュニケーション障害の特徴として指導していきます。
- 子どもの発達相談室とことば相談室とが連携等について、より適切な支援先への紹介も必要となります。

今後の事業方針

- 引き続き市内在住の未就学児について言語発達の遅れ、発音の不明瞭さ、吃音等が見られる言語障がい児童に対して個別指導を行うとともに保護者に対しても相談に応じ、子育て支援の促進を図り、指導員等の資質向上と総合的な機能の強化を図るため言語聴覚士やその他の専門職とともに連携を図りながら、引き続き積極的に研修参加を勧めます。また、就学に際しては学校との連携により相談業務のスムーズな移行を行うとともに発達障がいの疑いがあるお子さんについて、連携して取り組めるよう関係機関と検討します。
- 「ことばの発達相談室」との連携により適切な支援につなげます。

事業番号・事業名	158 子ども支援室による支援の推進 【事業番号79 再掲】		
担当課	子ども支援室	事業区分	廃止

事業番号・事業名	159 障がい児教育の推進		
担当課	指導課、子どもの発達相談室	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 特別支援教育に関する研修会を企画・実施し、専門性・資質を高めています。
 - 年間3回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図っています。
 - 学校の要請により、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ひばり教育相談員を派遣し、学校の支援体制づくりをサポートしています。
- 【実績】（令和3年度）
- 教育委員会主催の研修会を実施し、幼稚園・小・中学校の通常学級を含めた教員の専門性を高めました。
 - 野田市特別支援教育連携協議会で、福祉と教育の連携上における成果と課題を協議しました。
 - 学校の要請に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ひばり教育相談員を派遣し、学校の体制づくりをサポートしました。
 - ことば相談室親の会や、あさひ育成園及びこだま学園の令和4年年4月就学予定児の保護者に対し、教育委員会及び特別支援学校の協力の下、5月に就学説明会を開催し、保護者からの就学相談等に応じ、就学につながるよう支援を実施しました。
 - 特別支援教育に携わる教職員を対象に、年10回の研修（教育相談研修1回・教育課程説明会2回・新任担当者研修1回・特別支援学級支援員研修1回・サポートティーチャー研修1回・校内研修会4回等）を実施し、指導力や専門性の向上を図りました。

事業評価・課題

- 特別支援教育の研修会は、今後も各校や教育委員会主催で実施していく必要があります。
- 早期相談、支援に向け、福祉と教育の各相談活動の連携がさらに強化される必要があります。
- 学校の要請に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ひばり教育相談員を派遣することで、学校の体制づくりの充実が図られました。
- 就学予定児の殆どは、就学相談後、スムーズに進路を決定することができました。

今後の事業方針

- 研修会により教員の専門性の向上を図ります。
- 年間3回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図ります。
- 学校の要請により、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ひばり教育相談員を派遣し、学校の支援体制づくりをサポートします。
- 次年度の就学予定児の保護者に対し、就学説明会を教育委員会及び特別支援学校の協力を得て、こだま学園等で実施します。

業番号・事業名	160 障がいのある子が日中活動や社会との交流の機会を提供する施設支援の充実		
担当課	障がい者支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 地域活動支援センターに対して、本市に居住している障がいのある人等の利用者数に応じて運営費を補助します。
- 日中一時支援事業の実施により、障がいのある子の日中における活動の場を確保しています。

【実績】

■ 地域活動支援センター

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業所(か所)	7	8	8	8
利用登録者(人)	93	135	142	146

■ 日中一時支援

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子どもの利用者(人)	59	65	57	60

事業評価・課題

- 地域活動支援センターに運営費等の補助金を交付することにより、利用者に対するサービスの向上と事業所運営が保たれています。
- 地域活動支援センターにおいて、専門職員の配置や機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを通じ自立等を高める事業を実施している事業所が少ない状況です。
- 医療的ケアが必要な子が利用できる日中一時支援事業所が少ない状況です。

今後の事業方針

- 地域活動支援センターの運営費等の補助金交付を継続し、利用者に対する支援の充実と促進を図っていきます。
- 各種専門支援への研修会等の啓発により、専門職員等の配置の推進及び利用者に対する支援の充実と促進を図っていきます。

数値目標

■ 地域活動支援センター

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所（か所）	8	8	8
利用登録者（人）	100	105	105

■ 日中一時支援

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子どもの利用者(人)	64	64	64

事業番号・事業名	161 機能訓練や医療的ケアが必要な子への支援の充実		
担当課	障がい者支援課、子どもの発達相談室	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 各種専門的な研修会に参加し、職員の資質向上を図っています。
- あおい空において、医療的ケアが必要な子どもが利用できる日中一時支援を令和2年度から実施しています。
- 電気式たん吸引器や透析液加温器など日常生活がより円滑に行われるための用具について、給付又は貸与や、それに係る災害時等の停電に備えた非常用発電機の購入費に対する助成を実施しています。
- 市内医療機関との連携を図り、緊急時の受入れを実施しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
機能訓練の実施	実施	実施	実施	実施
日常生活用具の給付又は貸与	実施	実施	実施	実施
日中一時支援の実施（あおい空）	—	—	実施	実施
喀痰吸引研修の参加（人）	—	4	中止	中止

事業評価・課題

- 看護師が常勤していることで、医療的ケアが必要な園児の療育が図られました。
- 医療的ケアが必要な子どもが利用できる日中一時支援事業が少ない状況です。
- 医療的ケアができる資格のある介護職員が少ない状況です。
- 医療的ケアが必要な子どもが緊急時に預け入れられる施設が少ない状況です。
- 令和4年度より、あさひ育成園に理学療法士が常勤で配置されたことで、通園時間を通して園児への対応が可能になり充実が図られました。

今後の事業方針

- あさひ育成園やこだま学園において、作業療法士（OT）と理学療法士（PT）による機能訓練を継続していきます。
- 医療的ケアが必要な子どもの受入れのため、あさひ育成園における看護師の常駐を継続していきます。
- 日常生活用具の給付又は貸与及びそれに係る非常用発電機の購入費に対する助成の実施を継続していきます。
- 市内障害福祉サービス事業所における医療的ケアに対応できる専門人材の確保及び育成するため、喀痰吸引等研修を継続していきます。
- 市内医療機関との連携を図り、緊急時の受入れを継続していきます。

数値目標

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
機能訓練の実施	実施	実施	実施
日常生活用具の給付又は貸与	実施	実施	実施
日中一時支援の実施 (あおい空)	実施	実施	実施
喀痰吸引研修の参加(人)	5	5	5

事業番号・事業名	162 障がいのある子の生活支援		
担当課	障がい者支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 平成 30 年度から重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子の居宅に訪問して発達支援を行う、居宅訪問型児童発達支援を行っています。
- 電気式たん吸引器や透析液加温器など、日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与を実施しています。

【実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
居宅訪問型児童発達支援利用者（人）	0	0	0	0

事業評価・課題

- 平成 30 年度から行っている居宅訪問型児童発達支援の実施事業者が少ない状況です。

今後の事業方針

- 居宅介護事業者の拡充の支援をするとともに、真にサービスが必要な方にサービスを提供できるように努めていきます。

数値目標

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
居宅訪問型児童発達支援利用者（人）	4	4	4

業番号・事業名	163 施設サービスの充実		
担当課	子どもの発達相談室	事業区分	既存

事業の内容・実績

- こだま学園が福祉型児童発達支援センター、あさひ育成園は、平成27年4月に医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに移行し、通所支援事業を行っています。
- 入園児の人数により、児童福祉施設最低基準に基づき、非常勤の保育士等を活用し適正な職員配置を行っています。

【実績】

こだま学園利用者

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童発達支援（人）	29	38	36	31
障害児相談支援（人）	112	46	143	156
保育所等訪問支援（人）	9	8	7	9

あさひ育成園利用者

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童発達支援（人）	12	11	12	11

事業評価・課題

- こだま学園、あさひ育成園とも、年度途中で入園を希望するケースもあり、指定管理者と連携し、年間を通して入園希望者を受入できる体制の充実を図ります。
- こだま学園の利用希望者が増加する傾向にあるため、定員拡大のための対策が必要と考えています。

今後の事業方針

- 指定管理者制度により管理、運営を行い、事業所の特性を生かした児童発達支援事業（主に知的障がい児を対象に療育を行うこだま学園、日常生活動作訓練や運動機能等の低下防止を含めた療育を行うあさひ育成園）を実施します。

事業番号・事業名	164 福祉カー貸出事業の充実		
担当課	社会福祉協議会	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 障害者（児）及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車いす対応普通車（ミニバ）及び軽自動車の貸出を行いました。

【実績】

（件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
福祉カー貸出実績計	253	370	270	271
ゆうあい号（ミニバ）	63	75	54	71
たんぽぽ（軽自）（4台）	190	295	216	200

事業評価・課題

- 周知広報に努める必要があります。

今後の事業方針

- 障がい者・児及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るために実施します。

事業番号・事業名	165 車椅子等貸出事業の充実		
担当課	社会福祉協議会	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 市民に対して無料で車椅子の貸出を行っています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用延件数（件）	353	343	293	355
貸出延日数（日）	6,440	5,988	5,359	6,883

事業評価・課題

- 経済的理由等で介護保険福祉用具貸与が利用できない市民の方についての一助となっているため、周知広報に努める必要があります。

今後の事業方針

- 在宅介護者に対する支援事業として実施していきます。

第4章 基本目標3における施策・事業内容

基本目標3：地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように
（子育て支援力の向上）

1 職業生活と家庭生活の両立の推進

家庭や地域の養育力の低下が指摘されている中、「子どもは地域の宝である」との考え方に立ち、子育ては地域全体が協力して行うことが重要です。

厳しい経済状況の中、子育てに関わる時間の確保の面からも「ワーク・ライフ・バランス」の実現が重要であり、企業への周知や、意識啓発のための県の施策との連携に取り組めます。

また、経済的自立が困難なひとり親家庭等について、就労支援など自立に向けた支援とともに、各種助成制度の適正な運用を図ります。

具体的な施策項目として、①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し、②仕事と子育ての両立のための基盤整備、③ひとり親家庭等の自立支援の推進（再掲）の3項目を掲げ、取組を推進していきます。

1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活のバランスの調和の実現に向けて、育児休業や、男性の子育てへの参加を支援する事業主行動計画の策定などの取組が必要であるとともに、県の施策との連携による啓発などの施策への取組や、「野田市男女共同参画計画」に基づく「ワーク・ライフ・バランス」の視点に立った意識啓発を推進します。

また、ひとり親家庭を対象とした資格取得のための講座や女性のための就職活動講座の開催、経済的負担の軽減では、子ども医療費助成制度の無料化の拡大などに取り組みます。

事業番号・事業名	166 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進 【事業番号104 再掲】		
担当課	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭 総合支援課	事業区分	既存

事業番号・事業名	167 雇用環境の整備・充実		
担当課	児童家庭課、商工労政課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 野田地域職業訓練センターを活用した就業支援講習会による、ひとり親家庭の職業スキルの向上と資格取得を始め、野田市雇用促進奨励金制度、女性の就職活動支援講座の実施等により雇用環境の充実を図っています。

【実績】（令和3年度）

母子家庭等就業 自立支援事業 ＜就業支援パ ソコン講習会の 実施＞	年3回開催 5月開講コース（パソコン）受講者10人うち資格取得者 7人 10人・7月9人 8月開講コース（日商簿記3級）受講者5人うち資格取得者0人 12月開講コース（医療事務）受講者6人うち資格取得者4人 ※H30年度までは講座の種類をパソコンに限定して実施してきたが、令和元年度からは「日商簿記3級講座」と「医療事務講座」の導入した。
野田市雇用促進 奨励金	7人に支給
女性のための就 職活動支援講座	6人受講

事業評価・課題

- 母子家庭等就業・自立支援事業（就業支援パソコン講習会）については、受講生11人中、9人が就職又は転職に向け資格を取得しました。
- 雇用促進奨励金制度については、ホームページへの掲載やチラシの配布等により周知を図り、活用の促進に努める必要があります。

今後の事業方針

- 母子家庭等就業・自立支援事業については、就業実績等の事業効果を検証しながら、引き続きより効果的な講座の実施に努めます。
- 国の新たな施策を注視しつつ、雇用促進奨励金制度の周知や女性のための就職活動支援講座を実施し、就労支援に努めるとともに仕事と家庭の両立支援セミナーを実施し、雇用環境の整備・充実を図ります。
- ハローワーク等の関係機関との連携を図りつつ、一層の周知を図るとともに、若年者を対象とした「ジョブカフェのだ（就職活動支援講座）」の開催等を通じて雇用の確保に取り組めます。

事業番号・事業名	168 社会教育における男女平等教育の推進			
担当課	公民館、生涯学習課	事業区分	既存	

事業の内容・実績

- 「男性の料理教室」等、男性の生活上の自立を図っていくための講座を公民館・生涯学習センターにおいて開催しています。
- 引き続き楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図ります。さらには、調理実習に限らず男性の生活上の自立を図り、子育て支援の一環としても実生活に即した講座の開設に努めています。

【実績】

実施場所	講座	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
野田公民館	男の料理教室	3	30	—	—	—	—	—	—
東部公民館	男の料理教室	—	—	4	53	—	—	—	—
関宿中央公民館	男の料理教室	5	75	5	47	中止	—	—	—
生涯学習センター	男の料理教室	—	—	中止	—	—	—	—	—

事業評価・課題

- 参加者からは大変喜ばれており、多くのリピーターがありますが、一方で、一度も参加したことのない市民も多く、男女共同参画意識を醸成していくため、より一層の魅力的な講座とすることが必要となっています。

今後の事業方針

- 楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図ります。また、調理実習に限らず、これまで主に女性が担ってきた家事等を男性にも楽しみながら学んでもらい、家庭での生活自立を支援する講座の開設を図ります。

数値目標

実施場所	講座	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
公民館・生涯学習センター	男の料理教室	8	90	8	90	8	90	8	90	8	90

事業番号・事業名	169 保育料の適正化		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 保育所保育料については、国の徴収基準単価よりも軽減し、また、近隣市と比較しても低いものとなっています。引き続き経済情勢を勘案するとともに、幼児教育・保育無償化の影響を踏まえた対応に取り組めます。

【実績】

- 保育料納入の利便性と安全の確保を図るために開始した口座振替制度の加入促進に努めました。
- 幼児教育の段階的無償化の取組として平成 29 年 4 月分保育料から、①市民税非課税世帯の第二子についての無償化とし、②年収 360 万円未満相当のひとり親世帯等については、負担軽減措置を更に拡大し、非課税世帯と同額にし、③1号認定子どもについては、年収 360 万円未満相当の保育料を軽減しました。
- 令和 2 年度の税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しが行われ、婚姻歴にかかわらず、ひとり親控除が適用されることにより、未婚のひとり親に対して不利な扱いがなくなりました。

事業評価・課題

- 保育所保育料については、近隣市と比較しても低いものとなっていますが、階層別に見ると低所得者層(C1 から C5 階層。所得割の額が 60,000 円未満の階層)では、野田市より低い保育料を設定している市もあります。また、高所得者層(C14 から C16 階層。所得割の額が 268,000 円以上の階層)については、保育料が 54,400 円で頭打ちとなっており、国の基準で定める保育料より低い負担となっています。よって、新型コロナウイルスの感染状況、原油高及び国際紛争に伴う物価高騰などの経済情勢を見極めた上で、保育料の適正化を図っていく必要があります。
- 幼児教育の段階的無償化に向けた取組として国から示された、保育所等の多子世帯等に係る利用者負担額軽減措置に基づき、改正を行い、保育料の適正化を図りました。
- 幼児教育・保育無償化の国の財政支援については、初年度は国が全額負担となりますが、2 年度以降については不透明であることから、国や県の動向を注視しながら無償化開始後の保育量を分析し財源確保を行う必要があります。

今後の事業方針

- 引き続き経済情勢及び国の施策の動向を注視しながら、保育料の適正化に努めます。

事業番号・事業名	170 子ども医療費助成制度の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校3年生までの子どもの通院、調剤及び入院に係る保険診療の一部又は全部を助成します。

- 子育て支援の充実を図るため、自己負担金の無料化を進めます。

【実績】

- ・平成30年8月診療分から3歳児まで無料
- ・令和2年8月診療分から、就学前児童まで無料
- ・令和4年8月診療分から小学6年生まで無料とし、中学生は入院1日、通院1回当たり300円を200円に引下

- 母子健康手帳交付時、出生届時等に助成制度の周知及び申請手続きを行っています。

【実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給申請件数（件）	263,631	190,704	208,060

事業評価・課題

- 平成27年8月1日診療分から、小学校3年生までを対象としていた通院、調剤を中学校3年生にまで助成対象を拡大し、併せて自己負担金は通院1回、入院1日当たり300円（調剤は無料）としました。

- 自己負担の無料化として、平成30年8月診療分から3歳まで、令和2年8月診療分から就学前児童まで、令和4年8月診療分からは小学6年生まで拡大するとともに中学生についても入院1日、通院1回当たり300円を200円に引下る制度の拡充を図りました。

- 県内各市が競って実施する対象年齢の拡大により、地域間で助成内容に格差が生じています。

今後の事業方針

- 子ども医療費助成の対象年齢や無料化の拡大については、野田市の将来を担う子どもたちや、その保護者から実施が望まれていることから、令和5年8月診療分から中学生までの無料化を拡大し、さらに、医療費助成の対象を高校3年生まで拡大します。

- 国に対しては、本制度は子育て世帯の経済的負担を軽減する趣旨から、国の制度として医療費の無料化を実施すること、当該事業の実施に伴う国保の国庫負担金減額措置の廃止の対象を未就学児までから中学3年生まで拡大すること、県に対しては、地域間の格差が生じている現状から、県の助成対象について通院・調剤についても中学3年生まで拡大し3歳までの自己負担を0円とすること、県の補助率2分の1を3分の2に引き上げること等を要望していきます。

事業番号・事業名	171 児童手当支給事業の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支援することを目的に、中学校修了前（15歳到達時後最初の3月31日）までの対象となる子どもを養育している方に児童手当を支給しています。

【実績】（令和3年度）

児童手当延べ対象者数	203,644人
------------	----------

事業評価・課題

- 制度を適正に運用し、児童手当を支給することにより、児童の健やかな成長に寄与しました。
- 受給者の中には制度の趣旨についての理解不足などから、資格喪失などの要件が発生しても、届出を怠るなどにより受給を続けるケースがあります。返還金が生じた場合は、返還計画を立てるように指導し、対象者がその計画を履行するように対応していく必要があります。

今後の事業方針

- 児童手当について、引き続き制度の周知に努めて適切な運営をしていきます。

事業番号・事業名	172 各種奨学金制度の推進		
担当課	学校教育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 野田市育英資金貸与事業として、野田市に1年以上住所を有し、経済上の理由で進学が困難な大学生等に対し、月額1万5千円を、就学期間中貸与しています。
なお、償還は卒業後5年以内で、無利息となっています。

【実績】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
継続利用者	大学等（人）	3	2	1	2
新規利用者	大学等（人）	2	0	1	0

事業評価・課題

- 経済的な理由により進学や就学が困難な方に対し、教育を受ける機会を守り、有用な人材を育成する一助とすることができました。

今後の事業方針

- 今後も引き続き制度の周知を図りながら実施していきます。

事業番号・事業名	173 就学援助制度の推進		
担当課	学校教育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

- 経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図っています。

【実績】

就学援助制度利用者数	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和 3 年度
小学校（人）	898	908	927	839
中学校（人）	466	500	526	508

事業評価・課題

- 厳しい経済状況に伴い、多くの児童生徒へ援助を実施しました。
- 制度の周知を図る一方で、認定者のプライバシー保護に十分配慮した運用が求められています。

今後の事業方針

- 引き続き経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図ります。

2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」に掲げた施策を推進します。

事業番号・事業名	174 雇用環境の整備・充実 【事業番号167 再掲】		
担当課	児童家庭課、商工労政課	事業区分	既存

事業番号・事業名	175 「地域における子育て支援サービスの充実」及び 「保育サービスの充実」 【事業番号8から31まで 参照】		
担当課	児童家庭課、保育課	事業区分	既存

3) ひとり親家庭等の自立支援の推進 【再掲】

厳しい生活環境にあり、経済的な自立が必要なひとり親家庭が豊かな家庭生活が送れるよう、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」に基づき、就労支援や居住支援など総合的な施策を推進していきます。

事業番号・事業名	176 ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実 【事業番号147 再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	177 ひとり親家庭等の就労支援の拡充 【事業番号148 再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	178 ひとり親家庭等の子育て支援の充実 【事業番号149 再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	179 ひとり親家庭等の居住支援の充実 【事業番号90 再掲】		
担当課	営繕課	事業区分	既存

事業番号・事業名	180 ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実 【事業番号151 再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	181 ひとり親家庭等の経済的支援の充実 【事業番号152 再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

第5章 【付帯資料】事業番号順検索表

事業番号順の検索表を用意しましたので御活用ください。

基本目標 1 すべての人が安心して楽しく子育てができるように(家庭養育力の回復・向上)

1 幼児期における学校教育及び保育の充実

1) 教育・保育の量の確保

事業番号 1	低年齢児の受入れ体制整備促進	保育課	既存	P 71
事業番号 2	保育所の施設整備の推進	保育課	既存	P 72
事業番号 3	駅周辺の保育施設整備	保育課	既存	P 73
事業番号 4	産休・育休明け保育の円滑な利用の確保	保育課	既存	P 74
事業番号 5	子ども・子育て支援法に基づく事業所内託児施設の設置促進(企業主導型保育事業の普及・啓発)	保育課	既存	P 76
事業番号 6	子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充	学校教育課、保育課	既存	P 77

2) 教育・保育の質の改善

事業番号 7	3歳児の保育士配置基準の改善	保育課	既存	P 79
事業番号 182	幼児教育におけるインクルーシブ教育の推進	学校教育課、保育課	新規	P 80

2 地域における子育て支援の充実

1) 地域における子育て支援サービスの充実

事業番号 8	乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業	保健センター	既存	P 83
事業番号 9	育児支援家庭訪問事業	子ども家庭総合支援課	既存	P 84
事業番号 10	ファミリー・サポート・センター事業	児童家庭課	既存	P 85
事業番号 11	充実した学童保育サービスの提供	児童家庭課	既存	P 87
事業番号 12	学童保育所の受入れ体制の整備	児童家庭課	既存	P 89
事業番号 13	学童保育所の施設環境整備の推進	児童家庭課	既存	P 90
事業番号 14	病児・病後児保育の充実	保育課	既存	P 91
事業番号 15	一時預かり事業の拡充	保育課	既存	P 92
事業番号 16	子育てサロン事業の充実	児童家庭課	既存	P 93
事業番号 17	つどいの広場事業の充実	児童家庭課	既存	P 94
事業番号 183	連携型地域子育て支援拠点事業	児童家庭課	新規	P 95
事業番号 18	地域子育て支援センターの整備	保育課	既存	P 96
事業番号 19	巡回相談等による相談支援体制の充実	子ども家庭総合支援課	既存	P 97
事業番号 20	公民館での電話及び面接相談の実施	公民館	既存	P 98
事業番号 21	心配ごと相談事業の充実	社会福祉協議会	既存	P 99
事業番号 22	子育て支援総合コーディネート事業	保健センター	既存	P100

2) 保育サービスの充実

事業番号 23	延長保育の充実	保育課	既存	P102
事業番号 24	休日保育の充実	保育課	既存	P104
事業番号 184	休日預かり保育事業	保育課	新規	P105
事業番号 25	病児・病後児保育の充実 【事業番号 14 再掲】	保育課	既存	P105
事業番号 26	子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充 【事業番号 6 再掲】	学校教育課、保育課	既存	P105
事業番号 27	代替保育利用支援事業の充実	保育課	既存	P106
事業番号 28	保育所の耐震補強の実施	保育課	既存	P108
事業番号 29	保育環境向上のための施設整備の推進	保育課	既存	P109
事業番号 30	教育・保育の無償化	学校教育課、保育課、 児童家庭課	既存	P110
事業番号 31	特別な支援が必要な子どもの施策の充実	保育課、学校教育課	既存	P111

3) 子育て支援ネットワークづくり

事業番号 32	子育てに関する意識啓発の推進	児童家庭課	既存	P113
事業番号 33	子育て世帯への情報提供	児童家庭課、保健センター	既存	P114

4) 児童の健全育成

事業番号 34	高齢者と保育所の子どもとのふれあい活動の充実	保育課	既存	P116
事業番号 35	主任児童委員・児童委員活動の充実	生活支援課	既存	P117
事業番号 36	青少年相談員活動の充実	青少年課	既存	P118
事業番号 37	青少年センターの機能の充実	青少年課	既存	P119
事業番号 38	友だちづくり推進事業の推進	青少年課	既存	P120
事業番号 39	世代間交流事業の充実	青少年課、指導課	廃止	P121
事業番号 40	こどもまつりの充実	青少年課	既存	P121
事業番号 41	子ども館の機能の充実	児童家庭課	既存	P122
事業番号 42	新しい子ども館の整備	児童家庭課	廃止	P123
事業番号 43	プレーパーク活動への支援	児童家庭課	既存	P123
事業番号 44	育児サークル活動の充実	児童家庭課、保育課	既存	P124
事業番号 45	ブックスタートの推進	興風図書館、保健センター	既存	P125
事業番号 46	街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進	みどりと水のまちづくり課、 生活支援課	既存	P126
事業番号 47	保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進	保育課、学校教育課	既存	P127
事業番号 48	公立幼稚園の機能の充実	指導課	既存	P128
事業番号 49	市長と話そう事業の実施	市政推進室	既存	P129

事業番号 50	子ども会育成連絡協議会活動の充実のための施策の推進	青少年課	既存	P130
事業番号 51	あおいそら運動推進委員会活動の充実のための施策の推進	青少年課	既存	P131
事業番号 52	野田レクリエーション協会活動の充実のための施策の推進	青少年課	既存	P132
事業番号 53	野田市民俗芸能連絡協議会活動の充実のための施策の推進	生涯学習課	既存	P133
事業番号 54	野田市サイクリング協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	既存	P135
事業番号 55	野田市スポーツ協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	既存	P136
事業番号 56	ボーイスカウト・ガールスカウト活動の充実のための施策の推進	青少年課	既存	P137
事業番号 57	スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	既存	P138
事業番号 58	社会福祉協議会の体制強化	社会福祉協議会	既存	P139
事業番号 59	性に関する啓発活動の充実	保健センター	既存	P140
事業番号 60	性教育の充実	指導課	既存	P141
事業番号 61	人権教育・啓発の推進及び「子ども」の人権への取組について	人権・男女共同参画推進課	既存	P142
事業番号 62	いじめ・少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備	指導課、青少年課、子ども家庭総合支援課	既存	P143
事業番号 63	1日体験保育の充実	保育課	既存	P144
事業番号 64	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流	指導課、高齢者支援課	既存	P145
3 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進				
1) 子どもや母親の健康の確保				
事業番号 65	妊婦・乳児一般健康診査の促進	保健センター	廃止	P148
事業番号 66	妊産婦・新生児訪問指導の充実 【事業番号 8 再掲】	保健センター	既存	P148
事業番号 67	保健推進員活動の充実	保健センター	既存	P148
事業番号 68	保健師の適正な人員配置	保健センター	既存	P149
事業番号 69	乳幼児健康診査の促進	保健センター	既存	P150
事業番号 70	母子健康教育(母子健康手帳の交付)の充実	保健センター	既存	P151
事業番号 71	両親学級の充実	保健センター	既存	P152
事業番号 72	親子教室の充実・育児相談の充実	保健センター	既存	P153
事業番号 73	健康づくり実践活動事業(健康づくりフェスティ	保健センター	既存	P154

	バル等)の推進			
事業番号 74	乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の一層の推進	保健センター	既存	P155
事業番号 75	口腔衛生指導の充実	保健センター	既存	P156
事業番号 76	予防接種の推進	保健センター	既存	P157
事業番号 77	医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化	保健センター	既存	P160
事業番号 185	不育症及び不妊治療費の一部費用助成事業	保健センター	新規	P161
事業番号 78	母子等医療費の助成の推進	保健センター	廃止	P162
事業番号 79	子ども支援室による支援の推進	子ども支援室	廃止	P162
事業番号 186	子どもの発達相談室による支援の推進	保健センター	新規	P162
事業番号 80	子育て世代包括支援センターの充実	保健センター	既存	P163
事業番号 81	産後ケア事業の整備	保健センター	既存	P164
2) 食育の推進				
事業番号 82	食生活改善推進員活動の充実	保健センター	既存	P166
事業番号 83	食育事業の充実	保健センター	既存	P167
事業番号 84	講習会、講演会の充実	保育課	既存	P168
事業番号 85	おやこの食育教室の充実 【事業番号 83 再掲】	保健センター	既存	P168
3) 思春期保健対策の充実				
事業番号 86	性に関する啓発活動の充実 【事業番号 59 再掲】	保健センター	既存	P170
事業番号 87	性教育の充実 【事業番号 60 再掲】	指導課	既存	P170
事業番号 88	薬物乱用防止対策事業の推進	学校教育課、保健センター	既存	P170
4) 小児医療の充実				
事業番号 89	休日診療・緊急時の医療体制の周知徹底	保健センター	既存	P172
4 子育てを支援する生活環境の整備				
1) 良質な住宅の確保				
事業番号 90	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	既存	P175
2) 良好な居住環境の確保				
事業番号 91	街路樹管理事業の推進	みどりと水のまちづくり課	既存	P177
事業番号 92	市民の森保全事業の推進	みどりと水のまちづくり課	既存	P178
事業番号 93	公共施設等植栽事業の推進	みどりと水のまちづくり課	既存	P179
事業番号 94	みどりのふるさとづくりの推進	みどりと水のまちづくり課	既存	P180
3) 安全な道路交通環境の整備				
事業番号 95	子どもに配慮した交通安全対策の推進	市民生活課、管理課、指	既存	P182

		導課		
4) 安心して外出できる環境の整備				
事業番号 96	道路パトロールによるバリアフリー化の推進	生活支援課	既存	P184
事業番号 97	子育て世帯にやさしい設備の整備	児童家庭課	既存	P185
事業番号 98	子育て世帯への情報提供 【事業番号 33 再掲】	児童家庭課、保健センター	既存	P185
事業番号 99	公共交通機関のバリアフリー化の推進	企画調整課、道路建設課、都市整備課、愛宕駅周辺地区市街地整備事務所	既存	P186
5) 安全・安心まちづくりの推進				
事業番号 100	防犯灯等の防犯設備整備の推進	防災安全課	既存	P188
事業番号 101	防犯に関する広報啓発の推進等	防災安全課	既存	P189
基本目標2 すべての子どもが毎日元気に明るく健やかに学び、成長できるように(子どもの権利保障)				
1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備				
1) 次代の親の育成				
事業番号 102	家庭教育に関する意識の醸成	保育課、指導課	既存	P193
事業番号 103	中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供	保育課、指導課	既存	P194
事業番号 104	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課	既存	P195
事業番号 105	学校教育における男女平等教育の推進	指導課、人権・男女共同参画推進課	既存	P197
事業番号 106	学校での子育て意識の啓発	指導課、生涯学習課	既存	P198
2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備				
事業番号 107	確かな学力の向上	指導課	既存	P200
事業番号 108	子ども未来教室の開催	生涯学習課	既存	P201
事業番号 109	いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備 【事業番号 62 再掲】	指導課、青少年課、子ども家庭総合支援課	既存	P202
事業番号 110	教育相談・指導体制の充実	指導課	既存	P202
事業番号 111	体験学習等教育内容の充実	指導課	既存	P203
事業番号 112	学校外体験活動の推進	公民館、生涯学習課	既存	P204
事業番号 113	国際理解教育の推進	指導課	既存	P207
事業番号 114	文化センター事業の充実	生涯学習課	既存	P208

事業番号 115	子どものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実	生涯学習課、公民館、スポーツ推進課、青少年課	既存	P209
事業番号 116	学校保健教育の推進	学校教育課	既存	P211
事業番号 117	外部指導者を活用した運動部活動の充実	指導課	既存	P212
事業番号 118	学校評議員制度の充実	学校教育課	既存	P213
事業番号 119	幼稚園の施設整備の推進	教育総務課	既存	P214
事業番号 120	学校施設整備の推進	教育総務課	既存	P215
事業番号 121	公立幼稚園の機能の充実 【事業番号 48 再掲】	指導課	既存	P216
事業番号 122	幼稚園・保育所・こども園と小学校との連携強化	指導課、保育課	既存	P217
3) 家庭や地域の教育力の向上				
事業番号 123	家庭教育学級の整備、充実	公民館	既存	P219
事業番号 124	世代間交流事業の充実 【事業番号 39 再掲】	青少年課、指導課	既存	P220
事業番号 125	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流 【事業番号 64 再掲】	指導課、高齢者支援課	既存	P220
事業番号 126	野田市総合公園の整備	スポーツ推進課	既存	P220
事業番号 127	野田市スポーツ公園の整備	みどりと水のまちづくり課	既存	P222
事業番号 128	春風館道場の整備	スポーツ推進課	既存	P223
事業番号 129	キャリア教育を通しての地域教育力の向上	指導課、商工労政課、保育課	既存	P224
4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進				
事業番号 130	青少年センターの機能の充実 【事業番号 37 再掲】	青少年センター	既存	P226
事業番号 131	青少年問題行動防止活動の推進	青少年センター	既存	P226
事業番号 132	情報モラル教育の推進	指導課	既存	P227
2 子ども等の安全の確保				
1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進				
事業番号 133	幼児・園児に対する交通安全教育	市民生活課、学校教育課、保育課	既存	P230
事業番号 134	チャイルドシート着用の推進	市民生活課	既存	P231
事業番号 135	チャイルドシート貸出事業の推進	社会福祉協議会	既存	P232
2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進				
事業番号 136	青少年の消費者問題対策の推進	市民生活課、青少年課	既存	P234

事業番号 137	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の実施	防災安全課、指導課、青少年課	既存	P235
事業番号 138	子どもに配慮した防災対策の推進	防災安全課、指導課、保育課	既存	P238
事業番号 139	子どもの施設や学校付近・通学路等における関係機関等と連携した安全点検及びパトロール活動の推進	指導課、保育課	既存	P241
3)被害にあった子どもの保護の推進				
事業番号 140	被害にあった子どもの保護の推進	子ども家庭総合支援課、指導課	既存	P243
3 要保護児童などへの対応などきめ細かな取組の推進				
1)児童虐待防止対策の強化				
事業番号 141	児童虐待防止対策の強化	子ども家庭総合支援課、指導課	既存	P246
事業番号 142	子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭総合支援課	既存	P248
事業番号 143	子育て短期支援事業	子ども家庭総合支援課	既存	P249
2)立入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携				
事業番号 144	千葉県柏児童相談所との情報の交換・連携	子ども家庭総合支援課	既存	P251
3)発生予防、早期発見、早期対応				
事業番号 145	要支援家庭の早期発見・早期対応	子ども家庭総合支援課、保健センター	既存	P253
事業番号 146	乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業 【事業番号 8 再掲】	保健センター	既存	P253
4)ひとり親家庭等の自立支援の推進				
事業番号 147	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実	児童家庭課	既存	P255
事業番号 148	ひとり親家庭等の就労支援の拡充	児童家庭課	既存	P257
事業番号 149	ひとり親家庭等の子育て支援の充実	児童家庭課	既存	P259
事業番号 150	ひとり親家庭等の居住支援の充実 【事業番号 89 再掲】	営繕課	既存	P260
事業番号 151	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実	児童家庭課	既存	P260
事業番号 152	ひとり親家庭等の経済的支援の充実	児童家庭課	既存	P261
5)障がい児施策の推進				
事業番号 153	障がいに関する理解促進	生活支援課 障がい者支援課	既存	P263

事業番号 154	障がいのある子の外出支援の促進	障がい者支援課	既存	P264
事業番号 155	障がいのある子の相談体制の充実	障がい者支援課、子どもの発達相談室	既存	P265
事業番号 156	心理相談の充実	保健センター、子どもの発達相談室	既存	P266
事業番号 157	ことば相談室の機能の充実	子どもの発達相談室	既存	P267
事業番号 158	子ども支援室による支援の推進 【事業番号 79 再掲】	子ども支援室	廃止	P268
事業番号 159	障がい児教育の推進	指導課、子どもの発達相談室	既存	P268
事業番号 160	障がいのある子が日中活動や社会との交流の機会を提供する施設支援の充実	障がい者支援課	既存	P269
事業番号 161	機能訓練や医療的ケアが必要な子への支援の充実	障がい者支援課 子どもの発達相談室	既存	P271
事業番号 162	障がいのある子の生活支援	障がい者支援課	既存	P273
事業番号 163	施設サービスの充実	障がい者支援課	既存	P274
事業番号 164	福祉カー貸出事業の充実	社会福祉協議会	既存	P275
事業番号 165	車椅子等貸出事業の充実	社会福祉協議会	既存	P276

基本目標3 地域の宝(子ども)の成長をみんなで支えられるように(子育て支援力の向上)

1 職業生活と家庭生活の両立の推進

1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

事業番号 166	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進 【事業番号 104 再掲】	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課	既存	P279
事業番号 167	雇用環境の整備・充実	児童家庭課、商工労政課	既存	P279
事業番号 168	社会教育における男女平等教育の推進	公民館、生涯学習課	既存	P280
事業番号 169	保育料の適正化	保育課	既存	P281
事業番号 170	子ども医療費助成制度の推進	児童家庭課	既存	P282
事業番号 171	児童手当支給事業の推進	児童家庭課	既存	P283
事業番号 172	各種奨学金制度の推進	学校教育課	既存	P284
事業番号 173	就学援助制度の推進	学校教育課	既存	P285

2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業番号 174	雇用環境の整備・充実 【事業番号 167 再掲】	児童家庭課、商工労政課	既存	P287
事業番号 175	「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」	児童家庭課、保育課	既存	P287

	【事業番号 8～31 再掲】			
3)ひとり親家庭等の自立支援の推進 【再掲】				
事業番号 176	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実 【事業番号 147 再掲】	児童家庭課	既存	P289
事業番号 177	ひとり親家庭等の就労支援の拡充 【事業番号 148 再掲】	児童家庭課	既存	P289
事業番号 178	ひとり親家庭等の子育て支援の充実 【事業番号 149 再掲】	児童家庭課	既存	P289
事業番号 179	ひとり親家庭等の居住支援の充実 【事業番号 90 再掲】	営繕課	既存	P289
事業番号 180	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実 【事業番号 151 再掲】	児童家庭課	既存	P289
事業番号 181	ひとり親家庭等の経済的支援の充実 【事業番号 152 再掲】	児童家庭課	既存	P289

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新	旧
■ 総 論	■ 総 論

新

第3章 子育て支援の環境

2 子育て支援サービスの提供と利用の動向

1) 教育・保育サービス等の提供状況と利用動向

(1) 認可保育所及び認定こども園

野田市の認可保育所及び認定こども園は、2017（平成 29）年度から 2022（令和 4）年度にかけて 4 か所の新設があり、公立・私立を合わせ 26 か所となっています。4月1日時点の入所数は、5年前に比べ 126 人増加しています。一方で待機児童数は、2017（平成 28）年度から3年連続でゼロとなりましたが、幼児教育・保育の無償化による保育需要の高まりにより、2019（平成 31）年度は 9 人となり再び増加しました。市は施設整備や利用調整（あっせん等）により、待機児童解消を図り、2021（令和 3）年度以降はゼロで推移しております。

認可保育所入所状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
定員(人)	2,178	2,207	2,217	2,400	2,447	2,520
施設数(箇所)	22	22	22	24	25	26
年間延べ人数(人)	27,405	25,749	26,454	28,106	28,856	
入所数(人) (各年4月1日現在)	2,145	2,042	2,130	2,272	2,330	2,350
待機児童数(人) (各年4月1日現在)	0	0	9	1	0	0

資料:野田市資料

旧

第3章 子育て支援の環境

2 子育て支援サービスの提供と利用の動向

1) 教育・保育サービス等の提供状況と利用動向

(1) 認可保育所

野田市の認可保育所は、2015（平成 27）年度から 2017（平成 29）年度にかけて3か所の新設があり、公立・私立を合わせ 22 か所となっています。4月1日時点の入所数は、5年前に比べ 17 人減少しています。一方で待機児童数は、2016（平成 28）年度から3年連続でゼロとなりましたが、2019（平成 31）年度は 9 人となり再び増加しています。

認可保育所入所状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
定員(人)	1,970	1,985	2,109	2,178	2,207	2,217
施設数(箇所)	19	20	21	22	22	22
年間延べ人数(人)	26,940	26,449	26,102	27,405	25,749	
入所数(人) (各年4月1日現在)	2,164	2,123	2,103	2,145	2,042	2,130
待機児童数(人) (各年4月1日現在)	16	10	0	0	0	9

資料:野田市資料

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新							旧						
認可保育所別入所状況							認可保育所別入所状況						
保育所(園)名	平成29年4月1日現在			令和4年4月1日現在			保育所(園)名	平成26年4月1日現在			平成31年4月1日現在		
	定員(人)	入所数(人)	入所率(%)	定員(人)	入所数(人)	入所率(%)		定員(人)	入所数(人)	入所率(%)	定員(人)	入所数(人)	入所率(%)
清水保育所	130	147	113.1	130	148	113.9	清水保育所	120	149	124.2	130	151	116.2
花輪保育所	150	120	80.0	130	119	91.5	花輪保育所	150	132	88.0	150	127	84.7
中根保育所	200	196	98.0	200	196	98.0	中根保育所	200	219	109.5	200	187	93.5
南部保育所	150	148	98.7	150	142	94.7	東部保育所	120	112	93.3	120	101	84.2
北部保育所	130	120	92.3	130	103	79.2	南部保育所	150	150	100.0	150	151	100.7
尾崎保育所	150	133	88.7	135	113	83.7	北部保育所	120	140	116.7	130	114	87.7
福田保育所	120	102	85.0	120	97	80.8	尾崎保育所	150	154	102.7	150	129	86.0
木間ヶ瀬保育所	100	95	95.0	100	88	88.0	福田保育所	120	114	95.0	120	102	85.0
乳児保育所	60	44	73.3	60	46	76.7	木間ヶ瀬保育所	90	108	120.0	100	93	93.0
(私)聖華保育園	70	81	115.7	70	80	114.3	乳児保育所	60	50	83.3	60	50	83.3
(私)こびープリスクール のだ保育園	60	65	108.3	60	70	116.7	(私)聖華保育園	60	85	141.7	70	82	117.1
(私)こびープリスクール せきやど保育園	70	73	104.3	70	71	101.4	(私)こびープリスクール のだ保育園	60	74	123.3	60	74	123.3
(私)アスク七光台保育園	70	81	115.7	70	72	102.9	(私)こびープリスクール せきやど保育園	60	82	136.7	70	69	98.6
(私)アスク川間保育園	70	82	117.1	70	84	120.0	(私)アスク 七光台保育園	60	86	143.3	70	76	108.6
(私)こびープリスクールさ くらのさと保育園	60	83	138.3	60	73	121.7	(私)アスク川間保育園	60	82	136.7	70	82	117.1
(私)すくすく保育園	90	87	96.7	90	93	103.3	(私)こびープリスクール さくらのさと保育園	60	85	141.7	60	71	118.3
(私)アスク古布内保育園	90	101	112.2	90	84	93.3	(私)すくすく保育園	90	94	156.7	90	86	95.6
(私)こびープリスクール あたご保育園	150	148	98.7	150	144	96.0	(私)アスク 古布内保育園(※)	90	104	115.6	90	94	104.4
(私)やまざき杜の保育 園(※)	54	35	64.8	54	39	72.2	(私)こびープリスクール あたご保育園(※)	150	144	96.0	150	147	98.0
(私)アートチャイルドヶ野田東 部みどり保育園(※)	120	113	94.2	128	95	74.2	(私)すくすく保育園 分園(※)				54	29	53.7
(私)しみず空と杜の保 育園(※)				60	27	45.0	(私)聖華未来のこども園 (※)				108	103	111.1
(私)聖華未来のこども園 (※)	69	79	114.5	120	108	90.0	(私)ひばり保育園(※)				15	12	80.0
(私)のだのこども園(※)				129	115	89.1	合計	1,970	2,164	109.8	2,217	2,130	96.8
(私)やなぎさわ幼稚園・ 保育園(※)				105	114	108.6							
(私)柳沢くる保育園(※)				19	22	115.8							
(私)ひばり保育園(※)	15	12	80.0	20	7	35.0							
合計	2,178	2,145	102.1	2,520	2,350	93.3							

資料:野田市資料

※入所数については、平成10年2月13日付厚生省児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」に基づき、弾力的な運用をしています。

※(私)ひばり保育園は、事業所内保育所として平成27年10月に開園しました。(施設定員60人のうち地域枠15人)

※(私)梅郷保育園は、平成28年4月から(私)すくすく保育園に施設名称変更しました。

※(私)すくすく保育園分園は、平成28年4月に開園しました。

※(私)聖華未来のこども園は、幼保連携認定こども園として平成29年4月に開園しました。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

※(私)すくすく保育園分園は、やまぎき杜の保育園として、令和 2 年 4 月に独立した認可保育所になりました。
※公立の東部保育所が、令和 2 年 10 月から私立のアートチャイルドケア野田東部みどり保育園となりました。
※(私)聖華未来のこども園は、幼保連携認定こども園として平成 29 年4月に開園しました。
※(私)のだのこども園は、保育園型認定こども園として令和元年 7 月に開園しました。
※(私)やなぎさわ幼稚園・保育園は、幼保連携認定こども園として令和 2 年 4 月に開設しました。
※(私)柳沢くる保育園が小規模保育事業として、令和 3 年 4 月に開設しました。
※(私)しみず空と社の保育園は、令和 4 年 4 月に開設しました。

(2) 幼稚園

野田市の幼稚園の入園児童数をみると、2015（平成 27）年度までは 2,000 人台で推移していましたが、2016（平成 28）年度には 1,937 人まで減少しており、定員割れの状況となっています。
また、2017（平成 29）年度に聖華幼稚園が認定こども園へ移行、2019（令和元）年度末に宮崎幼稚園が閉園及び 2020（令和 2）年度に柳沢幼稚園が認定こども園へ移行したことを主な要因として定員数及び児童数共に減少しました。

幼稚園入園状況(認定こども園の教育部分を除く。)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定員(人)	2,510	2,510	2,510	2,190	2,190	2,190
施設数(箇所)	11	11	11	9	9	9
合計児童数(人)	1,717	1,670	1,626	1,329	1,283	1,224
公立幼稚園児童数(人)	186	180	169	143	111	90
私立幼稚園児童数(人)	1,531	1,490	1,457	1,186	1,172	1,134

資料:野田市資料

※無償化前の令和元年度以前は各年 5 月 1 日現在、無償化後の令和 2 年度以降は各年 4 月 1 日現在

旧

(2) 幼稚園

野田市の幼稚園の入園児童数をみると、2015（平成 27）年度までは 2,000 人台で推移していましたが、2016（平成 28）年度には 1,937 人まで減少しており、定員割れの状況となっています。
また、2017（平成 29）年度からは聖華幼稚園が認定こども園へ移行したため、定員数及び児童数共に減少しました。

幼稚園入園状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
定員(人)	2,790	2,790	2,790	2,510	2,510	2,510
施設数(箇所)	12	12	12	11	11	11
合計児童数(人)	2,150	2,065	1,937	1,717	1,670	1,626
公立幼稚園児童数(人) (各年5月1日現在)	264	234	218	186	180	169
私立幼稚園児童数(人) (各年5月1日現在)	1,886	1,831	1,719	1,531	1,490	1,457

資料:野田市資料

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

幼稚園別の園児数、延長保育、子育て支援の状況

(令和4年4月1日 現在)

幼稚園名	園児数 (人)	延長保育	子育て支援
(公)野田幼稚園	55	実施無し	園庭開放、プレ幼稚園
(公)関宿南部幼稚園	18	実施無し	園庭開放、 プレ幼稚園
(公)関宿中部幼稚園	17	実施無し	園庭開放
(私)月影幼稚園	114	実施無し	園庭開放※問合せにより実施、ピアノ教室(個人)、 英語教室(個人)
(私)第二野田中央幼稚園	170	17:30 まで	プレ幼稚園、幼稚園農園、相談室、幼児教室(チアリーディング 、音楽教室、サッカー教室、英会話教室、ペンシリア、プレイルーム)
(私)野田中央幼稚園	256	17:30 まで	幼児教室(音楽教室、サッカー教室、英会話教室、体操教室、新体操教室、学研 2・3 歳児教室(びよちゃん教室))
(私)野田北部幼稚園	282	18:00 まで	1 歳の集い、プレスクール 、幼児教室(英語教室、音楽教室、サッカー教室、体操教室、美術教室)
(私)岩木幼稚園	234	18:30 まで	サッカークラブ・スポーツクラブ・英会話教室・プレスクール・園庭開放
(私)関宿幼稚園	78	18:00 まで	幼児教室(体操教室、サッカー教室、バレエ教室)、さくらんぼ親子教室と園庭開放、関宿小学校と給食体験、 プレ保育

資料:野田市資料

旧

幼稚園別の園児数、延長保育、子育て支援の状況

(令和元年5月1日 現在)

幼稚園名	園児数 (人)	延長保育	子育て支援
(公)野田幼稚園	77	実施無し	園庭開放、プレ幼稚園
(公)関宿南部幼稚園	53	実施無し	園庭開放、ひよこ教育
(公)関宿中部幼稚園	39	実施無し	園庭開放
(私)月影幼稚園	117	実施無し	園庭開放※問合せにより実施、ピアノ教室(個人)、書道教室(個人)
(私)第二野田中央幼稚園	198	17:30 まで	プレ幼稚園、幼稚園農園、相談室、幼児教室(音楽教室、サッカー教室、英会話教室、ペンシリア、プレイルーム)
(私)宮崎幼稚園	3	実施無し	なし
(私)野田中央幼稚園	273	17:30 まで	幼児教室(音楽教室、サッカー教室、英会話教室、体操教室、新体操教室、学研 3 歳児教室(びよちゃん教室))
(私)野田北部幼稚園	327	18:00 まで	幼児教室(英語教室、音楽教室、サッカー教室、体操教室、美術教室)
(私)柳沢幼稚園	220	18:00 まで	幼児教室(体操教室、体育クラブ、サッカー教室、英語教室)、園庭開放、未就園児親子教室、育児相談
(私)岩木幼稚園	226	18:30 まで	社会見学、さつま芋の継続観察、幼児教室(リズム体操、音楽教室、サッカークラブ、スポーツクラブ、えんぴつランド)、園庭解放、ミニコンサート
(私)関宿幼稚園	93	18:00 まで	幼児教室(体操教室、空手教室、サッカー教室、バレエ教室)、さくらんぼ親子教室と園庭開放、関宿小学校と給食体験

資料:野田市資料

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新	旧																																																																																																		
2）地域における子育て支援の基盤整備の状況 （1）学童保育所 学童保育所は 2016（平成 28）年度から 2018（平成 30）年度にかけて、5か所の整備を行い、合計 32 か所（平成 31 年4月現在　うち2か所民設）となっています。 小学校の児童数は、減少傾向にあることから、学童保育所の利用も近年減少傾向にあり、2021（令和 3）年度は延べ 17,453 人となっています。 児童数については、開発等により一時的に増加している学校区もありますが、少子化等の影響により、全体では平成 30 年度をピークに減少傾向に転じています。 なお、学校区単位で過密化が常態化している場合は、新たに学童保育所を整備するとし、学校区単位では過密化していないが、入所児童数のバランスにより過密化となる学童保育所がある場合は、児童を振り分けることで過密化の改善に努めています。 また、施設整備を進めてきましたが、少子化の影響により第一学童と第二学童の児童数を合わせても、第二学童の定員に満たない学校区や第一学童と第二学童が隣り合った教室を利用していることで児童が少ない土曜日など統合保育が可能な環境にある学校区がありますので、保育環境の改善と運営の効率化を図ってまいります。 学童保育所入所状況 (各年度 4 月 1 日時点) <table><tr><th></th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th></tr><tr><td>合計施設数(箇所)</td><td>34</td><td>34</td><td>32</td><td>32</td><td>32</td><td>32</td></tr><tr><td>直営施設数(箇所)</td><td>14</td><td>14</td><td>14</td><td>14</td><td>14</td><td>14</td></tr><tr><td>委託施設数(箇所)</td><td>20</td><td>20</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td></tr><tr><td>合計延べ人数(人)</td><td>17,546</td><td>18,826</td><td>18,745</td><td>18,042</td><td>17,453</td><td></td></tr><tr><td>直営延べ人数(人)</td><td>4,211</td><td>4,747</td><td>4,891</td><td>5,539</td><td>5,645</td><td></td></tr><tr><td>委託延べ人数(人)</td><td>13,335</td><td>14,079</td><td>13,854</td><td>12,503</td><td>11,808</td><td></td></tr></table> 資料:野田市資料 ※ 平成 31 年 4 月 1 日より「清水第 2 学童保育所」と「清水第 3 学童保育所」及び「みずき学童保育所」と「みずき第 2 学童保育所」がそれぞれ統合し、「清水第 2 学童保育所」、「みずき第 2 学童保育所」となりました。		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	合計施設数(箇所)	34	34	32	32	32	32	直営施設数(箇所)	14	14	14	14	14	14	委託施設数(箇所)	20	20	18	18	18	18	合計延べ人数(人)	17,546	18,826	18,745	18,042	17,453		直営延べ人数(人)	4,211	4,747	4,891	5,539	5,645		委託延べ人数(人)	13,335	14,079	13,854	12,503	11,808		2）地域における子育て支援の基盤整備の状況 （1）学童保育所 学童保育所は 2016（平成 28）年度から 2018（平成 30）年度にかけて、5か所の整備を行い、合計 32 か所（平成 31 年4月現在　うち2か所民設）となっています。 小学校の児童数は、減少傾向にありますが、学童保育所の利用は年々増加傾向にあり、2018（平成 30）年度には延べ 18,826 人となっています。 経営形態別でみると、直営学童保育所と委託学童保育所、共に入所児童数が増加する傾向にあります。なお、学校区単位で過密化が常態化している場合は、新たに学童保育所を整備するとし、学校区単位では過密化していないが、入所児童数のバランスにより過密化となる学童保育所がある場合は、児童を振り分けることで過密化の改善に努めています。 学童保育所入所状況 (各年度 4 月 1 日時点) <table><tr><th></th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>平成 31 年度</th></tr><tr><td>合計施設数(箇所)</td><td>32</td><td>32</td><td>32</td><td>34</td><td>34</td><td>32</td></tr><tr><td>直営施設数(箇所)</td><td>14</td><td>14</td><td>14</td><td>14</td><td>14</td><td>14</td></tr><tr><td>委託施設数(箇所)</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>20</td><td>20</td><td>18</td></tr><tr><td>合計延べ人数(人)</td><td>15,244</td><td>16,478</td><td>17,136</td><td>17,546</td><td>18,826</td><td></td></tr><tr><td>直営延べ人数(人)</td><td>3,592</td><td>4,626</td><td>4,318</td><td>4,211</td><td>4,747</td><td></td></tr><tr><td>委託延べ人数(人)</td><td>11,652</td><td>11,852</td><td>12,818</td><td>13,335</td><td>14,079</td><td></td></tr></table> 資料:野田市資料 ※ 平成 31 年 4 月 1 日より「清水第 2 学童保育所」と「清水第 3 学童保育所」及び「みずき学童保育所」と「みずき第 2 学童保育所」がそれぞれ統合し、「清水第 2 学童保育所」、「みずき第 2 学童保育所」となりました。		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	合計施設数(箇所)	32	32	32	34	34	32	直営施設数(箇所)	14	14	14	14	14	14	委託施設数(箇所)	18	18	18	20	20	18	合計延べ人数(人)	15,244	16,478	17,136	17,546	18,826		直営延べ人数(人)	3,592	4,626	4,318	4,211	4,747		委託延べ人数(人)	11,652	11,852	12,818	13,335	14,079	
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																																																																																													
合計施設数(箇所)	34	34	32	32	32	32																																																																																													
直営施設数(箇所)	14	14	14	14	14	14																																																																																													
委託施設数(箇所)	20	20	18	18	18	18																																																																																													
合計延べ人数(人)	17,546	18,826	18,745	18,042	17,453																																																																																														
直営延べ人数(人)	4,211	4,747	4,891	5,539	5,645																																																																																														
委託延べ人数(人)	13,335	14,079	13,854	12,503	11,808																																																																																														
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度																																																																																													
合計施設数(箇所)	32	32	32	34	34	32																																																																																													
直営施設数(箇所)	14	14	14	14	14	14																																																																																													
委託施設数(箇所)	18	18	18	20	20	18																																																																																													
合計延べ人数(人)	15,244	16,478	17,136	17,546	18,826																																																																																														
直営延べ人数(人)	3,592	4,626	4,318	4,211	4,747																																																																																														
委託延べ人数(人)	11,652	11,852	12,818	13,335	14,079																																																																																														

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新				旧			
学童保育所別の入所状況				学童保育所別の入所状況			
(令和4年4月1日現在)				(平成31年4月1日現在)			
学童保育所名	運営先	入所児童数(人)	児童1人当たり保育室面積(㎡)	学童保育所名	運営先	入所児童数(人)	児童1人当たり保育室面積(㎡)
野田	直営	60	3.14	野田	直営	50	3.65
野田第二	社会福祉協議会	78	2.56	野田第二	社会福祉協議会	93	2.20
柳沢	直営	57	1.25	柳沢	直営	15	4.57
柳沢第二	社会福祉協議会	38	2.00	柳沢第二	社会福祉協議会	32	2.29
清水	直営	45	1.91	清水	直営	35	2.33
清水第二	社会福祉協議会	102	1.72	清水第二	社会福祉協議会	133	1.24
南部	社会福祉協議会	50	1.40	南部	社会福祉協議会	87	0.79
南部第二	どろんこの会	54	1.42	南部第二	どろんこの会	37	2.06
南部第三	どろんこの会	47	1.60	南部第三	どろんこの会	25	3.05
東部	直営	52	1.69	東部	直営	48	1.77
川間	直営	24	3.54	川間	直営	29	2.98
福田	直営	8	9.30	福田	直営	13	6.20
岩木	直営	16	5.94	岩木	直営	26	3.71
岩木第二	社会福祉協議会	94	2.29	岩木第二	社会福祉協議会	127	1.64
宮崎	直営	38	2.13	宮崎	直営	30	2.66
宮崎第二	社会福祉協議会	43	2.01	宮崎第二	社会福祉協議会	96	0.87
宮崎第三	社会福祉協議会	37	2.05	宮崎第三	社会福祉協議会	33	2.18
山崎	直営	47	1.75	山崎	直営	26	2.85
山崎第二	社会福祉協議会	42	1.83	山崎第二	社会福祉協議会	57	1.25
七光台	直営	14	5.91	七光台	直営	16	4.43
七光台第二	社会福祉協議会	41	2.40	七光台第二	社会福祉協議会	64	1.57
尾崎	直営	42	1.68	尾崎	直営	27	2.78
尾崎第二	社会福祉協議会	26	2.78	尾崎第二	社会福祉協議会	54	1.28
二ツ塚	直営	39	2.48	二ツ塚	直営	37	2.41
北部	社会福祉協議会	81	2.46	北部	社会福祉協議会	117	1.73
みずき	社会福祉協議会	136	1.45	みずき	社会福祉協議会	110	1.81
三ヶ尾	社会福祉協議会	26	3.65	三ヶ尾	社会福祉協議会	20	4.51
木間ヶ瀬	直営	19	3.76	木間ヶ瀬	直営	29	2.37
二川	日本保育サービス	79	1.88	二川	日本保育サービス	68	2.16
関宿中央	直営	34	2.28	関宿中央	直営	26	2.65
関宿中央第二	社会福祉協議会	44	1.66	関宿中央第二	社会福祉協議会	46	1.61
関宿	社会福祉協議会	14	5.08	関宿	社会福祉協議会	15	4.71
合 計		1,527	2.19	合 計		1,621	2.00
資料:野田市資料				資料:野田市資料			

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

(2) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターの会員数の合計は、増加傾向にあり、2021（令和 3）年度は1,206人と前年度に比較し149人に増加しています。一方、提供会員は概ね横ばいで推移していることから、利用会員が利用できないことがないよう提供会員の少ない地域については、提供会員を増やす取組を進めます。

なお、利用件数は、コロナ禍の影響により令和2年度は減少していますが、おおむね横ばいで推移し、2021（令和 3）年度は、3,543件となっています。

会員・利用状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
会員合計(人)	661	803	944	1,057	1,206
利用会員(人)	505	642	774	890	1,037
提供会員(人)	117	120	125	128	131
両方会員(人)	39	41	45	39	38
年間延べ利用件数(件)	3842	3,768	4,193	1,993	3,543

資料:野田市資料

利用状況

内 容	令和 3 年度
保育所・幼稚園の登園前の援助及び送り	1,277
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の援助	613
学童の放課後の援助	3
学童保育のお迎え	0
学童保育のお迎え及び帰宅後の援助	119
子どもの病気時の援助	0
保育所・学校等休み時の援助	81
保育所等施設入所前の援助	0
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	19
保護者等の求職活動中の援助	0
保護者等の冠婚葬祭による外出、ほかの子どもの学校行事の場合の援助	3
保護者等の買い物等外出の場合の援助	48
保護者等の病気、その他急用の場合の援助	499
学校の送り	11
家族等の通院等の場合の援助	1
習い事の送迎(主に学童・保育所からの習い事への送り迎え)	698
学校の迎え	11
学童保育所等の登所前の援助及び送り	160
合 計	3,543

資料:野田市資料

旧

(2) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターの会員数の合計は、増加傾向にあり、2018（平成 30）年度は 803 人と前年度に比較し大幅に増加しています。一方、利用件数は、おおむね横ばいで推移し、2018（平成 30）年度は、3,768件となっています。

会員・利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
会員合計(人)	597	620	616	661	803
利用会員(人)	433	458	451	505	642
提供会員(人)	117	117	123	117	120
両方会員(人)	47	45	42	39	41
年間延べ利用件数(件)	3,818	3,952	4,583	3842	3,768

資料:野田市資料

利用状況

内 容	平成 30 年度
保育所・幼稚園の登園前の援助及び送り	407
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の援助	500
学童の放課後の援助	225
学童保育のお迎え	0
学童保育のお迎え及び帰宅後の援助	517
子どもの病気時の援助	1
保育所・学校等休み時の援助	36
保育所等施設入所前の援助	35
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	117
保護者等の求職活動中の援助	30
保護者等の冠婚葬祭による外出、ほかの子どもの学校行事の場合の援助	5
保護者等の買い物等外出の場合の援助	162
保護者等の病気、その他急用の場合の援助	318
学校の送り	171
家族等の通院等の場合の援助	1
習い事の送迎(主に学童・保育所からの習い事への送り迎え)	755
学校の迎え	340
学童保育所等の登所前の援助及び送り	148
合 計	3,768

資料:野田市資料

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

（３）地域子育て支援センター

子育てを地域においてサポートする拠点として、認可保育所内に４か所の地域子育て支援センターを設置しており、相談事業を始め、子育て世代の交流、サークル支援、講座開催等の事業を行っています。

2019（令和元）年度までは、年間約 2,500 人の利用でしたが、**コロナ禍の影響で、市よりイベントの中止や電話での育児相談のみ等の要請を行ったため、令和２年度と令和３年度の利用人数が減少しています。**

年間延べ利用人数

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合計利用人数	2,669	2,557	2,341	775	370
東部保育所内 地域子育て支援センター	1,436	1,507	1,268	482	265
聖華保育園内 さくらんぼルーム	438	442	340	103	79
アスク七光台保育園内 ぽかぽかひろば	580	22	41	0	0
聖華未来のこども園内 コアラルーム	215	586	692	190	26

資料：野田市資料

（４）子育てサロン

乳幼児の親子同士の交流、育児から離れリフレッシュできる一時預かり、育児の悩み等の相談などの事業を行う「子育てサロン」の運営について、2017（平成 29）年度までは設置者のNPO法人に補助金を交付し、地域における子育て拠点づくりの推進を図っていましたが、一定数整備されたことから、事業運営に重点を置くため、2018（平成 30）年度から交流・相談・情報提供・講座関係の４事業を委託事業として実施することで、開設日・開設時間を統一しサービスの拡充を図っています。

令和 2 年度と３年度については、**コロナ禍の影響により事業未実施の期間があったことなどから利用人数が減少しています。**

年間延べ利用人数

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合計利用人数	20,424	12,586	10,573	3,626	4,081
「子育てサロン」 NPO 法人ゆう&みい	7,244	7,272	6,193	2,661	2,705
「ゆっくつくサロン」 NPO 法人子育て ネットワークゆっくつく	9,658	3,647	2,261	369	398
「スマイル」 ※NPO 法人 野田市どろんこの会	3,522	1,667	2,119	596	978

※平成 29 年度は一時預かり含む

資料：野田市資料

旧

（３）地域子育て支援センター

子育てを地域においてサポートする拠点として、認可保育所内に４か所の地域子育て支援センターを設置しており、2018（平成 30）年度で約 2,500 人の利用となっています。

地域子育て支援センターでは、相談事業を始め、子育て世代の交流、サークル支援、講座開催等の事業を行っています。

年間延べ利用人数

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計利用人数	4,091	3,401	2,607	2,669	2,557
東部保育所内 地域子育て支援センター	1,792	1,530	1,281	1,436	1,507
聖華保育園内 さくらんぼルーム	1,534	1,114	657	438	442
アスク七光台保育園内 ぽかぽかひろば	765	757	669	580	22
聖華未来のこども園内 コアラルーム				215	586

資料：野田市資料

（４）子育てサロン

乳幼児の親子同士の交流、育児から離れリフレッシュできる一時預かり、育児の悩み等の相談などの事業を行う「子育てサロン」の運営について、2017（平成 29）年度までは設置者のNPO法人に補助金を交付し、地域における子育て拠点づくりの推進を図っていましたが、一定数整備されたことから、事業運営に重点を置くため、2018（平成 30）年度から交流・相談・情報提供・講座関係の４事業を委託事業として実施することで、開設日・開設時間を統一しサービスの拡充を図っています。

年間延べ利用人数

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計利用人数	19,771	24,813	25,543	20,424	12,586
「子育てサロン」 NPO 法人ゆう&みい	6,085	8,762	8,570	7,244	7,272
「ゆっくつくサロン」 NPO 法人子育て ネットワークゆっくつく	6,979	12,230	13,421	9,658	3,647
「スマイル」 ※NPO 法人 野田市どろんこの会	6,707	3,821	3,552	3,522	1,667

※平成 30 年 4 月から、社会福祉法人 すくすくどろんこの会に変更

資料：野田市資料

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

※平成 30 年 4 月から、社会福祉法人 すくすくどろんこの会に変更

（5）つどいの広場

関宿地域における子育て拠点として、3歳までの乳幼児を育てる保護者とその子どもの交流や育児相談、講座の開催等の事業を行う、つどいの広場事業を NPO 法人に運営委託し実施しており、子育て中の保護者の負担感の緩和に努めています。

令和 2 年度と3年度については、コロナ禍の影響により事業未実施の期間があったことなどから利用人数が減少しています。

年間延べ利用人数

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合計利用人数	5,165	6,136	3,815	2,002	747

資料:野田市資料

（6）子ども館（児童館）

市内6か所の子ども館は、地域における児童の健全育成の拠点として、親子サークルなどによる交流事業、伝承遊びや工作などの指導、野外ゲームやスポーツ、人形劇などのイベントを企画し活動しています。また、各地域の公園等に出向く「出張子ども館」を実施しています。

また、市民ニーズに対応するため、新しい子ども館の整備を行いました。

なお、令和 2 年度と3年度については、コロナ禍の影響により事業未実施の期間があったことなどから利用人数が減少しています。

年間延べ利用人数

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合計利用人数(6館)※	90,564	93,772	67,735	24,836	27,059

資料:野田市資料

旧

（5）つどいの広場

関宿地域における子育て拠点として、3歳までの乳幼児を育てる保護者とその子どもの交流や育児相談、講座の開催等の事業を行う、つどいの広場事業を NPO 法人に運営委託し実施しており、子育て中の保護者の負担感の緩和に努めています。

年間延べ利用人数

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計利用人数	5,022	5,221	4,423	5,165	6,136

資料:野田市資料

（6）子ども館（児童館）

市内6か所の子ども館は、地域における児童の健全育成の拠点として、親子サークルなどによる交流事業、伝承遊びや工作などの指導、野外ゲームやスポーツ、人形劇などのイベントを企画し活動しています。また、各地域の公園等に出向く「出張子ども館」を実施しています。

また、市民ニーズに対応するため、新しい子ども館の整備を進めています。

年間延べ利用人数

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計利用人数(6館)※	89,070	94,386	98,093	90,564	93,772

資料:野田市資料

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新	旧
第4章 基本理念と基本目標 4 本プランの施策の主なポイントと新たな取組について 本プランは、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び子育て支援に関する量の確保等を示すとともに、法に基づく基本指針の改正を踏まえ、幼児教育・保育無償化の実施、特別な支援が必要な子どもへの施策の充実、児童虐待防止対策の強化、新・放課後子ども総合プランへの対応。また、子育て支援として、新たに位置付けた事業と既存事業の拡充に取り組みます。 1) 教育・保育の量の確保 (1) 待機児童等の解消の取組 保育所に入所できない方で育児休業中や他に通園可能な保育所がある場合は待機児童には含まれず、保留者として扱われますが、野田市は待機児童の解消とともにこれらの保留者の年度末時点での解消も目標としてまいりました。しかしながら、保留者については「単願」、「転園希望」等、緊急の必要性は低く、年度末時点の保留者を解消することは困難であり、過剰な目標となると判断しました。したがって、長期的な保育需要減少もふまえ、方針を転換し、今後は必要性の高い待機児童の解消に優先的に取り組むと同時に、年度末にかけて増加していく待機児童を減らすこと、特に年度の前半（9月まで）においては待機児童を発生させないように新子育て安心プラン（待機児童解消のため令和6年度までの整備にかかる補助率嵩上げ）を活用して取り組みます。・・・(P46～50) 3) 地域子育て支援事業の充実 (1) 充実した学童保育サービスの提供 児童数について、開発等により一時的に増加している学校区もありますが、少子化等の影響により第一学童と第二学童の児童数を合わせても、第二学童の定員に満たない学校区や第一学童と第二学童が隣り合った教室を利用していることで児童が少ない土曜日など統合保育が可能な環境にある学校区があります。 このような学校区については、児童の保育環境の改善と運営の効率化が図れることから、順次計画的に第二学童の運営を委託から直営に一本化することとし、今後、社会福祉協議会及び職員組合と協議を進めます。・・・(P87) (3) 幼児教育・保育無償化の対応 幼児教育・保育無償化の初年度については、財政負担を国が全額負担しましたが、2年度以降については、私立の施設については、国 1/2、県 1/4、市 1/4 の負担となり、市保育料を独自に国基準保育料より低く設定していた野田市にとって負担増とはなりませんでした。公立（指定管理含む）については、無償化の費用は全額市負担となりました。 公立保育所については、その一部は現状どおり継続し、一部については公私連携の導入等を検討する必要があります。 また、就学前児童数の減少の中で令和元年度の幼児教育・保育の無償化による保育需要が高まり、その後の令和4年度においても高く、本エンゼルプラン第5期計画期間中は高止まりを見込みます	第4章 基本理念と基本目標 4 本プランの施策の主なポイントと新たな取組について 本プランは、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び子育て支援に関する量の確保等を示すとともに、法に基づく基本指針の改正を踏まえ、幼児教育・保育無償化の実施、特別な支援が必要な子どもへの施策の充実、児童虐待防止対策の強化、新・放課後子ども総合プランへの対応。また、子育て支援として、新たに位置付けた事業と既存事業の拡充に取り組みます。 1) 教育・保育の量の確保 (1) 待機児童と潜在的保育ニーズへの実効的な取組 保育所に入所できない方で育児休業中や他に通園可能な保育所がある場合は待機児童には含まれず、保留者として扱われますが、野田市は待機児童の解消とともにこれらの保留者も入所できるように整備を進めてまいります。 具体的には、国は量の確保を定員数で求めています。定員の120%以内での弾力的運用を認めているため、保育所の整備及び既存保育所の定員増とともに、これを活用してまいります。また、待機児童及び保留者が年度末にかけて増加していく課題に対しては、小規模保育所等の地域型保育事業を活用していきます。・・・(P46～48) 3) 地域子育て支援事業の充実 (1) 学童保育所管理運営基準への対応 おおむね40人を超える集団のクラス分けを行うとともに、ひとクラスに2人の指導員（うち一人は放課後児童支援員）を配置します。また、過密化の解消に向けた施設整備や児童の振り分けなどに取り組みます。・・・(P81～82) (3) 幼児教育・保育無償化の対応 幼児教育・保育無償化の初年度については、財政負担を国が全額負担となりますが、2020（令和2）年度以降の財政支援については不透明であることから、国や県の動向を注視しながら無償化開始後の保育量を分析し財源確保を行う必要があります。 また、無償化の影響による待機児童増加が懸念される現状においては、公立保育所を含め保育士不足の解消を目指すために、現在の保育士確保対策の周知に努めるとともに、新規事業等の効果的な対策の検討を進めます。 保育量の確保については、就学前児童数の割合や推移、女性の就業率を始め保育のニーズ量を様々な方向から十分に分析を行い、無償化に伴う増加予測が難しい中でも、既存の民間認可保育施設の建

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新	旧
が、次期野田市エンゼルプラン第6期計画（令和7年度から）においては、長期的な人口減少への対応を検討する必要があります。・・・(P110) （４）特別な支援が必要な子どもの施策の充実 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正を踏まえ、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実として医療的ケア児の総合的な支援体制の構築が挙げられていることから、また、インクルーシブ教育を私立幼稚園を含め推進していくためにも、現在実施している「障がい児保育ための加配」、「グレーゾーンの児童がクラスに複数在籍する場合の加配」とともに市の支援体制の構築を推進していきます。・・・(P111) 4）既存事業の拡充 （１）子ども医療費助成制度の拡大 2020（令和2）年8月からは、無料化の対象を未就学児まで拡大し、2022（令和4）年8月からは、小学6年生まで拡大し、中学生についても300円から200円に減額しました。令和5年8月診療分から無料化の対象を中学3年生まで拡大し、さらに、医療費助成の対象を高校3年生まで拡大します。・・・(P282) （２）代替保育利用支援事業の充実（子育てサービス等利用支援助成事業） 保育所の入所が保留中で求職活動中や疾病等の利用要件の制限が多かったため利用者が少なかったことから、令和2年10月より対象者や対象施設を広げた「野田市子育てサービス等利用支援助成事業」として、保育所入所していても、保留中でも、保育の認定を受けている保護者全員に対し、冠婚葬祭やリフレッシュでも利用要件を問わず、利用した子育てサービスに係った保育料の1/2を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図っております。利用サービスに休日預かりを含めた認可外保育施設も加え、利用者が大幅に増加しています。・・・(P246) （３）子ども館の機能の充実・新しい子ども館の整備 既存子ども館は、規模が小さく古いことから、近隣市の大型児童センターを利用する子育て世帯が多く、市内に大型児童センターの建設要望が強いことから、清水地先に乳幼児から18歳までの全ての児童が安全に安心して利用できる大型児童センターとしてのだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）を整備しました。 運営については、子ども館の休館日（月・火・祝日）を解消するため社会福祉協議会に委託し開放していましたが、令和4年8月から、新しく整備したのだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）と既存の子ども館を含め、指定管理者による運営に代わることで、休館日（月・火・祝日）を開館日として運営します。 なお、インクルーシブの理念を取入れ、利用者の意向や運営協議会の意見を踏まえ、子育て支援や地域交流の拠点となる楽しく遊びながら学ぶことができる魅力的な施設運営を目指します。・・・(P122)	て替えや移設等の整備予定を把握するとともに、地域型保育事業等の多様な事業形態を踏まえて検討していきます。・・・(P99) （４）特別な支援が必要な子どもの施策の充実 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正を踏まえ、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実として医療的ケア児の総合的な支援体制の構築が挙げられていることから、現在実施している「障がい児保育ための加配」、「グレーゾーンの児童がクラスに複数在籍する場合の加配」とともに市の支援体制の構築を検討していきます。・・・(P100) 4）既存事業の拡充 （１）子ども医療費助成制度の拡大 2015（平成27）年8月から通院・調剤費の助成対象について、「小学3年生まで」から「中学3年生まで」に拡大し、さらに、2018（平成30）年8月から小さな子どもを育てる世帯の負担を更に軽減し、健康で安心した育児をしていただくため、3歳までの児童については医療費自己負担分について所得制限を設けずにすべて無料としています。・・・(P275) （２）児童虐待防止対策の強化 児童相談所との連携や関係機関との情報共有のためのシステム導入や要保護児童対策協議会の実務者会議の見直し、スクールロイヤーの配置など児童虐待防止対策の強化に努めます。・・・(P241～242)

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新	旧
（４）子ども家庭総合支援拠点 令和４年度に行われた組織改編により、子ども支援室はより子どもの発達支援に特化した、子どもの発達相談室に変更されたことから、子ども支援室が担っていた１８歳までの子育てに関する相談窓口は、子ども家庭総合支援拠点に一本化されました。・・・（P248） （５）ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実 養育費取得のため、相談事業を推進しますが、令和５年度から養育費に関する公正証書等作成費用及び養育費保証契約保証料について助成を行います。・・・（P260） ５）新たに取り組む主な事業 （１）幼児教育におけるインクルーシブ教育の推進 発達上の支援を要すると思われる園児が近年増加していることから、私立幼稚園を含めた市全体でインクルーシブ教育を推進します。そのため、令和４年１０月から、私立幼稚園に支援を要する園児を受け入れるために加配した職員の人件費等の補助制度を創設する等、私立幼稚園を支援していきます。・・・（P80） （２）連携型地域子育て支援拠点事業の充実 新しく整備したのだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）と既存の子ども館を含め令和４年８月から指定管理者による運営に移行するにあたり、子ども・子育て支援法に基づく連携型の地域子育て支援拠点事業として、サークル、相談、講座開催、情報提供の基本４事業を行います。・・・（P95） （３）休日預かり保育事業 令和２年１０月から休日（日曜・祝日）に保育を必要とするすべての保護者が冠婚葬祭やその他の事業等により、緊急に保育の必要性が生じた場合において、子どもを一時預けることにより保護者の育児疲れや心理的な負担を軽減することを目指し、要件（保育認定事由）に関わらず利用できるよう、NPO法人２施設で休日預かり保育事業を実施しています。・・・（P105） （４）不育症及び不妊治療費の一部費用助成事業 妊婦健診や乳児健診の回数の増加や公的医療保健の適用、子ども医療費の拡充により、十分な助成が受けられる状況となったことから、制度を終了し、妊娠・出産・子育て期における魅力のある市の支援策拡充の一環として、子どもを望む夫婦の経済的な負担を軽減するため、不育症及び不妊の検査について費用の一部を助成します。・・・（P161） （５）子どもの発達相談室による支援の推進 令和４年度より子ども支援室は、子どもの発達相談室に名称変更となり、１８歳までのお子さんの発達に関する支援を特化して行うことになり、心理士・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等を配置し、発達相談支援事業、巡回相談支援事業を行っています。さらに、ことば相談室・あさひ育成園・こだま学園を所管し、各所と密に連携をとりながら支援を実施していきます。１８歳までの子育てに関する総合相談窓口は、子ども家庭総合支援拠点に引き継ぎます。・・・（P162）	５）新たに取り組む主な事業 （１）新しい子ども館の整備 子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、異年齢の子どもたちが集い、遊びを通して交流することで自主性や社会性、創造性を身に付ける「学び」の場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場として、さらには、子どもたちの体験活動を市民が支え、多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点として、清水地先に新たに子ども館の整備を進めます。・・・（P114～115） （２）市長と話そう集会の実施 市長が学校を訪問し、希望する子どもたちと直接、意見交換を行い、出された意見や要望から、子どもたちの将来のために何をすべきかを考え施策に反映させていきます。・・・（P122） （３）子ども未来教室の開催 野田市の将来を担う子どもたち全てが学校の授業を理解できるよう、児童生徒の自主的な学習をサポートし、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として、全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、支援していきます。・・・（P196～197） （４）子ども家庭総合支援拠点の整備 子ども家庭総合支援拠点の機能を有する新しい課を設置し、関係機関等との情報共有や連携強化と合わせて児童虐待防止対策の強化に努めます。・・・（P243）

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新	旧
5 施策の整理について 第5期計画に位置付けた以下の施策については、中間見直しにおいて制度改正や目的達成のため整理し、再編や廃止しています。 （１）世代間交流事業の充実 事業番号 39 学校・地域の方々の協力を得ながら、市内小中学校で「ふるさと伝承講座」を開催し、世代間の交流を推進していましたが、指導課で実施する地域教育プラットフォーム事業と内容・講師が重複するため令和 3 年度から廃止とするものです。 （２）新しい子ども館の整備 事業番号 42 令和 4 年 5 月に整備が完了し、ネーミングライツにより「のだしこども館 supported by kikkoman」として 10 月 1 日に指定管理者による運営でオープンしました。整備事業は完了しましたので、当該事業を廃止し、子ども館の機能の充実に引き継ぎます。 （３）母子等医療費の助成の推進 事業番号 78 母子等医療費助成金制度が制定された昭和 47 年当時は、現在に比べ妊婦健診、乳幼児健診の検査項目や公費負担回数も少なく、妊娠出産の経済的負担が大きい状況でした。妊娠出産に伴う疾患があった場合には、入院等によりさらに経済的な負担が大きくなることからこの制度が制定されました。しかし現在は、妊婦健診の回数も 14 回分、乳児健診についても2回分あります。また、出産育児一時金については 42 万円または 40 万 8 千円（令和 3 年 12 月 31 日以前の出産の際は 40 万 4 千円）が支給されており、以前に比べ負担軽減が図られ、子どもや新生児の医療費についても、公的医療保険の適用や子ども医療費助成の拡充により十分な助成が受けられる状況となっていることから制度としての役目を終えたため制度を終了しました。 （４）子ども支援室による支援事業の充実 事業番号 79 子ども支援室は、18 歳までの子育てに関する総合相談窓口としておりましたが、令和4年度に行われた組織改編により、子どもの発達支援に特化した「子どもの発達相談室」に変更されました。子ども支援室が担っていた 18 歳までの子育てに関する相談窓口は、児童福祉法に規定される「18 歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を切れ目なく継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結びつける」子ども家庭総合支援拠点に一本化されたため、子ども支援室による支援事業を廃止とするものです。	5 施策の整理について 第4期計画に位置付けた以下の施策については、見直しを行い制度改正や目的達成のため整理し再編や廃止することとし、第5 期計画においては位置付けません。 （１）訪問型一時保育事業 当該事業は、自宅で子どもを保育している保護者（専業主婦等）が傷病や介護などにより、家庭で児童を保育することが困難な場合、保育士等を家庭に派遣し児童を保育する事業ですが、市単独事業であることから財政効率が悪いことや自宅に訪問し保護者不在の中で保育を行うことなどから、利用ニーズは比較的多くはありません。また、2018（平成 30）年度から、類似する育児支援家庭訪問事業を拡充し、保育所や幼稚園等に所属していない児童（自宅で保育されている児童）についても支援対象としたことやファミリー・サポート・センター事業でも育児支援を行っていることから、市民サービスを維持した上で財政負担の軽減が図れるため廃止とするものです。 （２）巡回相談等による相談支援体制 虐待の未然防止等を図る目的で、巡回相談を実施していますが、発達に関する相談が多い現状や児童虐待の未然防止や早期発見が母子保健事業に位置付けられています。このような中で、2019（令和元）年度から子ども支援室が補助事業である「巡回支援専門員整備事業」を活用し、専門職（臨床心理技術者、作業療法士、保健師）による巡回相談を効率的・効果的に実施できることから、「巡回支援専門員整備事業」に再編し実施するものです。なお、虐待が疑われる場合は、巡回を待たずに即時対応するものです。 （３）育児学級 心身の悩みや、育児負担を強く感じている親が保健師・助産師・栄養士・保育士・心理士等の専門職に気軽に相談できる場として育児学級を実施していましたが、育児教室の対象となる親は、心身の悩みを持った者や、集団になじみにくい者も多いことから、子ども支援室の個別相談で対応することや、親子教室や子育て相談会で対応が可能であることから終了するものです。 （４）子ども放送局事業 文部科学省がインターネットで配信する子どもたちに夢と希望を与える映像等を公民館で視聴していましたが、2017（平成 29）年度からインターネットの配信がなくなったことから廃止とするものです。 （５）親子交通安全大会 野田交通安全協会が、主催となり毎年春に文化会館において「親子の交通安全大会」を実施していましたが、社会情勢の変化や多様化から、各幼稚園からの要望に基づき、野田警察署と野田交通安全協会が幼稚園に出向き、より身近な交通安全教室として見直し事業を実施するものです。 （６）福祉用自動車の貸出し 社会福祉の育成、向上を目的に社協に委託して 2017（平成 29）年度まで福祉車両の貸出しを実施

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新	旧
	していましたが、社会福祉協議会が独自に実施している「福祉車両貸出事業」とサービス内容が重複することから、「福祉車両貸出事業」に一元化して実施することとし廃止するものです。 (7) 私立幼稚園就園奨励金事業 私立幼稚園に就園させている保護者の経済的負担の軽減を目的としていますが、2019（令和元）年10月から実施される幼児教育の無償化に伴い廃止するものです。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

第5章 サービス供給の事業量と確保量

3 教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策

■教育における量の見込み

単位(人)

	実績		実績			
	平成 30 年度		令和2年度		令和3年度	
	合計		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
			3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上
①量の見込み	1,709 (定員 2,841)		1,407	96	1,329	102
1,503			1,431			
②確保の内容			2,370		2,343	
②－①			867		912	

	実績		見込み			
	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
	3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上
①量の見込み	1,261	93	1,204	89	1,133	84
	1,354		1,293		1,217	
②確保の内容	2,328		2,141		2,141	
②－①	974		848		924	

○ 1号認定・・・子どもが満3歳以上で幼稚園等での教育を希望

○ 2号認定・・・子どもが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し保育所等で保育を希望

○ 3号認定・・・子どもが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し保育所等で保育を希望

確保の内容は、教育・保育施設における定員数の実績値。

■保育における量の見込み

単位(人)

	実績		実績					
	平成 30 年度		令和2年度			令和3年度		
	合計		2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定
			3歳以上	0歳	1-2 歳	3歳以上	0歳	1-2 歳
①量の見込み	2,076 (定員 2,207)		1,392	138	847	1,433	131	824
②確保の内容			1,436	163	786	1,452	168	793
②－①			0	4	11	0	7	27
②－①			44	29	▲50	19	44	▲4

	実績		見込み						
	令和4年度		令和5年度			令和6年度			
	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	
	3歳以上	0歳	1-2 歳	3歳以上	0歳	1-2 歳	3歳以上	0歳	1-2 歳
①量の見込み	1,453	157	837	1,469	172	871	1468	169	861
②確保の内容	1,503	174	804	1,528	170	810	1,558	176	828
②－①	0	8	31	0	8	31	0	8	31
②－①	50	25	2	59	6	▲30	90	15	▲2

旧

第5章 サービス供給の事業量と確保量

3 教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策

■教育における量の見込み

単位(人)

	実績		見込み			
	平成 30 年度		令和2年度		令和3年度	
	合計		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
			3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上
①量の見込み	1,709 (定員 2,841)		1,274	703	1,242	685
1,977			1,927			
②確保の内容			2,376		2,376	
②－①			399		449	

	実績		見込み			
	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
	3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上
①量の見込み	1,168	645	1,117	616	1,079	595
	1,813		1,733		1,674	
②確保の内容	2,376		2,376		2,376	
②－①	563		643		702	

※量の見込みについては平成 30 年度実施の子育てに関する意向調査（ニーズ調査）の結果を使用。

■保育における量の見込み

単位(人)

	実績		見込み					
	平成 30 年度		令和2年度			令和3年度		
	合計		2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定
			3歳以上	0歳	1-2 歳	3歳以上	0歳	1-2 歳
①量の見込み	2,076 (定員 2,207)		1,148	489	859	1,119	485	808
②確保の内容			1,456	171	775	1,456	171	775
②－①			0	4	11	0	10	23
②－①			308	▲314	▲73	337	▲304	▲10

	実績		見込み						
	令和4年度		令和5年度			令和6年度			
	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	
	3歳以上	0歳	1-2 歳	3歳以上	0歳	1-2 歳	3歳以上	0歳	1-2 歳
①量の見込み	1,053	480	813	1,006	476	813	972	471	816
②確保の内容	1,456	171	775	1,456	171	775	1,456	171	775
②－①	0	10	23	0	10	23	0	10	23
②－①	403	▲299	▲15	450	▲295	▲15	484	▲290	▲18

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新	旧
■教育・保育における提供体制・確保方策の考え方 本プランのニーズ量は平成30年度実施の子育てに関する意向調査に基づくニーズ量で、実態と乖離していたため、実績と推計により今回の見直しを行ったものです。 1号の見込みは、令和2年度から4年度までについては実績値、令和5年度及び6年度については、令和4年度の実績値に、令和2年から4年における各4月1日時点の児童の年齢別人口増減率を乗じた推計値としております。令和5年度からは、関宿南部幼稚園の休園に伴う量の見込み及び確保の内容を反映しております。 2号認定・3号認定の量の見込みは、令和2年度から4年度までについては実績値。令和5年度及び6年度については、年齢別人口の推移と保育所等申込率の推移からの推計値。確保の内容は、令和2年度から令和4年度までについては実績値。令和5年度及び令和6年度については、新子育て安心プラン（待機児童解消のため採択されると令和6年度まで補助率嵩上げ（国 1/2→2/3、市 1/4→1/12）で施設整備ができる）において厚生労働省に採択された確保量としております。 ◆教育 近年増加している発達上の支援を要する園児の受け皿としての役割を担っている野田幼稚園において、2022（令和4年）10月から3年保育を開始するとともに、市全体でインクルーシブ教育を推進します。 また、関宿南部幼稚園及び関宿中部幼稚園では、令和4年度の4歳児クラスの入園希望者が合計で8人にとどまったことを受け、共同性等を育むためには一定の規模の集団を維持する必要があることや、園舎の状況等を総合的に勘案した結果、関宿南部幼稚園を令和5年度に休園し、関宿中部幼稚園を存続させる形で統合することとし、令和5年度以降の確保の内容について、公立幼稚園の定員数を利用実態に即したものと見直してまいります。 ◆保育 （1）待機児童の推移 野田市では、民設民営保育所を、順次整備するとともに、定員の弾力化の活用により、待機児童の解消に努めてきました。2016（平成28）年から2018（平成30）年には、3年連続で待機児童0人を達成することができましたが、2019（令和元）年10月からの幼児教育・保育の無償化	（1）量の見込みは、平成30年度実施の子育てに関する意向調査に基づくニーズ量としています。 （2）確保の内容は、教育・保育施設における定員数の実績値としています。 ただし、教育・保育施設の確保予測が、幼児教育・保育無償化の影響で不透明であり、適確に見込めないことから、令和2年度及び3年度の施設整備には柔軟に対応しつつ、今後2年間の推移を見極め、中間年度の令和4年度に見直しを行います。 ○1号認定・・・子どもが満3歳以上で幼稚園等での教育を希望 ○2号認定・・・子どもが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し保育所等で保育を希望 ○3号認定・・・子どもが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し保育所等で保育を希望 ■教育・保育における提供体制・確保方策の考え方 1号認定の確保の内容については、私立幼稚園の「施設型給付」への移行の意思が現段階ではおおむね消極的であり、1号認定の利用者数が想定できないため、これまでの利用実績等に基づく推計値を参考として記載しました。 2号認定・3号認定については、「認定こども園」に関する事業者の意思は消極的な中で、令和2年度には幼保連携型認定こども園1施設の開園を予定しております。当該施設の整備により、待機児童の大半を占める低年齢児の定員を確保することができると考えております。 また、3号認定の量の確保について、これまでの市の基本的な考え方としては、認可保育所の整備による待機児童対策を優先することとしており、今後の施設整備等においては、公立保育所の在り方も含め、地域型保育事業（小規模保育施設A型等）を活用し確保していくことを検討します。 なお、ニーズ量は今後の就労意向に基づき算出しているため、特に3号認定で大きくなり、確保の内容との間にかい離差が生じていますが、基本的にはニーズ量を量の見込みとしています。 ◆教育 教育については、利用定員を認可定員の範囲で設定するとした国の方針に従い、公立幼稚園を含めた認可定員数により設定します。 なお、2018（平成30）年度の利用実績は認可定員数を下回っていることから、今後の私立幼稚園の施設型給付への移行を注視し、2020（令和2）年度以降の提供体制と確保方策を検討します。 ◆保育 （1）待機児童の推移 野田市では、民設民営保育所を、順次整備するとともに、定員の弾力化の活用により、待機児童の解消に努めてきました。2016（平成28）年から2018（平成30）年には、3年連続で待機児童0人を達成することができましたが、再び増加傾向を示しています。さらに、年度当初の待機児童を解消で

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新						旧					
により保育需要が高まり、待機児童が発生しました。施設整備や利用調整時のあっせん等により、2021（令和3）年から2022（令和4）年には、2年連続で待機児童0人を達成できましたが、保育需要は依然として高く、年度当初の待機児童を解消できたとしても、年度末に向けて待機児童が増加していくことが課題となっています。						きたとしても、年度末に向けて待機児童が増加していくことが大きな課題となっています。					
待機児童の推移						待機児童の推移					
(単位：人)						(単位：人)					
年 度	4 月	9 月	3 月	定 員	新規開設	年 度	4 月	3 月	定 員	新規開設	
平成 29 年度	0	22	100	2,178	聖華未来のこども園 69	平成 26 年度	16	109	1,970		
平成 30 年度	0	47	139	2,207	聖華未来のこども園 29 増員	平成 27 年度	10	56	1,985	ひばり 15	
平成 31 年度	9	62	128	2,217	聖華未来のこども園 10 増員	平成 28 年度	0	77	2,109	すくすく分園 54、7 園定員 10 増員	
令和 2 年度	1	30	106	2,400	のだのこども園 100 やなぎさわ幼稚園・保育園 71 聖華未来のこども園 12 増員	平成 29 年度	0	100	2,178	聖華未来のこども園 69	
令和 3 年度	0	20	78	2,447	柳沢くる 19 のだのこども園 29 増員 やなぎさわ幼稚園・保育園 19 増員 花輪 ▲20 減員	平成 30 年度	0	139	2,207	聖華未来のこども園 29 増員	
令和 4 年度	0			2,520	しみず空と杜 60 やなぎさわ幼稚園・保育園 15 増員 アートチャイルドケア野田東部みどり 8 増員 ひばり 5 増員 尾崎▲15 減員	平成 31 年度	9		2,217	聖華未来のこども園 10 増員	
(2) 待機児童と保留者						(2) 待機児童と保留者					
待機児童の定義について、2015（平成 27）年度の改正では、これまで自治体の判断に委ねていた求職活動中の場合も基本的に待機児童に含めることとしたことから、待機児童の範囲が拡大されました。ただし、どのような場合を求職活動中とするかは、自治体の判断に委ねられました。このため、野田市では、原則としてハローワークや野田市無料職業紹介所等を通じるなどして、定期的に求職活動を行っている場合を「求職活動中」とすることとしました。また、2017（平成 29）年度には、親に復職の意思がある場合は、育児休業中でも待機児童に含める改正を行いました。						待機児童の定義について、2015（平成 27）年度の改正では、これまで自治体の判断に委ねていた求職活動中の場合も基本的に待機児童に含めることとしたことから、待機児童の範囲が拡大されました。ただし、どのような場合を求職活動中とするかは、自治体の判断に委ねられました。このため、野田市では、原則としてハローワークや野田市無料職業紹介所等を通じるなどして、定期的に求職活動を行っている場合を「求職活動中」とすることとしました。					
保育所入所のための利用認定を受けても、保育所に入所できない児童は、待機児童に限りません。特定の施設のみを希望（単願）する場合や他に通園可能な保育所がある場合などは待機児童に含まれず、保留者として取り扱われます。						また、2017（平成 29）年度には、親に復職の意思がある場合は、育児休業中でも待機児童に含める改正を行いました。					
野田市では、年度末までの待機児童の解消に取り組むと同時に、これら保留者の解消も目標としてきましたが、保留者を分析した結果、「単願による申込み」、「転園希望」、「通園可能園があるが希望しない」で保留者全体の8割を占め、その他は「求職活動をしていない」「復職する意思が無い」「市外からの希望者」であることから、緊急の必要性は低いことを確認しました。						保育所入所のための利用認定を受けても、保育所に入所できない児童は、待機児童に限りません。特定の施設のみを希望（単願）する場合や他に通園可能な保育所がある場合などは待機児童に含まれず、保留者として取り扱われます。					
						野田市では、待機児童の解消に取り組むと同時に、これら保留者も保育所に入所できるよう整備を進めます。					

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

保留者の内訳

(単位：人)

保留者の状況	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
単願による申し込み	40	32	42
転園を希望	32	21	26
他に通園可能園があるが希望しない	32	11	15
求職活動をしていない	14	6	9
育児休業中で復職する意思がない	0	7	10
市外からの希望者	4	2	6
合計	122	79	108

(3) 待機児童解消野田市計画

上記(2)の分析結果から、保留者解消は現実的な目標ではなく、また保育の必要性の高い待機児童についても、年度末時点で解消することは困難であり、過剰な目標となることから、長期的な保育需要減少もふまえ、方針を転換し、今後は必要性の高い待機児童の解消に優先的に取り組むと同時に、年度末にかけて増加していく待機児童を減らすこと、特に年度の前半(9月まで)においては待機児童を発生させないように取り組んでまいります。

令和4年度から令和6年度については、保育需要が高い水準が維持されると推計し、定員の120%以内での運用とあわせて、新子育て安心プラン(待機児童解消のため採択されると令和6年度まで補助率嵩上げ(国 1/2→2/3、市 1/4→1/12)で施設整備ができる)を活用し、年度途中を含めた待機児童解消を図ってまいります。

待機児童解消野田市計画				(人)
年度		3歳以上	0歳	1・2歳
令和2年度 (実績)	量の見込み	1,392	138	847
	市計画	1,436	167	797
	過不足	44	29	▲50
令和3年度 (実績)	量の見込み	1,433	131	824
	市計画	1,452	175	820
	過不足	19	44	▲4
令和4年度 (実績)	量の見込み	1,453	157	837
	市計画	1,503	182	835
	過不足	50	25	▲2
令和5年度 (見込)	量の見込み	1,469	172	871
	市計画	1,528	178	841
	過不足	59	6	▲30
令和6年度 (見込)	量の見込み	1,468	169	861
	市計画	1,558	184	859
	過不足	90	15	▲2

旧

(3) 待機児童・保留者解消野田市計画

国は、量の確保を定員数で求めています。運用として定員の120%以内での弾力的活用を認めています。児童数が減少傾向にある中で、定員での確保は将来的に過剰となる可能性が高いので、野田市では保育所の整備及び既存保育所の定員増とともに、定員の弾力化により、待機児童・保留者の解消を進めてまいります。また、待機児童・保留者が、年度末にかけて増加していく課題に対しては、0歳児から2歳児までを対象とする小規模保育所等の地域型保育事業を活用してまいります。

待機児童・保留者解消野田市計画					(人)
年度		3歳以上	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み	1,358	140	821	
	市計画	1,456	175	786	
	過不足	98	35	▲35	
令和3年度	量の見込み	1,313	135	790	
	市計画	1,456	181	798	
	過不足	143	46	8	
令和4年度	量の見込み	1,313	135	790	
	市計画	1,456	181	798	
	過不足	143	46	8	
令和5年度	量の見込み	1,313	135	790	
	市計画	1,456	181	798	
	過不足	143	46	8	
令和6年度	量の見込み	1,313	135	790	
	市計画	1,456	181	798	
	過不足	143	46	8	

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

(年度末にかけての見込みと確保の状況)

(人)

年 度		9月			3月		
		3 歳以上	0 歳	1・2 歳	3 歳以上	0 歳	1・2 歳
令和2年度 (実績)	量の見込み	1,404	220	889	1,401	371	922
	市計画	1,463	172	810	1,463	172	810
	過不足	59	▲48	▲79	62	▲199	▲112
令和3年度 (実績)	量の見込み	1,462	245	885	1,466	408	900
	市計画	1,479	180	833	1,479	180	833
	過不足	17	▲65	▲52	13	▲228	▲67
令和4年度 (見込)	量の見込み	1,482	294	899	1,486	489	914
	市計画	1,503	182	835	1,503	182	835
	過不足	21	▲112	▲64	17	▲307	▲79
令和5年度 (見込)	量の見込み	1,499	322	935	1,503	536	951
	市計画	1,528	178	841	1,528	178	841
	過不足	29	▲144	▲94	25	▲358	▲110
令和6年度 (見込)	量の見込み	1,498	316	925	1,502	526	940
	市計画	1,558	184	859	1,558	184	859
	過不足	60	▲132	▲66	56	▲342	▲81

4 地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に位置付けられた 13 事業のうち、多様な主体の参入促進事業を除く 12 事業について実施しています。

計画と実績が乖離した要因を分析し「量の見込み」、「確保の内容」について見直しを行います。

旧

(年度末における量の見込みと確保の状況)

(人)

年 度		3 歳以上	0 歳	1・2 歳
令和2年度	量の見込み	1,367	205	852
	市計画	1,456	175	786
	過不足	89	▲30	▲66
令和3年度	量の見込み	1,322	200	821
	市計画	1,456	181	798
	過不足	134	▲19	▲23
令和4年度	量の見込み	1,322	200	821
	市計画	1,456	181	798
	過不足	134	▲19	▲23
令和5年度	量の見込み	1,322	200	821
	市計画	1,456	181	798
	過不足	134	▲19	▲23
令和6年度	量の見込み	1,322	200	821
	市計画	1,456	181	798
	過不足	134	▲19	▲23

(4) 計画の変更

本プランに位置付ける「量の見込み」及び「確保の内容」は、ニーズ量と実績が乖離している部分があることから、計画に位置付けた量の見込みと確保の内容の補正については、待機児童数の状況、事業者の施設型給付への移行や教育・保育施設創設の意向及び進捗を把握した上で、また、2019（令和元）年 10 月に創設された幼児教育・保育無償化の影響も不透明であり量の見込みが予測困難な状況であることから、今後2年間の推移を見極め、中間年度の 2022（令和4）年度に見直しを行い、児童福祉審議会における審議を経て変更することとします。

4 地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に位置付けられた 13 事業のうち、多様な主体の参入促進事業を除く 12 事業について実施しています。今後の方向性については、国の基本指針の改正を踏まえ、幼児教育・保育の無償化や地域子育て支援事業の充実を図ります。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

1) 地域子育て支援事業の量の見込み一覧

		平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)
利用者支援事業		1か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
一時預かり事業	幼稚園	43,341 人日/年	36,434 人日/年	22,554 人日/年	24,737 人日/年	27,210 人日/年	29,931 人日/年	32,924 人日/年
	上記以外	1,806 人日/年	275 人日/年	300 人日/年	414 人日/年	571 人日/年	787 人日/年	1,086 人日/年
放課後児童健全育成事業	低学年	1,569人 (年平均/月)	1,562人 (年平均/月)	1,503人 (年平均/月)	1,454人 (年平均/月)	1,122人 305人	1,095人 296人	1,092人 282人
	高学年							
	合計					1,427人	1,391人	1,374人
地域子育て支援拠点事業		2,337 人回/月	1,732 人回/月	800 人回/月	717 人回/月	3,463 人回/月	3,838 人回/月	3,913 人回/月
妊婦健診事業		9,696 人回/年	9,591 人回/年	9,020 人回/年	9,025 人回/年	9,600 人回/年	9,600 人回/年	9,600 人回/年
乳児家庭全戸訪問事業		832人	834人	784人	806人	830人	830人	830人
養育支援訪問事業		9人	11人	3人	4人	20人	20人	20人
子育て短期支援事業		9人 人日/年	66人 人日/年	61 人日/年	88 人日/年	127 人日/年	183 人日/年	264 人日/年
ファミリー・サポート・センター事業		3,768 人日/年	4,193 人日/年	1,993 人日/年	3,543 人日/年	3,654 人日/年	3,530 人日/年	3,451 人日/年
延長保育事業		1,137人/月	1,094人/月	845人/月	1,017人/月	1,094人/月	1,094人/月	1,094人/月
病児・病後児保育事業		500 人日/年	495 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	200 人日/年	240 人日/年	240 人日/年
実費徴収に係る補足給付事業	副食費	-	559	1,007	1,509	1,800	1,800	1,800
	主食費	-	559	1,007	1,509	1,800	1,800	1,800
	教材費等	24 人月/年	32 人月/年	21 人月/年	28 人月/年	44 人月/年	44 人月/年	44 人月/年

2) 地域子育て支援事業の提供体制の確保内容等

(1) 利用者支援事業

■量の見込み

	実績				見込		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	2	2	2	2	2	2
②確保の内容					2	2	2
②-①					0	0	0

旧

1) 地域子育て支援事業の量の見込み一覧

		平成30年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)
利用者支援事業		1か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
一時預かり事業	幼稚園	43,341 人日/年	36,158 人日/年	35,237 人日/年	32,934 人日/年	31,552 人日/年	30,401 人日/年
	上記以外	1,806 人日/年	995 人日/年	960 人日/年	933 人日/年	921 人日/年	911 人日/年
放課後児童健全育成事業	低学年	1,569人 (年平均/月)	1,104人	1,041人	1,048人	1,005人	989人
	高学年		685人	665人	631人	616人	584人
	合計		1,789人	1,706人	1,679人	1,621人	1,573人
地域子育て支援拠点事業		2,337 人回/月	3,333 人回/月	3,187 人回/月	3,189 人回/月	3,183 人回/月	3,182 人回/月
妊婦健診事業		9,696 人回/年	10,000 人回/年	10,000 人回/年	10,000 人回/年	10,000 人回/年	10,000 人回/年
乳児家庭全戸訪問事業		832人	900人	900人	900人	900人	900人
養育支援訪問事業		9人	20人	20人	20人	20人	20人
子育て短期支援事業		9人 人日/年	434 人日/年	415 人日/年	402 人日/年	382 人日/年	366 人日/年
ファミリー・サポート・センター事業		3,768 人日/年	3,884 人日/年	3,697 人日/年	3,654 人日/年	3,530 人日/年	3,451 人日/年
延長保育事業		1,137人/月	829人/月	802人/月	775人/月	756人/月	744人/月
病児・病後児保育事業		500 人日/年	595 人日/年	577 人日/年	549 人日/年	522 人日/年	500 人日/年

2) 地域子育て支援事業の提供体制の確保内容等

(1) 利用者支援事業

■量の見込み

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

旧

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

子育て世代包括支援センターである保健センター（子ども支援室を含む。）と関宿保健センターで、本事業の「母子保健型」を実施しました。

また、子ども支援室で実施している子育て支援総合コーディネート事業が本事業の「特定型」に該当しています。なお、組織改編により令和4年度より子ども支援室は、子どもの発達相談室に名称変更となり、本事業は保健センター母子保健係において実施してまいります。

○量の見込み

引き続き、保健センターと関宿保健センターの2か所で、本事業の「母子保健型」を実施します。

○確保の内容

引き続き、保健センターと関宿保健センターの2か所で、本事業の「母子保健型」を実施します。

（2）一時預かり事業

■量の見込み

単位（人日／年）

		実績				見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園での預かり保育	①量の見込み	43,341	36,434	22,554	24,737	27,210	29,931	32,924
	②確保の内容					46,326	46,326	46,326
	②－①					19,116	16,395	13,402
上記以外の一時預かり	①量の見込み	1,806	275	300	414	571	787	1,086
	②確保の内容					5,832	5,832	5,832
	②－①					5,261	5,045	4,976

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

幼稚園以外の一時預かり保育は、家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、適当な設備を備える保育所等において保育を行っています。

平成30年度において保育所等5施設で一時預かりを実施していましたが、保育所等整備により、保育所等の入所者が増加したことに伴い、利用者が減少し、平成30年度末に2施設事業廃止、令和2年度末に1施設事業廃止したことから、令和2年度以降は2施設で実施しています。

現在実施している2施設の現状の利用ニーズとしては、リフレッシュでの利用や保育園に入園できなかった就労の保護者の利用回数が多い状況です。今後も利用人数の動向及び利用ニーズを見極め、一時保育の実施量を定めていく必要があります。

○量の見込み

令和3年度は利用が増加したことから、令和2年度の利用実績と令和3年度の利用実績を比較して算出した上昇率を基に令和3年度の利用実績に上昇率を乗じて令和4年度以降の見込を積算するものです。

■提供体制・確保方策の考え方

○利用者支援事業は、子育て世代包括支援センターである保健センター（子ども支援室を含む。）と関宿保健センターで、本事業の「母子保健型」を実施しています。

また、子ども支援室で実施している子育て支援総合コーディネート事業が本事業の「特定型」に該当しています。

（2）一時預かり事業

■量の見込み

単位（人日／年）

		実績	見込み				
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園での預かり保育	①量の見込み	43,341	36,158	35,237	32,934	31,552	30,401
	②確保の内容		85,800	85,800	85,800	85,800	85,800
	②－①		49,642	50,563	52,866	54,248	55,399
上記以外の一時預かり	①量の見込み	1,806	995	960	933	921	911
	②確保の内容		7,308	7,308	7,308	7,308	7,308
	②－①		6,313	6,348	6,375	6,387	6,397

■提供体制・確保方策の考え方

○地域子育て拠点で行われている「一般型」の一時預かりについては、配置基準等を遵守した上で、事業を展開していきます。

○「幼稚園型」については、2号認定児童に対する教育・保育の提供量確保の意味からも、私立幼稚園と連携を進めていきます。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

旧

○確保の内容

幼稚園の預かり保育については預かり保育を行っている市内幼稚園 5 園および認定こども園 1 園の年間受け入れ可能人数を合計したものとします。

幼稚園の預かり保育以外の一時預かりについては、現在実施している2施設分の利用定員に平日日数（243 日）を乗じた人数とします。

（3）放課後児童健全育成事業

■量の見込み

単位(人)

		実績				見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年	1,569 (月平均)	1,562 (月平均)	1,503 (月平均)	1,454 (月平均)	1,122	1,095	1,092
	高学年					305	296	282
	合計					1427	1,391	1,374
②確保の内容						1,679	1,679	1,679
②－①						252	288	305

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

学童保育所については、核家族化や共働き家庭の増加により児童数が増加し、過密化対策として、第二学童の整備を進めてきました。

児童数については、開発等により一時的に増加に転じる学校区もありますが、少子化等の影響により、全体では平成 30 年度をピークに減少に転じていますので、「量の見込み」を見直します。

なお、市が直接運営している第一学童と、委託により運営している第二学童があり、少子化の影響により第一学童と第二学童の児童数を合わせても、第二学童の定員に満たない学校区については統合を進めます。また、第一学童と第二学童が隣り合った教室を利用していることで児童が少ない土曜日など統合保育が可能な環境にある学校区がありますので、保育環境の改善と運営の効率化を図りつつ必要となる供給体制（「確保の内容」）を確保します。

○量の見込み

令和5年度及び6年度の小学校の児童数の見込みを基に、学童の入所率の推移から学童を利用する児童数を推計します。

なお、入所率は近年横ばいで推移していることから、令和3年度の入所率を基に見込みます。

○確保の内容

現在の学童全体の定員 1,775 人から七光台学童の定員 42 人と岩木学童の定員 54 人を除いた 1,679 人を新たな定員とします。

（3）放課後児童健全育成事業

■量の見込み

単位(人)

		実績		見込み				
		平成30年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年	1,569 (月平均)		1,104	1,041	1,048	1,005	989
	高学年			685	665	631	616	584
	合計			1,789	1,706	1,679	1,621	1,573
②確保の内容				1,775	1,775	1,775	1,775	1,775
②－①				▲14	69	96	154	202

■提供体制・確保方策の考え方

○二 ーズ調査の結果による量の見込みに対してはおおむね確保される見通しですが、小学校区の単位で過密化が常態化する場合は、施設整備に取り組みます。

また、児童の入所バランスにより過密化している学童保育所については、抽選による振り分けを行います。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

(4) 地域子育て支援拠点事業

■量の見込み

単位(人回/月)

	実績				見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	2,337	1,732	800	717	3,463	3,838	3,913
②確保の内容					4,800	5,300	5,300
②－①					1,337	1,462	1,387

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

子育てサロン等の支援拠点については、令和2年度と3年度は、実績値が大きく減少していますが、コロナ禍の影響により事業を中止した期間があることや利用者が感染対策として外出を控える傾向があったことが大きな要因となっていますので、令和2年度以降については、コロナ禍の影響がない平成28年度から平成30年度の3年間の平均により見込むこととします。

なお、市内の支援拠点は現在8か所ですが、令和4年8月から新しく整備したのだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）と既存子ども館において、指定管理者による運営にあわせて連携型の地域子育て支援拠点事業を実施し、子育て支援の充実を図ります。

これにより、支援拠点が増え供給体制（「確保の内容」）が拡充されますので、「量の見込み」も増えることから見直しを行います。

○量の見込み

令和元年度までは実績値とし、令和2年度及び令和3年度については、コロナ禍により事業を中止していることから、平成28年度から平成30年度の3年間の平均を基に積算する。

令和4年から子ども館で支援拠点事業を実施することから、令和元年度までは、子ども館での乳幼児と保護者を対象としたサークル等の実績値とし、令和2年度及び令和3年度については、コロナ禍により休館していることから、平成29年度から平成30年度の過去3年間の平均を基に積算する。

児童センターについては、平成28年度から平成30年度の過去3年間のエンゼルドームでの実績値を基に、人口案分により推計する。

○確保の内容

各施設の保育面積から利用可能児童数を見積り、稼働日数から積算する。

令和4年度は、既存子ども館で事業を予定している部屋の面積合計 422 ㎡、令和5年度以降は、のだしこども館 supported by kikkoma（児童センター）の面積 154 ㎡を加えた 576 ㎡を乳児一人当たり保育面積 4.0 ㎡で除して、週3日、年間 50 週事業を実施することにより利用可能な人数を確保の内容として追加します。

旧

(4) 地域子育て支援拠点事業

■量の見込み

単位(人回/月)

	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	2,337	3,333	3,187	3,189	3,183	3,182
②確保の内容		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
②－①		167	313	311	317	318

■提供体制・確保方策の考え方

○現在、市内に8か所の拠点施設があり、地域的なバランスはおおむね取れています。

○量の見込みに対しては確保される見通しであり、相談・情報提供・サークル・講座等、共通化による事業の充実に取り組みます。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

(5) 妊婦検診事業

■量の見込み

単位(人回/年)

	実績				見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	9,696	9,591	9,020	9,025	9,600	9,600	9,600
②確保の内容					10,000	10,000	10,000
②－①					400	400	400

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

妊婦健康診査・乳児健康診査の費用助成を行っています。また、県外の契約していない医療機関で受診した費用の一部については、償還払いを行っています。

今後、少子化等の影響により実績が減少することが予想されるため、量の見込みを見直します。

○量の見込み

令和3年度の実績を参考とし、少子化等の影響を考慮し、積算しました。

○確保の内容

量の見込みに対して、十分な計画量を見込んでいます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

■量の見込み

単位(人)

	実績				見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	832	834	784	806	830	830	830
②確保の内容					850	850	850
②－①					20	20	20

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

対象者の方について、原則全員の方に訪問を実施しています（ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響で希望されない方については、来所等で対応）。

今後、少子化等の影響により実績が減少することが予想されるため、量の見込みを見直します。

○量の見込み

令和3年度の実績を参考とし、少子化等の影響を考慮し、積算しました。

○確保の内容

量の見込みに対して、十分な計画量を見込んでいます。

旧

(5) 妊婦健診事業

■量の見込み

単位(人回/年)

	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	9,696	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②確保の内容		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②－①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○ 健診回数や健診項目については国の基準を踏まえつつ、保健センターによる事業として実施します。また、要保護児童対策の担当との連携に努め、ハイリスクケースの早期把握や児童虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

■量の見込み

単位(人)

	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	832	900	900	900	900	900
②確保の内容		900	900	900	900	900
②－①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○ 保健センターの事業として、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問します。また、要保護児童対策の担当との連携に努め、ハイリスクケースの早期把握や児童虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

(7) 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

■量の見込み

単位(人)

	実績				見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	9	11	3	4	6	10	20
②確保の内容					20	20	20
②－①					0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

育児不安や、育児ストレスを抱える保護者に対し、家事等の援助や育児指導を行うことにより、安定した養育環境を提供しています。令和2年度及び3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響によるサービスの利用控えがあったことから、利用者数が見込みを下回りました。

○量の見込み

今後の見込みについては、コロナ禍が収束することや、今まで以上に利用の積極的な促進を図ることから、確保数を目標として令和6年度の見込みとしました。令和4年度及び令和5年度については、令和3年度実績から令和6年度見込までの伸び率を参考に試算しました。

○確保の内容

確保量に対し、利用者数の見込みが少なくなっていますが、今まで以上に利用の促進を図ることから、引き続き、20 人の利用に対応できる体制を確保していきます。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■量の見込み

単位(人日/年)

	実績				見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	9	66	61	88	127	183	264
②確保の内容					365	365	365
②－①					238	182	101

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

子どもを養育している保護者等が、病気や事故、育児疲れなどで一時的に養育困難となった際に、松戸市にある児童養護施設「晴香園」で宿泊又は日帰りで一時預かりを行う事業です。通院や冠婚葬祭等の事情ほか、育児疲れやストレスに対するレスパイトでの利用を勧奨しています。場所が松戸市ということ、また、送迎が必要ということもあり、利用に繋がらない状況もありましたが、定期的な利用者も増え始め、利用日数の増加につながっています。

○量の見込み

利用日数が増加している状況ではありますが、当初の見込み量を実績が 10%以上下回っています

旧

(7) 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

■量の見込み

単位(人)

	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	9	20	20	20	20	20
②確保の内容		20	20	20	20	20
②－①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○ 母子保健事業や要保護児童対策地域協議会との連携により、産じょく期や育児に不安を持つ家庭を支援します。また、虐待の未然防止やリスクの軽減に努めます。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■量の見込み

単位(人日/年)

	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	9	434	415	402	382	366
②確保の内容		365	365	365	365	365
②－①		▲69	▲50	▲37	▲17	▲1

■提供体制・確保方策の考え方

○ 子どもを同伴しての外泊ができない事情が発生した場合のセーフティネットとしての役割があることから、要保護児童対策として取り組んでいます。

○ 量の見込みに対して確保の内容が少ない状況ですが、実績も勘案し確保の内容を見込んでいます。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

旧

ので、「量の見込み」を見直す必要があります。

見直しにつきましては、直近2年間の伸び率を算出し、伸び率「1.44」を令和3年度の実績に乗じて令和4年度の見込みを積算しています。令和5年度及び6年度についても、それぞれの見込み量に伸び率を乗じて積算しました。今後も通院や冠婚葬祭等の事情ほか、育児疲れやストレスに対するレスパイトでの利用を希望する家庭に対し、積極的な利用を勧奨していきます。

○確保の内容

年間1床ずつ、365日の確保を想定しています。計画的な利用については、年末年始や大型連休などは需要が高まり、予約の確保が難しい状況ですが、利用を申請してきた保護者と協議を行い、概ね要望通りの日数を確保することができています。また、保護者の緊急入院等により児の養育者が不在となる場合など、緊急な場合に利用できる緊急枠が1床確保されていることが、子育て短期支援事業を社会福祉法人「晴香」に委託している最大の利点と考えています。

（9）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■量の見込み

単位（人日/年）

	実績				見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,768	4,193	1,993	3,543	3,654	3,530	3,451
②確保の内容					5,000	5,000	5,000
②－①					1,346	1,470	1,549

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、令和2年度の実績値が大きく減少しています。これは、コロナ禍の影響により利用の多い保育所等の送迎が減ったことや感染対策として外出などを控える傾向にあったことが大きな要因となっていますが、令和3年度は回復傾向にあります。

利用会員については、保育所や学童保育所を利用する保護者への加入促進を進めていることから増加していますが、提供会員は概ね横ばいで推移していることから、利用会員が利用できないことがないよう提供会員の少ない地域については、提供会員を増やす取組を進め

○量の見込み

利用会員の利用頻度により件数が増減しますが、令和2年度以外は概ね見込みどおりとなっていますので見直しは行いません。

○確保の内容

利用の見込みに対して、全体として供給体制は確保されていますので見直しは行いませんが、地域によっては偏りがあるので、少ない地域については増員を図ります。

（9）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■量の見込み

単位（人日/年）

	実績	見込み					
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	3,768	3,884	3,697	3,654	3,530	3,451	
②確保の内容		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
②－①		1,116	1,303	1,346	1,470	1,549	

■提供体制・確保方策の考え方

○今後も社会福祉協議会に委託して実施し、利用実績を踏まえた量に対応できるよう提供会員の確保に努めます。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

(10) 延長保育事業（時間外保育事業）

■量の見込み

単位(人/月)

	実績				見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1,137	1,094	845	1,017	1,094	1,094	1,094
②確保の内容					1,137	1,137	1,137
②－①					43	43	43

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で延長保育の利用が減ったが、令和3年度から公立保育所での短時間保育の延長保育（7時～8時30分、16時30分～18時）の開始に伴い、延長保育を利用する保護者が増えました。

○量の見込み

令和4年度は令和3年度と同程度、令和5年度以降は令和元年度と同程度に利用が回復すると見込んでいます。

○確保の内容

平成30年度の実績から、今後も十分対応可能なため、平成30年度と同数の計画量を見込んでいます。なお、利用が計画量を上回っても、延長保育の対応は可能です。

(11) 病児・病後児保育事業

■量の見込み

単位(人日/年)

	実績				見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	500	495	0	0	200 (549)	240 (522)	240 (500)
②確保の内容					1200 (1172)	1200 (1172)	1200 (1172)
②－①					1000 (623)	960 (650)	960 (672)

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

病児・病後児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度・令和3年度は休止していた小張総合病院敷地内「ひばりルーム」が令和3年度末に廃止となりました。令和4年度からは保育所併設型病児施設としてフォレストルームを開設したため、見直しを行います。

旧

(10) 延長保育事業（時間外保育事業）

■量の見込み

単位(人/月)

	実績	見込み				
	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1,137	829	802	775	756	744
②確保の内容		1,137	1,137	1,137	1,137	1,137
②－①		308	335	362	381	393

■提供体制・確保方策の考え方

○量の見込みに対しては確保される見通しであり、引き続き公立保育所への指定管理者制度導入による民間活力にて保育時間の延長に対応します。

(11) 病児・病後児保育事業

■量の見込み

単位(人日/年)

	実績	見込み				
	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	500	595	577	549	522	500
②確保の内容		1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
②－①		577	595	623	650	672

■提供体制・確保方策の考え方

○病児・病後児保育事業は、今後も既存施設（小張総合病院敷地内「ひばりルーム」）での実施を継続しつつ、保育所型病児施設の導入等についても検討します。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

旧

○量の見込み

令和 4 年度 6 月の利用児童数を基に、病児保育を利用する児童数を推計する。

なお、令和 4 年度は開設間もなく 4 月・5 月の利用実績が低いため、考慮した児童数を推計するもの。

○確保の内容

利用定員（5 人）に、平日日数（20 日）の年間分（12 か月）を乗じた人数とする。

（12）実費徴収に係る補足給付事業

■量の見込み

単位（人月／年）

		実績				見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
副食費	①量の見込み	－	559	1,007	1,509	1,800	1,800	1,800
	②確保の内容					2,592	2,592	2,592
	②－①					792	792	792
主食費	①量の見込み	－	559	1,007	1,509	1,800	1,800	1,800
	②確保の内容					2,592	2,592	2,592
	②－①					792	792	792
教材費等	①量の見込み	24	32	21	28	44	44	44
	②確保の内容					120	120	120
	②－①					76	76	76

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

給食費の実費徴収に係る補足給付事業は、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年度から開始した事業であり、野田市エンゼルプラン第5期計画策定時に創設された幼児教育・保育無償化の影響が不透明であり「量の見込み」が予測困難な状況であったことから、今回の中間見直しで、実績及び量の見込みを行います。

○量の見込み

副食費及び主食費については対象人数のうち実績から算出した申請率 70％を乗じ下一桁を四捨五入し、算出した人数に 12 か月を乗じて見込人数を積算するもの。

教材費等については、令和2年度の利用実績と令和3年度の利用実績を比較してでる上昇率を基に令和3年度の利用実績に上昇率を乗じて令和4年度以降の見込を積算するものです。

○確保の内容

副食費及び主食費については令和 4 年 4 月の令和 4 年課税額等から算出した人数に 12 か月を乗じて算出したものです。

教材費等については、令和4年8月現在の対象者人数に対象月数1 2月を乗じた人数としたものです。

（1 2）実費徴収に係る補足給付事業

■提供体制・確保方策の考え方

○ 低所得者への保育材料費の補助等の事業については、幼児教育・保育無償化に伴い年収 360 万円未満相当世帯の副食費（実費徴収）が徴収免除となることから、給食費や教科書代等の補足給付について、国・県の実施要綱等に基づき実施します。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新	旧
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（変更なし） ■提供体制・確保方策の考え方 ○ 教育・保育への新規参入事業者への相談・助言・あっせんに係る事業について、野田市は、これまでの認可制度に基づく施設による提供を基本としており、経験豊富な事業者が運営することから当面の必要性は低いと考えられますが、今後の保育の量の確保において提供体制が多様化する状況になった場合は、当該事業の実施を検討していきます。	(13) 多様な主体の参入促進事業 ■提供体制・確保方策の考え方 ○ 教育・保育への新規参入事業者への相談・助言・あっせんに係る事業について、野田市は、これまでの認可制度に基づく施設による提供を基本としており、経験豊富な事業者が運営することから当面の必要性は低いと考えられますが、今後の保育の量の確保において提供体制が多様化する状況になった場合は、当該事業の実施を検討していきます。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新	旧
■各論	■各論

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

事業番号・事業名	1 1 充実した学童保育サービスの提供		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■ 指導員の確保に努めるとともに、指導員に対する研修を実施し、スキルの向上を図っています。

■ 放課後児童指導員となる資格を有する全ての指導員に県の認定研修を受けるよう計画的に取り組んでいます。

■ 市内の全ての学童保育所の閉所時間を午後7時まで延長して運営しています。

【実績】

■ 指導員研修は、年に2回の自主研修会を実施しているほか、放課後指導支援員認定資格研修の受講を計画的に実施しています。

＜各種研修実施状況＞

	平成30年度～令和3年度	
研修実績	定例会（指導員全員参加）	月1回
	職場内研修会（指導員全員参加）	年2回
	県の研修会（指導員順次参加）	年2回

＜放課後指導支援員認定資格研修受講状況＞

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
直営（人）	5	4	3	2
委託（人）	9	4	3	4
合計（人）	14	8	6	6

事業評価・課題

■ 民間委託学童保育所も参加する毎月の定例会で、保育内容等の発表を行い、情報やスキルの共有化と向上を図っています。

■ 児童の安全確保のため、必要に応じて指導員の加配等の対応を図っています。

■ 開発等により一時的に増加に転じる学校区もありますが、少子化等の影響により、全体では平成30年度をピークに児童数は減少に転じています。

なお、第一学童と第二学童の児童数を合わせても、第二学童の定員に満たない学校区や第一学童と第二学童が隣り合った教室を利用していることで児童が少ない土曜日など統合保育が可能な環境にある学校区があり、児童の保育環境を踏まえ、運営の効率化を図る必要があります。

旧

事業番号・事業名	1 1 充実した学童保育サービスの提供		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■ 指導員の確保に努めるとともに、指導員に対する研修を実施し、スキルの向上を図っています。

■ 放課後児童指導員となる資格を有する全ての指導員に県の認定研修を受けるよう計画的に取り組んでいます。

■ 市内の全ての学童保育所の閉所時間を午後7時まで延長して運営しています。

【実績】

■ 指導員研修は、年に2回の自主研修会を実施しているほか、放課後指導支援員認定資格研修の受講を計画的に実施しています。

＜各種研修実施状況＞

	平成27年度～平成30年度	
研修実績	定例会（指導員全員参加）	月1回
	職場内研修会（指導員全員参加）	年2回
	県の研修会（指導員順次参加）	年2回

＜放課後指導支援員認定資格研修受講状況＞

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
直営（人）	6	6	5	5
委託（人）	3	7	15	9
合計（人）	9	13	20	14

事業評価・課題

■ 民間委託学童保育所も参加する毎月の定例会で、保育内容等の発表を行い、情報やスキルの共有化と向上を図っています。

■ 児童の安全確保のため、必要に応じて指導員の加配等の対応を図っています。

今後の事業方針

■ 事業運営について、児童の保育環境を第一に考え、委託の方針を見直すことも含めて検討します。

■ 指導員の配置については、従うべき基準が緩和されましたが、条例の改正は行わず放課後児童指導員を支援単位ごとに2人以上配置します。

■ 運営指針に基づき、質の向上と機能の充実に努めます。

エンゼルプラン第 5 期計画新旧対照表

新	旧
今後の事業方針 ■ 保育環境の改善と運営の効率化を図るため、複数学童がある学校区については、順次計画的に第二学童の運営を委託から直営に切り替えることとし、今後、社会福祉協議会及び職員組合と協議を進めます。 ■ 指導員の配置については、従うべき基準が緩和されましたが、条例の改正は行わず放課後児童指導員を支援単位ごとに 2 人以上配置します。 ■ 運営指針に基づき、質の向上と機能の充実に努めます。	

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

事業番号・事業名	27 代替保育利用支援事業の充実（子育てサービス等利用支援助成事業）		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■ 子育て環境の充実を求める市民の意見を受け、平成26年6月から、求職活動中の保育所申込者で希望する保育所に空きがなく入所決定とならなかった保護者が、求職活動の際に児童の保育のために利用した子育て支援サービス（ファミリー・サポート・センター事業）の費用を助成していました。しかしながら、保育所入所が保留中で求職活動中や疾病等の利用要件の制限が多かったため利用者が少なかったことから、令和2年10月より対象者や対象施設を広げた「野田市子育てサービス等利用支援助成事業」として、保育所入所していても、保留中でも、保育の認定を受けている保護者全員に対し、冠婚葬祭やリフレッシュでも利用要件を問わず、利用した子育てサービスに係った保育料の1/2（児童1人につき一か月あたり上限2万円）を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図っております。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 9月まで	令和2年度 10月以降	令和3年度
申請者数	4件	2件	0件	255件	449件
対象の子育て支援サービス	・野田市内の認可保育所及び認定こども園において行う一時預かり事業 ・野田市ファミリー・サポート・センター事業			・認可外保育施設（追加） ・一時預かり事業 ・野田市ファミリー・サポート・センター事業	
対象者	・保育所等の利用の決定を保留されているお子さんの保護者で、傷病、第二子以降の出産等により家庭内保育が困難になっている方 ・求職活動中で支給認定を受け、保育所等の利用の決定を保留されているお子さんの保護者で、定期的に求職活動を行う方 ・育休明け保育所利用予約が決定した保護者で、当該保育所の利用を開始するまでの間に職場復帰した方			・教育・保育給付認定第2号又は第3号を受けた保護者 ・施設等利用給付認定第2号又は第3号を受けた保護者 ・利用予約により保育所の利用が決定した保護者 ※サービス利用の事由は問わない。	

旧

事業番号・事業名	27 代替保育利用支援事業の充実		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■ 子育て環境の充実を求める市民の意見を受け、求職活動中の保育所申込者で希望する保育所に空きがなく入所決定とならなかった保護者が、求職活動の際に児童の保育のために利用した子育て支援サービス（ファミリー・サポート・センター事業）の費用を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

事業評価・課題

■ 平成26年6月から開始した事業ですが、平成30年度までの利用実績が各年度5件以下であることから、引き続き求職活動中の保護者への周知を図る必要があります。

今後の事業方針

■ 引き続き求職活動の際に児童の保育のために利用した子育て支援サービス（ファミリー・サポート・センター事業）の費用助成をしていきます。

■ 求職活動中の保護者への周知を図るとともに、幼児教育・保育無償化の影響を踏まえ、必要に応じて代替保育利用支援事業の事業内容等の見直しを検討します。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新	旧
事業評価・課題 ■ 令和2年9月までの利用実績が各年度5件以下でしたが、利用サービスに休日預かりを含めた認可外保育施設も加えたこともあり、「野田市子育てサービス等利用支援助成事業」となった令和2年10月以降は申請者が大幅に増えております。 今後の事業方針 ■ 引き続き児童の保育のために子育て支援サービス（認可外保育施設・一時預かり事業・ファミリー・サポート・センター事業）の費用助成をしていきます。 ■ 必要に応じて「野田市子育てサービス等利用支援助成事業」の事業内容等の見直しを検討します。	

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

事業番号・事業名	4 1 子ども館の機能の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■ 子ども館の休館日（月・火・祝日）を解消するため社会福祉協議会に委託し開放していたが、令和4年8月から、新しく整備したのだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）と既存の子ども館を含め、指定管理者による運営に代わることで、休館日（月・火・祝日）を開館日として運営します。

■ 親子が年間を通じて気軽に交流できる交流の場を作るとともに、地域における児童の活動拠点として遊びの指導などの事業を展開しています。

■ 令和4年5月に整備が完了し、ネーミングライツにより「のだしこども館 supported by kikkoman」として10月1日に指定管理者による運営でオープンしました。

■ 子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、様々な年齢の子どもたちが集い、子どもの成長に必要な遊びを通して学べる場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流や相談ができる場として、更には、子どもたちの体験活動を市民が支え、多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点となり、楽しく遊びながら学ぶことができる魅力ある施設運営を行います。

■ 保護者の子育てに対する不安や心配、また、子供たちから相談について、専門的な内容については、関係機関と連携して対応します。

事業評価・課題

■ 子どもたちの健全な遊びの場として休館日を解消しました。

■ 就学前児童から小中高校生までを対象とする異年齢の子どもが利用する施設であることから、より安全かつきめ細やかに児童の育成支援ができるよう、特に高学年の指導に関する職員のスキル向上が必要となっています。

■ 利用者の意向や要望を把握し、運営協議会の意見を踏まえ、常に事業を見直し、サービスの向上に努めます。

■ 子育て支援や地域交流の拠点として、保育所、幼稚園、学校等と連携した事業運営に取り組みます。

今後の事業方針

■ より積極的に子育て家庭が気軽に交流できるサークルやセミナー等親子のふれあいの場を作るとともに、様々な年齢の利用者が安全に利用できるよう施設の適正な管理と職員の研修等に努めます。

■ 子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子育て拠点事業において、事業の共通化を図るに当たり、子ども館の児童厚生員が拠点スタッフと連携して取り組みます。

■ 小規模な児童館施設としての特性を生かし、今後も地域と密着した事業を推進します。

■ 人が持つ様々な個性や違い（年齢、性別、文化、障がい特性等）に関わらず、誰もが安全に安心して利用できるインクルーシブの理念を取り入れた運営を目指します。

■ のだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）と既存子ども館が同じ事業者による運営の強みを活かし、のだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）を拠点として魅力的な事業は共有するなど、事業の活性化を図ります。

■ 利用者の意向や運営協議会の意見を踏まえた事業見直しや地域の子育て支援の拠点として関係機関等とのネットワークの構築に努めます。

旧

事業番号・事業名	4 1 子ども館の機能の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■ 子ども館の休館日（月・火・祝日）を解消するために、年末年始を除き休館日に該当する日を業務委託することで、児童に子ども館を開放しています。

■ 親子が年間を通じて気軽に交流できる交流の場を作るとともに、地域における児童の活動拠点として遊びの指導などの事業を展開しています。

【実績】

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	稼働 日数 （日）	延べ 利用者 （人）	稼働 日数 （日）	延べ 利用者 （人）	稼働 日数 （日）	延べ 利用者 （人）	稼働 日数 （日）	延べ 利用者 （人）
全体	359	94,386	360	98,093	359	90,564	359	93,772
直営	248	79,739	249	83,595	246	77,676	247	81,690
委託	111	14,647	111	12,498	113	12,888	112	12,082

事業評価・課題

■ 子どもたちの健全な遊びの場として休館日を解消しました。

■ 就学前児童から小中高校生までを対象とする異年齢の子どもが利用する施設であることから、より安全かつきめ細やかに児童の育成支援ができるよう、特に高学年の指導に関する職員のスキル向上が必要となっています。

今後の事業方針

■ より積極的に子育て家庭が気軽に交流できるサークルやセミナー等親子のふれあいの場を作るとともに、様々な年齢の利用者が安全に利用できるよう施設の適正な管理と職員の研修等に努めます。

■ 子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子育て拠点事業において、事業の共通化を図るに当たり、子ども館の児童厚生員が拠点スタッフと連携して取り組みます。

■ 小規模な児童館施設としての特性を生かし、今後も地域と密着した事業を推進します。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

事業番号・事業名	142 子ども家庭総合支援拠点		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■ 子ども家庭総合支援課を、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として位置付け、18 歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を切れ目なく継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結びつけています。

また、従来から実施している家庭児童相談室の相談業務も併せて実施しています。

なお、令和4年度に行われた組織改編により、子ども支援室はより子どもの発達支援に特化した、子どもの発達相談室に変更されたことから、子ども支援室が担っていた 18 歳までの子育てに関する相談窓口は、子ども家庭総合支援拠点に一本化されました。

事業評価・課題

■ 子育て世代包括支援センター（保健センター・関宿保健センター）との情報共有、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じた連携を行っていく必要があります。

今後の事業方針

■ 広く市民に子ども家庭総合支援拠点の事業を周知し、18 歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期対応を図ります。

旧

事業番号・事業名	142 子ども家庭総合支援拠点		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	新規

事業の内容・実績

■ 子ども家庭総合支援課を、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として位置付け、18 歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を切れ目なく継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結びつけています。

また、従来から実施している家庭児童相談室の相談業務も併せて実施しています。

事業評価・課題

■ 子育て世代包括支援センター（保健センター・関宿保健センター）との情報共有、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じた連携を行っていく必要があります。

今後の事業方針

■ 広く市民に子ども家庭総合支援拠点の事業を周知し、18 歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期対応を図ります。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

事業番号・事業名	151 ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■ 養育費問題の解決を図るために、「野田市版養育費取得のしおり」を作成し、児童扶養手当等の申請窓口を通じて説明を行うほか、母子寡婦福祉会の取組による「無料法律相談事業」を毎月1回実施しています。また、「養育費等個別法律相談会」を実施しています。

【実績】

無料法律相談事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数（件）	27	25	27	31

養育費等個別法律相談会	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数（回）	3	3	3	3
参加者数（人）	12	15	15	11

事業評価・課題

■ 平成30年度実施の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」によると、「養育費確保のための無料法律相談」について、「役に立った」、「知っている」を合わせると母子家庭が51.1%、父子家庭が18.3%となっています。

しかし、養育費の取得については、「現在も受けている」のは母子家庭が25.2%、父子家庭は1.7%で、「受けたことがあるが現在は受けていない」のは母子家庭が11.1%、父子家庭が3.4%となっており、依然として取得している割合が低い状況ですが、養育費の取り決めをしていない理由として母子家庭は「相手と関わりたくないから」の割合がトップであることから、個々の事情に応じた相談対応が必要です。

今後の事業方針

■ 養育費取得のため、引き続き相談事業を推進します。令和5年度からは、養育費に関する公正証書等作成費用及び養育費保証契約保証料について助成を行います。

■ 子どもの育成の面からも重要な面会交流について、県の事業などの周知を図っていきます。

■ 令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）」の基本目標「養育費確保のための支援の充実」に位置付ける施策を推進していきます。

旧

事業番号・事業名	151 ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■ 養育費問題の解決を図るために、「野田市版養育費取得のしおり」を作成し、児童扶養手当等の申請窓口を通じて説明を行うほか、母子寡婦福祉会の取組による「無料法律相談事業」を毎月1回実施しています。また、弁護士による「養育費等個別法律相談会」を実施しています。

【実績】

無料法律相談事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数（件）	16	21	20	27

養育費等個別法律相談会	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数（回）	1	1	1	3
参加者数（人）	9	7	7	12

事業評価・課題

■ 平成30年度実施の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」によると、「養育費確保のための無料法律相談」について、「役に立った」、「知っている」を合わせると母子家庭が51.1%、父子家庭が18.3%となっています。

しかし、養育費の取得については、「現在も受けている」のは母子家庭が25.2%、父子家庭は1.7%で、「受けたことがあるが現在は受けていない」のは母子家庭が11.1%、父子家庭が3.4%となっており、依然として取得している割合が低い状況ですが、養育費の取り決めをしていない理由として母子家庭は「相手と関わりたくないから」の割合がトップであることから、個々の事情に応じた相談対応が必要です。

今後の事業方針

■ 養育費取得のため、引き続き相談事業を推進します。

■ 子どもの育成の面からも重要な面会交流について、県の事業などの周知を図っていきます。

■ 令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）」の基本目標「養育費確保のための支援の充実」に位置付ける施策を推進していきます。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

事業番号・事業名	170 子ども医療費助成制度の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■

子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校3年生までの子どもの通院、調剤及び入院に係る保険診療の一部又は全部を助成します。

■

子育て支援の充実を図るため、自己負担金の無料化を進めます。

【実績】

・平成30年8月診療分から3歳児まで無料

・令和2年8月診療分から、就学前児童まで無料

・令和4年8月診療分から小学6年生まで無料とし、中学生は入院1日、通院1回当たり300円を200円に引下

■

母子健康手帳交付時、出生届時等に助成制度の周知及び申請手続きを行っています。

【実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給申請件数（件）	263,631	190,704	208,060

事業評価・課題

■

平成27年8月1日診療分から、小学校3年生までを対象としていた通院、調剤を中学校3年生にまで助成対象を拡大し、併せて自己負担金は通院1回、入院1日当たり300円（調剤は無料）としました。

■

自己負担の無料化として、平成30年8月診療分から3歳まで、令和2年8月診療分から就学前児童まで、令和4年8月診療分からは小学6年生まで拡大するとともに中学生についても入院1日、通院1回当たり300円を200円に引下る制度の拡充を図りました。

■

県内各市が競って実施する対象年齢の拡大により、地域間で助成内容に格差が生じています。

今後の事業方針

■

子ども医療費助成の対象年齢や無料化の拡大については、野田市の将来を担う子どもたちや、その保護者から実施が望まれていることから、令和5年8月診療分から中学生までの無料化を拡大し、さらに、医療費助成の対象を高校3年生まで拡大します。

■

国に対しては、本制度は子育て世帯の経済的負担を軽減する趣旨から、国の制度として医療費の無料化を実施すること、当該事業の実施に伴う国保の国庫負担金減額措置の廃止の対象を未就学児までから中学3年生まで拡大すること、県に対しては、地域間の格差が生じている現状から、県の助成対象について通院・調剤についても中学3年生まで拡大し3歳までの自己負担を0円とすること、県の補助率2分の1を3分の2に引き上げること等を要望していきます。

旧

事業番号・事業名	170 子ども医療費助成制度の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■

子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校3年生までの子どもの通院、調剤及び入院に係る保険診療の一部又は全部を助成するもので、平成30年8月診療分から、3歳までの自己負担金を無料とし、制度の拡充を図っています。

■

母子健康手帳交付時、出生届時等に助成制度の周知及び申請手続きを行っています。

【実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給申請件数（件）	275,563	270,197	267,022

※ 平成30年8月より3歳までの自己負担金を無料に拡充した。

事業評価・課題

■

平成27年8月1日診療分から、小学校3年生までを対象としていた通院、調剤を中学校3年生にまで助成対象を拡大し、併せて自己負担金は通院1回、入院1日当たり300円（調剤は無料）としました。さらに、平成30年8月診療分から、3歳までの自己負担金を無料とし、制度の拡充を図りました。

■

県内各市が競って実施する対象年齢の拡大により、地域間で助成内容に格差が生じています。

今後の事業方針

■

子ども医療費助成の対象年齢や無料化の拡大については、野田市の将来を担う子どもたちや、その保護者から実施が望まれていることから、まず就学前児童の無料化の拡充を図っていきます。

■

国に対しては、本制度は子育て世帯の経済的負担を軽減する趣旨から、国の制度として医療費の無料化を実施すること、当該事業の実施に伴う国保の国庫負担金減額措置の廃止の対象を未就学児までから中学3年生まで拡大すること、県に対しては、地域間の格差が生じている現状から、県の助成対象について通院・調剤についても中学3年生まで拡大し3歳までの自己負担を0円とすること、県の補助率2分の1を3分の2に引き上げること等を要望していきます。

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新				旧			
事業番号・事業名		182 幼児教育におけるインクルーシブ教育の推進					
担当課		学校教育課、保育課		事業区分		新規	
事業の内容・実績							
■ 発達上の支援を要すると思われる園児が近年増加していることから、私立幼稚園を含めた市全体でインクルーシブ教育を推進する。							
事業評価・課題							
■ インクルーシブ教育は、私立幼稚園を含め一丸となって進めていくことが重要であることから、令和4年10月から、私立幼稚園にも支援を要する園児を受け入れるために加配した職員の人件費等の補助制度を創設しました。							
■ 近年増加している発達上の支援を要する子どもの受け皿となっている野田幼稚園のプレ幼稚園「こばとプレルーム」の一定数の家庭から要望を受けていたことから、令和4年10月から3年保育を実施し、発達上の支援を要する児童の受入れを進めます。							
今後の事業方針							
■ 私立幼稚園協会と連携を図り、私立幼稚園におけるインクルーシブ教育の推進のため、人件費の補助以外についても私立幼稚園への支援を進めます。							
■ 令和5年度を目途に、市長部局が幼稚園を所管している教育委員会の事務を補助する形で、窓口を一本化し、就学前の子どもたちが一貫した教育・保育を受けることができるよう組織の見直しを進めます。							

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新	旧						
<table><tr><td>事業番号・事業名</td><td>183 連携型地域子育て支援拠点事業</td></tr><tr><td>担当課</td><td>児童家庭課</td></tr><tr><td>事業区分</td><td>新規</td></tr></table> 事業の内容・実績 - 新しく整備したのだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）と既存の子ども館を含め令和4年8月から指定管理者による運営に移行するにあたり、子ども・子育て支援法に基づく連携型の地域子育て支援拠点事業を実施します。 - 実施事業の内容は、サークル、相談、講座開催、情報提供の基本4事業を行います。 事業評価・課題 - 地域子育て支援拠点を増やすことで、より身近な場所で支援を受けられる環境を整備することで、孤立しがちな保護者の支援拡充を図ります。 - 子育てサロン等、他の地域子育て支援拠点と連携し、事業の充実を図ります。 今後の事業方針 - 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化などにより、家庭や地域における子育て機能が低下しているなか、支援が必要な保護者が孤立することがないように、サークルや相談等の充実を図ります。 - のだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）と既存子ども館が同じ事業者による運営の強みを活かし、のだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）を拠点に魅力的な事業は共有するなど、事業の活性化を図ります。	事業番号・事業名	183 連携型地域子育て支援拠点事業	担当課	児童家庭課	事業区分	新規	
事業番号・事業名	183 連携型地域子育て支援拠点事業						
担当課	児童家庭課						
事業区分	新規						

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

旧

事業番号・事業名	184 休日預かり保育事業		
担当課	保育課	事業区分	新規

事業の内容・実績

■ 休日（日曜・祝日）に保育を必要とするすべての保護者が冠婚葬祭やその他の事業等により、緊急に保育の必要性が生じた場合において、要件（保育認定事由）に関わらず利用できるよう、令和2年10月から休日預かり保育事業を実施しています。

【実績】

延べ利用児童数（人）

	令和2年度	令和3年度
特定非営利活動法人子育てネットワークゆっくく	2	25
特定非営利活動法人ゆうアンドみい	12	48

事業評価・課題

■ 利用人数について、上昇傾向にあるが年間を通して少ないため、より多くの方に利用していただくため、更なる周知を図ります。

■ 休日（日曜・祝日）に要件（保育認定事由）に関わらず、緊急に保育の必要性が生じた場合の利用もあるため、利用人数のみで事業を評価せず、必要な家庭への支援として事業を実施する必要も有ります。

今後の事業方針

■ 引き続きNPO 法人2 施設で休日預かり保育事業を実施します。

■ 休日における保育の提供を確保することで、より一層の保育の充実を図ることはもとより、休日（日曜・祝日）に子どもを一時預けることにより保護者の育児疲れや心理的な負担を軽減することを目指し、支援していきます。

エンゼルプラン第 5 期計画新旧対照表

新	旧												
<table><tr><td>事業番号・事業名</td><td>185 不育症及び不妊治療費の一部費用助成事業</td></tr><tr><td>担当課</td><td>保健センター</td></tr><tr><td>事業区分</td><td>新規</td></tr></table> 事業の内容・実績 ■ 医師から不育症及び不妊と診断された者に対して、医療機関において行われる検査、治療、投薬等費用（ただし、高額療養費や医療付加金等がある場合には、控除後の金額）の一部を助成します。 また不育症・不妊治療に係る入院時の差額ベッド代、食事代、野田市の助成に関する証明書の発行料（医療機関の文書料）についても助成対象となります。 ■ いずれも治療している方が野田市に居住し、且つ野田市の住民基本台帳に記録されている者であり、治療開始日から助成金の支給申請をする日まで野田市の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。 ■ 助成額及び対象者 不育症治療 1 治療期間 上限 30 万円 年齢制限なし 不妊治療 1 回 上限 20 万円 43 歳未満 【実績】 <table><tr><td></td><td>令和 3 年度</td></tr><tr><td>不育症治療費助成</td><td>0 件</td></tr><tr><td>不妊治療費助成</td><td>29 件</td></tr></table> 事業評価・課題 ■ 令和 4 年 4 月より保険診療の自己負担分も費用助成を行うことで、経済的負担の軽減につながっています。 今後の事業方針 ■ 制度の更なる周知に努め、制度を利用し妊娠につなげられた後も気軽に相談できるよう相談窓口として支援していきます。	事業番号・事業名	185 不育症及び不妊治療費の一部費用助成事業	担当課	保健センター	事業区分	新規		令和 3 年度	不育症治療費助成	0 件	不妊治療費助成	29 件	
事業番号・事業名	185 不育症及び不妊治療費の一部費用助成事業												
担当課	保健センター												
事業区分	新規												
	令和 3 年度												
不育症治療費助成	0 件												
不妊治療費助成	29 件												

エンゼルプラン第5期計画新旧対照表

新

旧

事業番号・事業名	186 子どもの発達相談室による支援の推進		
担当課	子どもの発達相談室	事業区分	新規

事業の内容・実績

■

令和4年度より子ども支援室は、子どもの発達相談室へと名称変更となり、0歳児から18歳未満のお子さんの発達に関する支援を行っています。

■

子どもの発達相談室に心理士・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等を配置し、子ども発達相談支援事業として、親子教室（集団）と個別相談支援を実施しています。児童の発達課題や療育の必要性について、保護者の理解や受容を促し、適切な支援や医療・療育につなぐことを目的にしています。
また、巡回相談支援事業として、専門職が保育所等を巡回し、職員に対し、障がいの早期発見、早期対応のための助言等の支援を行っています。さらに、ことば相談室・あさひ育成園・こだま学園を所管し、各所と密に連携をとりながら支援を実施していきます。

事業評価・課題

■

発達に課題のある児童の支援にあたり、関係機関と情報共有を行いながら支援しています。

■

親子教室（集団）や個別相談支援では、児童の発達や療育の必要性について、保護者の理解や受容を促し、適切な支援や療育につないでいます。

■

親子教室等の参加につながらない場合や、参加しても療育の必要性についての保護者の理解や発達課題の受容に時間がかかる場合があります。

■

保育所や幼稚園の希望により実施している巡回相談支援事業では、専門職が保育所や幼稚園を巡回し、職員に対し、障がいの早期発見、早期対応のための助言等を行っていますが、保育所や幼稚園の希望に添えるよう実施回数や内容について今後検討が必要です。

今後の事業方針

■

対象者に適切な支援を提案するために支援方針会議を実施していきます。

■

親子教室や個別相談支援の対象者が増加した場合にも対応できるような体制をつくり、発達や療育の必要性について、保護者の理解や受容ができるように丁寧に関わっていきます。

■

多くの施設を専門職が巡回できるように体制を整備し、巡回相談支援事業の充実を図ります。また、障がいの早期発見、早期対応のために保育所や幼稚園と連携して取り組んでいきます。